

第3 災害応急対策計画

● 配備体制

■ 3-1-1 配備体制表(地震・津波・その他の災害等)

1 地震

(1) 災害対策本部未設置

種 別	配備の時期	体制の概要
第1警戒体制	震度3の地震が発生した場合	災害の拡大を防止するため必要な準備の開始及び災害情報の収集活動を主とする体制
第2警戒体制	震度4の地震が発生した場合	1 局地的な災害が発生し、なお拡大のおそれがある場合の体制で、情報収集、防災関係機関との連絡活動、災害予防応急措置を実施する体制 2 事態の推移によっては第1非常体制に切替える体制

(2) 災害対策本部設置

種 別	配備の時期	体制の概要
第1非常体制	震度5弱又は震度5強の地震が発生した場合	防府市災害対策本部設置運営要綱に定める第1非常体制の配備による体制
第2非常体制	震度6弱以上の地震が発生した場合	防府市災害対策本部設置運営要綱に定める第2非常体制の配備による体制

2 津波

(1) 災害対策本部未設置

種 別	配備の時期	体制の概要
第1警戒体制	遠地地震により「山口県瀬戸内海沿岸」に津波警報等が発表される可能性があるとき	海面監視、関係機関等から気象・水象現象等の情報収集活動体制

(2) 災害対策本部設置

種 別	配備の時期	体制の概要
第1非常体制	「山口県瀬戸内海沿岸」に津波注意報が発表され、その状況から必要と認められるとき	防府市災害対策本部設置運営要綱に定める第1非常体制の配備による体制
第2非常体制	「山口県瀬戸内海沿岸」に津波警報又は大津波警報が発表された場合	防府市災害対策本部設置運営要綱に定める第2非常体制の配備による体制

3 その他

(1) 災害対策本部未設置

種 別	体制の時期の基準	体制の内容
第1警戒	1 市内に大雨、洪水、高潮注意報のうち一以上が発表されたとき。	1 あらかじめ決められた関係課職員を配備し、気象状況等の情報収集及び情報伝達を行う。
第2警戒体制	1 大雨、洪水、高潮、波浪、暴風、暴風雪、大雪警報のうち、一以上が発表されたとき。	災害応急対策に関係ある部課の所要人員で配備し、情報収集、連絡活動及び災害応急措置を実施するとともに、事態の推移に伴い随時関係職員の増員を行い、直ちに第1非常体制に移行し得る体制とする。
水防非常体制	1 洪水予報河川（佐波川）及び水位周知河川（柳川、馬刀川）の水位が、水防団待機水位を越え、更に水位の上昇が認められるとき。 2 土砂災害危険情報（警戒（警戒レベル3相当））が発表され、かつ今後も大雨が続くと予想されるとき。 3 梅雨前線が停滞し、先行雨量その他の状況から必要と認められるとき。 4 台風の暴風域が12時間以内に防府市にかかると予想されるとき。 5 高潮による被害が予想されるとき。	防府市水防本部設置運営要綱による水防本部設置体制

(2) 災害対策本部設置

種 別	体制の時期の基準	体制の内容
第1非常体制	1 水防非常体制の配備状況で、危険箇所等の発見など、複数箇所において、災害の発生のおそれがあるとき。 2 防災気象情報等の有無にかかわらず、市内に局地的豪雨等により、現に災害が発生し、その規模及び範囲等の状況から必要と認めるとき。 3 台風が防府市に上陸すると予想されているとき。	防府市災害対策本部設置運営要綱に定める第1非常体制の配備による体制
第2非常体制	1 特別警報（大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮）が発表されたとき、又は発表のおそれがあり、相当規模の災害が発生し、若しくは発生のおそれがあるとき。 2 市内全域にわたる災害が発生したとき、局地的災害であっても被害が甚大であるとき又は大規模の災害発生を免れないと予想されるとき。	防府市災害対策本部設置運営要綱に定める第2非常体制の配備による体制

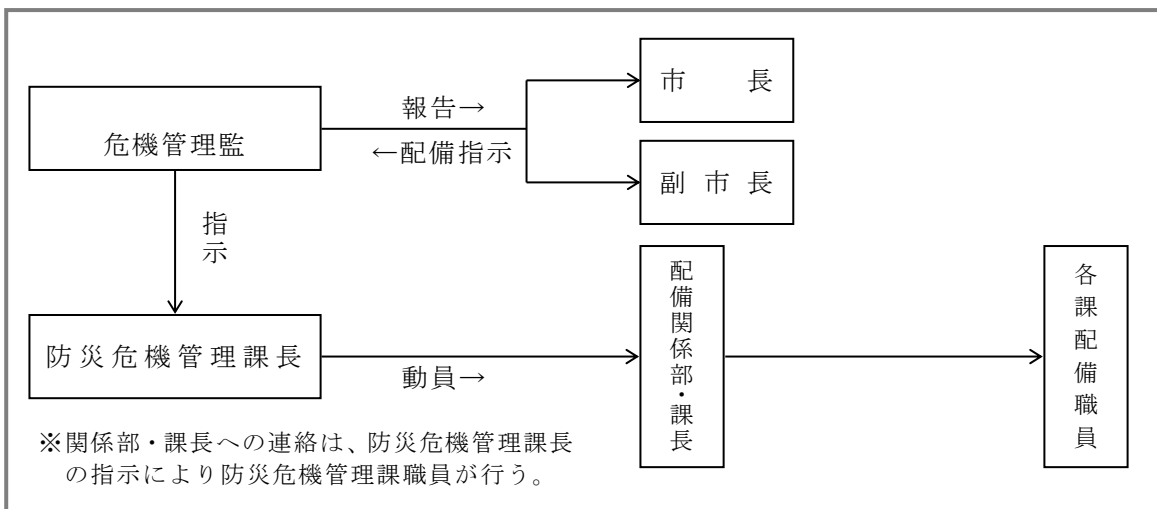
■ 3-1-2 職員の動員に係る留意事項

○職員 の 動員体制

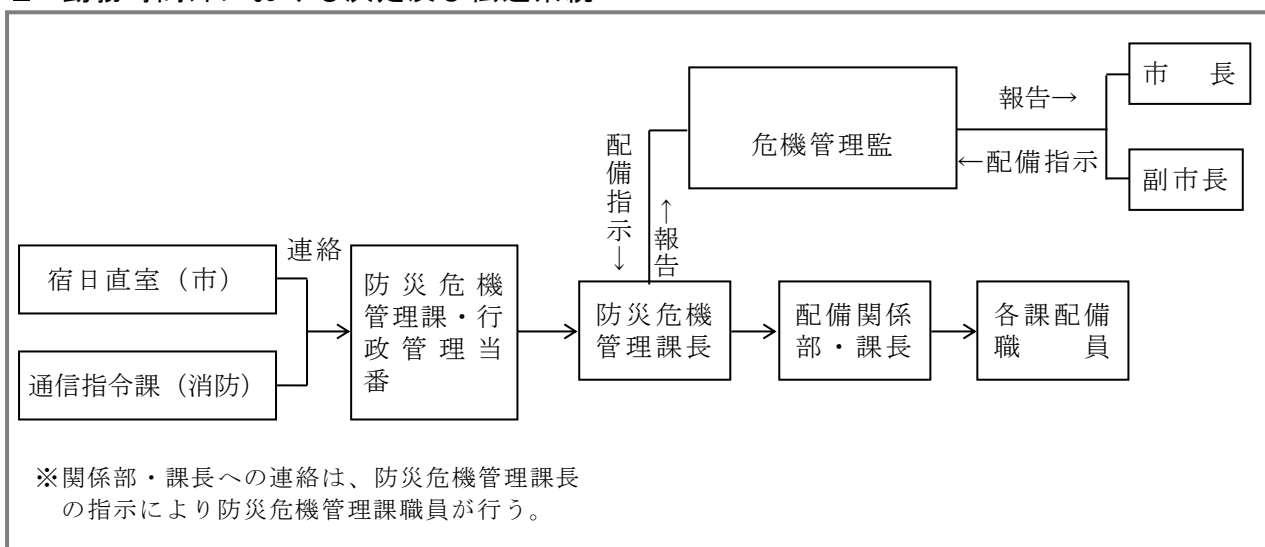
- 1 各配備体制に当たる職員については、災害対策本部設置時の部長に充てられる者が、毎年あらかじめ指名しておくものとする。
- 2 各所属長は発災初期の情報収集、本部設置準備等の活動に従事する職員について参集時間等を勘案し、あらかじめ指名しておく。
- 3 勤務時間内のほか、夜間、休日等の勤務時間外の災害発生に備え、職員参集システムによる初動体制、情報連絡体制を整備しておく。
- 4 部長は、本部と緊密な連絡を保持するため、あらかじめ部の連絡員を指名し、本部長の指示により連絡員を本部に派遣する。

■ 3-1-3 配備体制の伝達系統(勤務時間内・時間外)

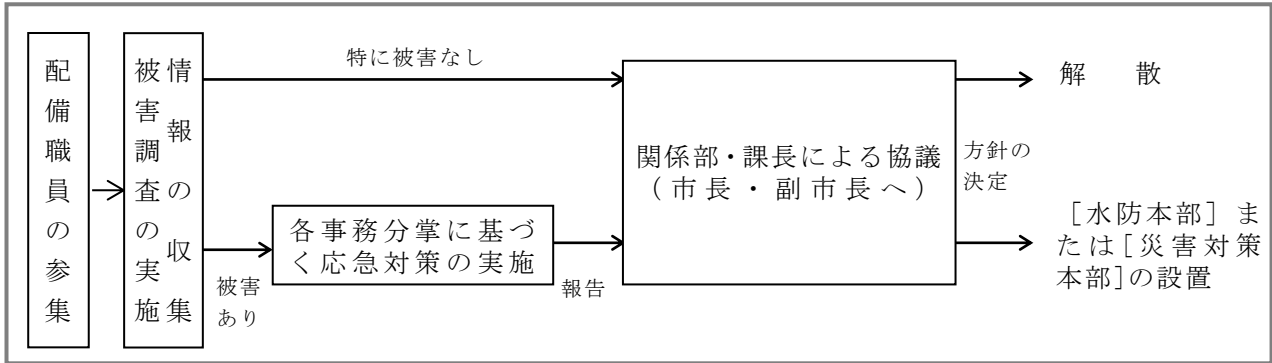
1 勤務時間内における決定及び伝達系統



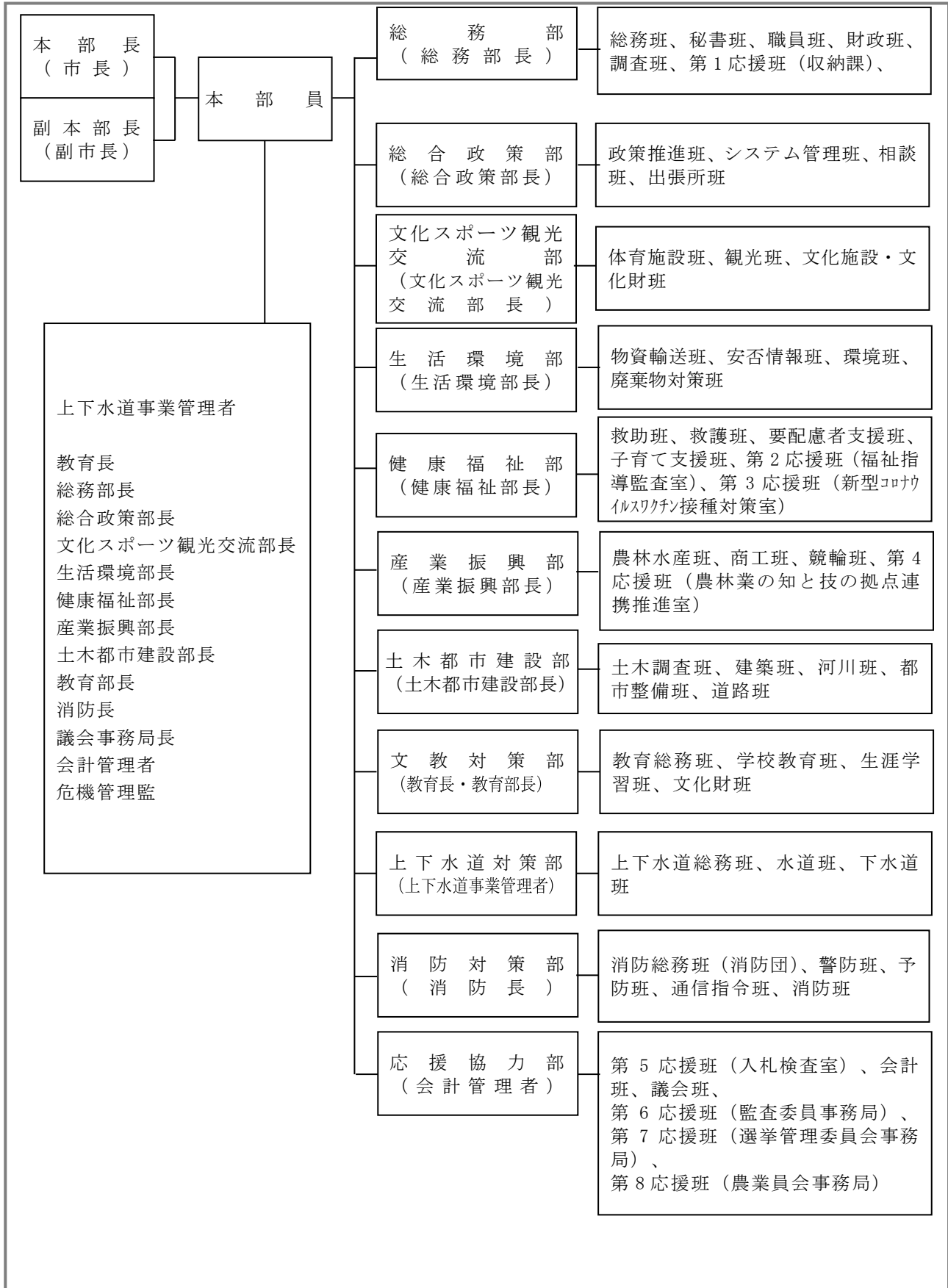
2 勤務時間外における決定及び伝達系統



■ 3-1-4 第1警戒体制、第2警戒体制における業務の流れ



■ 3-1-5 災害対策本部の組織構成図



■ 3-1-6 本部室の組織体制及び部の設置基準

3 部の構成組織

市本部に置く部及び構成する組織は、次のとおりとする。

部の名称	部を構成する組織	部長	副部長
本部統括部	防災危機管理課 他	危機管理監	総務部次長
総務部	総務部	総務部長	人事課長
総合政策部	総合政策部	総合政策部長	総合政策部次長
文化スポーツ観光交流部	文化スポーツ観光交流部	文化スポーツ観光交流部長	文化スポーツ観光交流部次長
生活環境部	生活環境部	生活環境部長	生活環境部次長
健康福祉部	健康福祉部	健康福祉部長	健康福祉部次長
産業振興部	産業振興部	産業振興部長	産業振興部次長
土木都市建設部	土木都市建設部	土木都市建設部長	土木都市建設部次長
文教対策部	教育委員会	教育長・教育部長	教育部次長
消防対策部	消防本部	消防長	消防次長
上下水道対策部	上下水道局	上下水道事業管理者	上下水道局次長
応援協力部	議会事務局 他 外局	会計管理者	監査委員事務局長

4 部の設置基準

予想される災害の程度又は発生した災害形態により異なるがおおむね次のとおりとする。

部名	地震・津波 風水害	豪雪	火事・爆発	その他の災害
本部統括部	必置	必置	必置	必置
総務部	必置	必置	必置	必置
総合政策部	必置	災害規模による	災害規模による	災害形態による
文化スポーツ観光交流部	必置	災害規模による	災害規模による	災害規模による
生活環境部	必置	災害規模による	災害規模による	災害形態による
健康福祉部	必置	必置	必置	必置
産業振興部	必置	必置	災害規模による	災害形態による
土木都市建設部	必置	必置	災害規模による	災害形態による
文教対策部	必置	必置	災害規模による	災害形態による
上下水道対策部	必置	災害規模による	災害規模による	災害形態による
消防対策部	必置	必置	必置	必置
応援協力部	必置	災害規模による	災害規模による	災害形態による

(注) 1 その他の災害とは、大規模な干害、有害物・放射性物質の大量放出又は多数の傷病者、遭難者を伴う列車、航空機、船舶等の事故その他の重大な事故とする。

2 災害の規模その他の状況により、災害応急対策を推進する必要がある場合は、現地災害対策本部を設置する。

■ 3-1-7 災害対策本部における事務分掌

本 部			所 掌 事 務
本部長（市長） 副本部長（副市長）			1 災害対策本部の設置に関すること。（意思決定） 2 高齢者等避難、避難指示に関すること。（意思決定） 3 自衛隊派遣要請に関すること。（意思決定） 4 県への要請及び広域応援依頼に関すること。（意思決定） 5 災害対策本部の廃止に関すること。（意思決定）
部（部長）	班（班長）	担当課	所 掌 事 務
本部統括部 （危機管理監）	総括班 （防災危機管理課長）	各部から指名された職員	1 本部統括部の総括に関すること。 2 災害対策本部員会議の運営に関すること。 3 避難指示等の進言に関すること。 4 県及び防災関係機関（国土交通省、警察、自衛隊等）との連絡調整に関すること。 5 県、他市町及び自衛隊等への応援要請に関すること。 6 各種災害情報の分析及び将来予測に関すること。 7 災害復旧本部の設置に関すること。 8 各部との連絡調整に関すること。
	情報整理班 （防災危機管理課課長補佐）	各部から指名された職員	1 各種災害情報、気象状況等の収集・整理に関すること。
	情報発信班 （防災危機管理課課長補佐）	各部から指名された職員	1 広報車、防災行政無線、その他情報伝達媒体を用いた避難指示等の市民への伝達に関すること。
	被害情報班 （商工振興課主幹）	各部から指名された職員	1 臨時電話の対応に関すること。 2 臨時FAXの対応に関すること。
	広報班 （広報広聴課長）	広報広聴課	1 市民への災害情報、活動状況及び災害関連情報の周知・広報（市ウェブサイト、市広報等）に関すること。 2 記者会見に関すること。 3 報道機関の対応に関すること。 4 災害記録（写真等）に関すること。 5 本部統括部の応援に関すること。
総務部 （総務部長）	職員班 （人事課長）	人事課	1 職員の応援動員（被災他市町村への派遣を含む。）に関すること。 2 国、県及び他の市町村職員の派遣要請に関すること。 3 広域応援、派遣職員等の受入れに関すること。 4 職員の食料等の把握等に関すること。 5 職員の公務災害補償に関すること。 6 直接即報に関すること。 7 職員の参集状況・安否情報の把握に関すること。 8 救助法による賃金職員等の雇い上げに関すること。 9 部内の庶務及び連絡調整に関すること。 10 本部統括部の応援に関すること。
	秘書班（秘書室長）	人事課秘書室	1 本部長及び副本部長の秘書に関すること。 2 市長会等との連絡に関すること。

部（部長）	班（班長）	担当課	所 掌 事 務
	総務班 （行政管理課長）	行政管理課	<ol style="list-style-type: none"> 1 市庁舎管理及び庁内電話に関すること。 2 所管施設等の被害調査及び応急復旧対策に関すること。 3 公用車等の管理及び配車に関すること。 4 公用令書の取扱いに関すること。 5 来庁者の安全確保及び避難誘導に関すること。 6 市庁舎発電機・燃料等の確保に関すること。 7 被災者の他地区等への移送に関すること。 8 駐車スペースの確保に関すること。 9 庁内の電話交換業務に関すること。 10 避難場所等の開設・閉鎖、運営の総括に関すること。 11 避難場所等の情報の収集・整理に関すること。 12 避難場所等への食料等の確保・供給に関すること。 13 災害対策業務従事職員（消防団員等含む）への食料等の確保・供給に関すること。 14 応急用米穀の調達に係る農林水産班の応援に関すること。 15 避難所等の運営における応援要請及び受入れ調整に関すること。 16 避難所内の環境改善対策に関すること。 17 本部統括部の応援に関すること。
	財政班 （財政課長）	財政課	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策に必要な財政措置に関すること。 2 本部統括部の応援に関すること。
	調査班 （課税課長）	課税課	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害地区内の土地・家屋等の被害状況及び被害居住者の調査報告に関すること。 2 罹災証明書の交付に関すること。 3 被災者台帳の作成に関すること。
	第1応援班 （収納課長）	収納課	<ol style="list-style-type: none"> 1 調査班の応援に関すること。
総合政策部 （総合政策部長）	政策推進班 （政策推進課長）	政策推進課	<ol style="list-style-type: none"> 1 出張所班の応援に関すること。 2 部内の庶務及び連絡調整に関すること。 3 本部統括部の応援に関すること。
	システム管理班 （デジタル推進課長）	デジタル推進課	<ol style="list-style-type: none"> 1 庁内情報システム等に関すること。 2 本部統括部の応援に関すること。
	相談班 （広報広聴課長）	広報広聴課	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害に関する市民相談に関すること。 2 被災者支援制度の取りまとめに関すること。 3 本部統括部の応援に関すること。
	出張所班 （地域振興課長）	地域振興課	<ol style="list-style-type: none"> 1 各出張所長及び自治会長との連絡に関すること。 2 管内の災害等の情報収集及び報告に関すること。 3 専門ボランティアの受付に関すること。
文化スポーツ 観光交流部 （文化スポーツ 観光交流部長）	観光班 （観光振興課長）	観光振興課	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設等の被害調査及び応急復旧対策に関すること。 2 観光客の安全・保護に関すること。 3 避難場所等（サイクリングターミナル）の運営に関すること。 4 帰宅困難者に関すること。
	体育施設班 （スポーツ振興課長）	スポーツ振興課	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設等の被害調査及び応急復旧対策に関すること。 2 避難場所等（防府市スポーツセンター武道館・体育館（ソルトアリーナ防府））の運営に関すること。 3 緊急消防援助隊の受入れに関すること。 4 自衛隊の災害派遣の受入れに関すること。 5 警察災害派遣隊の受入れに関すること。
	文化施設・文化財班（文化振興課長）	文化振興課	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設等の被害調査及び応急復旧対策に関すること。 2 避難場所等（防府市公会堂、防府市地域交流センター）の運営に関すること。 3 文化財の被害調査及び応急措置に関すること。 4 文化財の修復に関すること。 5 災害時における外国人への支援に関すること。 6 国際交流関係団体との連携に関すること。

部（部長）	班（班長）	担当課	所 掌 事 務
生活環境部 （生活環境部 長）	環境班 （くらし環境課 長）	くらし環境課	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設等の被害調査及び応急復旧対策に関すること。 2 環境保全協定締結事業所の被害状況把握に関すること。 3 災害時における公害に関すること。 4 防疫活動の実施に関すること。 5 動物救護に関すること。 6 飲用井戸水検査補助に関すること。 7 改葬許可申請受付に関すること。 8 部内の庶務及び連絡調整に関すること。
	安否情報班 （市民課長）	市民課	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者情報（安否情報）の収集・提供に関すること。 2 埋火葬許可証の発行に関すること。 3 遺留品の整理、引き渡しに関すること。 4 身元不明遺体の取扱いに関すること。 5 物資輸送班の応援に関すること。
	物資輸送班 （保険年金課 長）	保険年金課	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難場所等及び被災地への食料・物資等の輸送に関すること。 2 輸送拠点（青果物卸売市場）の運営に関すること。 3 輸送事業者等との調整に関すること。 4 大規模災害時における広域輸送拠点の確保に関すること。
	廃棄物対策班 （クリーンセン ター所長）	クリーンセン ター	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設等の被害調査及び応急復旧対策に関すること。 2 災害時におけるごみ及びし尿の処理に関すること。 3 災害廃棄物の仮置場に関すること。 4 仮設トイレの設置に関すること。 5 災害廃棄物等の環境モニタリングに関すること。
健康福祉部 （健康福祉部 長）	要配慮者支援 班 （高齢福祉課 長）	高齢福祉課	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設等の被害調査及び応急復旧対策に関すること。 2 福祉施設の災害対策及び被害状況調査報告に関すること。 3 避難行動要支援者名簿に関すること。 4 要配慮者の避難及び支援に関すること。 5 福祉関係事業所への協力要請に関すること。 6 広域避難時の支援に関すること。 7 災害時要配慮者の実態調査に関すること。 8 部内の庶務及び連絡調整に関すること。
		障害福祉課	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設等の被害調査及び応急復旧対策に関すること。 2 福祉施設の災害対策及び被害状況調査報告に関すること。 3 要配慮者の避難及び支援に関すること。 4 福祉関係事業所への協力要請に関すること。 5 福祉避難所の開設・運営に関すること。 6 福祉対策活動体制の確立に関すること。 7 福祉対策の実施に関すること。 8 要配慮者支援の応援要請、受け入れに関すること。
	子育て支援班 （子育て支援課 長） 救助班 （社会福祉課 長）	子育て支援課 こども家庭課	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設等の被害調査及び応急復旧対策に関すること。 2 福祉施設の災害対策及び被害状況調査報告に関すること。 3 要配慮者の避難及び支援に関すること。 4 福祉関係事業所への協力要請に関すること。 5 要配慮者支援班の応援に関すること。
		社会福祉課	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設等の被害調査及び応急復旧対策に関すること。 2 災害救助計画に関すること。 3 救済法適用時の事務処理に関すること。 4 義援金及び援助物資の受付・配布に関すること。 5 赤十字医療班及び赤十字奉仕団の動員に関すること。 6 避難場所等（福祉センター）の運営に関すること。 7 災害ボランティアセンターの立ち上げ及び災害ボランティアの受入れ・活動調整に関すること。 8 生活必需品の調達に関すること。 9 被保護世帯等の救助に関すること。 10 災害弔慰金等及び災害見舞金の支給に関すること。 11 被災者生活再建支援金の支給に関すること。 12 生活資金の貸付（社会福祉協議会と連携）に関すること。

部（部長）	班（班長）	担当課	所 掌 事 務
	救護班 （健康増進課長）	健康増進課	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設等の被害調査及び応急復旧対策に関すること。 2 災害時における医療助産に関すること。 3 医薬品及び衛生資材の確保・配分に関すること。 4 防府医師会との連絡調整及び協力に関すること。 5 災害時における感染症予防に関すること。 6 災害対策業務従事職員の健康管理に関すること。 7 避難所・仮設住宅等における保健対策の実施に関すること。 8 被災地における食品衛生に関すること。 9 災害医療救護本部の設置に関すること。 10 医療救護所の設置に関すること。 11 医療救護所に関する情報公開・共有に関すること。 12 医療救護活動の実施に関すること。 13 負傷者状況及び医療機関の被災状況の把握に関すること。 14 後方医療機関への搬送・医療活動に関すること。 15 災害派遣医療チームの受入れ及び連絡調整に関すること。
	第2応援班 （福祉指導監査室長）	福祉指導監査室	<ol style="list-style-type: none"> 1 救助班の応援に関すること。
	第3応援班 （新型コロナウイルスワクチン接種対策室長）	新型コロナウイルスワクチン接種対策室	<ol style="list-style-type: none"> 1 救護班の応援に関すること。
産業振興部 （産業振興部長）	農林水産班 （農林漁港整備課長）	農林水産振興課	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設等の被害調査及び応急復旧対策に関すること。 2 応急用米穀等の調達に関すること。 3 農業、水産関係の被害防止及び応急復旧対策に関すること。 4 災害対策用船舶（漁船）の確保に関すること。 5 応急仮設住宅用資材の調達に関すること。 6 輸送拠点及び避難場所等（青果物卸売市場）の運営に関すること。 7 貯木の流出防止及び除去に関すること。 8 被災家畜の管理場の確保に関すること。 9 飼料の確保、調達及び配給に関すること。 10 病害虫防除対策（植物防疫法）に関すること。 11 種子及び種苗の確保供給（主要農作物種子法）に関すること。 12 被災農林漁業関係者への援助措置に関すること。 13 部内の庶務及び連絡調整に関すること。
		農林漁港整備課	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設等の被害調査及び応急復旧対策に関すること。 2 山林関係の被害防止及び応急復旧対策に関すること。 3 港湾・漁港施設・荷揚げ施設の応急復旧対策に関すること。 4 海岸保全施設の応急復旧対策に関すること。 5 樋門・排水機場管理業務に関すること。 6 水路等維持補修業務に関すること。 7 農道維持管理業務に関すること。 8 土地改良区及び関係機関に対する連絡に関すること。
	商工班 （商工振興課長） 競輪班 （競輪局長）	商工振興課	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設等の被害調査及び応急復旧対策に関すること。 2 被災商工業者に対する経営指導及び応急復旧対策に関すること。 3 被災企業等の生活再建支援に関すること。 4 観光班の応援に関すること。
		競輪局	<ol style="list-style-type: none"> 1 施設内の来場者の安全確保及び避難誘導に関すること。 2 所管施設等の被害調査及び応急復旧対策に関すること。 3 遺体収容所の開設、運営に関すること。 4 観光班の応援に関すること。
	第4応援班 （農林業の知と技の拠点連携推進室長）	農林業の知と技の拠点連携推進室	<ol style="list-style-type: none"> 1 他班の応援に関すること。

部（部長）	班（班長）	担当課	所 掌 事 務
土木都市建設部 （土木都市建設部長）	土木調査班 （道路課長）	道路課・河川 港湾課・都市 計画課・農林 水産振興課・ 農林漁港整備 課・開発建築 指導課から指 名された職員	1 道路施設の被害状況の調査及び報告に関する事 2 河川、ため池及び内水排除施設の被害状況の調査及び報告に 3 砂防施設等の被害状況の調査及び報告に関する事。 4 港湾、漁港関連施設の被害状況の調査及び報告に関する事。 5 農業、山林、水産関係の被害状況の調査及び報告に関する事。 6 都市計画関係施設の被害状況の調査及び報告に関する事。
	道路班 （道路課主幹）	道路課	1 道路、橋りょう等の被害防止及び応急復旧対策に関する事。 2 交通状況等の情報提供に関する事。 3 緊急道路啓開に関する事。 4 緊急輸送道路等の確保に関する事。 5 応急工事の施工体制の確保に関する事。 6 部内の庶務及び連絡調整に関する事。
	河川班 （河川港湾課 長）	河川港湾課	1 水防計画に関する事。 2 水防緊急対策に関する事。 3 水防用資機材の確保及び輸送に関する事。 4 河川、都市下水路等の被害防止及び応急復旧対策に関する事。 5 応急工事の施工体制の確保に関する事。 6 河川障害物の除去に関する事。 7 水防（土のう）に関する事
	都市整備班 （都市計画課 長）	都市計画課	1 都市計画関係施設の被害防止及び応急復旧対策に関する事。 2 被害応急対策活動に必要な場所、施設、空き地等の確保に關 3 住居関係障害物の除去体制の確立に関する事。 4 公共施設の復興計画に関する事。
	建築班 （開発建築指導 課主幹）	建築課	1 公営住宅その他公共建物の被害状況の収集及び報告に関する 2 公営住宅その他公共建物の応急修理及び復旧に関する事。 3 災害時における建設業者及び関係機関との連絡等に関する 4 応急仮設住宅計画に関する事。 5 被災宅地危険度判断に関する事。
	都市整備班 （都市計画課 長）	開発建築指導 課	1 被災建築物応急危険度判定に関する事（応急危険度判定士の 2 被災建築物応急危険度判定に係る実施本部の設置及び県・関係 3 被災住宅の応急修理に関する事。 4 災害地区内の家屋等の被害状況及び被害居住者の調査報告に關 5 総務部調査班の応援に関する事。
文教対策部 （教育長・教育 部長）	教育総務班 （教育総務課 長） 学校教育班 （学校教育課 長）	教育総務課	1 所管施設等の被害調査及び応急復旧対策に関する事。 2 文教関係の被害状況のとりまとめ報告に関する事。 3 学校対応に対する全体把握及び指揮に関する事。 4 学校等施設の機能の確保に関する事。 5 部内の庶務及び連絡調整に関する事。
		学校教育課	1 児童生徒の避難措置に関する事。 2 被災児童生徒に対する学用品の供与等に関する事。 3 被災児童生徒に対する医療、防災及び給食等に関する事。 4 避難場所等（学校施設）の運営に関する事。 5 応急教育の実施に関する事。 6 学校再開の支援に関する事。 7 学校給食の確保に関する事。
	生涯学習班 （生涯学習課 長）	生涯学習課	1 所管施設等の被害調査及び応急復旧対策に関する事。 2 避難場所等（公民館）の運営に関する事。 3 受援機関等応援団体の宿泊準備に関する事。 4 避難場所等（防府市青少年科学館）の運営に関する事。
消防対策部 （消防長）	消防総務班 （消防総務課 長）	消防総務課	1 消防対策部の総括に関する事。 2 消防及び水防活動状況の本部への報告・連絡に関する事。 3 関係機関との連絡調整に関する事。 4 資機材の調達及び配備に関する事。 5 消防団に関する事。 6 救助活動従事者（消防団員等含む）への食料等の需要把握及び 7 輸送に関する事。 8 消防本部の庶務に関する事。 9 消防本部職員の活動計画に関する事。 10 部内他班に属さない事項に関する事。

部（部長）	班（班長）	担当課	所 掌 事 務
	予防班 （予防課長）	予防課	1 建築許可等についての同意に関する事 2 防火対象物、危険物製造所等に対する措置命令等に関する事 3 危険物の貯蔵及び取扱いの制限等に関する事 4 火薬類の取扱いの許可、認可及び検査等に関する事 5 危険物流出の原因調査に関する事 6 火災の調査に関する事 7 火災のり災証明に関する事 8 火災予防及び避難広報に関する事
	警防班 （警防課長）	警防課	1 医療機関との連絡調整に関する事 2 消防相互応援協定に基づく応援要請に関する事 3 警備本部に関する事 4 消防水利に関する事 5 緊急消防援助隊に関する事 6 消防防災ヘリコプター及び救急医療用ヘリコプターに関する事 7 救急救助資機材の整備に関する事
	通信指令班 （通信指令課長）	通信指令課	1 消防通信の運用及び確保に関する事 2 災害活動の記録に関する事 3 各種気象状況の収集伝達に関する事 4 警防本部の設置及び職員の非常招集に関する事 5 緊急通報等の受付に関する事 6 火災警報に関する事
	消防班 （消防署長）	消防署	1 消防、救急及び救助活動に関する事 2 被災者の避難誘導に関する事 3 被害状況の調査及び伝達に関する事 4 水火災、その他の災害の警防活動に関する事 5 消防水利及び地理に関する事 6 消防用機械器具の整備、維持、保全に関する事
	消防団（水防団）		
上下水道対策部 （上下水道事業管理者）	上下水道総務班 （総務課長）	総務課 財務課	1 上下水道対策の総括に関する事 2 本部との連絡調整に関する事 3 被災者に対する飲料水等の供給に関する事 4 部内の庶務及び連絡調整に関する事
	水道班 （水道課長）	水道課	1 水源施設の被害調査及び応急復旧対策に関する事 2 配給水施設の被害調査及び応急復旧対策に関する事
	下水道班 （下水道課長）	下水道課	1 公共下水道（汚水）の被害調査及び応急復旧対策に関する事 2 終末処理場及びポンプ場の被害調査並びに応急復旧対策に関する事
応援協力部 （会計管理者）	第5応援班 （入札検査室長）	入札検査室	1 他部の応援に関する事
	会計班 （会計課長）	出納室（会計課）	1 金融に関する応急措置に関する事 2 応援救助に要する経費の管理に関する事 3 義援金の保管に関する事 4 他部の応援に関する事
	議会班 （議会事務局次長）	議会事務局	1 所管施設の被害状況の把握、緊急措置に関する事 2 議員の安否確認、連絡調整に関する事 3 議会運営に関する調整に関する事 4 他部の応援に関する事
	第6応援班 （監査委員事務局長）	監査委員事務局	1 他部の応援に関する事
	第7応援班 （選挙管理委員会事務局長）	選挙管理委員会事務局	1 他部の応援に関する事
	第8応援班 （農業委員会事務局長）	農業委員会事務局	1 他部の応援に関する事

●災害対応

■ 3-2-1 参集時の対応の流れ（震度6弱以上の地震が発生した場合）

1 参集準備	職員は動員命令を待つことなく、直ちに参集の準備にとりかかるものとする。
2 人命救助	職員は近隣の被害状況を把握し、必要により人命救助を優先し、その後あらかじめ指定された参集場所に参集する。
3 参集	(1) 全職員が自発的にあらゆる手段をもって、あらかじめ指定された参集場所に参集する。ただし、自主避難場所配置職員は、各自主避難場所に参集する。 (2) 災害その他により、あらかじめ指定された参集場所及び各自主避難場所に参集出来ない職員は、最寄りの本市機関に参集の上自主応援活動を行い、その旨を所属長に報告するように努める。
4 被害状況の収集	職員は参集する際に被害状況の収集を行う。ただし、収集する情報については事前に検討を行い、職員に周知徹底しておくほか、避難場所における避難者の状況を必ず確認し参集するものとする。
5 被害状況の報告	(1) 職員は収集した情報を各部長に報告する。 (2) 各部長（又は次席者）は、被害状況を災害対策本部長に集約する。
6 緊急対策班の編成	発災直後の職員の参集率が低い場合には、先着した職員により緊急初動班を編成し、順次初動に必要な業務に当たる。（注1）・（注2）
7 緊急初動体制の解除	各災害応急対策活動に必要な要員が確保された段階で、緊急初動体制を解除し、職員は本来の災害対策業務に戻るものとする。

（注）1 初動に必要な業務とは、主に次のようなものである。

<ul style="list-style-type: none"> (1) 被害状況調査 (2) 地震等情報調査 (3) 関係機関への情報伝達 (4) 市災害対策本部の設置 (5) 防災用資機材の調達・手配 (6) 広報車等による市民への情報伝達 (7) 支援物資調達準備計画の策定 (8) 安全な避難場所への誘導 (9) 避難所の開設 (10) 広域応援要請の検討

（注）2 緊急対策班の編成は、次のとおりである。

- (1) 職員の参集率が低く、各部で十分な人員を確保できないとき、又は地震の規模からできないと予想されるときは、各部の事務分掌にかかわらず、順次参集した職員から班を編成する。
- (2) 緊急対策班は、主に初動時に必要な次の業務を実施する。

被害状況収集、広報関係	<ul style="list-style-type: none"> ア 広報車等による市民への呼びかけ イ 県、消防本部、警察等関係機関との連絡 ウ 消防団、住民組織との連絡 エ 被害調査班の編成 オ 問い合わせ電話への対応
-------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

災害対策本部の設置	ア 本部室の設置と関係機関への周知 イ 必要備品（電話、地図、ホワイトボード、ラジオ、テレビ、防災服、腕章等）の準備 ウ 本部員会議に関する準備、連絡 エ 広域応援要請の検討、決定
避難所及び医療救護所の設置	ア 市民の避難状況の確認 イ 避難所の開設 ウ 医療救護所の設置と医療救護班の派遣要請
食料、物資の調達	ア 関係団体、業者への調達手配 イ 他市町、県への応援要請
水道、トイレ対策	ア 上水道の被害状況調査 イ 上水道の応急復旧 ウ 被災者への給水 エ 仮設トイレの確保、設置

■ 3-2-2 防府警察署の警備体制及び活動内容

1 体制の確保

職員の招集・参集	職員は、管内に災害が発生し、又は発生が予想される場合は、あらかじめ定められたところにより、非常招集又は非常参集する。	
警備体制の確保	以下の状況に応じて、段階的に警備体制を確保する。	
	第1次体制	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 大雨、暴風、洪水、高潮等の気象警報が発せられ、その他災害に関する事前情報等から判断して被害の発生が予想される時。 ◆ 市内において、震度4の地震が生じたとき。 ◆ 津波警報が発表されたとき。
	第2次体制	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 大雨、暴風、洪水、高潮等の気象警報が発せられ、その他災害に関する事前情報等から判断して相当の被害の発生が予想される時。 ◆ 市内において、震度5弱の地震が生じたとき。 ◆ 津波警報が発表され、情報等から判断して相当の被害の発生が予想される時。
第3次体制	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 大雨、暴風、洪水、高潮等により、大規模な災害が発生し、又はまさに発生しようとしている時。 ◆ 市内において、震度5強以上の地震が生じたとき。 ◆ 津波により大規模な災害が発生し、又はまさに発生しようとしている時。 	
警備本部の設置	市内に災害が発生し、又は災害の発生が予想される場合は、防府警察署災害警備計画に定めるところにより、防府警察署に所要の災害警備本部を設置する。	
災害警備本部の組織等	災害警備本部の組織、事務分掌及び警備部隊の編成並びに運用は、防府警察署災害警備計画の定めるところによる。	

2 災害警備の実施

情報の収集・伝達等	通信の確保	災害により被害が発生し、又は発生が予想される場合は、警察通信施設及び資機材の適切な運用によって、災害時における通信連絡の確保を図るものとする。
	情報の収集	警備体制を要する災害が発生した場合、直ちに被害実態を把握するため、交番、駐在所、パトカー等の勤務員をもって地上からの情報収集に当たる。また、防災関係機関等と連携し、相互の災害情報の交換を行い、実態的な被害の把握に努める。
	災害情報等の伝達	災害関連情報、避難措置に関する情報、交通規制等警察措置に関する情報等、被災者等のニーズに応じた情報を、部内外の広報媒体を幅広く活用して伝達する。
救出救助活動等	<p>防府警察署長は、自署員及び応援部隊により救出救助部隊を速やかに編成し、被害の実態に応じた効率的・効果的な救出救助活動を行う。救出救助活動に当たっては、消防・自衛隊等防災関係機関の現場責任者との連携を密にし、現場での活動が円滑に行えるように配慮する。</p> <p>また、行方不明者の捜索及び関連情報の収集を行うとともに、必要な手配を行う。</p>	
避難誘導等	<p>避難誘導を行うに際しては、関係機関と連携し、被災地域、災害危険箇所等現場の状況を把握し、安全な避難経路を選定して行う。また、避難行動要支援者等の要配慮者については、できるだけ車両等を利用するなど、避難の手段、方法等について配慮する。</p> <p>また、危険物施設、火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設等の危険箇所について、速やかに災害発生の有無について調査を行い、当該施設等の管理者等から二次災害のおそれがある旨の通報を受けた場合は、施設内滞在者及び施設周囲住民の避難誘導や交通規制等災害の拡大を防止するための的確な措置をとる。</p>	

交通規制の実施	緊急交通路の確保	災害による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、公安委員会が災対法第76条第1項に基づき、災害応急対策上、緊急の必要があると認める場合は、区域内又は区間を指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限し、緊急通行車両の通行を確保する。
	一般規制の実施	被災地域への緊急性の少ない車両の流入を抑止するため、広報及び必要な交通規制を実施するとともに、被災地域から避難する車両等流出する車両の誘導を行うなど、交通総量の削減措置を講じる。
	緊急交通路等機能の確保	<p>災害による被害発生時における緊急交通路の確保のために行われた通行禁止等の交通規制の区域又は区間において、車両又は物件等が緊急通行車両の通行の妨害となり、災害応急対策に著しい支障がある場合で必要と認めるときは、災対法第76条の3に基づき、その物件の管理者等に対し、道路外等への移動命令等必要な措置をとる。</p> <p>また、信号機の滅灯に対処するため、警察官による交通整理を行うとともに、信号機の早期機能回復措置を講じるものとする。</p>
遺体捜索・検視等	警察の行う応急活動に付随して、市が行う遺体の捜索に協力する。また、医師等との連携に配慮し、迅速な検視、身元の確認、遺族等への遺体の引き渡し等に努める。	
二次災害の防止	二次災害のおそれのある災害危険箇所等の調査を実施し、把握した情報について市災害対策本部に連絡するとともに、関係機関等と連携して関係住民の避難措置をとる。	
社会秩序の維持	被災地域等における援助物資の搬送路及び集積地での混乱、避難所内でのトラブル等の防止のため、警ら等を強化する。また、被災地等で発生しがちな悪徳商法等の生活経済事犯、窃盗犯、粗暴犯、暴力団による民事介入暴力等の取締り等を重点に、被災地の社会秩序の維持に努める。	
相談活動の実施	被災者の肉親等の相談に応じるため、相談窓口の設置等を行う。また、避難所等の被災者の不安を和らげるため、警察官の立寄り等の活動を推進する。	

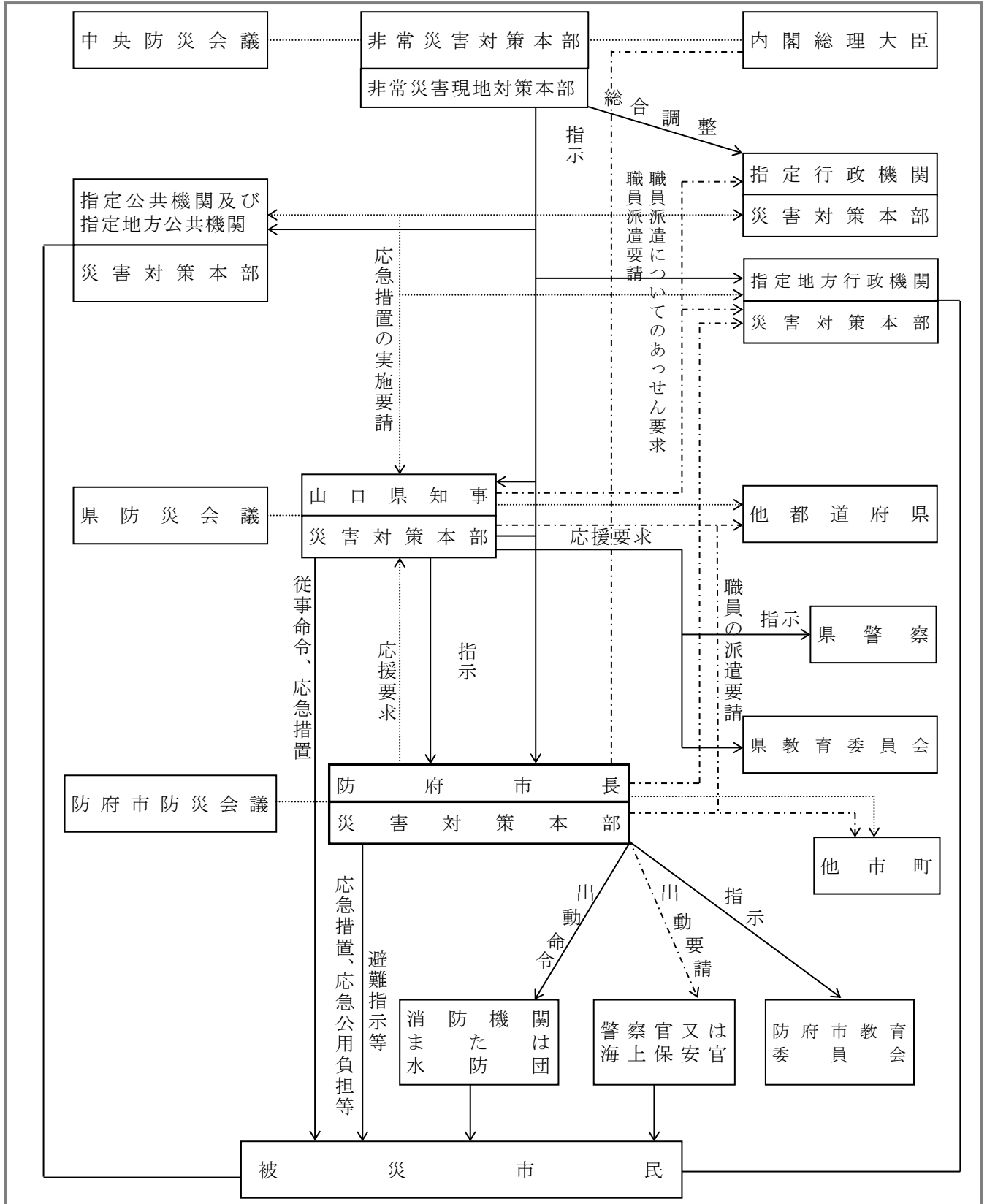
(注) 活動の詳細は、警察本部及び警察署が災害警備計画で示す。

■ 3-2-3 徳山海上保安部の活動内容

<p>通信の確保</p>	<p>徳山海上保安部は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、情報通信手段を確保するため、必要に応じて次に掲げる措置を講じるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 情報通信施設の保守を行い、また、その施設が損壊したときは、あらゆる手段を用いて必要な機材を確保し、その復旧を行う。 ◆ 携帯無線機、携帯電話、衛星通信装置等を搭載した巡視船艇を配備する。 ◆ 携帯無線機、携帯電話、衛星通信装置等を被災地に輸送し、所要の場所に配備する。 ◆ 非常の場合の通信を確保するため、通信施設の配備及び通信要員の配置を行う。 ◆ 映像伝送システムを搭載した巡視船艇及び航空機を配備する。 ◆ 関係機関等との通信の確保は、防災行政無線、携帯無線機、携帯電話、衛星通信装置等利用可能なあらゆる手段を活用するとともに、職員を派遣し、又は関係機関等の職員の派遣を要請する。
<p>海上交通安全の確保</p>	<p>徳山海上保安部は、海上交通安全を確保するため、次の措置を講じるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 災害による危険が予想される海域に係る港及び沿岸付近にある船舶に対し、港外、沖合等安全な海域への避難を勧告するとともに、必要に応じて、入港を制限し、又は港内に停泊中の船舶に対して移動を命じる等、規制を行うものとする。 ◆ 船舶交通の輻輳が予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理・指導を行うものとする。この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努める。 ◆ 海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止するものとする。 ◆ 海難船舶又は漂流物・沈没物その他の物件により、船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、速やかに必要な応急措置を講じるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去、その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告するものとする。 ◆ 水路の水深に異常を生じたおそれがあるときは、必要に応じて調査を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。 ◆ 航路標識が損傷又は流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて、応急標識の設置に努めるものとする。 ◆ 船舶交通の混乱をさけるため、災害の概要、港湾・岸壁の状況、関係機関との連絡手段等、船舶の安全な運航に必要と思われる情報について、無線等を通じ船舶への情報提供を行う。
<p>治安の維持</p>	<p>徳山海上保安部は、海上における治安を維持するため、情報の収集に努め、必要に応じ、巡視船艇等及び航空機により次に掲げる措置を講ずるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 災害発生地域の周辺海域に配備し、犯罪の予防・取締りを行う。 ◆ 警戒区域又は重要施設の周辺海域において警戒を行う。

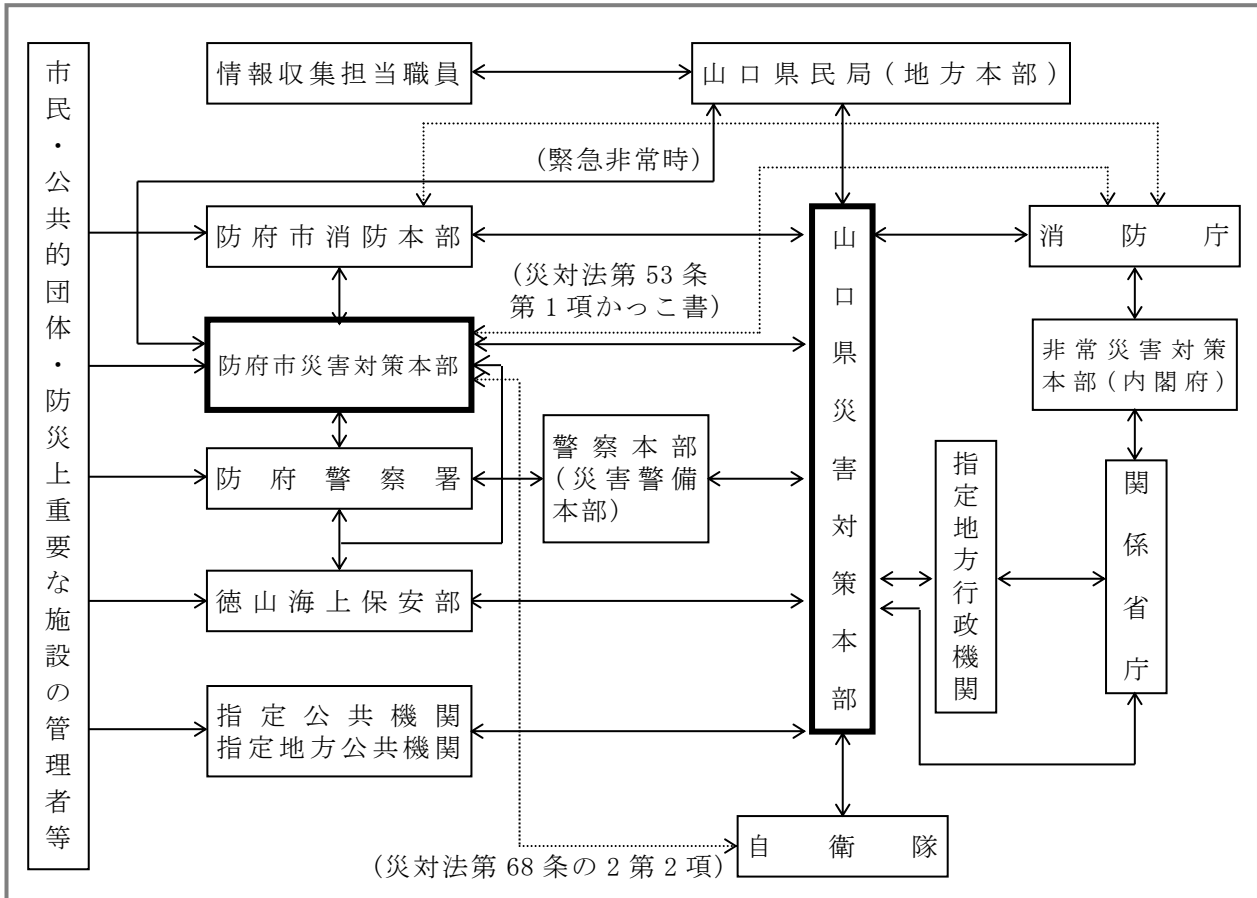
●災害情報の収集・伝達

■ 3-3-1 災害対策本部の連絡系統図

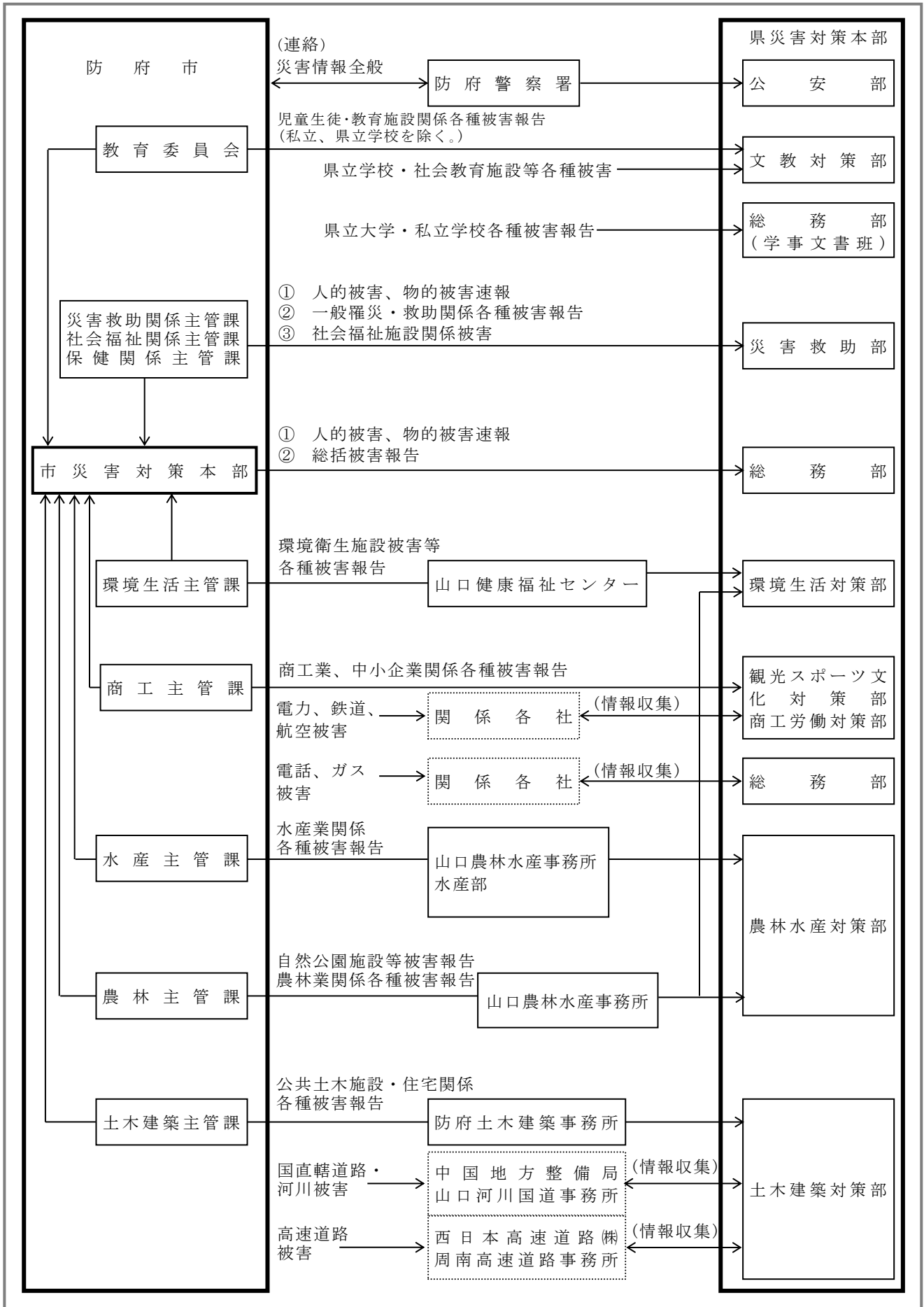


■ 3-3-2 情報収集連絡系統

1 市本部及び県本部等における情報収集連絡系統



2 市から県への災害情報の報告系統



■ 3-3-3 応急対策別必要情報

応急対策	被害情報	措置情報
火災対策	<ul style="list-style-type: none"> 火災の発生状況 延焼地域の状況 水道施設の被害状況 危険物の漏えい、流出等の状況 道路の被害状況 建物の倒壊状況 	<ul style="list-style-type: none"> 消火活動状況 水道施設被害の措置状況 道路の応急復旧（啓開）状況 交通規制の状況 道路の渋滞状況 市民の避難状況
危険物対策	<ul style="list-style-type: none"> 危険物の漏えい、流出等の状況 危険物に係る火災発生・爆発等の危険 所在地付近の火災の発生状況 延焼地域の状況 道路の被害状況 	<ul style="list-style-type: none"> 危険物流出等に対する措置状況 消火活動状況 道路の応急復旧（啓開）状況 交通規制の状況 道路の渋滞状況 付近市民・従業員への措置状況
救助・救急対策	<ul style="list-style-type: none"> 救助・救急事案（生き埋め・負傷者等）の発生状況 病院等医療施設の被害状況 道路の被害状況 建物の倒壊状況 	<ul style="list-style-type: none"> 救助・救急活動への対応状況 応急救護所の開設状況 病院等医療施設の患者収容の可否 道路の応急復旧（啓開）状況 交通規制の状況 道路の渋滞状況
医療・救護対策	<ul style="list-style-type: none"> 病院等医療施設の被害状況 救助・救急事案（生き埋め・負傷者等）の発生状況 火災の発生状況 延焼地域の状況 危険物の漏えい、流出等の状況 電気、ガス、水道施設の被害状況 市民の被害状況 道路の被害状況 	<ul style="list-style-type: none"> 病院等医療施設の患者収容の可否 応急救護所の開設状況 救助・救急活動への対応状況 消火活動状況 電気、ガス、水道施設被害の応急復旧状況 市民等に対する避難指示等の状況 道路の応急復旧（啓開）状況 交通規制の状況 道路の渋滞状況
道路交通対策	<ul style="list-style-type: none"> 道路の被害状況 火災発生等の状況 延焼地域等の状況 津波情報 市民の避難情報 気象情報（余震・降雨） 鉄道施設の被害状況 	<ul style="list-style-type: none"> 道路の応急復旧（啓開）状況 交通規制の状況 道路の渋滞状況 消火活動等の状況 危険物の漏えい、流出等に対する措置状況 市民等に対する避難指示等の状況 鉄道施設の応急復旧措置状況
避難対策	<ul style="list-style-type: none"> 津波情報 山（崖）崩れの発生、ため池等決壊の発生状況及び危険情報 避難施設の被害状況 住家の倒壊状況 火災発生の状況 延焼地域の状況 危険物の漏えい、流出等の状況 道路（避難路）の被害状況 気象情報（余震・降雨） 	<ul style="list-style-type: none"> 市民等に対する避難指示等の状況 消火活動の状況 危険物の漏えい、流出等に対する措置状況 救護所の開設状況 避難場所等の開設状況 道路の応急復旧（啓開）状況 交通規制の状況 道路の渋滞状況
ライフライン施設対策	<ul style="list-style-type: none"> 電気、ガス、上下水道、電話施設の被害状況 道路、鉄道の被害状況 港湾施設の被害状況 	<ul style="list-style-type: none"> 電気、ガス、上下水道、電話施設の応急復旧措置状況 道路、鉄道の応急復旧措置状況 交通規制の状況 道路の渋滞状況

津波対策	<ul style="list-style-type: none"> • 津波情報 • 市民等の避難状況 • 浸水防除施設の被害状況 • 避難路の被害状況 • 避難所施設の被害状況 	<ul style="list-style-type: none"> • 海面監視等への対応状況 • 市民等に対する避難指示等の状況 • 浸水防除応急措置状況 • 交通規制の状況 • 道路の渋滞状況
------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

■ 3-3-4 各対策部別必要情報

〈災害発生直後〉

調 査 内 容	担当部局・関係機関
人命危機の有無	各部共通
人的被害 (死者、行方不明者、重傷者、軽傷者)	本部統括部総括班 消防対策部 防府警察署 健康福祉部救助班
住家被害 (全壊、半壊、一部損壊、床上浸水、床下浸水、全焼、半焼)	本部統括部総括班 総務部調査班 健康福祉部救助班 消防対策部
火災状況	消防対策部
道路・橋りょう	土木都市建設部土木調査班 産業振興部農林水産班 消防対策部
河川・ため池・海岸	
土砂災害	
電気、水道、下水道、電話等ライフラインの被害状況	本部統括部総括班 上下水道対策部 消防対策部
その他災害の発生拡大防止措置上必要な事項	各担当部局

〈その後の段階〉

調 査 内 容	担当部局・関係機関
被害状況	各部共通
避難指示又は警戒区域の設定状況	本部統括部総括班
避難所の設備状況	総務班
避難生活の状況	総務班
食料、飲料水、生活必需物資等の供給状況	総務班 健康福祉部救助班
電気、水道、下水道、電話等ライフラインの復旧状況	本部統括部総括班 上下水道対策部
医療機関の開設状況	健康福祉部救護班 消防対策部
救護所の設置及び活動状況	健康福祉部救護班
傷病者の収容状況	消防対策部
道路及び交通機関の復旧状況	本部統括部総括班 土木都市建設部土木調査班 消防対策部

■ 3-3-5 県等関係機関による被害状況の把握及び措置

<p>県</p>	<p>被害状況の把握</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 土木建築事務所等出先機関による情報収集 ◆ 市からの被害報告等 ◆ 市において通信手段の途絶等が発生し、被害情報等の報告が十分なされていないと判断する場合等にあつては、調査のための職員派遣、各種通信手段の活用等により、主に人的被害、住家被害及び避難状況等の被害情報把握に努める。 ◆ 要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市等と連携の上、安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとする。 ◆ 警察、海上保安部その他の防災関係機関との情報交換 ◆ 情報の集約（各課→防災危機管理課） ◆ 被害程度に応じ、防災危機管理課は東京事務所と連絡を保ち、政府機関等からの情報収集を行う。 ◆ 関係機関への要請 ◆ 航空機（消防防災ヘリ、県警、自衛隊、ドローン）による情報収集の依頼 ◆ 防災関係機関に対する情報提供の要請 ◆ 総合防災情報システムによる情報収集 ◆ JAXA衛星画像データや国土地理院の地理空間情報等による被害情報の把握
	<p>情報の伝達</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 収集した情報は、必要に応じ市町、消防本部をはじめとする防災関係機関に伝達し、災害対策、災害派遣その他必要な措置をとるため活用する。また、報道機関等に発表し、住民に対する周知を図る。 ◆ 県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を必要に応じ市町及び防災関係機関に連絡する。 ◆ 県は、国に非常災害対策本部が設置された場合、指定公共機関を通じ、応急対策の活動状況、災害対策本部設置状況等を随時連絡する。
	<p>政府機関に対する報告、通報</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 報告等の必要な災害 <ol style="list-style-type: none"> (1) 県において災害対策本部を設置した災害 (2) 社会的影響等から報告の必要があると認められる程度の災害 (3) (1)又は(2)になるおそれのある災害 ◆ 様式に基づき報告を行う。報告は、消防庁への報告と一体的に行う。 ◆ 報告の種別、時期、様式については、消防組織法第22条に基づく災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防防第267号）による。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 災害概況即報（火災・災害等即報要領 第4号様式（その1）） (2) 被害状況即報（同様式（その2）） (3) 被害状況確定報告（応急措置完了後20日以内、同様式（その2））
<p>防府警察署</p>		<p>市災害対策本部、県出先機関と緊密な連携のもと必要な情報を収集する。情報収集は、次による。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 警察ヘリコプターによる上空からの情報収集 ◆ マスコミからの情報収集 ◆ 関係機関からの情報収集
<p>その他の防災関係機関</p>		<ul style="list-style-type: none"> ◆ 指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等は、所管する施設に関する被害、災害に対してとった措置若しくは災害に対してとろうとする措置又はその他必要事項について、速やかに県及び必要と認める関係機関等に通報伝達する。 ◆ 指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等が関係機関へ報告又は報告を求める事項等については、「被害報告処理一覧」による。

⑤ライフライン被害

断水	地域	世帯	発生	日	時	復旧	日	時
	地域	世帯	発生	日	時	復旧	日	時
停電	地域	世帯	発生	日	時	復旧	日	時
	地域	世帯	発生	日	時	復旧	日	時
電話不通	地域	世帯	発生	日	時	復旧	日	時
	地域	世帯	発生	日	時	復旧	日	時

3 災害に対してとられた措置の概要

(1) 災害対策本部等の設置状況

区分	設置	日時	廃止	日時				
災害対策本部	月	日	時	分	月	日	時	分
その他の体制(水防本部)	月	日	時	分	月	日	時	分
その他の体制()	月	日	時	分	月	日	時	分

(2) 避難措置状況

①避難指示

対象地域名	対象者	世帯	避難者	世帯	指示日時	日	時
		人		人	解除日時	日	時
対象地域名	対象者	世帯	避難者	世帯	指示日時	日	時
		人		人	解除日時	日	時
対象地域名	対象者	世帯	避難者	世帯	指示日時	日	時
		人		人	解除日時	日	時

②避難勧告

対象地域名	対象者	世帯	避難者	世帯	勧告日時	日	時
		人		人	解除日時	日	時
対象地域名	対象者	世帯	避難者	世帯	勧告日時	日	時
		人		人	解除日時	日	時
対象地域名	対象者	世帯	避難者	世帯	勧告日時	日	時
		人		人	解除日時	日	時

③自主避難

地域名	避難者	世帯	避難日時	日	時
		人	帰宅日時	日	時
地域名	避難者	世帯	避難日時	日	時
		人	帰宅日時	日	時
地域名	避難者	世帯	避難日時	日	時
		人	帰宅日時	日	時

(3) 消防機関等の出動状況

区分	地域	目的	日時		出動人員等(延)	
			出動	撤回	人員(人)	車両(台)
消防職員						
消防団員						
市町職員						

4 その他

災害ボランティアセンター設置の有無(有・無)

■ 3-3-7 直接即報の概要

【消防庁報告先】

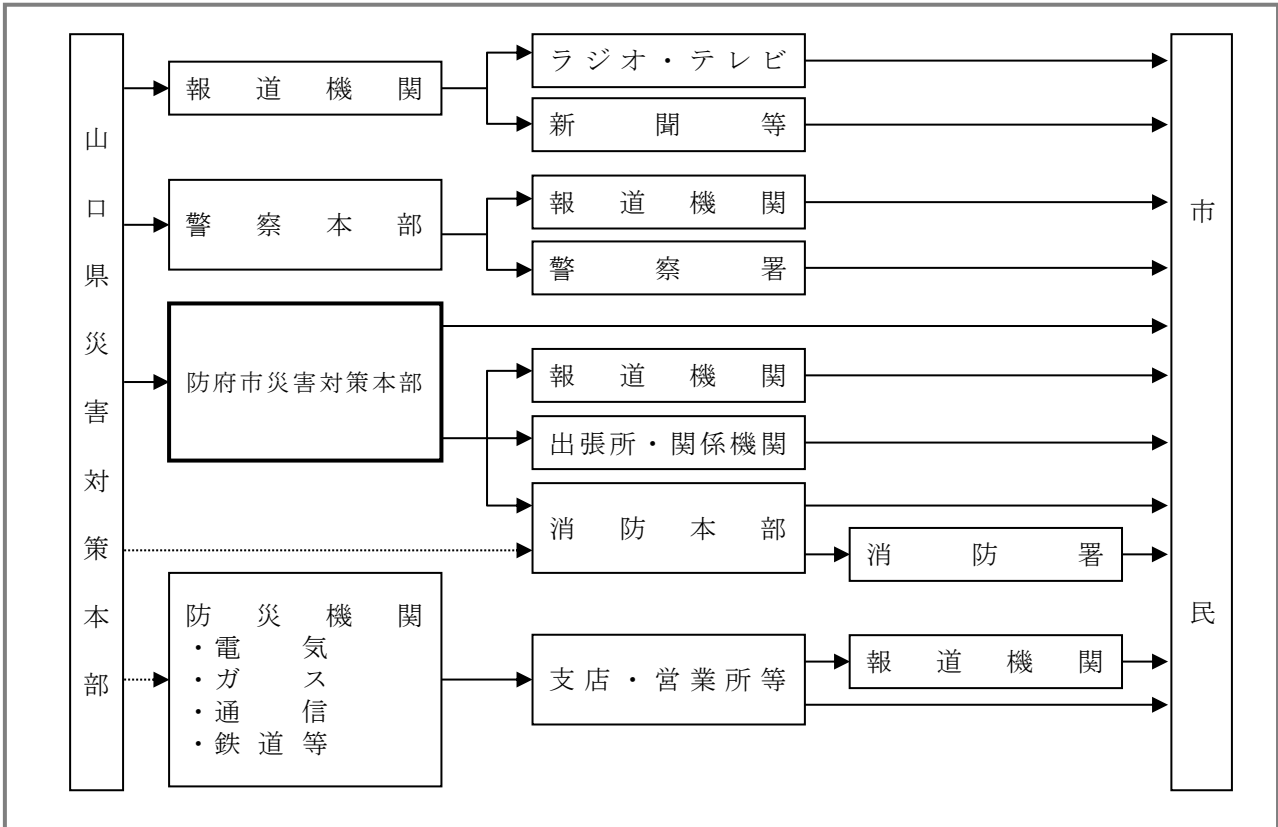
回線別		平日（9:30～18:15） ※応急対策室	左記以外 ※宿直室
N T T回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777
	F A X	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線	電話	短縮発信ボタン-90-49013	短縮発信ボタン-90-49102
	F A X	短縮発信ボタン-90-49033	短縮発信ボタン-90-49036
地域衛星通信 ネットワーク	電話	選択番号-048-500-90-49013	選択番号-048-500-90-49102
	F A X	選択番号-048-500-90-49033	選択番号-048-500-90-49036

【報告対象となる災害等】

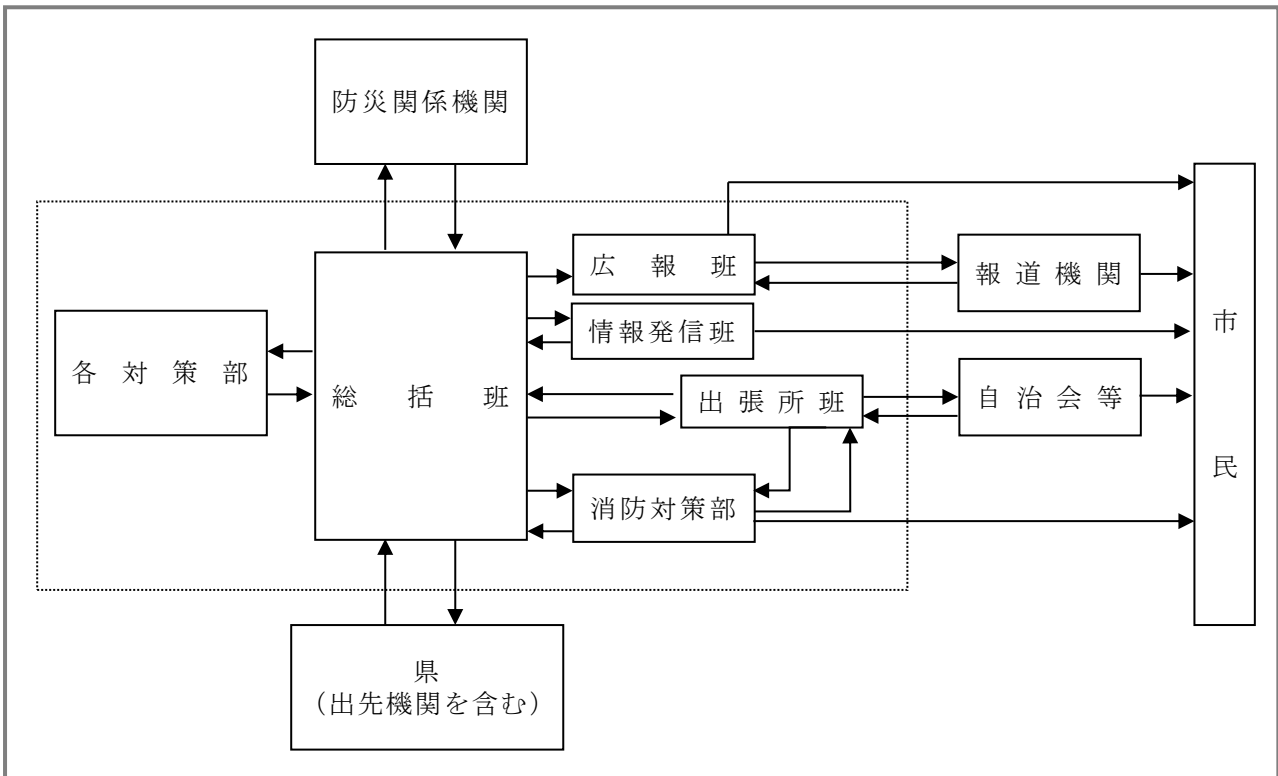
火災等即報	<p>◆ 交通機関の火災</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 航空機火災 ・ タンカー火災 ・ 船舶火災であって他社会的影響度が高いもの ・ トンネル内車両火災 ・ 列車火災
	<p>◆ 危険物等に係る事故</p> <p>危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し、又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの ・ 負傷者が5名以上発生したもの ・ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの ・ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの <ul style="list-style-type: none"> ・ 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの ・ 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等 ・ 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの ・ 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災
	<p>◆ 原子力災害等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの。 ・ 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの ・ 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの ・ 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

	<ul style="list-style-type: none"> ◆ ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災 ◆ 爆発、異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。）
救急・救助事故即報	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 死者及び負傷者の合計が 15 人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの <ul style="list-style-type: none"> • 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故 • バスの転落等による救急・救助事故 • ハイジャックによる救急・救助事故 • 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故 • その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの
武力攻撃災害等即報（該当するおそれがある場合を含む。）	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「国民保護法」という。）第 2 条第 4 項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的被害 ◆ 国民保護法第 172 条第 1 項に規定する緊急対処事態における災害、すなわち、武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
災害即報	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 地震が発生し、当該市町村の区域内で震度 5 強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。） ◆ 津波、風水害及び火山災害のうち、死者又は行方不明者が生じたもの。

■ 3-3-8 広報活動の主な流れ



【市における広報の流れ】



機 関 の 別	連 絡 の 内 容 と な る 事 項
市の部内	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 災害広報資料の収集及び提供についての依頼 ◆ 市民に対する広報事項についての広報の依頼 ◆ 被害状況及び応急対策の状況についての広報の依頼 ◆ 災害全般の情報提供についての依頼
県の部内 (各対策部)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 各対策部の災害応急対策に関する情報資料の収集及び広報事項の取りまとめについての依頼 ◆ 被害状況の取りまとめ及び資料の提供（本部室班＝防災危機管理課）
報 道 機 関	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 被害状況及び応急対策の状況の発表 ◆ 市民への広報事項の周知についての協力依頼 ◆ 情報提供についての依頼 ◆ 災害関係の取材についての協力等に関する連絡

■ 3-3-9 広報すべき主な内容

時 期	広 報 内 容
事前情報	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 気象に関する情報 ◆ 交通情報 ◆ その他必要事項
中間情報	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 避難に関する情報 ◆ 災害発生情報 ◆ 交通規制情報 ◆ その他必要事項
発災直後情報	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 交通規制情報 ◆ ライフライン情報 ◆ 安否情報 ◆ 避難所情報 ◆ 食料・生活物資の情報 ◆ 復旧状況 ◆ その他必要事項
応急対策着手後の情報 (順次実施)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 道路情報 ◆ 公共交通機関の状況 ◆ 給食・給水実施状況 ◆ 医療・救護実施状況 ◆ 電気・ガス・上下水道・電話等ライフラインの状況 ◆ 生活必需品等供給状況 ◆ 応急対策実施の状況 ◆ 安否情報 ◆ 河川・港湾・橋りょう等土木施設状況 ◆ 民心安定及び社会秩序保持のための必要事項 ◆ その他必要事項（災害応急対策の経過に伴い発生する必要事項等）

■ 3-3-10 災害時の主な広報手段

担 当 部 署 (対策本部設置時の担当班)	伝 達 方 法
防災危機管理課 (本部統括部 情報発信班)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 市メールサービス ◆ エリアメール・緊急速報メール ※避難指示等、緊急性の高い一部の情報に限る ◆ 市公式LINE ◆ 同報系防災行政無線 ◆ 登録制電話・FAX ◆ 防災ラジオ ◆ 広報車両 ◆ FMわっしょい緊急割込放送 ◆ ケーブルテレビ(緊急情報) ◆ 市ホームページ
広報広聴課 (広報班)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 報道機関 ◆ 市広報紙
地域振興課・防災危機管理課 (出張所班)・(情報発信班)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 自治会長(本部設置時) ◆ 掲示板(地域の拠点) ◆ 情報誌 ◆ 新聞折込 ◆ その他、メガフォン、電池式拡声器等
消防本部・消防団 (予防班)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 広報車両 ◆ その他、メガフォン、電池式拡声器等

■ 3-3-11 収集すべき内容及び収集対象とする機関

収 集 事 項	収 集 の 内 容	収集対象機関
気象情報	情報の出所 情報発表の日時 情報の内容 市民の心構え及び対策	本部統括部総括班
災害情報及び資料	情報の出所 災害発生の日時場所 災害の対象、範囲及び程度 災害発生の経過	本部統括部総括班 各対策部 対策関係機関
避難等の措置の状況	情報の出所 避難措置の実施者 避難した地域、世帯及び人数 避難先及び避難日時 理由及び経過	本部統括部総括班 総務班 地域交流部出張所班 生活環境部物資輸送班 文教対策部各班 防府警察署
水防団・消防団・警察・自衛隊・消防等の出動状況	情報の出所 出動機関又は出動要請者 出動日時、出動対象及び目的 出動人員、指揮者、携行機械器具等 経過	消防対策部 防府警察署 自衛隊
応急対策の情報及び資料	情報の出所 応急対策実施日時及び場所 応急対策の内容 実施経過及び効果	各対策部 対策実施関係機関 県 防府警察署
その他災害に関する各種措置の状況	情報の出所 措置の実施者 措置の内容、対象及び実施時期 実施理由、経過及び効果	県 各対策部 対策実施関係機関 防府警察署 報道機関
美談などの災害関連情報	情報の出所 日時及び場所 内容及び経過 連絡先	同上

■ 3-3-12 放送要請取扱要領

○放送要請ができる災害等

- ◆ 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、その他の自然現象又は大規模な火事若しくは爆発等による災害発生時

※ 放送対象地域の範囲は、知事と放送機関がその都度協議して決める。

○放送手続

- ◆ 災対法第57条の規定に基づき、市長が行う伝達、通知又は警告に係る放送要請は、原則として、県を通して行うものとする。ただし、県との間に通信途絶等特別の事情がある場合は、市長は、放送機関に対し直接要請を行うことができるものとする。この場合、市長は、事後速やかに県に報告するものとする。
- ◆ 県を通しての要請は、県災対本部本部室班に対して、県が定める様式により要請するものとする。
- ◆ 市においては、放送要請に関する要望事項を本部統括部広報班において取りまとめ、本部統括部総括班を通じ市長が行うものとする。また、直接報道機関に対する公表等については、本部統括部広報班において行う。
- ◆ また、株式会社ぷらざFMに対しては、「災害時等における放送要請に関する協定」に基づき、直接放送要請を行うことができる。

○放送機関

放 送 機 関	連絡責任者	連 絡 先
NHK山口放送局	放送部長	083-921-3707 防災無線（地上系） 10-219-3 無線FAX 19-219
山口放送株式会社	報道制作局長	0834-32-1110 防災無線（地上系） 10-220-3 無線FAX 19-220
テレビ山口株式会社	報道制作局長	083-923-6113 防災無線（地上系） 10-221-3 無線FAX 19-221
株式会社エフエム山口	編成制作部長	083-924-4535 防災無線（地上系） 10-223-2 無線FAX 19-223
山口朝日放送株式会社	報道制作局長	083-933-1111 防災無線（地上系） 10-222-3 無線FAX 19-222
山口ケーブルビジョン株式会社	制作営業局長	電 話 083-934-1281 FAX 083-924-2484
株式会社ぷらざFM	株式会社ぷらざFM局長	電 話 26-0767 FAX 25-3713

■ 3-3-13 放送局の報道計画

1 法令に基づく放送送出（災対法第57条、気象業務法第15条、日本赤十字社法第34条）

要 請 者	放送機関	要請受理窓口	措 置
知事 市長 日本赤十字社 等	NHK山口放送局 山口放送株式会社（KRY） テレビ山口株式会社（TYS） 株式会社エフエム山口（FMY） 山口朝日放送株式会社（YAB） 山口ケーブルビジョン株式会社 株式会社ふらざFM	放送部長 報道制作局長 報道制作局長 編成制作部長 報道制作局長 制作営業局長 ふらざFM局長	NHK、KRY、TYS、FMY、YAB、山口ケーブルビジョン株式会社及び株式会社ふらざFMは、緊急放送の要請を受けたときは、検討の上、次の事項等に留意してその都度決定し、放送を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> 放送送出内容 要請側の連絡責任者 優先順位 その他必要な事項

2 各放送局の対応

(1) NHK山口放送局

種 類	放 送 要 領
臨時ニュース	ア チャイムを鳴らす イ 番組を中断して送出。定時放送終了後も臨時に送出
ニュース速報	番組を中断又はステーションブレイクを利用して送出。 テレビ画面は、スーパーで送出する場合もあり
気象警報等	気象特別警報・警報、津波警報・注意報、地震情報、台風情報等は、「臨時ニュース」又は「ニュース速報」に準じて送出

(2) 山口放送

- ア 定時ニュースの時間で放送
- イ 定時の天気予報の時間で放送
- ウ 番組の途中又はステーションブレイクに、ニュース速報として放送
- エ 報道特別番組の制作、放送

(3) テレビ山口

- ア 定時ニュースの時間での放送
- イ 天気予報の利用による報道
- ウ 番組中のスーパーインポーズによる速報及びスポットによる臨時報道
- エ 緊急事態発生の際は、ローカル番組を変更し、報道特別番組等を組み放送

(4) エフエム山口

- ア JFNニュース
- イ 天気予報の利用による放送
- ウ 自社制作の番組の途中又はステーションブレイクに、ニュース速報として放送
- エ 緊急事態の際は特別報道番組を制作、放送

(5) 山口朝日放送

- ア ANNニュース及びYABニュースによる定時のニュース報道

- イ 天気予報の利用による報道
- ウ 番組中のスーパーインポーズによる速報及びスポットによる臨時ニュースを放送
- エ 緊急事態の際は、自社制作番組を変更し、報道特別番組等を制作、放送

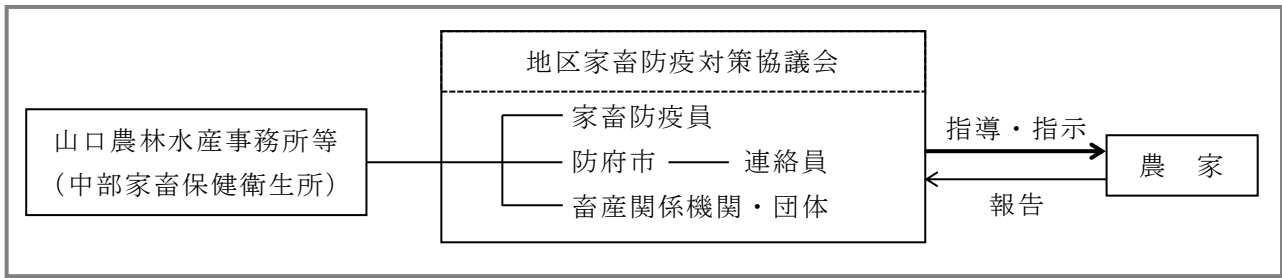
(6) 山口ケーブルビジョン株式会社

- ア 「CATV緊急情報表示システムの利用に関する協定書」に基づき、自主放送チャンネルのデータ緊急放送として放送
- イ 「災害時における緊急告知放送に関する協定書」に基づき、市防災行政無線（同報系）と連動した緊急告知放送として放送

(7) 株式会社ぷらざFM

- ア 「災害時等における放送要請に関する協定」に基づき、直接放送要請を行うことができる。
- イ 「災害時における緊急告知放送に関する協定書」に基づき、市の同報系防災行政無線と連動した緊急告知放送として放送

■ 3-3-14 地区家畜防疫対策協議会連絡体系図



● 気象情報等

■ 3-4-1 気象警報・注意報等の種類と発表基準

1 気象特別警報・警報・注意報の概要

	概 要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪又は高潮が特に異常であるため重大な災害が起こるおそれ著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪又は高潮によって重大な災害が起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報

2 気象特別警報・警報・注意報等の種類と概要

※ 防府市の具体的な警報・注意報発表基準は、気象等に関する警報・注意報発表基準一覧表（防府市）参照

種 類	概 要
特 別 警 報	大雨特別警報 大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 災害が発生又は切迫している状態であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	大雪特別警報 大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風特別警報 暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風雪特別警報 雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	波浪特別警報 高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	高潮特別警報 台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。 危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
警 報	大雨警報 大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 大雨警報（土砂災害）は高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	洪水警報 河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。 高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	大雪警報 大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報 暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報 雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	波浪警報 高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

種 類		概 要
	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
注 意 報	大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる災害」のおそれについても注意を呼びかける。
	波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が予想されたときに注意を喚起するために発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水害、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるとときに発表される。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件が予想された場合に発表される。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	着氷(雪)注意報	著しい着氷(雪)により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が発生するおそれのあるときに発表される。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるとときに発表される。	
土砂災害警戒情報	大雨警報(土砂災害)の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町を特定して警戒が呼びかけられる情報で、山口県と下関地方気象台から共同で発表される。市町内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。	
記録的短時間大雨情報	大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨(1時間降水量)が観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)され、かつ、キキクル(危険度分布)の「危険」(紫)が出現している場合に、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。	

種 類	概 要
竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバーストなどの激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に、西部・中部・東部・北部の地域名で発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が発表される。この情報の有効期間は、発表から約1時間である。

3 気象等に関する特別警報発表基準

現象の種類	基 準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

(注) 発表に当たっては、指数（土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数）、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて判断される。

4 津波・火山・地震（地震動）に関する特別警報の発表基準

津波、火山噴火、地震については、従来からの警報のうち、危険度が非常に高いレベルのものを特別警報に位置づけている。

種 類	概 要
津波	高いところで3 mを超える津波が予想される場合 （大津波警報を特別警報に位置づける）
火山噴火	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想される場合 （噴火警報（居住地域）を特別警報に位置づける）
地震（地震動）	震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合 （緊急地震速（警報）のうち予想震度が6弱以上のものを特別警報に位置づける）

5 気象等に関する警報・注意報発表基準一覧表（防府市）

令和5年6月8日現在
発表官署 下関地方気象台

防府市	府県予報区		山口県		
	一次細分区域		中部		
	市町村等をまとめた地域		山口・防府		
警報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	表面雨量指数基準	28		
		土壌雨量指数基準	144		
	洪水	流域雨量指数基準	横曽根川流域=8.6, 剣川流域=6.6, 久兼川流域=8.7, 馬刀川流域=6.5, 柳川流域=8		
		複合基準*	馬刀川流域=(10, 6.4)		
		指定河川洪水予報による基準	佐波川[新橋・漆尾]		
	暴風	平均風速	陸上	20m/s	
			海上	20m/s	
	暴風雪	平均風速	陸上	20m/s 雪を伴う	
			海上	20m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ 10cm	
			山地	12時間降雪の深さ 30cm	
波浪	有義波高	3.0m			
高潮	潮位	3.2m			
注意報	大雨	表面雨量指数基準	13		
		土壌雨量指数基準	106		
	洪水	流域雨量指数基準	横曽根川流域=6.8, 剣川流域=5.2, 久兼川流域=6.9, 馬刀川流域=5.2, 柳川流域=6.4		
		複合基準*	久兼川流域=(10, 6.9), 馬刀川流域=(6, 5.2), 柳川流域=(6, 6.4)		
		指定河川洪水予報による基準	佐波川[新橋・漆尾]		
	強風	平均風速	陸上	10m/s	
			海上	10m/s	
	風雪	平均風速	陸上	10m/s 雪を伴う	
			海上	10m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ 5cm	
			山地	12時間降雪の深さ 15cm	
	波浪	有義波高	1.5m		
	高潮	潮位	2.7m		
	雷	落雷等により被害が予想される場合			
	融雪				
濃霧	視程	陸上	100m		
		海上	500m		
乾燥	最小湿度40%で、実効湿度65%				
なだれ	積雪の深さ80cm以上で、次のいずれか 1 気温3℃以上の好天 2 低気圧等による降雨 3 降雪の深さ40cm以上				
低温	夏期：平年より平均気温が3℃以上低い日が3日続いた後、さらに2日以上続くと予想される場合 冬期：最低気温-5℃以下				
霜	11月20日までの早霜 3月20日以降の晩霜 最低気温3℃以下				
着氷・着雪	大雪注意報・警報の条件下で、気温-2℃~2℃、湿度90%以上				
土砂災害警戒情報	大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、府県気象情報の一種として都道府県と気象庁が共同で発表する。実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、警報の「危険度分布」で確認するなど、自らの避難が必要な警戒レベル4相当。				
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm			

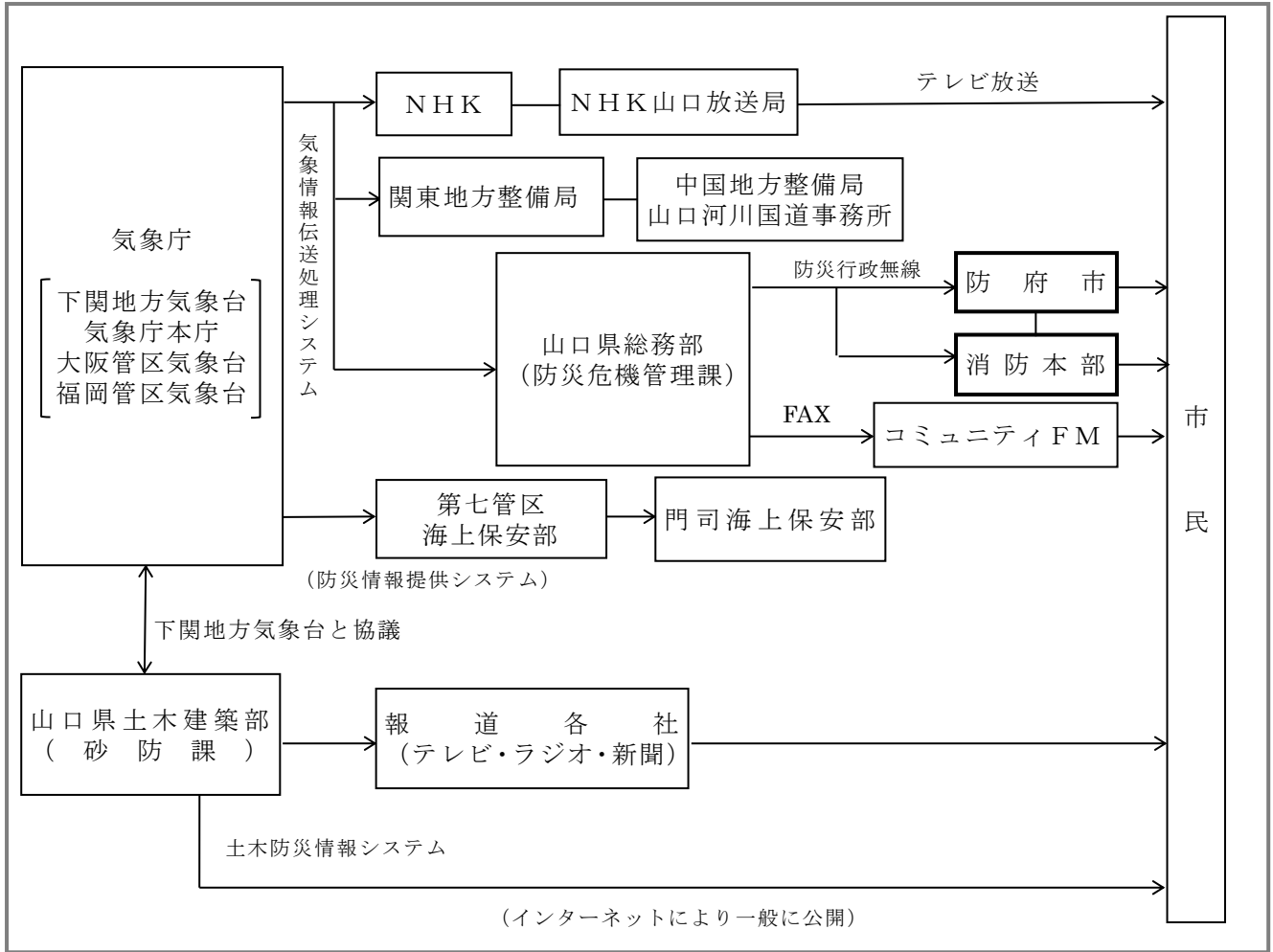
※ 大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報および記録的短時間大雨情報では、基準における「...以上」の「以上」を省略している。

- ※ 融雪注意報は、現象による災害がきわめて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていないため、その欄を空白で示している。
- ※ 乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「...以下」の「以下」を省略している。
- ※ 平坦地とはおおむね傾斜が 30 パーミル（1000 分率）以下で都市化率が 25 パーセント以上の地域、平坦地以外とはそれ以外の地域である。
- ※ 平地とは標高 200 メートル以下の地域、山地とは標高 200 メートルを越える地域である。
- ※ 土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数である。この表では市内における土壌雨量指数基準の最低値を示している。
- ※ 流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数である。
- * （表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表している。

■ 3-4-2 土砂災害警戒情報の発表基準

土砂災害警戒情報の発表	<p>土砂災害警戒情報は、大雨警報又は大雨特別警報を解説する気象情報のひとつであり、気象業務法第11条、災対法第40条及び第55条に基づき、下関地方気象台と県が共同で作成発表する。</p> <p>県は、市町の円滑な避難指示等の発令判断に資するため、土砂災害防止法第27条に基づき、関係市町へ通知するとともに、一般に周知する。</p>									
発表対象地域	<p>県内の全市町を発表対象地域とし、市町単位で発表する。</p>									
土砂災害警戒情報の発表基準	警戒基準	<p>大雨警報又は大雨特別警報発表中において、気象庁が作成する降雨予測に基づいて算出した降雨指標が監視基準に達したときとする。</p>								
	警戒解除基準	<p>降雨指標が基準を下回り、かつ短時間で再び基準を超過しないと予想されるときとする。ただし、大規模な土砂災害が発生した場合等には、県（土木建築部）と下関地方気象台が協議のうえ、基準を下回っても解除しない場合もあり得るが、降雨の実況、土壌の水の含み具合、および土砂災害の発生状況等に基づいて総合的な判断を適切に行い、当該地域を対象とした土砂災害警戒情報を解除することとする。</p>								
地震等発生時の暫定発表基準	<p>次の事象が発生した場合、県（土木建築部）と下関地方気象台が協議の上、土砂災害警戒情報の暫定基準を速やかに設定する。</p>									
	対象となる事象	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 震度5強以上の地震を観測した場合 ◆ 台風等により広範囲で土砂災害が発生した場合 ◆ その他、通常基準よりも少ない雨量により対象とする土砂災害の発生が想定される現象（土石流や泥流の発生が想定される火山活動、林野火災、風倒木等）が発生した場合 								
<p>地震発生の場合、原則として、以下の割合を乗じた暫定基準とする。その他の事象の場合は、県（土木建築部）と下関地方気象台は、速やかに国土交通省砂防部、国土技術政策総合研究所、気象庁大気海洋部等に相談し、必要に応じて関係機関等から意見を聴取しつつ、暫定基準の設定を調整する。</p>										
通常の見準に乗じる割合	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">要素 \ 状況</th> <th colspan="2">地震</th> </tr> <tr> <th>震度5強の地域</th> <th>震度6弱以上の地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土壌雨量指数</td> <td>8割</td> <td>7割</td> </tr> </tbody> </table>	要素 \ 状況	地震		震度5強の地域	震度6弱以上の地域	土壌雨量指数	8割	7割	<p>暫定基準の作成イメージ (mm/hr)</p> <p>The graph shows the relationship between the soil moisture index (土壌雨量指数) on the x-axis and the 60-minute accumulated rainfall (60分間積算雨量) on the y-axis. It illustrates how the temporary standard (暫定基準) is derived by multiplying the normal standard (通常基準) by a specific ratio (e.g., 80% for intensity 5+ earthquakes) to create a lower threshold for triggering warnings.</p>
要素 \ 状況	地震									
	震度5強の地域	震度6弱以上の地域								
土壌雨量指数	8割	7割								
利用に当たっての留意事項	<p>土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を、降雨に基づいて判定し発表するもので、個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を反映したものではない。従って、土砂災害警戒情報の利用に当たっては、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定するものではないことに留意する必要がある。また、発表対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等については発表対象とするものではないことに留意する。</p>									
土砂災害警戒情報に係る市の対応	<p>市長は、直ちに避難指示等を発令することを基本とする。</p> <p>なお、避難指示等の発令に当たっては、発令する区域の単位をあらかじめ決めておき、国及び県から提供されるメッシュ情報等を踏まえ、危険度が高まっている区域に対し的確に発令するよう努めるものとする。</p>									

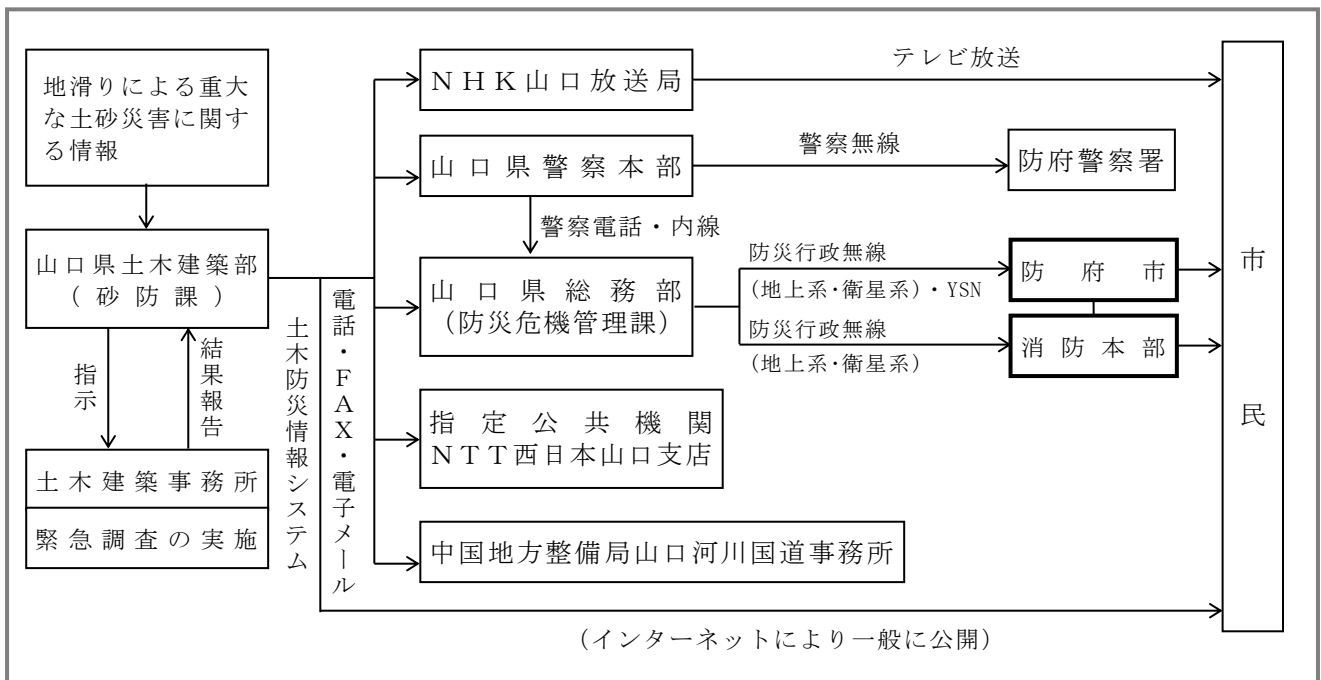
【土砂災害警戒情報の連絡系統・情報提供】



■ 3-4-3 土砂災害緊急情報の周知基準

緊急調査	<p>地滑りによる重大な土砂災害が急迫していると予想される場合に、土砂災害防止法第28条の規定に基づき緊急調査を実施する。</p> <p>なお、緊急調査の着手に当たっては、急迫性要件とその規模要件の2つの要件から判断する。</p> <p>急迫性要件とは、地割れ又は建築物の外壁に亀裂が生じ、又はそれらの幅が広がりつつあること。</p> <p>規模要件とは、被害が想定される土地の区域に存する居室を有する建築物の数がおおむね10戸以上であること。</p>
通知及び周知	<p>地滑りによる重大な土砂災害が急迫していることを確認した場合は、同法第31条の規定に基づき、市長に通知するとともに、一般市民に周知する。</p>
通知及び周知対象区域	<p>地滑りによる土砂災害が想定される土地の区域の単位で通知及び周知を行う。</p>
通知及び周知基準	<p>土砂災害緊急情報は、以下の場合に通知及び周知する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 緊急調査及び解析によって、地滑りによる土砂災害が想定される土地の区域が特定され、かつ重大な土砂災害が急迫していると認められる場合（急迫情報） ◆ 継続期における緊急調査によって、地滑りによる土砂災害が想定される土地の区域若しくは時期が明らかに変化すると認められた場合（継続情報） ◆ 緊急調査によって、地滑りによる重大な土砂災害がないと認められた場合、又はその危険が急迫したものではないと認められた場合（終了情報）
通知及び周知に当たっての留意点	<p>土砂災害緊急情報は、市や一般市民に避難の判断のための情報を提供するものであり、迅速な調査、通知及び周知が必要となる。</p> <p>このため、通知及び周知に当たっては、被害が想定される土地の区域及び時期に関する情報には、一定の誤差を含むことに留意する。</p>
土砂災害緊急情報に係る市の対応	<p>市長は、直ちに避難指示等を発令することを基本とする。</p>

【土砂災害緊急情報の連絡系統・情報提供】



■ 3-4-4 噴火警報等の発表基準

1 噴火警報等の種類と発表基準

(1) 噴火警報・予報

ア 噴火警報・予報の種類

(ア) 噴火警報

噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象）の発生が予測される場合やその危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に火山名、「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して発表する。「警戒が必要な範囲」が居住地域まで及ぶ場合は「噴火警報（居住地域）」、火口周辺に限られる場合は「噴火警報（火口周辺）」、影響の及ぶ範囲が海域に限られる場合は「噴火警報（周辺海域）」として発表する。噴火警報（居住地域）は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置づけられる。

(イ) 噴火予報

火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に噴火予報を発表する。

イ 阿武火山群の噴火警報・予報の名称、発表基準等

名 称	対 象 範 囲	火 山 活 動 の 状 況	警 戒 事 項 等
噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域及び それより火口側	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	居住地域嚴重警戒
噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から居住 地域近くまでの 広い範囲の火口 周辺	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	入山危険
	火口から少し 離れた所までの 火口周辺	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	火口周辺危険
噴火予報	火口内等	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	活火山であることに 留意

(2) 火山情報等

ア 火山の状況に関する解説情報

福岡管区気象台地域火山監視・警報センターが発表するもので、現時点で、噴火警戒レベルの引き上げ基準に達していない、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではないが、今後の活動の推移によっては噴火警報を発表し、噴火警戒レベルの引上げや、「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性があるると判断した場合等に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。

また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性は低い、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。

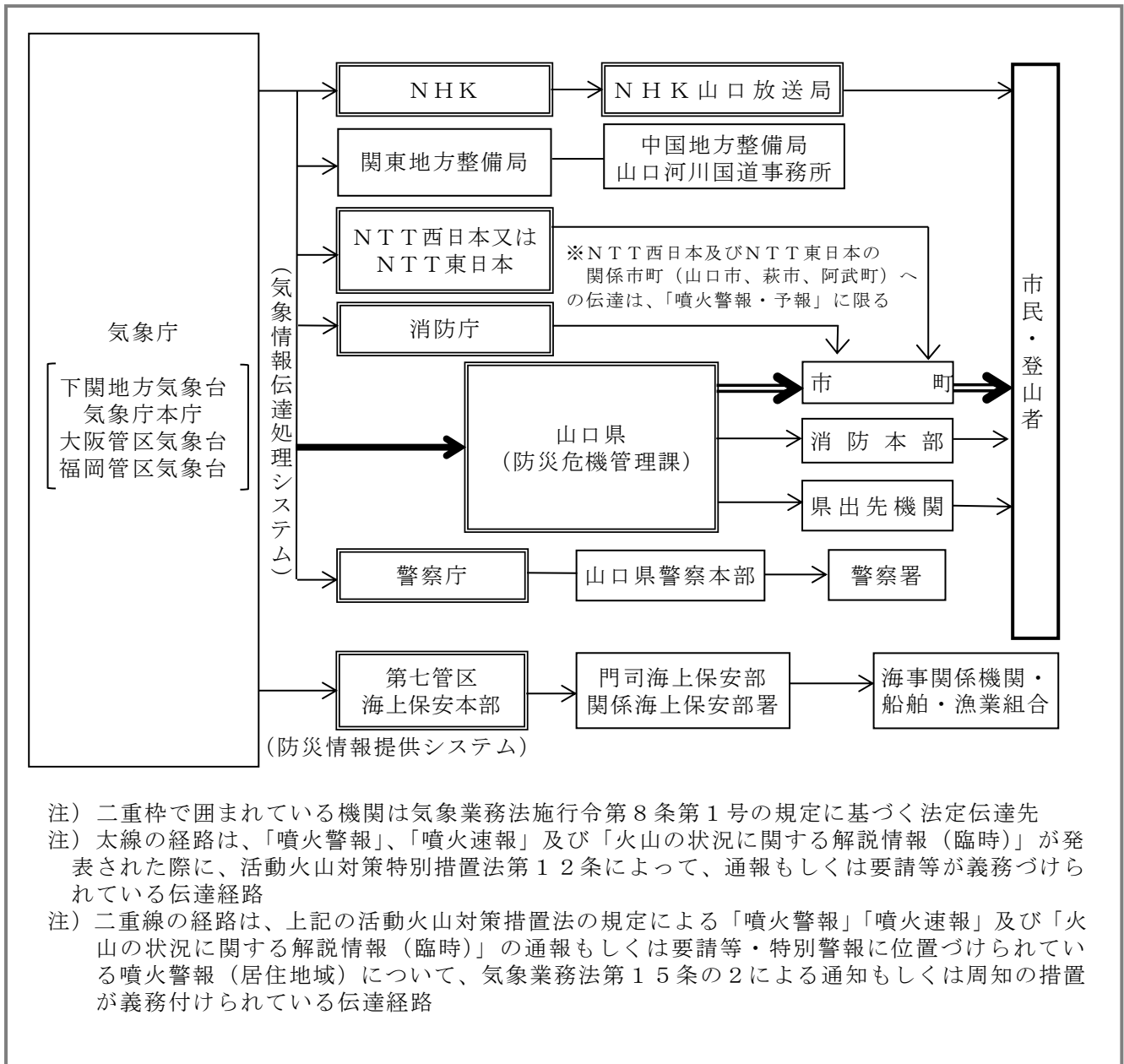
イ 火山活動解説資料

写真や図表等を用いて、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項等について解説するため、臨時及び定期的に福岡管区气象台地域火山監視・警報センターが発表する。

2 噴火警報等の伝達

噴火警報・予報及び火山の状況に関する解説情報等は、以下の伝達系統図により各関係機関に伝達される。関係機関は住民への伝達等、必要な措置をとる。

【噴火警報等の伝達系統図】

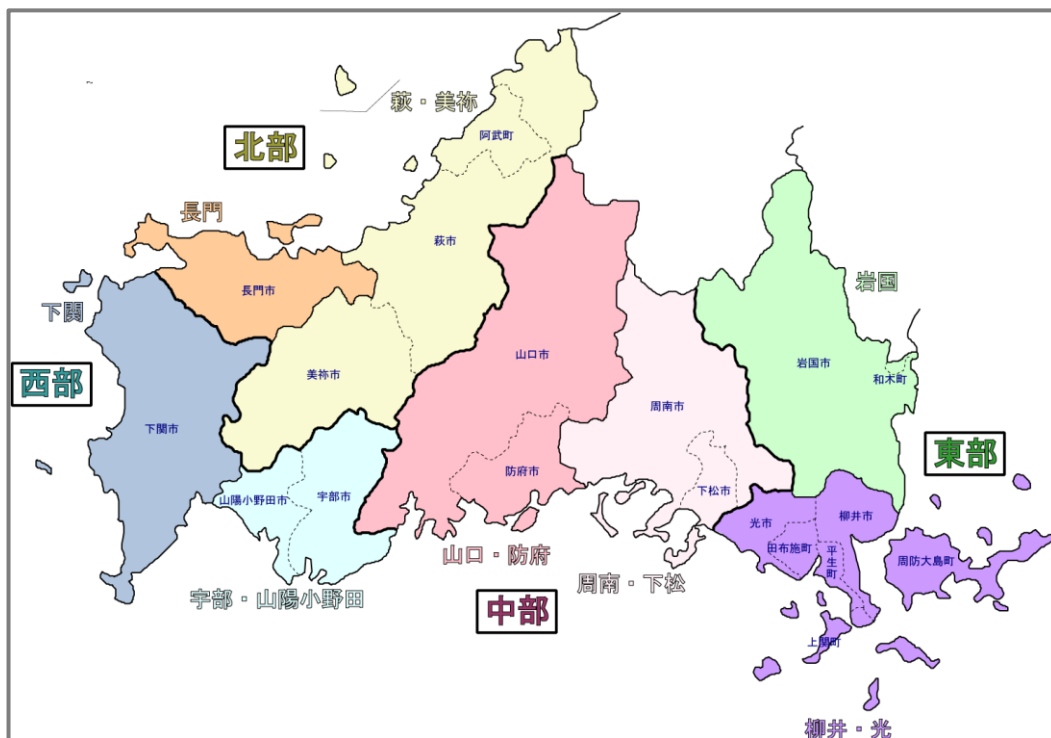


■ 3-4-5 山口県の気象細分区域

山口県の細分区域

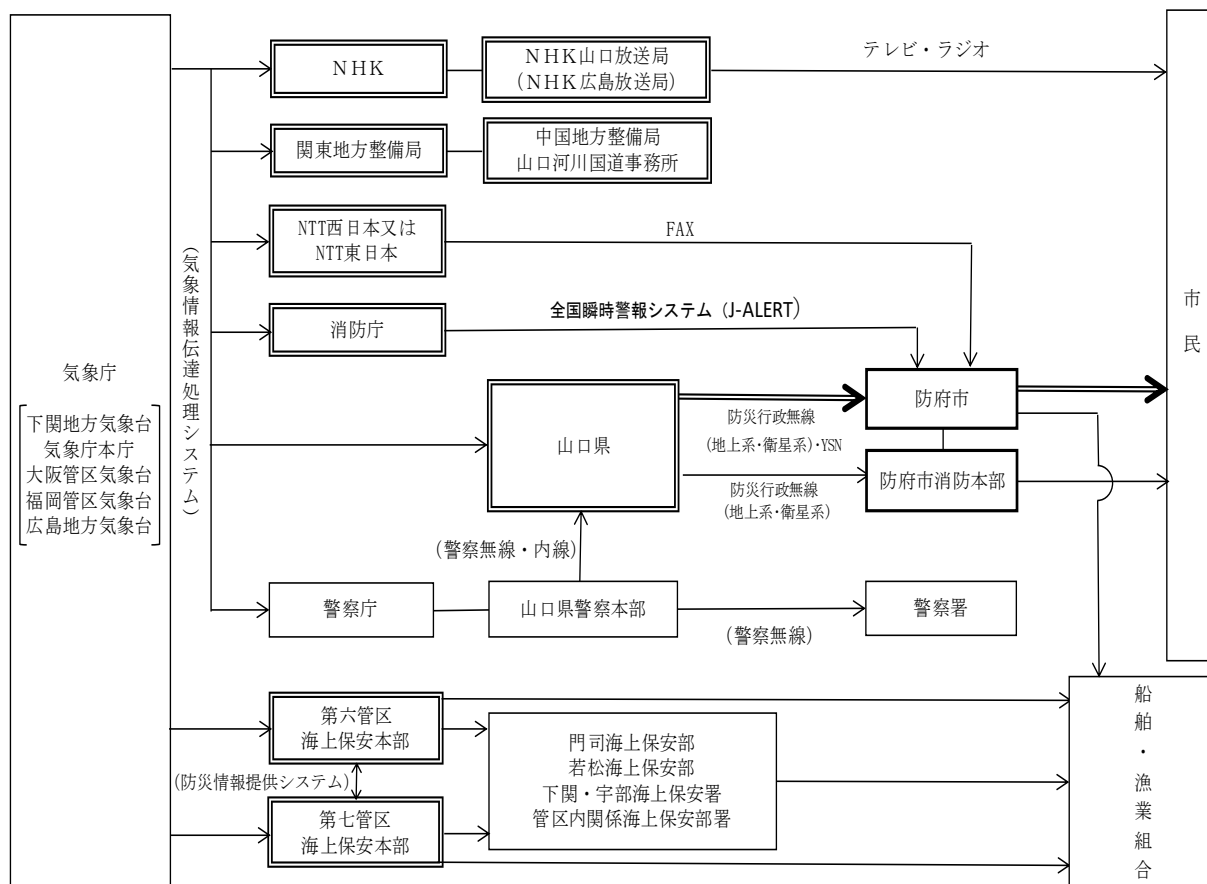
一次細分区域	市町村等を まとめた地域	二次細分区域（市町村等）
西部	しものせき 下関	下関市
	うべ さんやう おのだ 宇部・山陽小野田	宇部市、山陽小野田市
中部	やまぐち ほうふ 山口・防府	山口市、防府市
	しゅうなん くだまつ 周南・下松	周南市、下松市
東部	いわくに 岩国	岩国市、和木町
	やない ひかり 柳井・光	光市、柳井市、周防大島町、上関町、田布施町、平生町
北部	はぎ みね 萩・美祢	萩市、美祢市、阿武町
	ながと 長門	長門市

平成22年5月27日現在



■ 3-4-6 気象情報等の伝達系統

1 特別警報・警報・注意報及び気象情報の伝達系統図



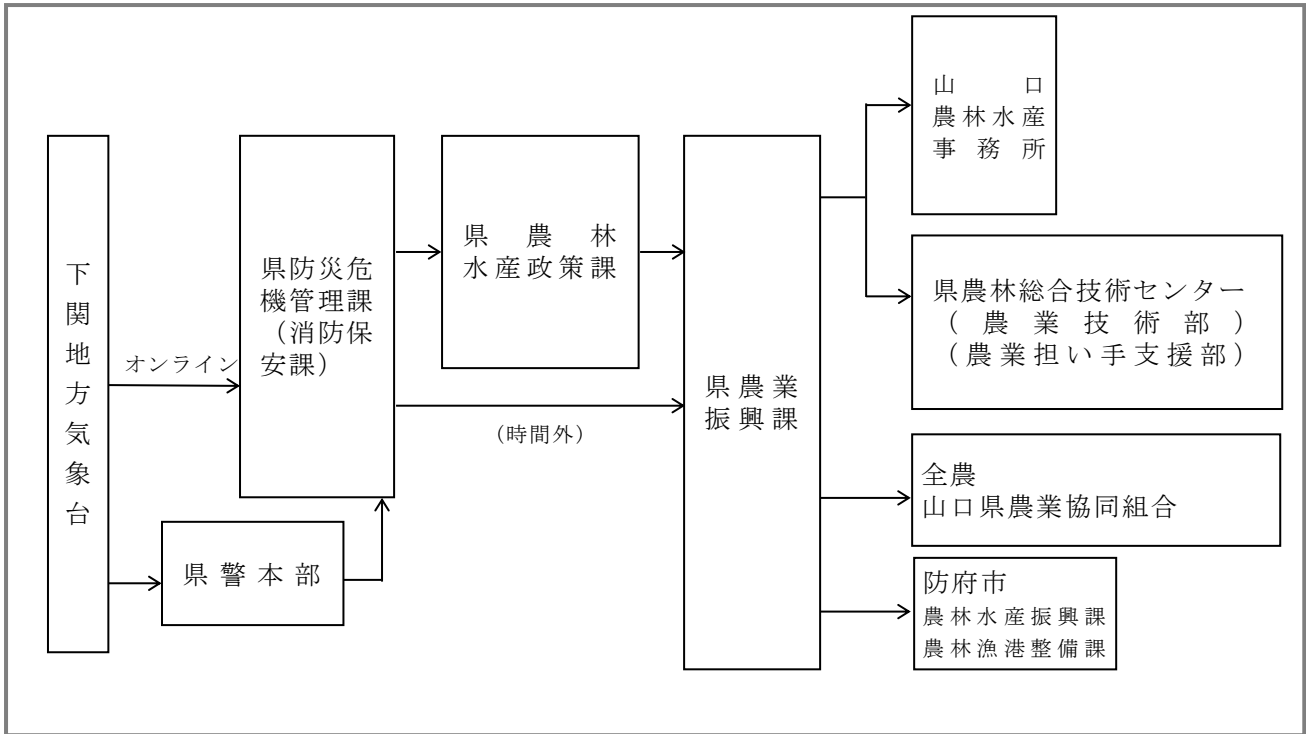
(注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。

(注) 二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知又は周知の措置が義務付けられている伝達経路。

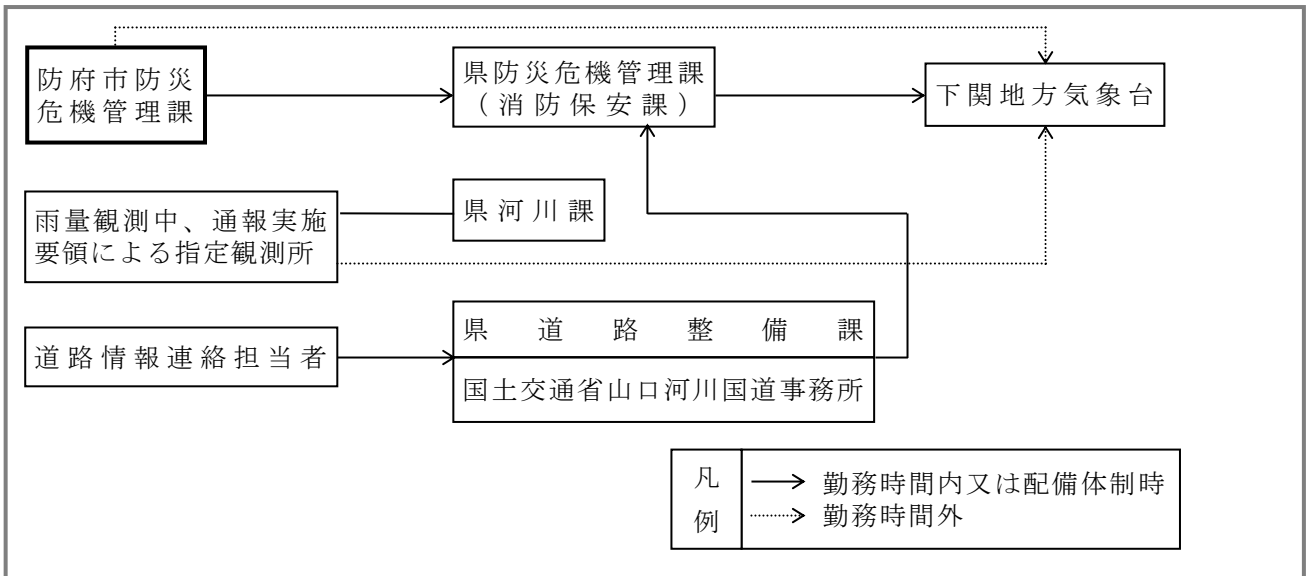
2 火災気象通報の伝達 (消防法第22条)

資料編 7-5-1 「火災気象通報・火災警報の連絡系統」による。

3 低温及び霜注意報、大雪警報及び注意報の伝達

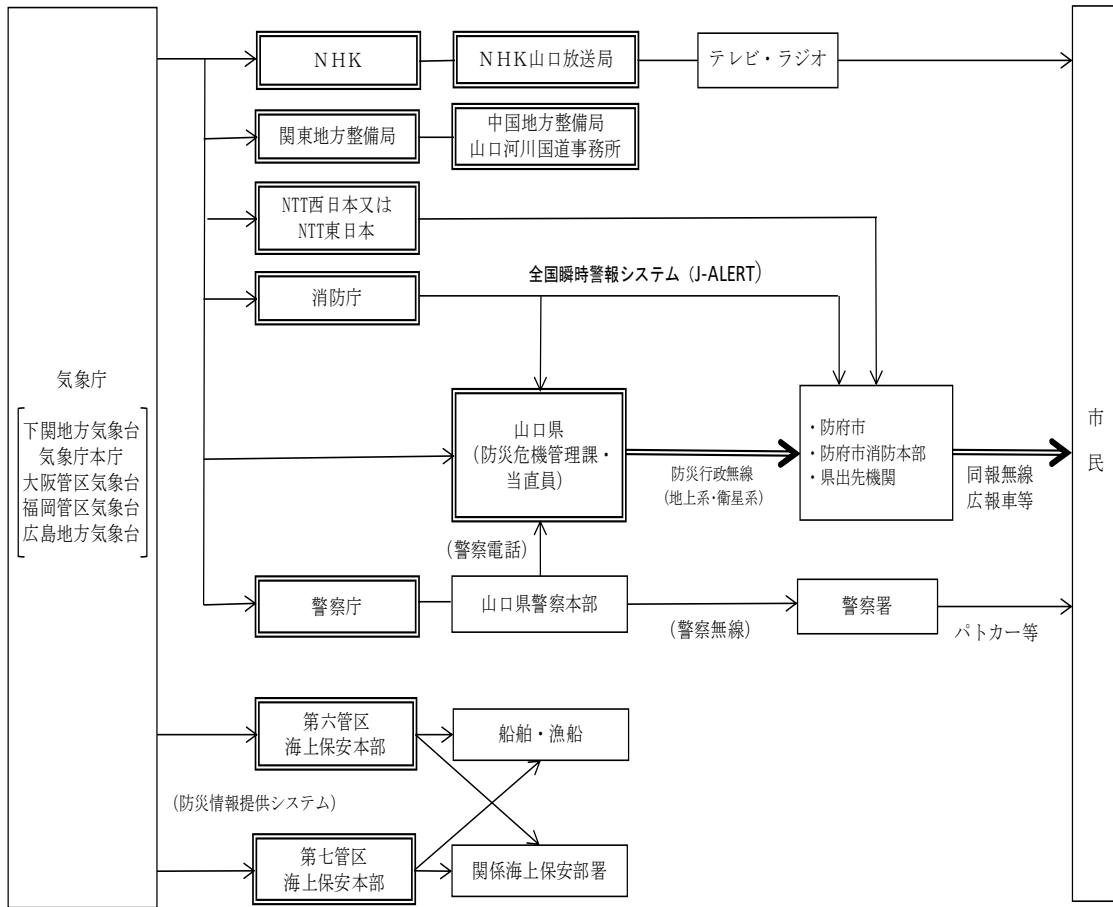


4 異常気象（降雨、降雪）に関する情報伝達



5 津波警報等及び地震・津波情報に係る伝達

【気象台から市民までの伝達系統図】

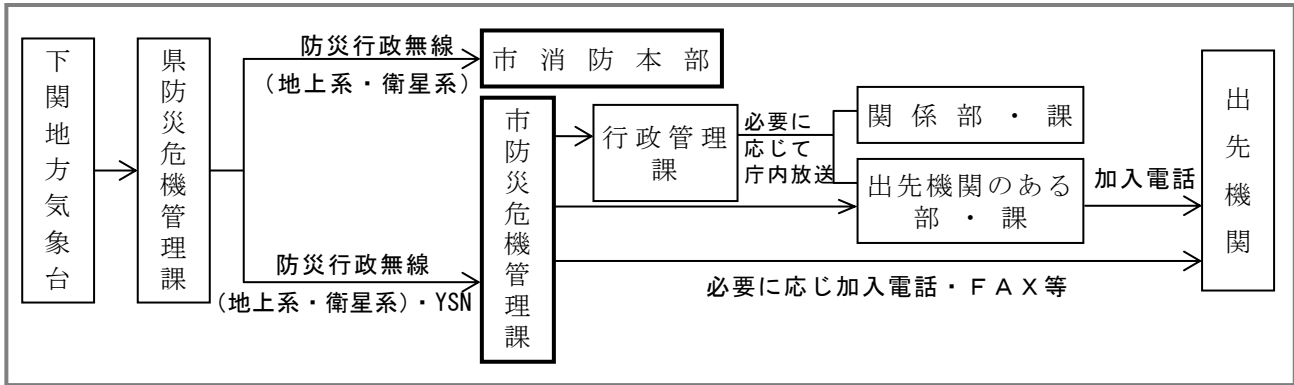


(注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。

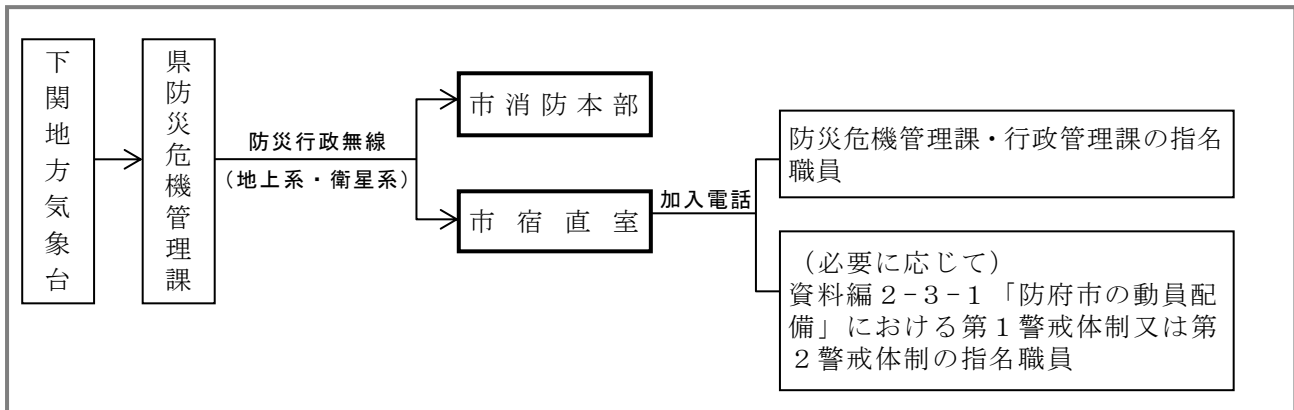
(注) 二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知又は周知の措置が義務付けられている伝達経路。

■ 3-4-7 市内部における伝達系統(勤務時間内・時間外)

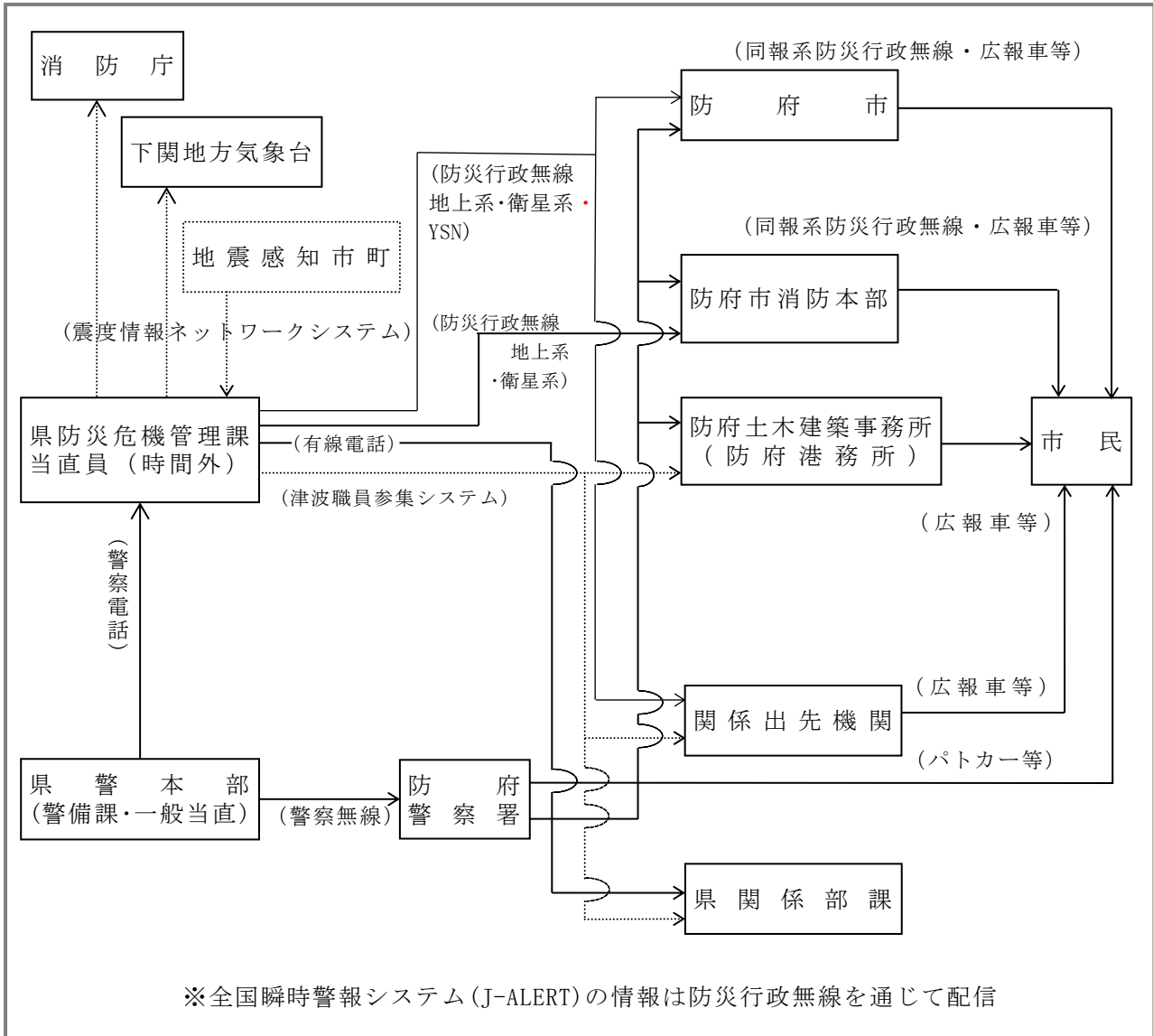
1 勤務時間内



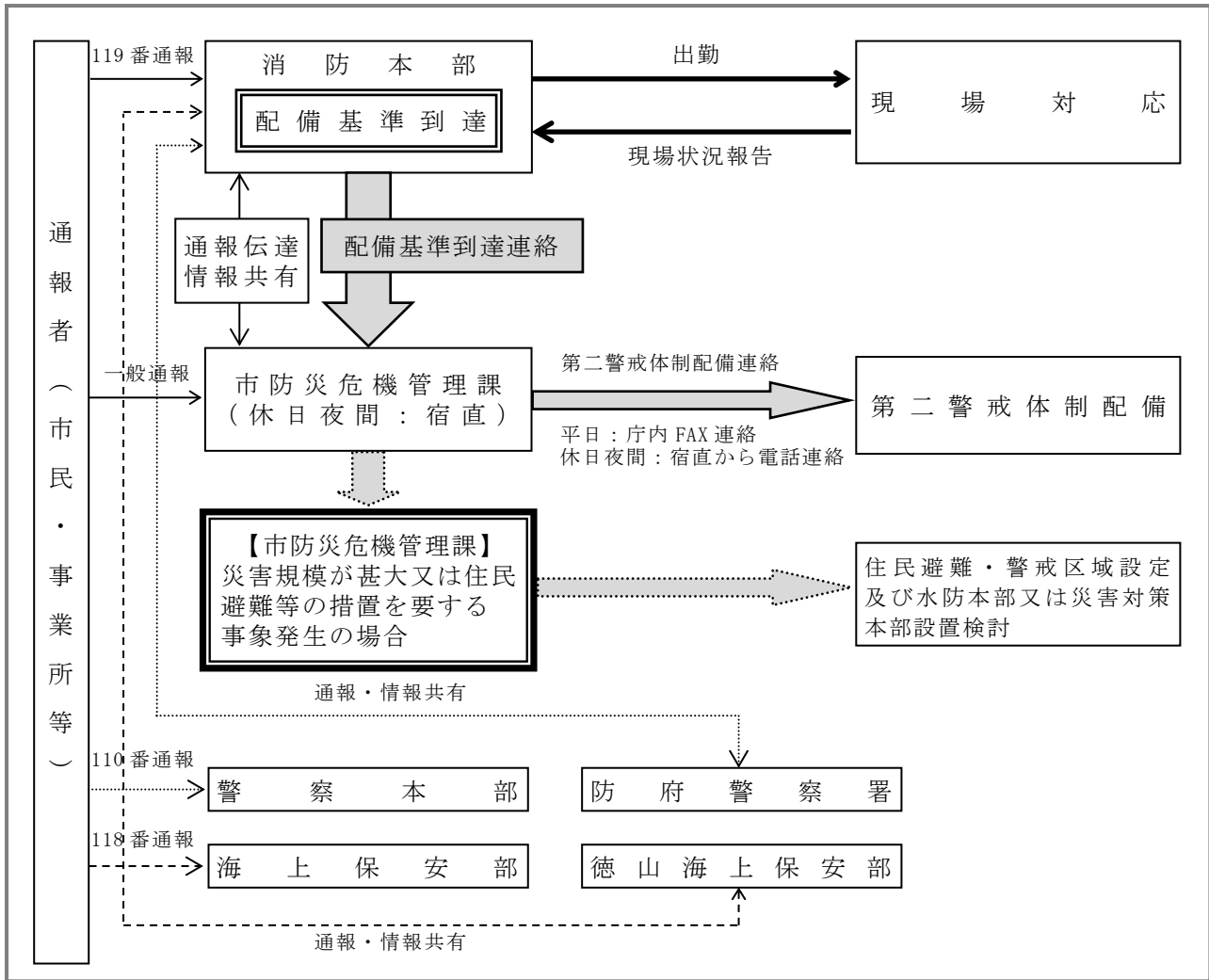
2 勤務時間外



■ 3-4-8 県における伝達系統



■ 3-4-9 大規模火災その他特殊災害発生時の市内部における伝達



■ 3-4-10 気象情報等に関する関係機関による措置事項

1 気象特別警報・警報・注意報及び気象情報の発表・伝達

関係機関	措 置 内 容
気 象 台	気象特別警報・警報・注意報等及び気象情報の伝達 資料編3-4-6「気象情報等の伝達系統」により気象情報等を関係機関に伝達する。
県	(1) 気象特別警報・警報・注意報等及び気象情報の伝達 気象特別警報・警報及び注意報等について、気象台、警察本部から通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに、防災行政無線（地上系・衛星系）により市町及び消防本部に通知するとともに、関係部局及び関係防災機関に通報する。 この場合において、緊急を要するときは、通信統制を行い他の通信に先だった取扱いを行うものとする。 なお、勤務時間外に配備を要する場合においては、該当の課及び出先機関の担当者等に職員参集システムによる気象情報の伝達を適宜行う。 (2) 重要な情報の伝達 地象、水象その他の災害原因に関する情報について、気象台、市町、県出先機関、防災関係機関等から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは直ちに、関係市町、消防本部に対して伝達するとともに、関係部局、関係防災機関に通報する。 通報を受けた部局は、直ちに、所属出先関係機関に通報する。
警 察 本 部	(1) 気象特別警報・警報・注意報等及び気象情報の通報 警察本部は、気象台、中国四国管区警察局から気象情報の通報を受けたときは、警察署に通知するとともに、県（防災危機管理課）に連絡する。 (2) 異常現象の通報 警察署長は、異常現象を認知したとき又は市民からの通報を受けたときは、速やかに、関係市町及び下関地方気象台に通報する。
防 府 市	気象特別警報・警報・注意報等及び気象情報の伝達 (1) 気象特別警報・警報及び注意報等について、県から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、区域内の公共的団体、その他重要な施設の管理者、自治会（自主防災組織）等に対して通報するとともに、直ちに、市民に周知する。 この場合、防府警察署、防府市消防本部、消防団、県出先機関等へ協力を要請するなどして、万全の措置を講じるものとする。 (2) 市民等への、高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保等の伝達広報手段、体制の確立が迅速に実施できるよう、平常時から訓練等を行うなどして習熟しておくものとする。 また、伝達先等に漏れないよう、平素から連絡系統、伝達先等再確認をしておくものとする。
防 府 市 消 防 本 部	(1) 気象特別警報・警報・注意報等及び気象情報の伝達 災害のおそれのある気象特別警報・警報及び注意報等について、県から通報を受けたときは、直ちに消防署・消防団等に一斉通知し、市民への周知を図る。 (2) 異常現象その他の情報の伝達 異常現象、水防に関する情報を収集又は入手したときは、これを市防災危機管理課、県（防災危機管理課）及び関係機関に通報するとともに、市民に周知する。
徳 山 海 上 保 安 部	気象特別警報・警報・注意報等及び気象情報の伝達 災害のおそれのある気象特別警報・警報及び注意報等について、気象庁等から通報を受けたときは、航行警報、安全通報、標識の掲揚並びに巡視船艇及び航空機による巡回等により直ちに周知するとともに、必要に応じて関係事業所に周知する。
西 日 本 電 信 電 話 株 式 会 社	特別警報及び警報の伝達 気象業務法に基づいて、下関地方気象台から伝達された警報を関係市町に連絡する。
報 道 機 関	資料編3-3-12「放送要請取扱要領」に記述

その他の 防災関係 機関	気象台、県、警察、市町、海上保安部等から通報を受けた災害に関する重要な情報については、所属機関に対して、直ちに、通報するとともに、必要な措置を講じるものとする。
--------------------	----------------------------------------------------------------------------------

2 異常現象発見時の措置

異常現象 の種別等	災害が発生するおそれがある異常現象を発見した場合、下関地方気象台に通報する。	
	異常現象	通報する基準
	竜巻	農作物、建造物に被害を与える程度以上のもの
	強い降ひょう	農作物等に被害を与える程度以上のもの
	異常潮位	天文潮より著しく高く、又は低く異常に変動した場合
	異常波浪	海岸等に被害を与える程度以上のうねり、風浪であって、前後の気象状況から判断して異常に大きい場合
	雪崩	建造物又は交通等に被害を与える程度以上のもの
通報系統	<pre> graph LR A[発見者] --> B[防府警察署] A --> C[消防本部] A --> D[徳山海上保安部] B --> E[防府市] C --> E D --> E E --> F[防災関係機関] E --> G[下関地方気象台] E --> H[県(防災危機管理課)] F --> E H --> E G --> B G --> C </pre>	
通報項目	(1) 現象名又は状況 (2) 発生場所 (3) 発現日時分（発見日時分） (4) その他参考となる事項	

3 異常気象時の気象観測資料収集協力体制

各関係機関が観測している気象データについては、必要に応じて関係機関に伝達するとともに、関係機関から照会があった場合はその提供に協力するものとする。

4 地震・津波情報に関する関係機関による措置事項

関係機関	措 置 内 容																											
気 象 台 (緊急地震速報については気象庁)	<p>大津波警報・津波警報・津波注意報及び地震・緊急地震速報・津波に関する情報の伝達</p> <p>(1) 大津波警報、津波警報、津波注意報</p> <p>ア 大津波警報、津波警報、津波注意報の発表等</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報・津波注意報（以下「津波警報等」という。）を津波予報区単位で発表する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。</p> </div> <p>この時、予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。</p> <p style="text-align: center;">津波警報等の種類と発表される津波の高さ等</p> <table border="1" data-bbox="323 922 1409 2063"> <thead> <tr> <th rowspan="2">津波警報等の種類</th> <th rowspan="2">発表基準</th> <th colspan="2">発表される津波の高さ</th> <th rowspan="2">想定される被害ととるべき行動</th> </tr> <tr> <th>数値での発表 (津波の高さの予想の区分)</th> <th>巨大地震の場合の発表</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">大津波警報</td> <td rowspan="3">予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合</td> <td>10m超 (10m<予想高さ)</td> <td rowspan="3">巨大</td> <td rowspan="3">木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、直ちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。</td> </tr> <tr> <td>10m (5m<予想高さ≤10m)</td> </tr> <tr> <td>5m (3m<予想高さ≤5m)</td> </tr> <tr> <td>津波警報</td> <td>予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合</td> <td>3m (1m<予想高さ≤3m)</td> <td>高い</td> <td>標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、直ちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。</td> </tr> <tr> <td>津波注意報</td> <td>予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合</td> <td>1m (0.2m≤予想高さ≤1m)</td> <td>(表記しない)</td> <td>海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中には人は直ちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※大津波警報は特別警報に位置付けられる。</p>				津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害ととるべき行動	数値での発表 (津波の高さの予想の区分)	巨大地震の場合の発表	大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、直ちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。	10m (5m<予想高さ≤10m)	5m (3m<予想高さ≤5m)	津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、直ちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。	津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中には人は直ちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。
津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害ととるべき行動																								
		数値での発表 (津波の高さの予想の区分)	巨大地震の場合の発表																									
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、直ちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。																								
		10m (5m<予想高さ≤10m)																										
		5m (3m<予想高さ≤5m)																										
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、直ちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。																								
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中には人は直ちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。																								

気象台
(緊急地震
速報につ
いては気
象庁)

— 続き —

イ 津波警報・注意報と避難のポイント

震源が陸地に近いと大津波警報・津波警報が津波の襲来に間に合わないことがあるので、強い揺れや弱くとも長い揺れがあったらすぐに避難を開始する。

津波の高さを「巨大」と予想する大津波警報が発表された場合は、東日本大震災のような巨大な津波が襲うおそれがあるので、直ちにできる限りの避難をする。

津波は沿岸の地形等の影響により、局所的に予想より高くなる場合があるので、ここなら安心と思わず、より高い場所を目指して避難する。

津波は長い時間くり返し襲ってくるので、大津波警報・津波警報が解除されるまでは、避難を続ける。

(2) 津波情報

津波警報等を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなど、津波情報で発表する。

津波情報の種類と発表内容

	情報の種類	発表内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻※や予想される津波の高さ（発表内容は津波警報等の種類と発表される津波の高さ等の表に記載）を発表 ※この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表(※1)
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表(※2)

(※1) 津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ・津波は繰り返し襲い、あとから来る波の方が高くなることもあるため、観測された津波が小さいからといって避難を止めてしまうと危険である。そのため、最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沿岸で観測された津波の最大波の観測値の発表内容

津波警報等 発表状況	観測された津波の高さ	内容
大津波警報	1 m超	数値で発表
	1 m以下	「観測中」と発表
津波警報	0.2m以上	数値で発表
	0.2m未満	「観測中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)

(※2) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値(第1波の推定到達時刻、最大波の到達時刻と高さ)を津波予報区単位で発表する。
- ・最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報または津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」(沖合での観測値)及び「推定中」(沿岸での推定値)の

気象台 (緊急地震速報については気象庁) — 続き —	言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。		
	沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値＊）の発表内容		
	津波警報等の発表状況	沿岸で推定される津波の高さ	内容
	大津波警報	3 m 超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
		3 m 以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
	津波警報	1 m 超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
		1 m 以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
	津波注意報	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	＊沿岸からの距離が 100km を超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波観測値については、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。		
	(3) 津波予報		
地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。			
	発表基準	発表内容	
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表	
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも 0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表	
	津波注意報等の解除後も海面変動が継続するとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入るとの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表	
(4) 地震情報の種類とその内容			
地震発生後、新しいデータが入るにしたがって、順次以下のような情報を発表している。			
地震情報の種類	発表基準	内容	
震度速報	・震度 3 以上	地震発生約 1 分半後に、震度 3 以上を観測した地域名(全国を約 188 地域に区分)と地震の揺れの発現時刻を速報	
震源に関する情報	・震度 3 以上 (大津波警報、津波警報または津波注意報を発表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表	
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度 3 以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度 3 以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表	
各地の震度に関する情報	・震度 1 以上	震度 1 以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表	

気象台 (緊急地震速報については気象庁) - 続き -			震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表 ※地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報(地震回数に関する情報)」で発表。
	長周期地震動に関する観測情報	・震度1以上を観測した地震のうち長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、地点毎の長周期地震動の周期別階級等を発表。
	推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表
	遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表
	その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表
ア 地震活動に関する解説資料等 地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁及び管区・地方气象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供し、ホームページなどでも発表している資料。			
	解説資料等の種類	発表基準	内容
	地震解説資料 (全国速報版・地域速報版)	以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 ・大津波警報、津波警報、津波注意報発表時(遠地地震による発表時除く) ・(担当地域で)震度4以上を観測(ただし、地震が頻発している場合は、その都度の発表はしない。)	地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、震度に関する情報や津波警報や津波注意報等の発表状況等、当該都道府県の情報等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料。 ・地震解説資料(全国速報版)上記内容について、全国の状況を取りまとめた資料。 ・地震解説資料(地域速報版)上記内容について、発表基準を満たした都道府県別に取りまとめた資料。
	地震解説資料 (詳細版)	以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表 ・(担当地域沿岸で)大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・(担当地域で)震度5弱以上を観測 ・社会的に関心の高い地震が発生	地震発生後1~2時間を目途に第1号を発表する。 ・地震解説資料(全国詳細版)地震や津波の特徴を解説するため地震解説資料(速報版)の内容に加えて、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。 ・地震解説資料(地域詳細版)地震解説資料(全国詳細版)発表以降に状況に応じて必要となる続報を適宜発表すると

気象台 (緊急地震速報については気象庁) — 続き —		ともに、状況に応じて適切な解説を加えることで、防災対応を支援する資料(地域の地震活動状況や応じて、単独で提供されることもある)。
	地震活動図	・ 定期(毎月初旬) 地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の県内の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料。

イ 緊急地震速報

(ア) 緊急地震速報の発表等

気象庁は、最大震度5弱以上または長周期地震動階級3以上が予想された場合に、震度4以上または長周期地震動階級3以上が予想される地域(緊急地震速報で用いる区域)に対し、緊急地震速報(警報)を発表する。

また、最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上等と予想されたときに、緊急地震速報(予報)を発表する。

なお、緊急地震速報(警報)のうち予想震度が6弱以上のものは、特別警報に位置づけられる。

(注) 緊急地震速報(警報)は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源に近い場所では強い揺れの到達に原理的に間に合わないことがある。

(イ) 緊急地震速報の伝達

気象庁は、緊急地震速報を発表し、日本放送協会(NHK)に伝達する。また、テレビ、ラジオ、携帯電話(緊急速報メール機能)、全国瞬時警報システム(J-ALERT)経路による市区町村の防災無線等を通して市民に伝達する。

(ウ) 緊急地震速報を見聞きした場合に取るべき行動

緊急地震速報が発表されてから強い揺れが来るまではわずかな時間しかないため、緊急地震速報を見聞きした時は、まずは自分の身の安全を守る行動をとる必要がある。

入手場所	とるべき行動の具体例
自宅など屋内	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 頭を保護し、大きな家具からは離れ、丈夫な机の下などに隠れる。 <p><注意></p> <ul style="list-style-type: none"> ● あわてて外へ飛び出さない。 ● その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は無理して消火しない。 ● 扉を開けて避難路を確保する。
駅やデパートなどの集客施設	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動する。 <p><注意></p> <ul style="list-style-type: none"> ● あわてて出口・階段などに殺到しない。 ● 吊り下がっている照明などの下からは退避する。
街など屋外	<ul style="list-style-type: none"> ◆ ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。 ◆ ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れる。 ◆ 丈夫なビルのそばであればビルの中に避難する。
車の運転中	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 後続の車が情報を聞いていないおそれがあることを考慮し、あわててスピードを落とすことはしない。 ◆ ハザードランプを点灯するなどして、まわりの車に注意を促したのち、急ブレーキは踏まずに、緩やかにスピードを落とす。大きな揺れを感じたら、急ハンドル、急ブレーキをさけるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させる。

気 象 台
 (緊急地震
 速報につい
 ては気象
 庁)
 - 続 き -

(5) 津波予報区の範囲

予 報 区	沿 岸 市 町
山口県 日本海沿岸	下関市、萩市、長門市、阿武町
山口県 瀬戸内海沿岸	下関市、宇部市、山口市、周南市、防府市、下松市、岩国市、山陽小野田市、光市、柳井市、周防大島町、上関町、田布施町、平生町、和木町

(6) 南海トラフ地震に関連する情報

- 「南海トラフ地震臨時情報」又は「南海トラフ地震関連解説情報」の情報名称で発表。
- 「南海トラフ地震臨時情報」には、情報の受け手が防災対応をイメージし、適切に実施できるように、防災対応等を示すキーワードを情報名に付記。
- 「南海トラフ地震関連解説情報」では、「南海トラフ地震臨時情報」発表後の地震活動や地殻変動の状況等を発表。また、「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における評価結果もこの情報で発表。

詳細は下表のとおり。

「南海トラフ地震に関連する情報」の名称及び発表条件

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	<ul style="list-style-type: none"> ○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	<ul style="list-style-type: none"> ○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） <p>※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合もある。</p>

「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」等の形で情報発表する。

発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件
地震発生等から5～3	調査中	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合

<p>気象台 (緊急地震速報については気象庁) — 続き —</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="389 152 564 712">0分程度</td> <td data-bbox="564 152 772 712"></td> <td data-bbox="772 152 1362 712"> <p>○監視領域内※1でマグニチュード6.8以上※2の地震※3が発生</p> <p>○1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測</p> <p>○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="389 712 564 1227" rowspan="3">地震発生等から最短で2時間程度</td> <td data-bbox="564 712 772 846">巨大地震警戒</td> <td data-bbox="772 712 1362 846">○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード※4 8.0以上の地震が発生したと評価した場合</td> </tr> <tr> <td data-bbox="564 846 772 1144">巨大地震注意</td> <td data-bbox="772 846 1362 1144"> <p>○監視領域内※1において、モーメントマグニチュード※4 7.0以上の地震※3が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く）</p> <p>○想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="564 1144 772 1227">調査終了</td> <td data-bbox="772 1144 1362 1227">○（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合</td> </tr> </table> <p>※1 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲。 ※2 モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8以上の地震から調査を開始する。 ※3 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。 ※4 断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、このマグニチュードを求めるには若干時間を要するため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いる。</p>	0分程度		<p>○監視領域内※1でマグニチュード6.8以上※2の地震※3が発生</p> <p>○1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測</p> <p>○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測</p>	地震発生等から最短で2時間程度	巨大地震警戒	○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード※4 8.0以上の地震が発生したと評価した場合	巨大地震注意	<p>○監視領域内※1において、モーメントマグニチュード※4 7.0以上の地震※3が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く）</p> <p>○想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合</p>	調査終了	○（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合
0分程度		<p>○監視領域内※1でマグニチュード6.8以上※2の地震※3が発生</p> <p>○1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測</p> <p>○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測</p>									
地震発生等から最短で2時間程度	巨大地震警戒	○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード※4 8.0以上の地震が発生したと評価した場合									
	巨大地震注意	<p>○監視領域内※1において、モーメントマグニチュード※4 7.0以上の地震※3が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く）</p> <p>○想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合</p>									
	調査終了	○（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合									
<p>県</p>	<p>(1) 津波警報等及び緊急地震速報、地震・津波に関する情報の伝達 地震、津波の重要な情報等について、気象台、警察本部から通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに、防災行政無線（地上系・衛星系）又はY S Nにより市町及び消防本部に通知するとともに、関係部局及び関係防災機関に通報する。 この場合において、緊急を要するときは、通信統制を行い他の通信に先だつた取扱いを行うものとする。</p> <p>(2) 近地震、津波等に係る情報の伝達 県内市町で震度4以上の地震が観測された場合、収集した地震情報を、直ちに沿岸市町、消防本部、警察本部に伝達するとともに、関係部局及び関係防災機関に通報する。</p> <p>(3) 重要な情報の伝達 地象、水象その他の災害原因に関する情報について、気象台、市町、県出先機関、防災関係機関等から通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに、関係市町、消防本部に</p>										

	<p>対して伝達するとともに、関係部局、関係防災機関に通報する。 通報を受けた部局は、直ちに、所属出先関係機関に通報する。</p> <p>(4) 関係機関等における津波警報・注意報の受信様式 市町及び消防本部については、防災行政無線地上系又は衛星系によりFAX送信されるが、止むを得ない場合は、音声となる。また、県出先機関については、地上系によりFAX送信されるが、止むを得ない場合は音声での伝達となることから、「津波警報・注意報受信用紙」により受信するものとする。</p>
警察本部	<p>(1) 異常現象の通報 警察署長は、異常現象を認知したとき又は市民等からの通報を受けたときは、速やかに、関係市町及び下関地方気象台に通報する。</p>
防 府 市	<p>(1) 津波警報等及び緊急地震速報、地震・津波に関する情報の伝達</p> <p>ア 地震・津波の重要な情報等について、海上保安部、県、警察署（交番等）から通報を受けたとき又は自ら知ったときは、区域内の公共的団体、その他重要な施設の管理者、自治会（自主防災組織）等に対して通報するとともに、直ちに市民に周知する。 この場合、警察機関、消防機関、県出先機関等へ協力を要請するなどして、万全の措置を講ずるものとする。</p> <p>イ 市民等への大津波警報・津波警報、避難指示等の伝達広報手段、体制 の確立が迅速に実施できるよう、平常時から訓練等を行うなどして習熟しておくものとする。 また、伝達先等に漏れがないよう、平素から連絡系統、伝達先等再確認をしておくものとする。</p> <p>ウ 漁港、港湾、船だまり、ヨットハーバー、海水浴場、釣り場、海浜の景勝地など行楽地、養殖場、沿岸部の工事現場等多数の者が利用あるいは働いている施設の管理者等に対して、あらかじめ津波警報等発令時等における避難誘導等への協力体制を確保しておくものとする。</p> <p>(2) 近地地震、津波に対する自衛措置</p> <p>ア 近海で地震が発生した場合、気象台からの津波警報等発表以前であっても津波が来襲するおそれがある。 強い揺れ（震度4以上）を感じたとき又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、津波発生を考えて市長は、直ちに、次の措置を講じる。 (ア) 海浜、港湾等にある者、海岸付近の市民等に、直ちに、安全な場所に避難するよう指示する。 (イ) 海浜、港湾等に所在する施設の管理者等に対して、必要な避難誘導をとるよう要請する。</p> <p>イ 市民に対する避難誘導の伝達は、放送によるほうが早い場合があるので、地震感知後少なくとも当該地方の報道機関の放送を一定時間（1時間以上）聴取する。責任者及び海面監視のための要員を定め、近地地震津波に備えておくものとする。報道機関からの大津波警報・津波警報が放送された場合においても、市長は、直ちに、上記による措置をとるものとする。</p> <p>ウ 津波に関する気象庁の警報事項を適時に受けることができない場合、及び災害により津波に関する気象庁の警報事項を適時に受けることができなくなった場合は、気象業務法施行令第10条の規定に基づき、「津波警報」を公表し、適切な措置を講ずるものとする。</p> <p>エ 地震情報の早期収集を目的に、県が「計測震度計」を設置しており、これの観測値等も参考にして、上記アに掲げる措置を速やかに実施するものとする。</p> <p>(3) 異常現象の通報 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者、又はその発見者から通報を受けた警察官若しくは海上保安官から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに、県（防災危機管理課）、防災関係機関及び下関地方気象台に通報する。</p> <p>ア 通報系統図</p>

防 府 市 — 続 き —	<p>イ 通報を要する異常現象</p> <table border="1" data-bbox="327 571 1412 862"> <tr> <td>異常潮位</td> <td>天文潮より著しく高く、又は低く異常に変動した場合</td> </tr> <tr> <td>異常波浪</td> <td>海岸等に被害を与える程度以上のうねり、風波で、前後の気象状況から判断して異常に大きい場合</td> </tr> <tr> <td>地震動により引き起こされる現象</td> <td>地表面の亀裂、崖地崩壊、異常出水、相当地域一帯の異臭等</td> </tr> <tr> <td>その他地震に関するもの</td> <td>群発地震、噴火現象</td> </tr> </table> <p>ウ 通報項目</p> <ul style="list-style-type: none"> • 現象名 • 発生場所 • 発見日時分 • その他参考となる情報 <p>(4) 一般的な災害原因に関する情報の通報 地震等災害原因に関する重要な情報について、県、警察及び関係機関等から通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに市民に周知する措置を講ずるとともに、区域内の公共的団体、その他重要な施設の管理者等に通報するものとする。</p> <p>(5) 県からの津波警報等の受信取扱い 県からの伝達は、通常県防災行政無線衛星系により F A X で送信されるが、止むを得ない場合は音声での伝達となることから、「津波警報、注意報受信用紙」により受信するものとする。</p> <p>(6) 周知に関すること 下関地方気象台と協力し、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。</p>	異常潮位	天文潮より著しく高く、又は低く異常に変動した場合	異常波浪	海岸等に被害を与える程度以上のうねり、風波で、前後の気象状況から判断して異常に大きい場合	地震動により引き起こされる現象	地表面の亀裂、崖地崩壊、異常出水、相当地域一帯の異臭等	その他地震に関するもの	群発地震、噴火現象
	異常潮位	天文潮より著しく高く、又は低く異常に変動した場合							
異常波浪	海岸等に被害を与える程度以上のうねり、風波で、前後の気象状況から判断して異常に大きい場合								
地震動により引き起こされる現象	地表面の亀裂、崖地崩壊、異常出水、相当地域一帯の異臭等								
その他地震に関するもの	群発地震、噴火現象								
消防本部	<p>(1) 津波警報等及び緊急地震速報、地震・津波に関する情報の伝達 地震・津波の重要な情報等について、県、警察署（交番等）、市関係部局から通報を受けたときは、直ちに消防署等に一斉通知し、市民への周知を図る。</p> <p>(2) 近地地震津波に対する情報の伝達 強い地震（震度4以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、津波の発生を考え、直ちに沿岸付近の市民等に対して注意の呼び掛け、避難誘導活動等の措置をとる。</p> <p>(3) 異常現象その他の情報の伝達 異常現象、地震に起因して発生する水防に関する情報を収集又は入手したときは、これを市関係部局、県（防災危機管理課又は守衛室）及び関係機関に通報するとともに、市民に周知する。</p>								
海上保安部	<p>(1) 津波警報等及び緊急地震速報、地震・津波情報の伝達 地震・津波の重要な情報等について、気象庁、管区気象台（福岡、大阪）等から通報を受けたときは、航行警報、安全通報、標識の掲揚並びに巡視船艇及び航空機による巡回等により直ちに船舶及び海上作業関係者等へ周知するとともに、必要に応じて関係事業所に周知する。</p>								
西 日 本	<p>(1) 警報の伝達</p>								

<p>電 信 電 話 株 式 会 社</p>	<p>気象業務法に基づいて、気象庁及び大阪管区気象台から伝達された警報を、FAXにより関係市町に連絡する。</p> <p>(2) 警報の取扱い順位等 警報は、全ての通信に優先して取扱い、特に、津波警報は他の警報に優先して取扱う。</p>
<p>報道機関</p>	<p>資料編 3-3-12「放送要請取扱要領」に記述</p>
<p>その他の防 災関係機関</p>	<p>気象台、県、警察、市、海上保安部等から通報を受けた地震・津波の重要な情報等については、所属機関に対して、直ちに、通報するとともに、必要な措置を講ずるものとする。</p>

● 条例等

■ 3-5-1 被害程度の認定基準

被害区分		認定基準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、遺体を確認した者又は遺体を確認することができないが死亡したことが確実な者
	災害関連死者	当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔意金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものを除く。）
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者
	負傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者 （重傷者） 1か月以上の治療を要する見込みの者 （軽傷者） 1か月未満で治療できる見込みの者 ※ 重傷者、軽傷者の別が把握できない場合は、とりあえず負傷者として報告すること。
住家の被害	住家	現実に住居のため使用している建物をいい、社会通念上の住宅であるかどうかを問わない。 なお、土蔵、小屋であっても現実に人が居住しているものは住家とみなす。 (1) 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。 (2) 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。 (3) 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。
	非住家	住家以外の建築物をいうものとする。 なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は、非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
	棟	一つの建築物をいう。主屋より延べ面積の小さい建築物（同じ住宅地内にあるもので非住家として計上するにあたらぬ小さな物置、便所、風呂場、炊事場、木小屋等）が付着しているものは折半して、それぞれの主屋の付属建物とみなす。
	世帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。（同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば2世帯となる。また、主として学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿、その他これらに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいる者については、原則としてその寄宿舎等を1世帯として取り扱う。）
	全壊（全焼・全流失）	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。

被害区分		認定基準
	大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が、40%以上50%未満のもの。
	中規模半壊	居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のもの。
	半壊 (半焼・半流失)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもので、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上30%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のもの。
	準半壊	住家が半壊又は、半焼に準ずる程度の損害を受けたもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のもの。
	準半壊に至らない(一部損壊)	準半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもので、具体的には、住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%未満のもの。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊又は半壊には該当しないが、土砂、竹木等のたい積のため、一時的に居住することができないもの。
	床下浸水	床上浸水に至らない程度浸水したもの。
非住家の被害	非住家	住家以外の建築物をいう。これらの建築物に人が居住しているときは、当該部分は住家として取り扱う。 なお、この被害は、全壊、半壊の被害を受けたもののみ計上し、被害の区別は、住家に対する全壊、半壊の例により判定するものであること。
	公共建物	官公署庁舎、公民館、公立の保育所等の公用又は公共の用に供する建築物をいう。
	その他	神社、仏閣等及び土蔵、倉庫、車庫、納屋等の住家以外の建築物をいう。
その他	田の流失、埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水に浸かったものとする。
	畑の流失、埋没 畑の冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。
	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設をいう。
	病院	患者の治療活動に必要な施設。具体的には、治療施設、入院施設、給食施設が被災したとき。
	道路	道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路のうち橋りょうを除いたものとする。
	損壊	国道、県道、市町村道路の全部又は一部の損壊、又は崩土により通行不能あるいは通行規制になったもの及び応急処置が必要となったものとする。
	冠水	道路が水をかぶり通行不能となったもの及び通行規制が必要なものとする。
	通行不能	道路の破損又は冠水等により応急修理が必要なものとする。

被害区分		認定基準	
	橋りょう	道路を連結するために、河川、運河、湖沼等の上に架設された橋で、全部又は一部が流出したものと及び損壊により応急修理が必要となったものとする。	
	河川	河川法（昭和 39 年法律第 167 号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止めその他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。	
		堤防決壊	河川法にいう 1 級河川、2 級河川、準用河川並びに法定外河川の堤防、あるいは溜池、灌漑用水路の堤防が決壊し、復旧工事を要する程度のものとする。
		越水	堤防等は破損していないが、水が堤防等を乗り越えて場内へ流れ込む状態のものとする。
		その他	破堤や越水はしていないが、堤防法面が損壊する等応急処理が必要なものとする。
港湾・漁港	港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 2 条第 5 項及び漁港法（昭和 25 年法律第 137 号）第 3 条に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾・漁港の利用及び管理上必要な臨港交通のための施設への被害があったとき。		
砂防	砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 1 条に規定する砂防設備、同法第 3 条規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸に被害があったとき。		
崖崩れ	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 2 条に規定する急傾斜地崩壊防止施設及び急傾斜地の崩壊（いわゆる崖崩れを含む。）による災害で、人命、人家、公共的建物に被害のあったものとする。		
地すべり	地すべりによる災害で、地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 2 条に規定する地すべり防止施設及び人命、人家、公共的建物に被害のあったものとする。		
土石流	土石等が水と一緒に流れることにより、人命、人家及び公共建物に被害があったものをいう。		
水道	貯水・浄水施設設備、導水管等の被災により給水が不能となった又は復旧工事を必要とする程度の被害とする。		
清掃施設	ごみ処理施設及びし尿処理施設に被害があったとき。		
被害船舶	ろかいのみをもって運転する以外の船で、船体が没し、航行不能になったものと及び流出し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたもの。		
鉄道不通	災害により運転施設設備、駅舎等に被害を受け、自動車、電車等の運航が不能となった又は復旧工事を要する程度の被害とする。		
電話	災害により通信、電話が故障し、通話不能となった電話の回線数とする。		
電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。		
水道	上水道又は簡易水道で、断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。		
ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で、供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。		
ブロック塀	倒壊したブロック塀、又は石塀の箇所数とする。		
被災者	被災所帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持することができなくなった生計を一にする世帯をいう。	
	被災者	被災世帯の構成員をいう。	

■ 3-5-2 被害発生報告書要領

1 報告内容について

災害応急対応について、市町のみでは対応が困難な場合、県、国等の防災関係機関の応援活動が必要となる。速やかな応援活動が実施できるよう、次の場合はその概要を直ちに県へ報告すること。

- ◆ 被害が発生したとき
速やかに対応できるよう発生直後すぐに「被害の概要」、「市町等がとった措置」等を報告すること。
- ◆ 巡回等の結果、被害発生の兆候など異常現象等を発見したとき。
- ◆ 住民等から被害発生の兆候など異常現象等の連絡があったとき。
- ◆ 避難指示（住民の自主避難を含む）があったとき。

2 報告方法について

報告は、電話又はファクシミリにより直ちに連絡すること。

ファクシミリの報告の場合、様式「被害発生報告書」により報告できる場合は、本要領中「3 被害発生報告書による報告」に従い報告すること。

3 被害発生報告書による報告

「被害発生報告書」により報告する場合は、下記に従い必要事項を記入の上報告すること。

報告機関等	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 「●災害名」については、「○月○日～○月○日の大雨」、「台風○号」など、名称で災害が特定できるように記入する。 ◆ 「第○報○年○月○日 ○時○分 現在」を記入する。確定報であれば、「確定報」を○で囲み「○年○月○日」を記入する。 ◆ 「市町名」、「記入者名」、「電話番号」を記入する。 		
被害発生状況	(1) 人的被害	「災害による被害報告について（昭和 45 年 4 月 10 日付け消防防災第 246 号消防庁長官）」により記入する。住所、氏名、年齢、性別、被災の原因等についても記入する。	
	(2) 住家・非住家被害	「災害による被害報告について」により記入する。 被災した住家・非住家の住所、被災状況等の概要についても記入する。	
	(3) その他公共施設等	①道路被害	国道、県道、市町道で通行止めがあった場合、該当の「区分」を○で囲み、「路線名」、崩土等の発生した「場所」、規制された「区間」、被災等の「原因」、「規制の開始・解除時間」を記入する。
		②河川被害	堤防決壊、越水等があった場合、「河川名」、「発生場所」、被害の「概要等」について記入する。 特に人的被害、住家被害等に発展するものについて報告する。
		③ため池被害	堤体の決壊、越水等があった場合、「ため池名」、「発生場所」、被害の「概要等」について記入する。 特に人的被害、住家被害等に発展するものについて報告する。
④土砂崩れ被害		土砂崩れ被害が発生した場合、「発生場所」、被害の「概要等」について記入する。 特に人的被害、住家被害等に発展するものについて報告する。	

		⑤ライフライン被害	断水、停電、電話の不通があったとき、その状況を記入。
災害に対してとられた措置の概要	(1) 災害対策本部等の設置状況	災害対策本部、第一警戒体制、第二警戒体制等の体制をとった場合には、設置・廃止の日時を記入する。災害対策本部以外の体制は、その他の体制にその体制名を記入する。	
	(2) 避難措置状況	①避難指示(緊急)	災害対策基本法第 60 条の避難指示(緊急)を発令したとき、その内容を記入する。
		②避難勧告	災害対策基本法第 60 条の避難勧告を発令したとき、その内容を記入する。
		③自主避難	災害対策基本法第 60 条に規定される避難指示(緊急)、避難勧告以外の自主的な避難があった場合に記入する。
(3) 消防機関等の出動状況	消防職員、消防団、市町職員別に活動状況を記入する。		
その他	上記項目以外の被害の発生、災害の応急対応など、特に報告の必要があるものについて記入する。		

4 配備体制解除後の対応について

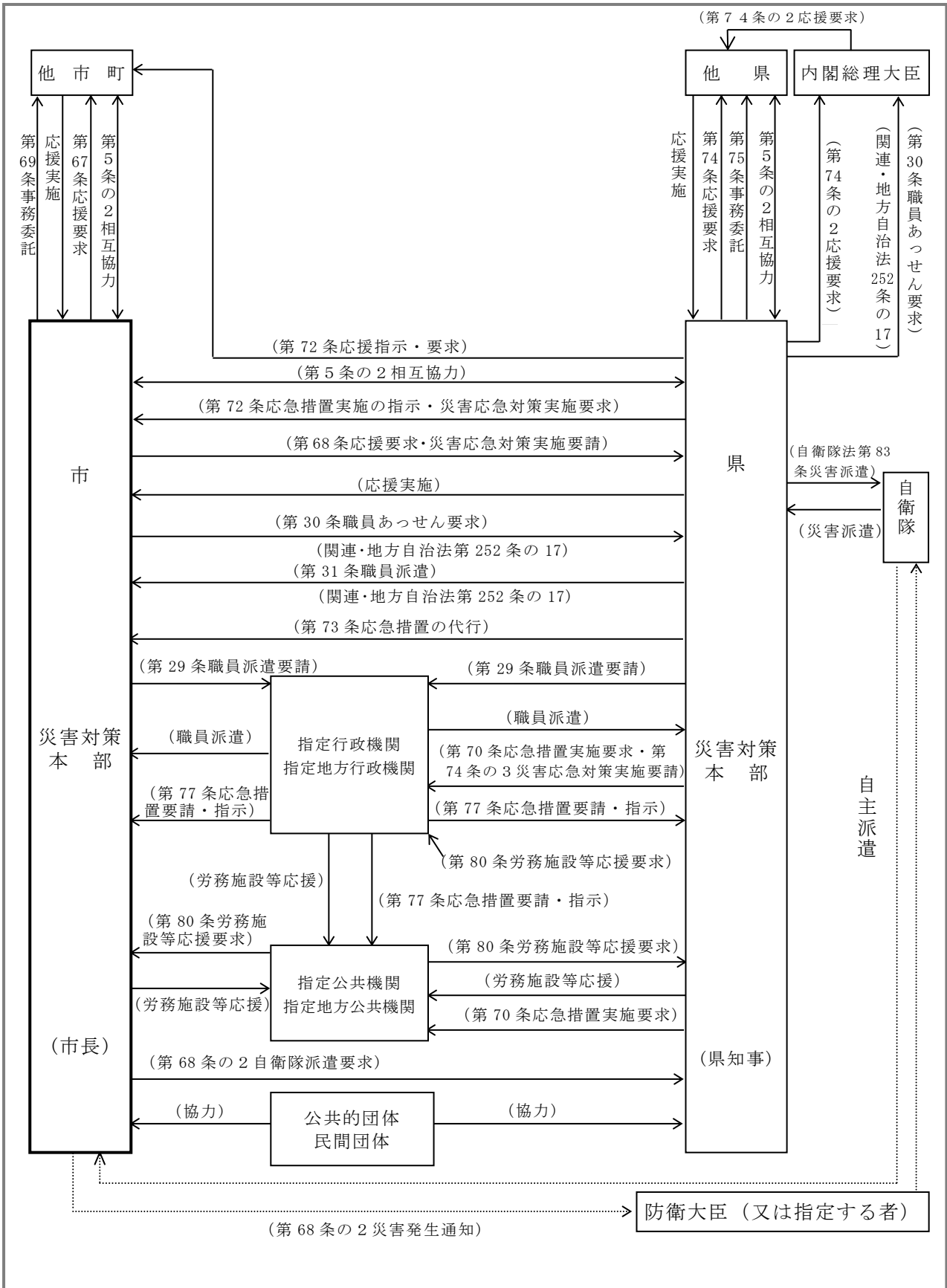
各市町においてとられた配備体制を解除したときは、必ず「被害発生報告書」の3の(1)に「体制を解除したこと」を記入の上、「被害の状況」等も記入しファクシミリで報告すること。

■ 3-5-3 緊急警報放送実施要領

緊急警報放送の実施基準	緊急警報信号は、次の各号の一に該当するときで、災害情報の伝達に特に緊急を要し、かつ広域伝達に適した場合に使用される。 ● 大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号)により、大規模地震の警戒宣言が発せられたことを放送する場合。 ● 気象業務法の規定により、津波警報が発せられたことを放送する場合。 ● 災対法第57条に基づく、知事からの要請により放送する場合。
緊急警報信号を使用して放送を行う放送機関	緊急警報信号を使用して放送を行う放送機関は、日本放送協会(NHK山口放送局)である。
利用方法等	市長は知事を通じ、「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、放送局に対し緊急警報信号の放送を行うことを求めるものとする。
緊急警報受信機等の普及	緊急警報放送を受信するためには、専用の受信機又は内蔵したラジオ・テレビ等が必要であるが、その普及はまだ十分でなく、今後、県、市町及び防災関係機関は、災害予防の観点からこれの普及に努めるものとする。

● 応援・受援

■ 3-6-1 災対法による応援協力体系図



■ 3-6-2 県への応援要請の概要

【派遣の根拠法】

区 分	派 遣 の 相 手 方		
	他 市 町	県	指定地方行政機関
派遣要請	地方自治法第252条の17	地方自治法第252条の17	災対法第29条第2項
派遣あつせん（あつせん要請先）	災対法第30条第2項（知事）	災対法第30条第2項（知事）	災対法第30条第1項（知事）

【派遣要請の必要事項】

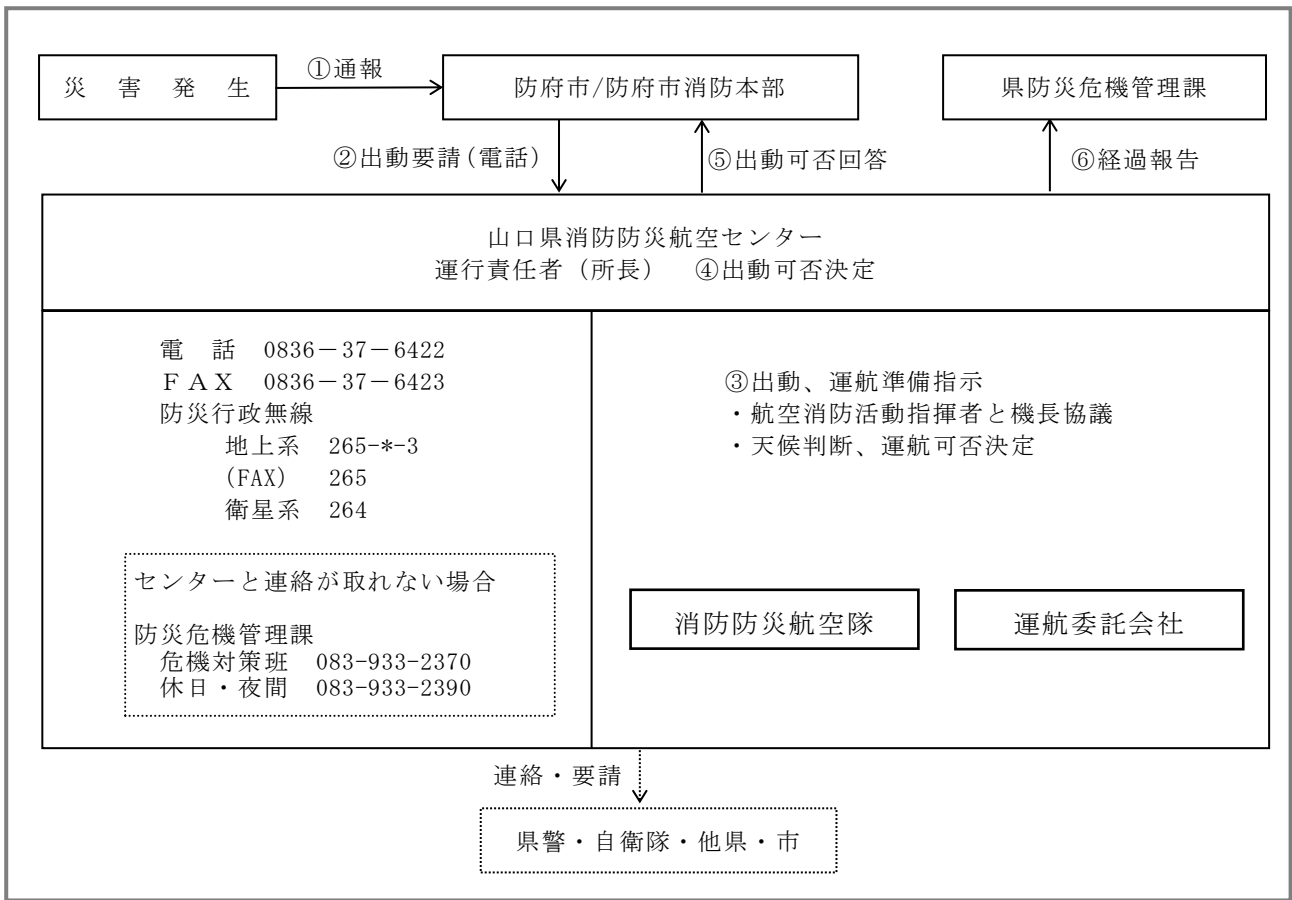
要 請 の 内 容	要 請 に 必 要 な 事 項	備 考
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 他の市町に対する応援要請 ◆ 県への応援要請又は災害応急対策の実施要請 	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害の状況 2 応援（災害応急対策の実施）を要請する理由 3 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品目及び数量 4 応援（災害応急対策の実施）を必要とする場所 5 応援を必要とする活動内容（必要とする災害応急対策） 6 その他必要な事項 	災対法第67条 災対法第68条
自衛隊災害派遣要請（要求）	共通編第3編第4章第2節「自衛隊の災害派遣要請・受入」参照	自衛隊法第83条
指定地方行政機関又は都道府県の職員の派遣のあつせんを求める場合	<ol style="list-style-type: none"> 1 派遣のあつせんを求める理由 2 派遣のあつせんを求める職員の職種別人員数 3 派遣を必要とする期間 4 派遣される職員の給与その他の勤務条件 5 その他参考となるべき事項 	災対法第30条 地方自治法第252条の17
他県消防の応援を求める場合	資料編3-6-9「山口県緊急消防援助隊受援計画」参照	消防組織法第44条
放送機関への災害時放送要請	共通編第3編第3章第1節「広報活動」参照 日本放送協会山口放送局・山口放送(株)・テレビ山口(株)・(株)エフエム山口・山口朝日放送(株)・山口ケーブルビジョン(株)・(株)ぷらざFM	災対法第57条

【知事による市長の代行】

知事は、市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市が実施すべき応急措置のうち特に急を要する重大な事項について、市長に代わって実施することになる。

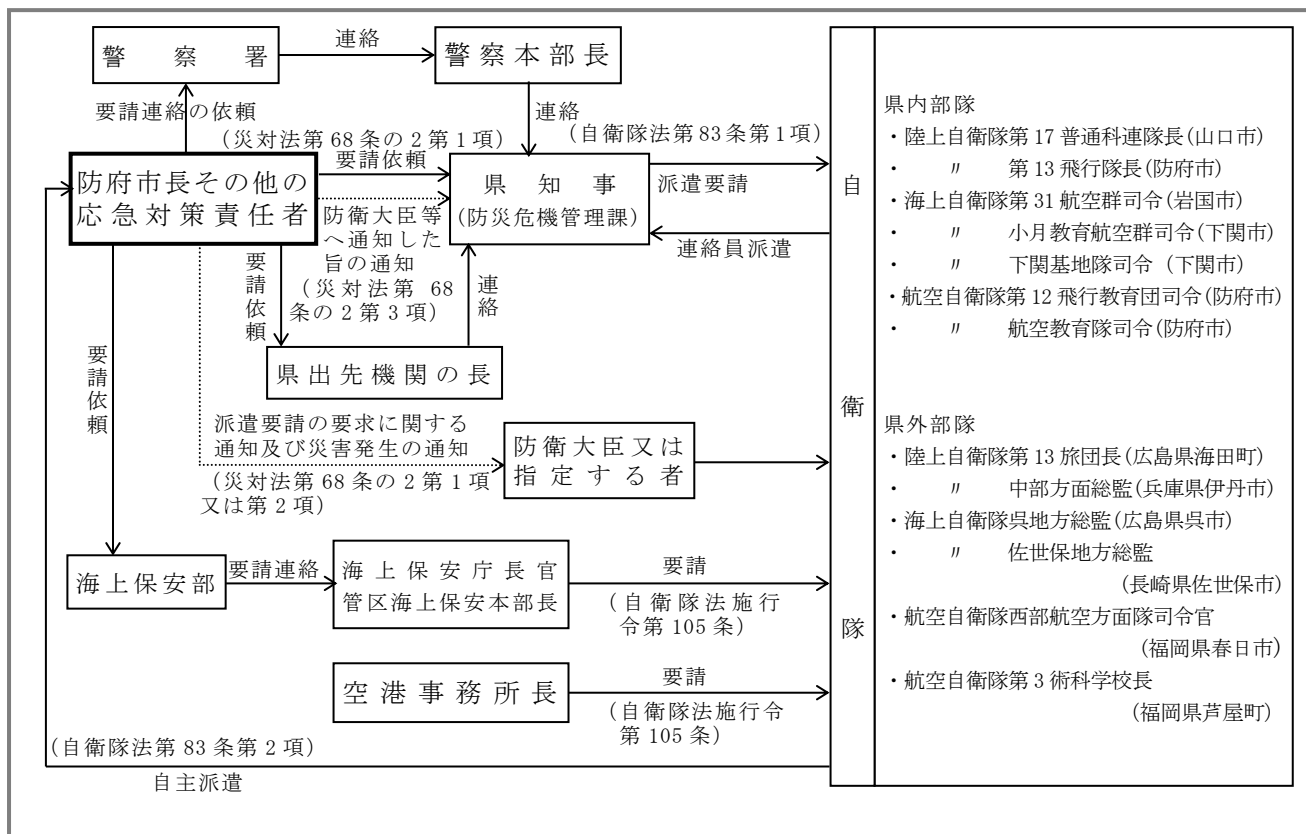
特に急を要する 応急処置	避難の指示等	災対法第60条第6項
	警戒区域の設定	災対法第63条第1項
	応急公用負担等	災対法第64条第1項・第2項
	人的公用負担	災対法第65条第1項

■ 3-6-3 県消防防災ヘリコプターの応援要請図

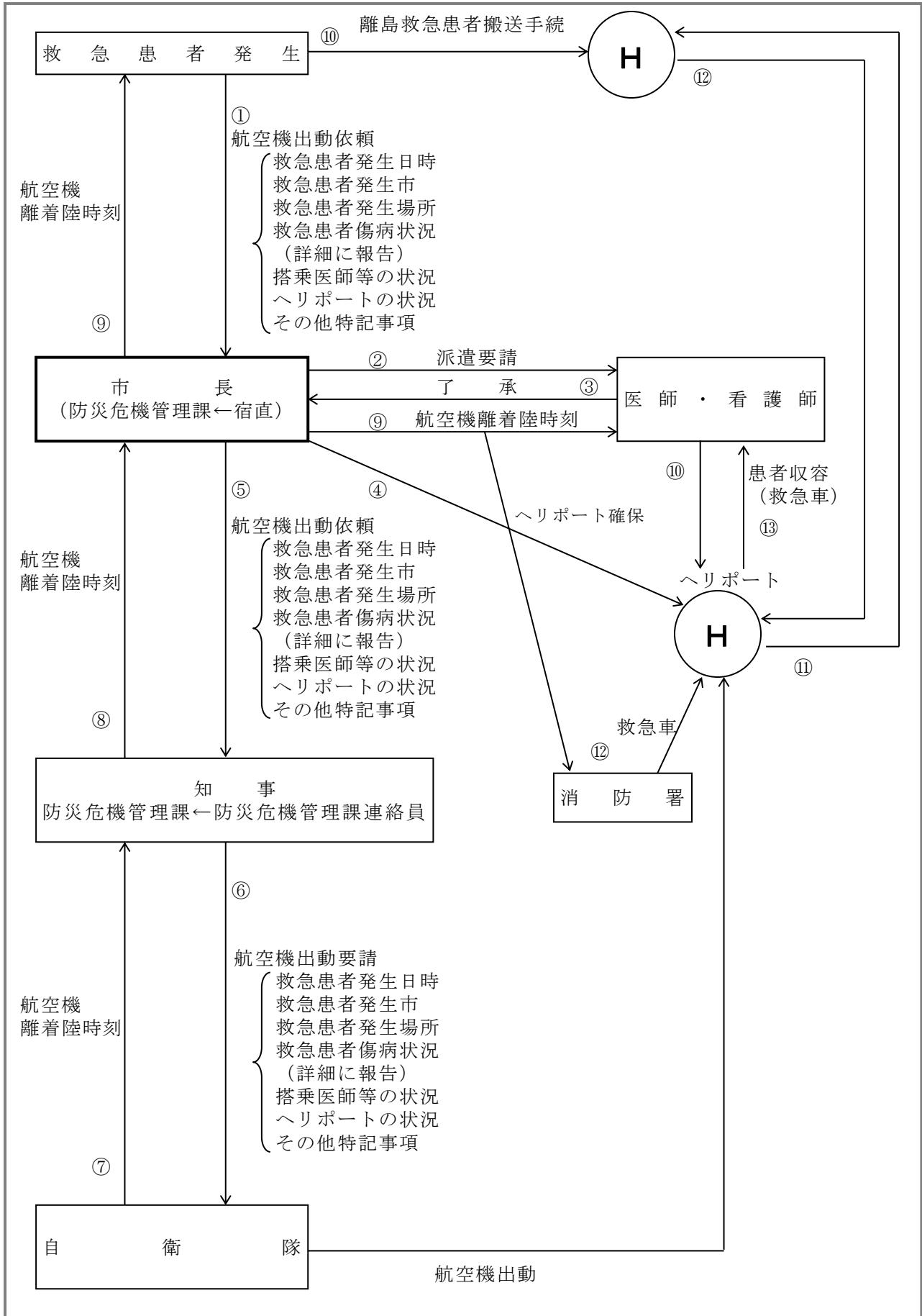


■ 3-6-4 自衛隊災害派遣要請の概要

1 災害派遣要請（要求）系統図



別表



2 災害派遣時に実施する活動内容

救助活動区分	活 動 内 容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握
避難の援助	避難指示等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助
遭難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索救助を実施
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のうの作成、運搬、積込み等の水防活動
消防活動	消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火活動を実施 （消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用）
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫の実施 （薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用）
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送の実施 この場合において、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う
給食、給水及び入浴支援	被災者に対し、給食、給水及び入浴支援を実施する
救援物資の無償貸付又は譲与	「防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令」（昭和33年総理府令第1号）に基づく、被災者に対する救援物資の無償貸付又は譲与
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去の実施
そ の 他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについての所要措置

3 災害派遣要請の手続き

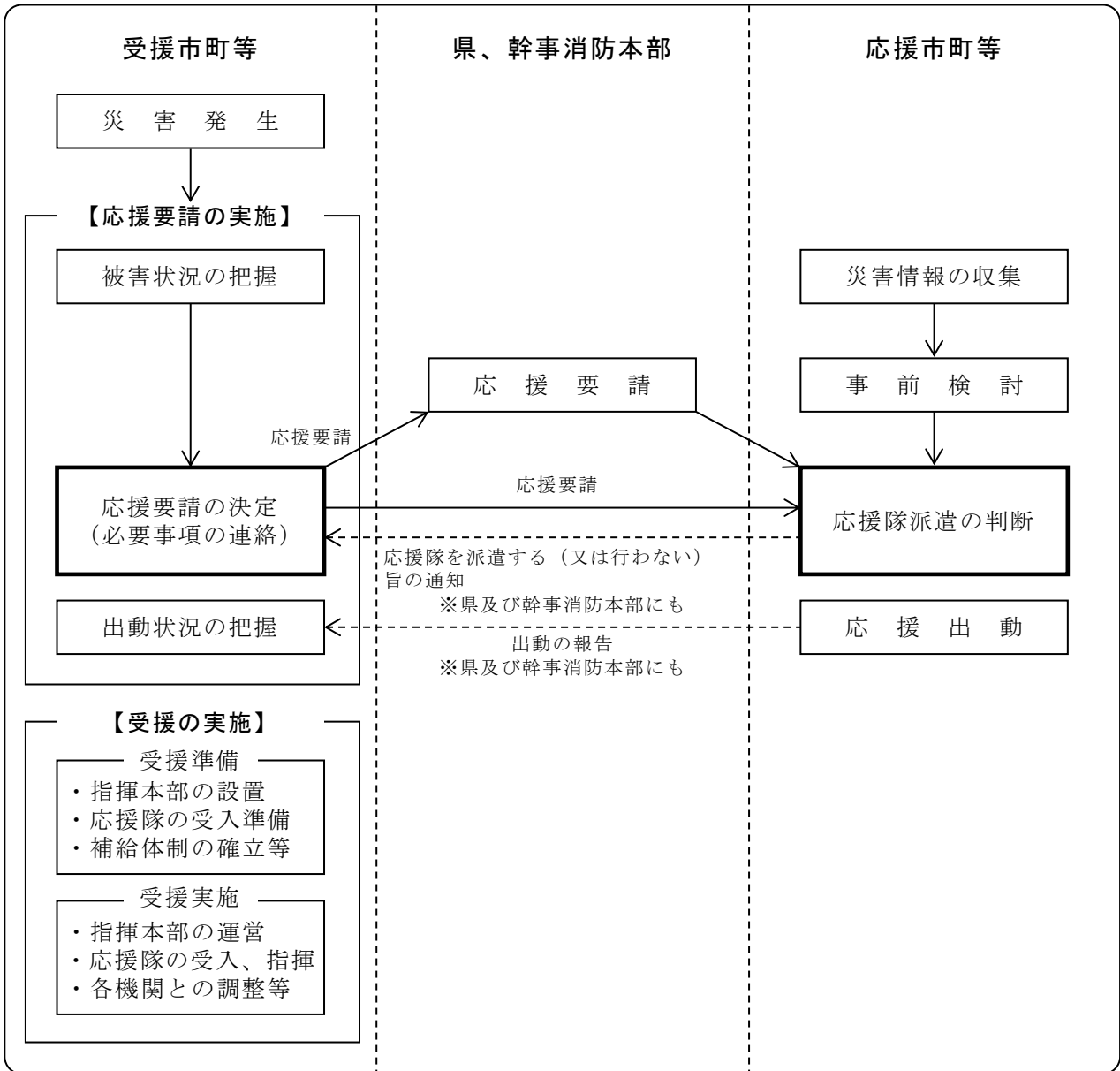
要請権者	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 知事（自衛隊法（昭和 29 年法第 165 号）第 83 条第 1 項）：主として陸上災害の場合 ◆ 海上保安庁長官、管区海上保安本部長 （自衛隊法施行令（昭和 29 年政令第 179 号）第 105 条）：主として海上災害の場合 ◆ 空港事務所長（国機関）（自衛隊法施行令第 105 条）：主として航空機遭難の場合
市長の措置	<p>市長は、災害の状況、応急措置の実施状況を踏まえ、1 に掲げる災害派遣要請（要求）系統図のうち、最も適切な系統により要請権者に派遣要請の要求（要請依頼）をするものとする。</p>
県の要請事務処理窓口	<p>自衛隊の災害派遣の連絡窓口は、県本部本部室班とする。</p>
市の要請事務処理窓口	<p>市における連絡窓口は、本部統括部総括班（防災危機管理課）において処理し、市長が知事に対して要請依頼するものとする。</p>
事務処理の方法	<p>知事は、次の事項を明らかにした文書をもって要請する。 ただし、事態が切迫している場合は口頭又は電信、電話等により要請し、事後速やかに文書を送達するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 災害の状況及び派遣を要請する事由 ◆ 派遣を希望する期間 ◆ 派遣を希望する区域及び活動内容 ◆ その他参考となるべき事項（緊急時の措置）
市長及び災害応急対策責任者の要請依頼	<p>市長及び災害応急対策責任者が行う県知事への派遣要請の要求は災害派遣要請依頼書（様式）によるものとし、緊急を要する場合には、電話等により派遣要請の要求を行い、事後速やかに依頼文書を提出するものとする。</p> <p>なお、市長は、知事に対して派遣要請の要求ができない場合には、その旨及び当市における災害の状況を防衛大臣又は指定する者に通知することができる。この場合において市長は、事後速やかにその旨を知事に通知すること（災対法第68条の2）。</p>
自衛隊との連絡	<p>自衛隊の派遣を要請した者は、自衛隊の活動が円滑に行われるよう、気象情報、被害状況その他の情報を適宜連絡するものとする。</p> <p>また、自衛隊においても、積極的に関係機関が実施する応急対策活動の実施状況等に係る情報収集に努めるものとする。</p>

【災害派遣連絡窓口一覧表】

区 分	要 請 先	所 在 地	活 動 内 容
陸上自衛隊に対するもの	第17普通科連隊長	山口市上宇野令784 (083-922-2281) (県庁内線 5184) (防災無線(衛星系)217)	車両・船艇・航空機・地上部隊による各種救助活動
	第13旅団長	広島県安芸郡海田町寿町2-1 (082-822-3101) (防災無線(衛星系)034-101-941-157)	
	中部方面総監	伊丹市緑ヶ丘7-1-1 (072-782-0001)	
海上自衛隊に対するもの	呉地方総監	呉市幸町8-1 (0823-22-5511) (防災無線(衛星系)034-101-89-158)	艦艇又は航空機をもってする人員、物資の輸送、状況偵察、応急給水等
	佐世保地方総監	佐世保市平瀬町 (0956-23-7111)	
	第31航空群司令	岩国市三角町2丁目 (0827-22-3181)	
	小月教育航空群司令	下関市松屋本町3-2-1 (083-282-1180)	
	下関基地隊司令	下関市永田本町4-8-1 (083-286-2323)	
航空自衛隊に対するもの	第12飛行教育団司令	防府市田島 (0835-22-1950 内線231)	主として航空機による偵察・人員・物資の輸送、急患搬送等
	航空教育隊司令	防府市田島 (0835-22-1950 内線431)	
	西部航空方面隊司令官	春日市原町3-1-1 (092-581-4031 内線2348)	
	第3術科学学校長	福岡県遠賀郡芦屋町芦屋144-1 (093-223-0981)	

■ 3-6-5 山口県内広域消防応援計画

《参考》 応援から出動までのフロー（概念図）



山口県内広域消防応援計画

第1章 基本的事項

1 目的

この計画は、山口県内において災害が発生し、広域的な消防の応援要請を行う必要が生じた場合において、山口県内広域消防相互応援協定書（平成24年4月締結。以下「協定」という。）及び山口県内広域消防相互応援協定実施細目（以下「実施細目」という。）に基づく応援要請、応援隊の派遣及び応援隊の運用等について必要な事項を定めるものとする。

第2章 用語の定義等

1 受援市町等

管轄区域内で災害が発生し、協定に基づき、他の消防機関に対し、応援要請又は応援要請しようとする県内の市町又は消防の一部事務組合をいう。

2 応援実施機関

応援を実施する消防機関は、県内市町等の消防本部及び消防団とする。

3 応援要請の対象とする災害

応援要請の対象とする災害は、次のとおりとする。

応援要請の対象とする災害	消防組織法第1条に規定する水火災、地震及びその他の災害
応援要請を必要とする災害規模	〔次のいずれかに該当する場合〕 <ul style="list-style-type: none"> ・災害が他の市町等に拡大し、又は影響を与える必要があると求められる場合 ・発災市町等の消防力では、災害防御が著しく困難と認める場合 ・その他災害の防除及び災害の被害を軽減するため、他の市町等が保有する車両資機材等を必要と認める場合

4 幹事消防本部

幹事消防本部は、山口県消防長会事務局消防本部とする。

第3章 連絡体制及び無線通信体制

1 応援要請時における連絡体制

応援要請時における市町等の連絡体制は、次に掲げるとおりとする。

(1) 応援要請時の連絡先は、別表第1のとおりとする。

(2) 連絡方法は、原則として有線電話又は有線FAXによるものとする。

ただし、有線断絶時等の場合は、防災行政無線、県内共通波、電子メール等を活用するものとし、電子メールを使用したときは携帯電話等で連絡するものとする。

2 出動時における無線通信体制

出動時における無線通信体制は、原則として次のとおりとする。

(1) 応援隊と受援市町等との通信は、県内共通波を使用するものとする。

ただし、被災地が広域にわたるなど、指揮系統を複数に分離する必要があり、かつ、緊急消防援助隊の応援を受けていない場合又は他県の消防防災ヘリコプターの無線運用に支障がない場合に限り、全国共通波の使用も考慮するものとする。

(2) 応援市町等の間の通信は、応援市町等の市町波を使用するものとする。

第4章 応援隊の編成

1 応援隊の編成

(1) 応援可能隊は、別表第2のとおりとする。

(2) 応援可能資機材は、別表第3のとおりとする。

2 指揮体制

(1) 応援隊の指揮は、受援市町等の消防長が応援隊の長を通じて行うものとする。

ただし、緊急を要する場合は、指揮者から応援隊の隊員に対し直接指揮できるものとし、事後速やかに応援隊の長に指揮内容を報告するものとする。

(2) 災害の規模及び災害状況により指揮者の補佐が必要と判断したときは、受援市町の長は、指揮隊等を保有する市町等の長に対して応援要請を行い、派遣された応援隊を指揮者の補佐に指名することができるものとする。

(3) 緊急消防援助隊による応援を受けており県内で指揮支援隊が活動する場合においても、県内の応援隊については、指揮支援隊の活動管理を受けることはなく、受援市町等の消防長の指揮の下、応援活動を実施するものとする。

第5章 発災段階（受援市町等の対応）

1 応援要請の手続き

(1) 発災市町等の長は、災害規模及び被害状況を考慮して、当該市町等を管轄する消防力では十分な体制を取ることができないと判断した場合は、協定に基づき、県内の市町等の長（又は幹事消防本部）に対して応援要請を行うものとし、県及び幹事消防本部にも、その旨報告するものとする。

応援要請に当たっては、次の事項を明確にした上で電話等により要請するものとし、事後速やかに、応援要請書（実施細目別記様式第3号）を応援市町等の長に送付するものとする。

応援要請時の連絡事項	ア 災害の状況（種別、発生日時、場所等）及び応援を要請する理由 イ 要請する人員、車両等の種別、資機材の数量 ウ 応援隊の活動内容 エ 応援隊の到着希望日及び集結場所等
------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------

(2) 発災市町等の長は、状況によっては、県に対しても応援に関し必要な調整を求めることができるものとする。

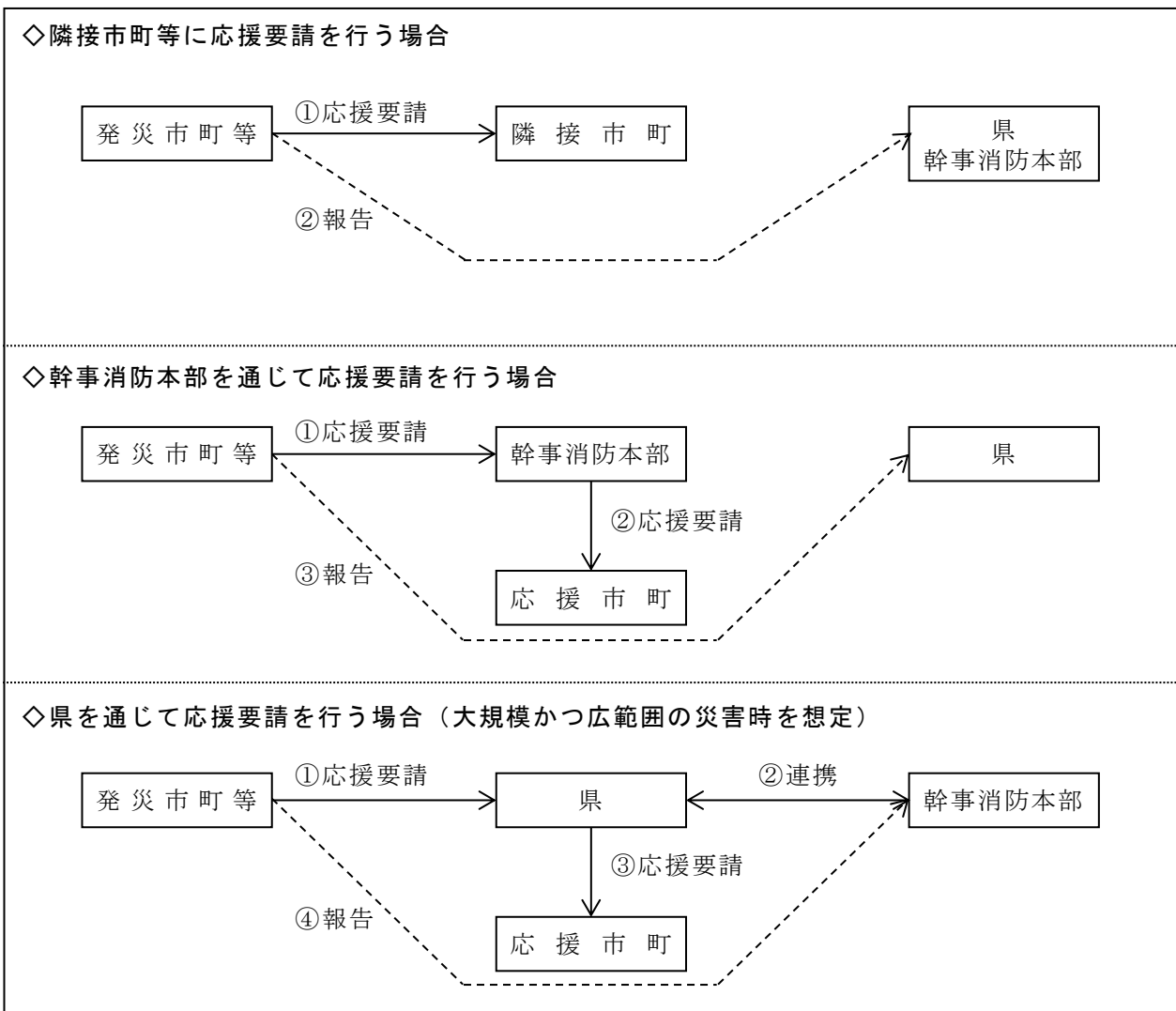
この場合、発災市町等の長は、知事に対して県内広域消防応援の要請（様式1）により要請するものとし、要請を受けた知事は、幹事消防本部と連携の上、県内広域消防相互応援協定に基づく応援の要請（様式2）により、他の市町等の長に対して応援の要請又は指示を行うものとする。

2 要請の基準

応援要請は原則として、第一要請、第二要請の順に行うものとする。ただし、特に必要があるときは、この限りではない。

第一要請	隣接市町等に対して行う要請
第二要請	第一要請に加えて他の地域の市町等に対して行う要請

《参考》 応援要請の流れ



- 3 幹事消防本部等が応援要請を行ったときの連絡
幹事消防本部又は県が県内市町等に応援要請を行ったときは、発災市町等に対し、速やかにその旨を連絡するものとする。
- 4 集結場所の選定等
集結場所は、原則として被災市町等の消防本部及び消防署所の中から選定するものとする。
- 5 応援の特例（覚知による応援）
発災市町等の近隣の市町等は、応援要請がない場合においても、覚知した災害の状況から応援が必要と判断したときは、応援要請があったものとみなし、応援を実施するものとする。
この場合、応援市町等は、災害発生場所等を直ちに発災市町等に通報するものとし、県及び幹事消防本部に対して電話により報告するものとする。
- 6 知事による応援の指示
知事は発災市町等の長から応援要請がない場合においても、災害の状況から応援が必要と判断したときは、消防組織法第43条の規定に基づき、幹事消防本部と連携の上、応援の指示（様式3）により各市町等の長に対し、応援の指示を行うことができる。

第6章 発災段階（応援市町等の対応）

1 事前検討

応援要請を受けた市町等は、特別な理由がない限り、応援を行うものとされていることから、隣接市町等で災害を覚知した場合は、あらかじめ次の事項を検討するものとする。

なお、県及び各消防本部においては、より迅速な応援体制を確保する観点から、情報収集及び早期の情報提供に努めるものとする。

【主な検討事項】

事前検討	応援出場の可否の検討 応援内容の検討、応援資機材の検討、補充消防力の検討等
▽	
▽	
事前計画の確認	〔応援可能と判断した場合〕 部隊編成、必要資機材等の点検準備、連絡体制の保持、 応援隊の指揮者、集結場所、応援隊間の連絡体制等
▽	
▽	
警防体制の確認	〔応援出動による管内の消防力の低下を防ぐため〕 消防隊等の移動配備、予備車の運用、消防職団員の招集等

2 応援隊の派遣の可否

応援要請の連絡があり応援出動を決定した市町等の長は、受援市町等の長、県及び幹事消防本部に対して、電話により応援隊の派遣を報告するものとする。

なお、応援要請に応ずることができない場合も、同様に報告するものとする。

第7章 応援出動

1 応援出動時の措置

応援隊を派遣する市町等の長は、災害の状況に応じ必要な装備資機材等を携帯し、食糧・資機材等を可能な限り携行の上、速やかに応援隊を出動させるとともに、受援市町等、県及び幹事消防本部に対して次の事項を報告するものとする。

応援出動時の報告事項	ア 応援隊の長の職氏名 イ 応援隊の人員・車両・資機材 ウ 集結場所への到着予定時間 エ 出動経路等
------------	-------------------------------------------------------------

- 2 集結場所到着時の報告
 応援隊の長は、集結場所到着後、速やかに指揮者に対して報告するとともに、活動現場や任務等を確認するものとする。
- 3 現場到着時の報告
 応援隊の長は、現場到着後、速やかに指揮者に対し、次の事項について口頭で報告するものとする。
 なお、災害の種別によっては、省略することができる。

報告事項	ア 応援隊の現場到着日時 イ 応援隊の人員、車両等の種別、資機材等の種別及び数量
-------------	---------------------------------------------

- 4 活動に係る指示事項
 応援隊の長は、次の事項について指揮者の指示等を確認するものとする。

確認事項	ア 災害の状況 イ 活動方針 ウ 活動地域及び任務 エ 使用無線系統 オ 他の応援隊の隊数及び隊長名、活動概要 カ その他必要な事項
-------------	-----------------------------------------------------------------------------------

- 5 応援の中断
 応援隊を派遣した市町等の長は、応援隊を当該市町等の消防業務に復帰させるべき事態が生じた場合、受援市町等と協議の上、派遣を中断することができる。
 なお、この場合、派遣を中断する旨を、受援市町等、県及び幹事消防本部に対して電話により報告するものとする。
- 6 現場引き揚げ
 指揮者の引き揚げ指示により、応援隊は速やかに現場活動を終了し、受援市町等の現場最高指揮者に対し、次の事項を口頭で報告するものとする。
 また、事後、応援隊活動結果書（実施細目別記様式第4号）により、受援市町等、県及び幹事消防本部に対して報告するものとする。

報告事項	ア 応援隊の活動概要 イ 応援隊員の負傷及び資機材等の損傷の有無 ウ 応援隊の現場引き揚げ日時
-------------	-------------------------------------------------------

第8章 その他

- 1 応援の始期及び終期
 - (1) 応援の始期は、応援出動指令を受け応援出動した時点、又は応援隊が消防署所から出動した時点とする。
 - (2) 応援の終期は、応援隊が消防署所に帰着した時点とする。
- 2 経費の負担
 - (1) 応援に係る経費の負担は、協定等の規定に基づき、次に掲げるとおりとする。なお、これ以外の経費については、その都度、応援市町等と受援市町等が協議して定めることとする。

応援市町等が負担する経費	ア 出動手当、旅費等の人件費及び消費燃料等の経常的経費 イ 応援の消防職団員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費 ウ 応援隊員が受援市町等への往復の途中において、第三者に損害を与えた場合の賠償費 エ 応援隊員の重大な過失により、第三者に損害を与えた場合の賠償費
受援市町等が負担する経費	ア 要請による救援消防用資機材、救援物資の調達経費 イ 応援が長時間にわたる場合の燃料の補給及び食糧の支給に要する経費 ウ 応援隊員が応援活動中、第三者に損害を与えた場合の賠償費

- (2) 応援市町等が応援経費を請求する場合は、応援に要した経費の要求（実施細目別記様式第6号）により受援市町等に対し請求するものとする。
- 3 各市町等における事前準備、教育訓練

- (1) 各市町等は、円滑かつ効果的に応援活動が行えるように、無線通信機器、資機材、食糧等の整備に努めるものとする。
- (2) 各市町等は、的確かつ迅速な応援要請、出動及び活動が行えるように、平常時から必要な訓練に努めるものとする。

附 則

- 1 この計画は、平成 26 年 2 月 21 日から施行する。
- 2 山口県広域消防応援・受援基本計画（平成 22 年 4 月 1 日改訂）は廃止する。

■ 3-6-6 県内広域消防応援様式

関係機関の連絡先

【国、県、県内消防本部】

名 称		連 絡 先		N T T 回 線		防 災 行 政 無 線	
				電 話	F A X	電 話	F A X ()は県内間のみ可能
国	消防庁広域応援室	昼間	応急対策室	03-5253-7527	03-5253-7537	048-500-90-49013	048-500-90-49033
		夜間	宿直室	03-5253-7777	03-5253-7553	048-500-90-49101	048-500-90-49036
県	山口県消防保安課	昼間	消防救急班	083-933-2399	083-933-2408	201-2399	035-201-2408 (7-2408)
	山口県消防防災航空隊	昼間	消防防災航空センター	0836-37-6422	0836-37-6423	035-264	(19-265)
県内消防本部	下関市消防局	昼間	情報指令課	083-233-9119	083-224-0119	035-451	(19-451)
		夜間					
	山口市消防本部	昼間	通信指令課	083-932-2603	083-932-2607	035-453	(19-453)
		夜間					
	萩市消防本部	昼間	通信指令室	0838-25-2772	0838-26-3951	035-454	(19-454)
		夜間					
	防府市消防本部	昼間	通信指令課	0835-24-0119	0835-23-2002	035-455-370	(19-455)
		夜間					
	下松市消防本部	昼間	警防課	0833-45-1781	0833-41-8202	035-456	(19-456)
		夜間	通信指令室	0833-45-3119			
	長門市消防本部	昼間	警防課	0837-22-9110	0837-22-0428	035-459-20	(19-459)
		夜間	通信指令室	0837-22-9111			
	美祢市消防本部	昼間	警防課	0837-52-2192	0837-52-0540	035-461	(19-461)
		夜間	通信指令室	0837-52-2176	0837-53-0564		
周南市消防本部	昼間	警防課	0834-22-8762	0834-31-8543	035-462	(19-462)	
	夜間	指令課	0834-22-8765				
柳井地区広域消防本部	昼間	警防救急課 通信係	0820-22-0040	0820-22-7847	035-460	(19-460)	
	夜間						
光地区消防組合消防本部	昼間	警防課	0833-74-5603	0833-74-5611	035-458-133	(19-458)	
	夜間	中央消防署指令係	0833-74-5604	0833-72-1211			
岩国地区地区消防組合消防本部	昼間	通信指令課	0827-31-0119	0827-32-1119	035-457	(19-457)	
	夜間						
宇部・山陽小野田消防局	昼間	通信指令課	0836-21-2866	0836-33-0745	035-452	(19-452)	
	夜間						

(注) 1 時間帯別の夜間には、休日の昼間も含む。

(注) 2 原則として、有線電話又は有線FAXにより連絡するものとする。

【県及び県内市町の災害対策本部】

名称及び設置所在地	連絡先	N T T 回線		防災行政無線	
		電 話	F A X	電 話 () は県内 間のみ可能	F A X () は県内 間のみ可能
山口県災害対策本部 (山口市滝町 1-1)	防災危機管理課	083-933-2452	083-933-2479	035-201-2452	035-201-2479
下関市災害対策本部 (下関市南部町 1-1)	防災危機管理課	083-231-9333	083-231-9966	035-401-2172 (10-401-3)	(19-401)
宇部市災害対策本部 (宇部市常盤町 1-7-1)	防災危機管理課	0836-34-8139	0836-29-4266	035-402 (10-402-3)	(19-402)
山口市災害対策本部 (山口市亀山町 2-1)	防災危機管理課	083-934-2723	083-934-2958	035-403-2212 (10-403-3)	(19-403)
萩市災害対策本部 (萩市江向 428-2)	防災安全課	0838-25-1067	0838-21-3501	035-404-431 (10-404-3)	(19-404)
防府市災害対策本部 (防府市寿町 7-1)	防災危機管理課	0835-25-2115	0835-23-2136	035-405-682 (10-405-3)	(19-405)
下松市災害対策本部 (下松市大手町 3-3-3)	防災危機管理課	0833-45-1832	0833-44-2459	035-406-321 (10-406-3)	(19-406)
岩国市災害対策本部 (岩国市今津町 1-14-51)	危機管理課	0827-29-5119	0827-24-4213	035-407-2502 (10-407-3)	(19-407)
光市災害対策本部 (光市中央 6-1-1)	防災危機管理課	0833-72-1403	0833-72-1731	035-408 (10-408-3)	(19-408)
長門市災害対策本部 (長門市東深川 1339-2)	防災危機管理課	0837-23-1111	0837-23-1233	035-409-322 (10-409-3)	(19-409)
柳井市災害対策本部 (柳井市南町 1-10-2)	危機管理課	0820-22-2111	0820-23-4595	035-410-431 (10-410-3)	(19-410)
美祢市災害対策本部 (美祢市大嶺町 326-1)	総務課	0837-52-1110	0837-53-1959	035-411 (10-411-3)	(19-411)
周南市災害対策本部 (周南市岐山通 1-1)	防災危機管理課	0834-22-8208	0834-22-8806	035-412-208 (10-412-3)	035-412-806 (19-412)
山陽小野田市災害対策本部 (山陽小野田市日の出 1-1-1)	総務課	0836-82-1122	0836-83-2604	035-413-112 (10-413-3)	035-413-594 (19-413)
周防大島町災害対策本部 (周防大島町小松 126-2)	総務課	0820-74-1000	0820-74-1016	035-414-105 (10-414-3)	(19-414)
和木町災害対策本部 (和木町和木 1-1-1)	企画総務課	0827-52-2136	0827-52-5313	035-415-307 (10-415-3)	(19-415)
上関町災害対策本部 (上関町長島 503)	総務課	0820-62-0311	0820-62-1600	035-416 (10-416-3)	(19-416)
田布施町災害対策本部 (田布施町下田布施 3440-1)	総務課	0820-52-5802	0820-53-0140	035-417 (10-417-3)	(19-417)
平生町災害対策本部 (平生町平生町 210-1)	総務課	0820-56-7111	0820-56-3864	035-418 (10-418-3)	(19-418)
阿武町災害対策本部 (阿武町奈古 2636)	総務課	08388-2-3110	08388-2-2090	035-419 (10-419-3)	(19-419)

応援可能隊

区分	消防本部	部隊種別	隊数	隊員数	車両種別
第一要請	下関市消防局	指揮隊	1	4	指揮車
		消火隊	3	15	水槽付消防ポンプ自動車
		救助隊	2	10	救助工作車Ⅱ型
		救急隊	2	6	高規格救急自動車
		後方支援隊	2	4	支援車
		特殊装備隊	1	5	屈折はしご車
	山口市消防本部	消火隊	1	5	消防ポンプ自動車
		救助隊	1	5	救助工作車Ⅱ型
		救急隊	1	3	高規格救急自動車
	萩市消防本部	消火隊	1	5	消防ポンプ自動車
		救急隊	1	3	高規格救急自動車
		後方支援隊	1	2	その他の車両
	防府市消防本部	消火隊	2	10	水槽付消防ポンプ自動車 消防ポンプ自動車
		救急隊	1	3	高規格救急自動車
		特殊装備隊	1	2	大型水槽車
	下松市消防本部	消火隊	1	5	水槽付消防ポンプ自動車
		救急隊	1	3	高規格救急自動車
	長門市消防本部	消火隊	1	5	水槽付消防ポンプ自動車
		救急隊	1	3	高規格救急自動車
		後方支援隊	1	2	資機材搬送車
	美祢市消防本部	消火隊	1	5	化学消防ポンプ自動車
		救急隊	1	3	救急自動車
	周南市消防本部	指揮隊	1	4	指揮車
		消火隊	1	5	水槽付消防ポンプ自動車
		救助隊	1	5	救助工作車Ⅲ型
		救急隊	1	3	高規格救急自動車
		後方支援隊	1	5	支援車Ⅰ型
	柳井地区広域消防本部	消火隊	1	5	消防ポンプ自動車 (CD-Ⅰ)
	光地区消防組合消防本部	消火隊	1	5	水槽付消防ポンプ自動車
		救急隊	1	3	高規格救急自動車
	岩国地区消防組合消防本部	消火隊	3	10	消防ポンプ自動車 (CD-Ⅰ)
		救急隊	1	3	高規格救急自動車
後方支援隊		2	4	防火広報車 人員搬送車	
B C 対応隊		1	5	多目的搬送車	
宇部・山陽小野田消防局	消火隊	1	5	水槽付消防ポンプ自動車	
	救助隊	1	5	救助工作車Ⅱ型	
	救急隊	1	3	高規格救急自動車	
	後方支援隊	1	2	空気充填車	
第二要請	山口市消防本部	消火隊	1	5	消防ポンプ自動車
		救急隊	1	3	高規格救急自動車
	防府市消防本部	消火隊	2	10	水槽付消防ポンプ自動車 消防ポンプ自動車
		救急隊	1	3	高規格救急自動車
		特殊装備隊	1	2	大型水槽車
	周南市消防本部	救助隊	1	5	救助工作車Ⅱ型
	光地区消防組合消防本部	消火隊	1	5	水槽付消防ポンプ自動車
	宇部・山陽小野田消防局	消火隊	1	5	化学消防ポンプ自動車
		救助隊	1	5	救助工作車Ⅱ型
救急隊		1	3	高規格救急自動車	

応援可能資機材

区分	消 防 本 部	資 機 材 名	数 量
第一要請	下関市消防局	第一応援隊車両積載資機材一式	1
	山口市消防本部	第一応援隊車両積載資機材一式	1
	萩市消防本部	空気呼吸器	3
		発動発電機	1
		投光器	2
	防府市消防本部	可搬式ウィンチ	1
		空気呼吸器	2
		チェーンソー	5
		潜水器一式	2
		投光器	4
	長門市消防本部	発動発電機	2
		高度救急資機材一式	1
	美祢市消防本部	空気呼吸器	3
		投光器	1
		発動発電機	1
		エアテント	1
		空気ポンプ	4
		チェーンソー	1
		水のう	10
		チルホール	1
周南市消防本部	第一応援隊車両積載資機材一式	1	
柳井地区広域消防本部	三連はしご	1	
	投光器	1	
	携帯発電機	1	
	空気呼吸器	2	
	エンジンカッター	1	
光地区消防組合消防本部	チェーンソー	1	
	可搬式ウィンチ	1	
	三連はしご	1	
	空気呼吸器	3	
	照明器具一式	1	
岩国地区消防組合消防本部	高度救急資機材一式	1	
宇部・山陽小野田消防局	BC対応資機材一式	1	
第二要請	下関市消防局	第一応援隊車両積載資機材一式	1
	山口市消防本部	第二応援隊車両積載品一式	1
	防府市消防本部	可搬式ウィンチ	1
		空気呼吸器	2
		チェーンソー	5
		潜水器一式	2
		投光器	3
		発動発電機	1
	美祢市消防本部	空気呼吸器	3
	周南市消防本部	第二応援隊車両積載資機材一式	1
	光地区消防組合消防本部	空気呼吸器	3
		照明器具一式	1
	宇部・山陽小野田消防局	第一応援隊車両積載資機材一式	1

■ 3-6-7 緊急消防援助隊山口県大隊応援等実施計画

緊急消防援助隊山口県大隊応援等実施計画

第1項 総則

1 (目的)

この計画は、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱（平成27年消防広第74号。以下「要請要綱」という。）第39条の規定に基づき、山口県大隊、山口県統合機動部隊、下関市消防局NBC災害即応部隊、山口県土砂・風水害機動支援部隊（以下「山口県大隊等」という。）の応援等について必要な事項を定め、山口県大隊等が迅速に被災地に出動し、的確な応援等の活動を実施することを目的とする。

2 (用語の定義)

- (1) 代表消防機関は、下関市消防局とする。
- (2) 代表消防機関代行は、周南市消防本部とする。
- (3) 前項までに定めるもののほか、用語については別表第1のとおりとする。

第2項 山口県大隊等の編成

3 (連絡体制等)

応援等出動に係る連絡体制は、次に掲げるとおりとする。

ア 応援等出動時における各消防本部の連絡先は、別表第2のとおりとする。

イ 応援等出動時における関係機関の連絡先は、別表第3のとおりとする。

ウ 県から消防本部への応援出動等の連絡は、原則として有線電話又は防災行政無線FAX（衛星系及び地上系）によるものとし、消防本部から県への連絡は、有線電話又は有線FAXによるものとする。なお、有線断絶時等の場合は、例外的に、防災行政無線、主運用波、電子メールを使用することができるものとし、電子メールを使用したときは携帯電話等で連絡するものとする。

4 (山口県大隊等の編成)

- (1) 山口県の登録隊は、別表第4のとおりとする。
- (2) 地震災害における山口県大隊及び統合機動部隊の標準的な編成は、別表第5のとおりとし、各消防本部の災害対応状況及び被災地の被害状況等を考慮し調整するものとする。
- (3) 土砂・風水害における山口県大隊及び統合機動部隊の標準的な編成は、別表第6のとおりとし、各消防本部の災害対応状況及び被災地の被害状況等を考慮し調整するものとする。
- (4) 地震災害及び土砂・風水害以外の災害における山口県大隊及び統合機動部隊の編成は、別表第5及び別表第6を参考にして、各消防本部の災害対応状況及び被災地の被害状況等を踏まえて行うものとする。
- (5) 山口県大隊を編成する期間は、発隊式から解隊式までの間とし、原則として集結場所で発隊式を行うものとする。
- (6) 大隊は、都道府県単位とし、「山口県大隊」と呼称するものとする。
- (7) 山口県大隊長は、代表消防機関（代表消防機関が被災等によりその任務を遂行できない場合は、代表消防機関代行。以下同じ。）の職員をもって充てるものとする。なお、代表消防機関と代表消防機関代行の両消防機関から指揮隊を出動させた場合は、代表消防機関代行の職員は山口県大隊副大隊長として大隊長を補佐するものとする。
- (8) 統合機動部隊は、「山口県統合機動部隊」と呼称するものとする。なお、山口県統合機動部隊長は、代表消防機関の職員をもって充てるものとする。

- (9) 中隊は、消防本部毎又は消火、救助、救急等の任務単位とし、「例 下関中隊、山口県消火中隊」と呼称するものとする。なお、消防本部毎の中隊長は、各消防本部の出動職員から大隊長又は部隊長が上席者を指定するものとし、任務毎の中隊長は、次の消防本部の出動職員から大隊長又は部隊長が上席者を指定するものとする。

中隊名	中隊長を充てる消防本部名
消火中隊	柳井地区広域消防本部
救助中隊	周南市消防本部
救急中隊	宇部・山陽小野田消防局
後方支援中隊	下関市消防局
特殊災害中隊	岩国地区消防組合消防本部
特殊装備中隊	山口市消防本部

- (10) 小隊は、各車両又は付加された任務単位とし、「例 萩消火隊」と呼称するものとする。なお、小隊長は、当該小隊の上席者をもって充てるものとする。
- (11) 後方支援中隊の編成は、別表第7のとおりとし、県単位で後方支援中隊を編成し、後方支援活動を行うものとする。
- (12) N B C災害即応部隊は、別表第8のとおり編成し、「下関市消防局N B C災害即応部隊」と呼称するものとする。なお、下関市消防局N B C災害即応部隊長は、下関市消防局の職員をもって充てるものとする。
- (13) 土砂・風水害機動支援部隊は、別表第9のとおり編成し、「山口県土砂・風水害機動支援部隊」と呼称するものとする。なお、山口県土砂・風水害機動支援部隊長は、下関市消防局の職員をもって充てるものとする。

5 (指揮体制等)

- (1) 山口県大隊等の指揮体制は、別紙第1のとおりとする。
- (2) 受援都道府県内での連絡体制は、運用要綱別記様式1のとおりとする。
- (3) 山口県大隊長は、山口県大隊を統括し、被災地において指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、山口県大隊の活動の指揮を行うものとする。
- (4) 山口県統合機動部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該統合機動部隊の活動の指揮を行うものとする。ただし、山口県大隊が後続する場合、当該統合機動部隊の活動の指揮は、山口県大隊長が被災地に到着するまでの間とする。
- (5) 下関市消防局N B C災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該N B C災害即応部隊の活動の指揮を行うものとする。
- (6) 山口県土砂・風水害機動支援部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該土砂・風水害機動支援部隊の活動の指揮を行うものとする。
- (7) 中隊長は、山口県大隊長又は部隊長の管理の下に小隊の活動を管理するものとする。
- (8) 小隊長は、中隊長の管理の下に隊員の活動を管理するものとする。

第3項 山口県大隊等の出動

6 (地震時等の出動等に係る取決め)

要請要綱別表A-1、A-2並びにアクションプランに基づき、地震等の発生後、山口県に属する緊急消防援助隊が出動準備又は出動(迅速出動を含む。)を行う対象となる事象は、別表第10のとおりとする。

7 (山口県大隊等の出動可能隊数報告及び出動準備)

(1) 別表第 10 に定める地震等が発生し、山口県に属する緊急消防援助隊が出動準備（迅速出動に伴う出動準備を含む。）を行う対象となっている場合、県及び各消防本部は次のとおり対応するものとする。

ア 県は、各消防本部から事前に計画された隊（別表第 5）を構成する小隊の出動可否の連絡を受けた後、消防庁からの出動可能隊数の報告の求めを待つことなく、消防庁に対して速やかに要請要綱別記様式 2-2 により出動可能隊数を報告するものとする。ただし、県内で大規模な被害の発生又は大規模な被害の発生が見込まれない場合、代表消防機関と協議の上、各消防本部の出動可否のとりまとめを行う前に、事前に計画された隊（別表第 5）のとおりに出動可能隊数を報告するものとする。

イ 各消防本部は、県からの出動可能隊数の報告依頼がない場合であっても、地震等の発生後速やかに、県及び代表消防機関・代表消防機関代行に対して事前に計画された隊（別表第 5）を構成する小隊の出動可否を電話連絡した後、要請要綱別記様式 2-2 により出動可能隊数を F A X で報告するものとする。また、併せて、出動準備を行うものとする。

(2) 土砂・風水害が発生し又は発生が見込まれる状況で、消防庁から山口県大隊又は山口県土砂・風水害機動支援部隊の出動可能隊数報告及び出動準備の依頼があった場合、県及び各消防本部は次のとおり対応するものとする。

ア 県は、各消防本部に対して速やかに事前に計画された隊（別表第 6 又は別表第 9）を構成する小隊の出動可否の確認及び出動準備の依頼を行い、消防庁に対して要請要綱別記様式 2-2 により出動可能隊数を報告するものとする。ただし、県内で大規模な被害の発生又は大規模な被害の発生が見込まれない場合、代表消防機関と協議の上、各消防本部の出動可否のとりまとめを行う前に、消防庁に対して速やかに事前に計画された隊のとおりに出動可能隊数を報告するものとする。

イ 県から出動可否の確認及び出動準備の依頼を受けた消防本部は、速やかに、県及び代表消防機関・代表消防機関代行に対して事前に計画された隊（別表第 6 又は別表第 9）を構成する小隊の出動可否を電話連絡した後、要請要綱別記様式 2-2 により出動可能隊数を F A X で報告するものとする。また、併せて、出動準備を行うものとする。

(3) 前 2 項の場合のほか、消防庁から山口県大隊（N B C 災害における救急小隊を中心とした県大隊、航空機・列車事故における救助小隊を中心とした県大隊等）の出動可能隊数報告及び出動準備の依頼があった場合、県及び各消防本部は次のとおり対応するものとする。

ア 県は、速やかに代表消防機関に隊の編成を依頼し、各消防本部に対して速やかに代表消防機関が編成した隊を構成する小隊の出動可否の確認及び出動準備の依頼を行い、消防庁に対して要請要綱別記様式 2-2 により出動可能隊数を報告するものとする。

イ 県から出動可否の確認及び出動準備の依頼を受けた消防本部は、速やかに、県及び代表消防機関・代表消防機関代行に対して前号において代表消防機関が編成した隊を構成する小隊の出動可否を電話連絡した後、要請要綱別記様式 2-2 により出動可能隊数を F A X で報告するものとする。また、併せて、出動準備を行うものとする。

(4) 県は、消防庁から山口県大隊等の出動可能隊数報告及び出動準備の依頼がない場合であっても、災害規模等に照らし必要と認めた場合は、各消防本部に対して前各項の方法により出動可否の確認を行うなどして、消防庁に対して要請要綱別記様式 2-2 により出動可能隊数を報告するものとする。

8（集結場所）

集結場所は、別表第 11 のとおりとする。

9（山口県大隊及び統合機動部隊の出動）

(1) 県知事は、長官から要請要綱別記様式 3-1 又は同様式 3-4 により山口県大隊（又は統合機動部隊）の出動の求め又は指示を受けた場合は、代表消防機関と協議の上、集結

場所・時間、使用無線波、その他必要な事項を決定し、応援出動要請書（様式4）により各市町（各消防本部）の長に対して出動の求め又は指示を行うものとする。

(2) 県は、要請内容や被災地の状況に応じて、別表第5又は別表第6に記載されていない特殊災害小隊や特殊装備小隊等の追加出動又は乗換えての出動について、代表消防機関と協議の上、調整するものとする。

(3) 出動の求め又は指示後（迅速出動に該当する事案が発生した場合においては地震発生後）、各消防本部は次のとおり対応するものとする。

ア 山口県統合機動部隊は、出動の求め又は指示後（迅速出動に該当する事案が発生した場合においては地震発生後）、各消防本部をおおむね1時間以内に出動するものとする。

イ 第一次編成陸上隊は、山口県統合機動部隊の出動に引き続き、出動の求め又は指示後（迅速出動に該当する事案が発生した場合においては地震発生後）、おおむね2時間30分以内に集結場所に集結し、出動するものとする。なお、第一次編成陸上隊の隊長は、福岡県応援時は、下関市消防局の出動隊員から県大隊長が上席者を指定するものとし、島根県又は広島県応援時は、周南市消防本部の出動隊員から県大隊長が上席者を指定するものとする。

ウ 第二次編成陸上隊は、第一次編成陸上隊の出動に引き続き、出動の求め又は指示後（迅速出動に該当する事案が発生した場合においては地震発生後）、おおむね3時間30分以内に集結場所に集結し、出動するものとする。なお、第二次編成陸上隊の隊長は、福岡県応援時は、周南市消防本部の出動隊員から県大隊長が上席者を指定するものとし、島根県又は広島県応援時は、下関市消防局の出動隊員から県大隊長が上席者を指定するものとする。

エ 各消防本部は、出動小隊に原則として72時間活動可能な食糧・飲料水、個人装備品等を携行させるものとする。

(4) 迅速出動を行う場合、後方支援本部は、山口県統合機動部隊及び山口県大隊が出動する前に消防庁に対して、電話により出動の要否を確認するものとする。

10（その他の部隊の出動）

(1) 下関市長は、長官から要請要綱別記様式3-1により下関市消防局NBC災害即応部隊の出動の指示を受けた場合、出動の指示後30分以内に当該部隊を出動させるものとする。なお、当該部隊は進出拠点へ直接進出するものとする。

(2) 県知事は、長官から要請要綱別記様式3-1により山口県土砂・風水害機動支援部隊の出動の求め又は指示を受けた場合、当該部隊長と協議の上、集結場所・時間、使用無線波、その他必要な事項を決定し、応援出動要請書（様式4）により当該部隊を構成する小隊の属する各市町（各消防本部）の長に対して出動の求め又は指示を行うものとする。なお、当該部隊長は、当該部隊を構成する小隊が集結場所に集結の後、速やかに当該部隊を出動させるものとする。

11（国家的な非常災害における出動）

(1) 国家的な非常災害が発生した場合又は消防庁からアクションプランを適用させる旨の連絡を受けた場合には、各消防本部は、直ちに管内の被害状況の確認を行うとともに、県及び代表消防機関・代表消防機関代行に対して要請要綱別記様式2-2により出動可能隊数の報告を行うものとし、県は、消防庁に対して要請要綱別記様式2-2により出動可能隊数の報告を行うものとする。

(2) 長官から出動の指示があった場合には、第9第1項及び第3項に定める出動を行うほか、別表第5に基づき、特別編成陸上隊を編成するものとする。

(3) 県は、要請内容や被災地の状況に応じて、別表第5に記載していない特殊災害小隊や特殊装備小隊等の追加出動又は乗換えての出動について、代表消防機関と協議の上、調整するものとする。

(4) 特別編成陸上隊は、地震発生後おおむね24時間以内に集結場所に集結し、出動する

ものとする。

- (5) 各消防本部は、特別編成陸上隊の編成に当たり、消防本部における消防力を維持するための態勢を整え、可能な限り多くの隊を派遣するものとする。

12 (山口県大隊等の出動隊数の報告)

- (1) 緊急消防援助隊を出動させた消防本部は、県及び代表消防機関に対して派遣小隊連絡書(様式5)により出動隊数を報告するものとする。なお、出動小隊にも派遣小隊連絡書(様式5)の写しを携行させ、集結場所到着時、山口県大隊長、統合機動部隊長、土砂・風水害機動支援部隊長に提出するものとする。
- (2) 代表消防機関は、前項の派遣小隊連絡書(様式5)を取りまとめ、緊急消防援助隊の派遣(様式6)により県及び各消防本部に対して報告するものとする。
- (3) 県は、各消防本部の報告を取りまとめ、消防庁に対して要請要綱別記様式2-2により出動隊数を報告するものとする。

13 (緊急消防援助隊の車両表示)

緊急消防援助隊として出動する車両は、緊急消防援助隊として出動している旨の車両表示を車両の見やすい箇所に掲出するものとする。

14 (集結場所への集結完了)

- (1) 山口県大隊長、統合機動部隊長、土砂・風水害機動支援部隊長は、集結完了時刻及び集結場所出発時刻を後方支援本部に対して報告するものとする。
- (2) 中隊長は、山口県大隊等概要(様式7)により山口県大隊等の概要を確認するものとする。

15 (進出拠点への進出)

- (1) 山口県大隊長、統合機動部隊長、NBC災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長(以下「山口県大隊長等」という。)は、応援先都道府県又は進出拠点に応じた出動ルートを決し、消防庁、調整本部及び後方支援本部に対して報告するものとする。
- (2) 被害状況等により出動途上に進出拠点及び出動ルートを変更する場合は、消防庁、調整本部及び後方支援本部に対して報告するものとする。
- (3) 山口県大隊長等は、関係機関と連携して情報収集に努めるとともに、次に掲げる事項について各小隊に周知し、進出拠点へ進出するものとする。

ア 被災地の被害概要

イ 山口県大隊等の活動地域及び任務

ウ 山口県大隊等の進出拠点及び出動ルート

エ 山口県大隊等の隊列

オ その他必要な事項

- (4) 集結場所から進出拠点までの間は、原則として出動隊の編成毎に隊列を確保し行動するものとし、先頭及び最後尾の車両は常に連絡を取りながら、安全管理等に努めるものとする。

16 (高速自動車国道等の通行)

高速自動車国道等の通行については、次に掲げるとおり行うものとする。

- ア 被災地への出動途上で道路交通法第39条に基づく緊急走行を行う場合は、料金所一般レーンにて、緊急消防援助隊として出動中である旨を申し出るものとする。
- イ 緊急走行以外の場合は、料金所一般レーンにて、緊急消防援助隊として出動中又は帰署(所)途上である旨を申し出て、別紙第2「公務従事車両証明書」を提出するものとする。
- ウ 緊急やむを得ず当該証明書を持参できない場合、小隊長は、所属消防本部名及び職階級が明示された職務上使用している名刺の裏面に、通過日時、当該車両の番号を記入して提出するものとする。
- エ 名刺を提出した場合、後日、県を通して消防庁へ公務従事車両証明書を提出するものとする。

する。

17（情報共有）

被災地へ出動する緊急消防援助隊は、緊急消防援助隊動態情報システム及び支援情報共有ツールを活用し、被災地に向かう途上の道路情報、給油情報等について情報共有に努めるものとする。

18（進出拠点到着）

- (1) 山口県大隊長等は、進出拠点到着後、速やかに県大隊名（又は部隊名。以下同じ）、規模及び保有資機材等について調整本部に対して報告するとともに、応援先市町村、任務等を確認するものとする。なお、進出拠点に受援都道府県の消防職員等がいる場合は、同職員を通して行うものとする。
- (2) 進出拠点が高速道路のインターチェンジ等の場合は、山口県大隊長等（NBC災害即応部隊長は除く。）のみが先行して前項の任務を行い、無線等により当該県大隊等に対して必要な指示を行う等、進出拠点を速やかに通過するための対策を講ずるものとする。

19（現地到着）

- (1) 山口県大隊長等は、応援先市町村到着後、速やかに県大隊名、規模及び保有資機材等について指揮者及び指揮支援本部長に対して報告するとともに、次に掲げる事項について確認するものとする。

ア 災害状況

イ 活動方針

ウ 活動地域及び任務

エ 山口県大隊本部の設置場所

オ 安全管理に関する体制

カ 使用無線系統

キ 地理及び水利の状況

ク その他活動上必要な事項

- (2) 山口県大隊長等は、速やかに山口県大隊等現場到着時の報告書（様式8）により後方支援本部に対して報告するものとする。
- (3) 山口県大隊長が自ら統合機動部隊長として出動した場合は、後続する山口県大隊が応援先市町村到着後、統合機動部隊長が山口県大隊長の職務に就くものとする。なお、統合機動部隊長が、山口県大隊長の職務に就いた際は、指揮者及び指揮支援本部長に対して速やかに報告するものとする。
- (4) 統合機動部隊を構成する小隊等は、後続する山口県大隊が被災地に到着後は、山口県大隊に帰属し、山口県大隊長の指揮の下、山口県大隊を構成する小隊等として活動するものとする。

第4項 現場活動

20（山口県大隊本部の設置）

- (1) 山口県大隊長は、災害現場付近の活動上適当な場所に山口県大隊長を本部長とする山口県大隊本部を設置するものとする。
- (2) 山口県大隊長は、必要に応じて調整本部又は指揮支援本部に連絡員を派遣し、情報収集及び情報提供を行うものとする。
- (3) 山口県大隊長は、災害の状況により必要があるときは、安全管理担当要員（小隊）を配置する等、安全管理の徹底を図るものとする。
- (4) 山口県大隊長は、被害状況及び山口県大隊の活動を記録（動画及び静止画によるものを含む。）する要員を配置するものとする。

21（活動時における無線通信運用及び情報収集）

- (1) 活動時の無線通信運用体制は、別表第 12 のとおりとする。
- (2) 通信支援小隊は、被災地において通信が途絶した場合に、山口県大隊等の通信を確保するとともに、被災地における情報収集を積極的に行い、消防庁、県・市町村災害対策本部、後方支援本部等へ画像伝送等を行うものとする。

22 (各隊の保有資機材等)

- (1) 後方支援中隊の保有資機材は、別表第 7 のとおりとする。
- (2) 後方支援中隊を除く各隊の保有資機材は、別表第 13 のとおりとする。

23 (県大隊長への報告等)

- (1) 県大隊長は、必要の都度、山口県大隊事前打合事項(様式 9)に掲げる事項等について打ち合わせ会合を開催し、県大隊の活動方針の徹底、隊員の安全管理の確保に努めるものとする。
- (2) 各中隊長は、災害現場ごとに中隊活動報告書(様式 10)により活動結果等を記録し、県大隊長に対して報告するものとする。

24 (日報)

山口県大隊長等は、指揮支援本部長に対して運用要綱別記様式 2 により活動日報を報告するとともに、後方支援本部に対して情報提供を行うものとする。

第 5 項 後方支援活動

25 (後方支援本部の設置)

- (1) 山口県大隊等が出動する場合は、県に後方支援本部を設置するものとする。
- (2) 後方支援本部長は、県消防保安課長をもって充てるものとする。
- (3) 副本部長及び本部員は、県消防保安課、代表消防機関及び代表消防機関代行の職員をもって充てるものとする。
- (4) 代表消防機関及び代表消防機関代行の職員は、後方支援本部設置後、直ちに後方支援本部に参集するものとする。ただし、後方支援本部長が、被災地の状況等を勘案し、後方支援本部に参集しなくても任務に支障がないと判断した場合は、その限りではない。
- (5) 後方支援本部長は、必要と認める消防本部に対して連絡員の派遣を求めることができるものとする。
- (6) 後方支援本部は、山口県大隊等の活動が円滑に行われるために、次に掲げる任務を行うものとする。

ア 消防庁、指揮支援(部)隊長、山口県大隊長等及び関係機関との各種連絡調整

イ 山口県大隊等の出動、集結及び活動に係る調整

ウ 山口県大隊等の隊数及び人員数の集計

エ 山口県大隊等の活動記録の集約

オ 各消防本部に対する山口県大隊等の活動状況に関する情報提供

カ 山口県大隊等に対する災害に関する情報提供

キ 必要な資機材等の手配及び提供

ク 食糧(3日目以降)の手配に関する調整

ケ 交替要員及び増援隊の派遣に関する調整

コ その他必要な事項

- (7) 各消防本部は、後方支援本部の活動が円滑に実施できるよう協力するものとする。
- (8) 前項までに定めるもののほか、後方支援本部の具体的な活動については、別に定める要領等により行うものとする。

26 (後方支援中隊の任務等)

- (1) 後方支援中隊は、山口県大隊長又は部隊長の指揮の下、山口県大隊等の活動が円滑かつ効果的に行われるように、次に掲げる任務を行うものとする。

- ア 後方支援本部との連絡
- イ 宿営場所の設置及び維持
- ウ 物資の調達及び搬送
- エ 車両及び資機材の保守管理
- オ 交替要員の搬送
- カ 活動の記録
- キ その他必要な事項

(2) 後方支援中隊の具体的な活動については、別に定める要領等により行うものとする。

27 (相互協力)

県及び各消防本部は、山口県大隊等の活動が円滑かつ効果的に行われるように、人員搬送、燃料調達、食糧調達等の後方支援体制の構築のため相互協力を努めるものとする。

第6項 活動終了

28 (山口県大隊等の引揚げ)

- (1) 山口県大隊長等は、指揮支援本部長から引揚げの連絡があった場合は、被災地における活動を終了するものとする。
- (2) 山口県大隊長等は、前項の規定により被災地における活動を終了した場合は、次に掲げる事項について指揮支援本部長に報告し、指揮支援本部長の了承を得て引揚げるものとする。

- ア 山口県大隊等の活動概要 (時間、場所、隊数等)
- イ 活動中の異常の有無
- ウ 隊員の負傷の有無
- エ 車両、資機材等の損傷の有無
- オ その他必要な事項

29 (帰署 (所) 報告)

- (1) 緊急消防援助隊として出動した小隊等の所属する消防本部は、当該小隊等の最終帰署 (所) 後、県に対して速やかに報告するものとする。
- (2) 県は、県内の消防本部に属する小隊等の最終帰署 (所) 後、消防庁に対して速やかに報告するものとする。

第7項 活動報告等

30 (活動結果報告)

- (1) 緊急消防援助隊として出動した小隊等の所属する消防本部は、当該小隊等の最終帰署 (所) 後、県及び代表消防機関に対して要請要綱別記様式5により、速やかに活動報告を行うものとする。
- (2) 県は、代表消防機関と連携して、各消防本部からの報告を取りまとめて、消防庁及び受援都道府県に対して要請要綱別記様式5により、速やかに活動報告を行うものとする。

第8項 その他

31 (航空部隊の応援等)

航空部隊 (航空指揮支援隊を含む。) に係る応援等については、県が別に定めるものとする。

32 (事前準備)

- (1) 各消防本部は、山口県大隊等の活動が円滑かつ効果的に行われるように、出動する隊員の選定方法等の出動に係る事前計画を定めておくものとする。
- (2) 県及び各消防本部は、後方支援資機材、食糧等の整備に努めるものとする。

附 則

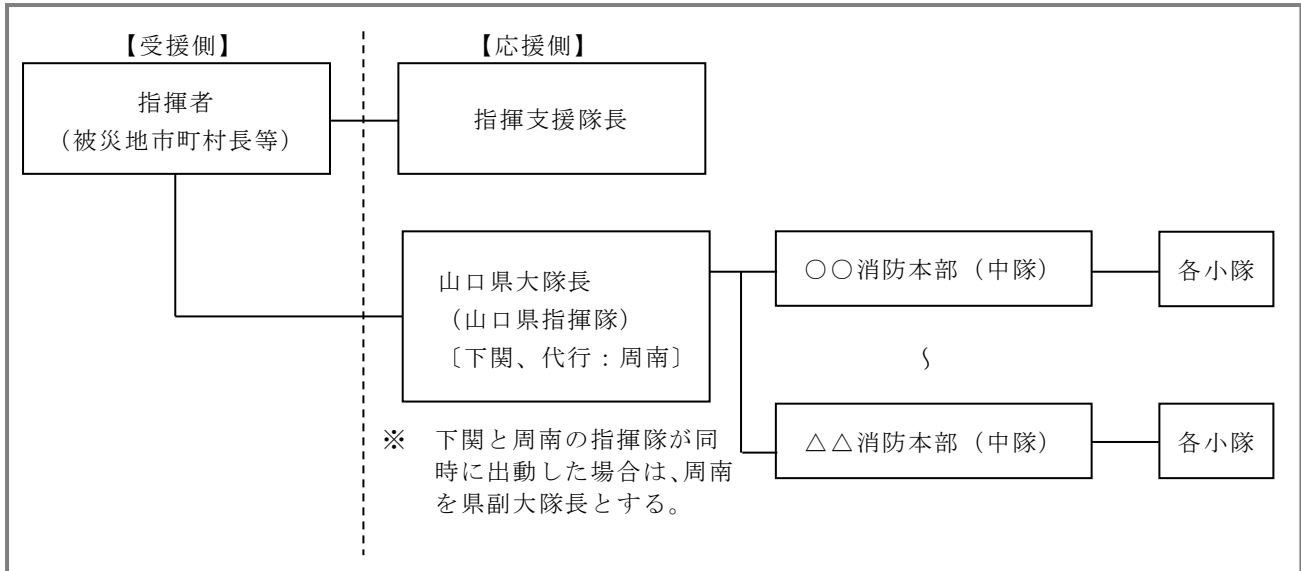
- 1 この計画は、平成26年2月21日から施行する。
- 2 山口県広域消防応援・受援基本計画（平成22年4月1日改訂）は廃止する。
- 3 この計画は、平成29年4月1日から施行する。
- 4 この計画は、平成30年4月20日から施行する。
- 5 この計画は、令和3年6月10日から施行する。

3-6-8 緊援隊応援様式

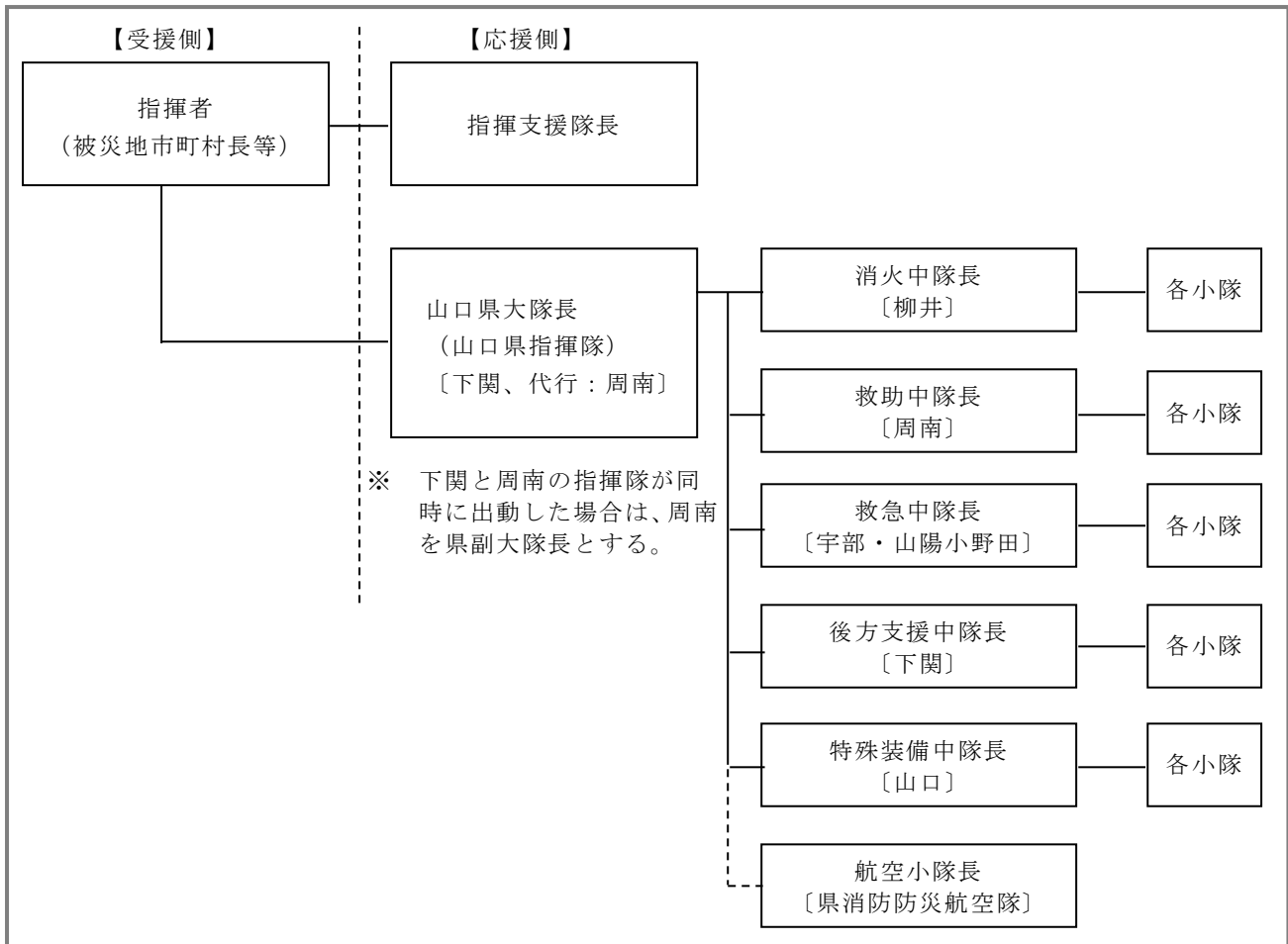
○山口県大隊指揮体制

1 地震等大規模災害における部隊編成

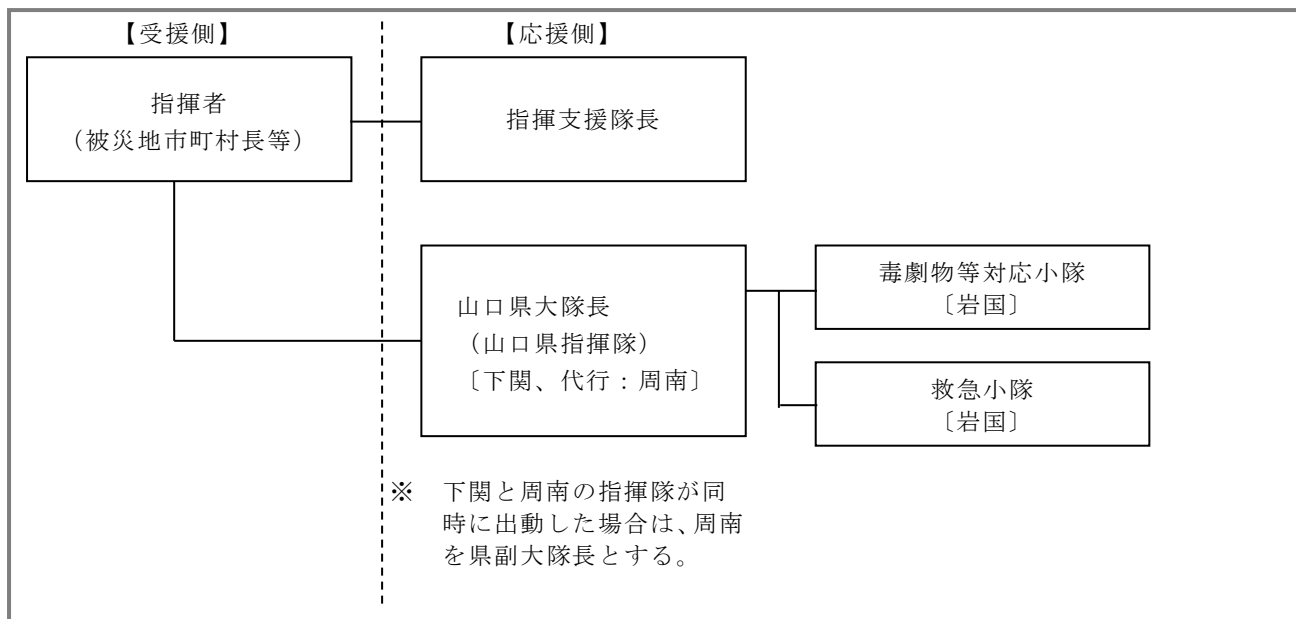
(1) 消防本部ごとによる指揮体制



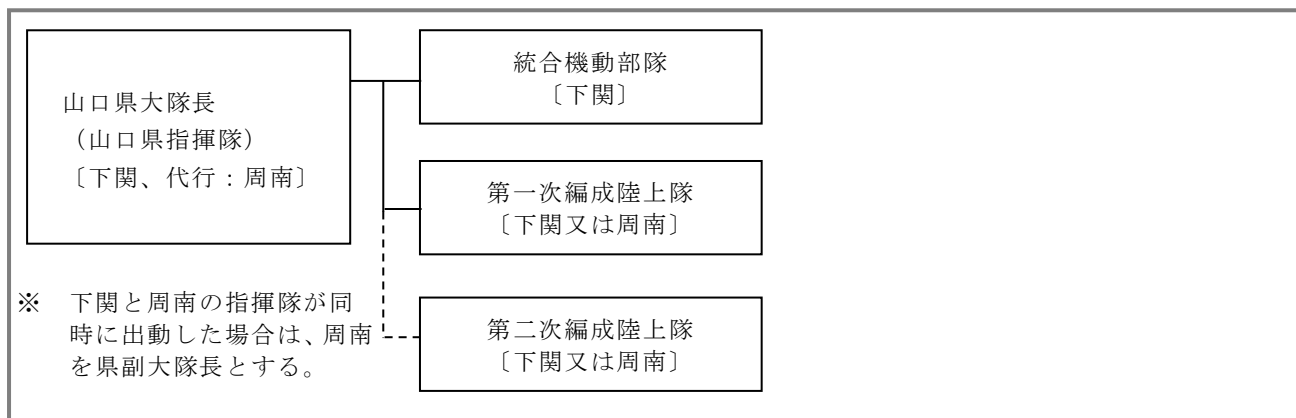
(2) 任務別による指揮体制



2 B C災害における部隊編成



3 出動時における部隊編成



用語の定義

No.	用語	内容	備考
1	法	「消防組織法（昭和 22 年 12 月 23 日法律第 226 号）」をいう。	
2	政令	「緊急消防援助隊に関する政令（平成 15 年 8 月 29 日政令第 379 号）」をいう。	
3	基本計画	「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画（平成 16 年 2 月 6 日策定）」をいう。	
4	運用要綱	「緊急消防援助隊の運用に関する要綱（平成 16 年 3 月 26 日消防震第 19 号）」をいう。	
5	アクションプラン	基本計画第 4 章 4 に基づき、長官が別に定めた出動に係る計画。具体的には、「【暫定版】東海地震における緊急消防援助隊アクションプラン」、「首都直下地震における緊急消防援助隊アクションプラン」、「南海トラフ地震における緊急消防援助隊アクションプラン」を指す。	
6	政令市等	東京都特別区及び政令指定都市をいう。	
7	応援等	災害が発生した市町村の消防の応援又は支援をいう。	法第 44 条第 1 項
8	長官	消防庁長官をいう。	
9	応援都道府県	緊急消防援助隊を出動させる又は出動させた都道府県をいう。	運用要綱第 2 条(7)
10	第一次出動都道府県	大規模災害又は特殊災害が発生した場合、原則として第一次的に応援出動する都道府県をいう。	基本計画第 4 章 2(1)
11	出動準備都道府県	大規模災害又は特殊災害が発生したとの情報を得た場合、速やかに応援出動の準備を行う都道府県をいう。	基本計画第 4 章 2(2)
12	後方支援本部	出動した部隊の円滑な後方支援を実施するため、設置する本部をいう。	運用要綱第 13 条
13	集結場所	都道府県大隊、統合機動部隊及び土砂・風水害機動支援部隊が被災地へ向かう前に集結する都道府県内又はその周辺の場所をいう。	運用要綱第 21 条(1)
14	進出拠点	緊急消防援助隊が被災地に進出するための目標とする拠点（一次的に集結する場所を含む。）をいう。	運用要綱第 2 条(15)
15	受援都道府県	緊急消防援助隊による応援等を受ける又は受けた被災地の属する都道府県をいう。	要請要綱第 2 条(7)
16	被災地	大規模災害又は特殊災害が発生した市町村をいう。	基本計画第 1 章第 2 節
17	被災地消防本部	被災地を管轄する消防本部をいう。	運用要綱第 2 条(1)
18	指揮本部	被災地消防本部の指揮本部をいう。	運用要綱第 2 条(2)
19	指揮者	被災地の市町村長又はその委任を受けた消防長をいう。	基本計画第 2 章第 5 節 1(4)
20	調整本部	被災地の応援等のため当該都道府県及び当該都道府県の区域内の市町村が実施する措置の総合調整を円滑に実施するため、被災地の属する都道府県知事が設置する消防応援活動調整本部をいう。	法第 44 条の 2
21	指揮支援本部	被災地の消防本部及び消防団、都道府県内消防応援隊並びに緊急消防援助隊の活動調整、関係機関との活動調整、調整本部に対する報告等を行うため、指揮支援隊長を本部長として被災地に設置する本部をいう。	運用要綱第 25 条

No.	用語	内容	備考
22	指揮支援部隊	大規模災害又は特殊災害の発生に際し、ヘリコプター等で緊急に被災地に赴き、災害に関する情報を収集し、長官及び関係のある都道府県知事等に伝達するとともに、被災地における緊急消防援助隊に係る指揮が円滑に行われるように支援活動を行うことを任務とする部隊をいう。	基本計画第2章第5節1(1)
23	指揮支援部隊長	指揮支援部隊を統括し、被災地に係る都道府県災害対策本部長又は調整本部長を補佐し、及び指揮を受け被災地における緊急消防援助隊の活動を管理することを任務とする者をいう。	基本計画第2章第5節1(3)
24	指揮支援隊長	被災地の指揮者を補佐し、及び指揮者の指揮を受け被災地における緊急消防援助隊の活動を管理することを任務とする者をいう。	基本計画第2章第5節1(4)
25	都道府県大隊本部	都道府県大隊の活動管理、後方支援等を行うため、都道府県大隊長が設置する本部をいう。	運用要綱第28条
26	都道府県大隊長	都道府県大隊を統括して被災地へ赴くとともに、指揮者の指揮の下、指揮支援隊長の管理を受け、被災地における都道府県大隊の活動を管理することを任務とする者をいう。	基本計画第2章第2節3
27	都道府県大隊指揮隊	被災地における都道府県大隊の活動の指揮を行うことを任務とする隊をいう。	基本計画第2章第3節1
28	統合機動部隊	長官の出動の求め又は指示後、迅速に出動し、被災地において勝負活動を緊急的に行うとともに、都道府県大隊が後続する場合に当該都道府県大隊の円滑な活動に資する情報の収集及び提供を行うことを任務とする部隊をいう。	基本計画第2章第5節2
29	NBC災害即応部隊	NBC災害に対し、高度かつ専門的な消防活動を迅速かつ的確に行うことを任務とする部隊をいう。	基本計画第2章第5節4
30	土砂・風水害機動支援部隊	土砂災害又は風水害に対し、他の都道府県大隊等と連携し、重機等を用いた消防活動を迅速かつ的確に行うことを任務とする部隊をいう。	基本計画第2章第5節5
31	迅速出動	法第44条に基づき、あらかじめ長官と都道府県知事及び市町村長の間で一定条件付きの緊急消防援助隊の出動等に関する措置要求等の準備行為を行っておき、災害等の規模が該当条件を満たした場合に当該措置要求を行い、これに応じて出動することをいう。	要請要綱第2条(17)
32	国家的な非常災害	災害対策基本法第105条第1項に基づき内閣総理大臣が「災害緊急事態」の布告を発する極めて甚大な被害を伴う災害であり、消防組織法第44条第5項に基づく消防庁長官が緊急消防援助隊の出動のために必要な措置を取るよう指示することとなる災害をいう。首都直下地震や南海トラフ地震などの災害をいう。	
33	国家的な非常災害以外の災害	首都直下地震や南海トラフ地震などの全国的な応援が必要な災害以外で、かつ、特定の隊に限定せず消火、救助、救急の各小隊など多くの隊が必要となる災害をいう。	
34	陸上隊	航空部隊及び水上小隊以外の隊をいう。	
35	第一次編成陸上隊	都道府県大隊が出動する際、統合機動部隊に引き続き出動する小隊の集まりをいう。	
36	第二次編成陸上隊	第一次編成陸上隊に引き続き出動する小隊の集まりをいう。比較的走行速度が遅い車両(後方支援小隊、特殊災害小隊、特殊装備小隊等)又は出動準備に時間を要する一部の小隊(広報支援小隊等)により構成される。	

No.	用語	内容	備考
37	特別編成陸上隊	国家的な非常災害において、国家的な非常災害以外の災害における出動隊とは別に、派遣元消防本部の消防力を維持するための補完体制を整えたうえで特別に編成する隊をいう。	
38	NBC 災害	法令第 1 条に規定する原因により生ずる特殊な災害をいう	政令第 1 条
39	部隊移動	法第 44 条の規定に基づく長官の措置の求め又は指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が市町村（東京都の特別区並びに市町村の消防の一部事務組合及び広域連合は、一の市町村とみなす。以下同じ）若しくは都道府県をまたいで別の被災地に出動すること、又は法第 44 条の 3 の規定に基づく都道府県知事の支持により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が市町村をまたいで当該都道府県内の別の被災地に出動することをいう。	要請要綱第 2 条(21)

山口県の登録部隊

山口県の登録隊

令和3年4月1日現在	統合機動部隊指揮隊	都道府県大隊指揮隊	NBC災害即応部隊指揮隊	土砂・風水害機動支援部隊指揮隊	消火小隊	救助小隊	救助工作車	内訳	救急小隊	後方支援小隊	内訳	特殊災害小隊	内訳	特殊装備小隊	内訳	合計		
																合計	合計(重複除く)	
下関市消防局	1	1	1	1	4	3	(2)	(1)	4	3	(1)	4	(0)	1			23	17
周南市消防本部		1			2	1	(1)		2	2	(1)	(1)		1			9	9
山口市消防本部					4	1	(1)		3	2	(1)	(1)		3			13	13
萩市消防本部					2				2	1							5	5
防府市消防本部					3				2	1				1			7	7
下松市消防本部					1				2	1							4	4
長門市消防本部					2				1	1							4	4
美祿市消防本部					2				1	1							4	4
柳井地区広域消防本部					2				1	1				1			5	5
光地区消防組合消防本部					2				1	1				1			5	5
岩国地区消防組合消防本部					5	1	(1)		3	1							11	11
宇部・山陽小野田消防局		1			6	2	(2)		2	2				1			14	14
合計	1	3	1	1	35	8	(7)	(1)	24	17	(2)	(10)	(2)	5	(5)	-	104	98

山口県大隊後方支援中隊の中隊編成及び保有資機材

山口県大隊後方支援中隊の編成及び保有資機材

・ 国営的な非営利事業以外の取組においては、緊急避難時、第一火警消滅後、第二火警消滅後出隊が出発するものとする。
 ・ 特別要機出隊は、国営的な非営利事業において特別に要機を貸し、出隊するものとする。

消防本部名	後方支援車両										後方支援機材										備考							
	支援車I型	支援材搬送車	人員搬送車	機動連絡車	燃料補給車	エアテラント	包装	簡易ベッド	暖房器具	冷蔵器具	発動発電機	バルーン照明	テーブル	リヤカー	机	椅子	簡易トイレ	燃料携行缶	バーナー	ガスコンロ		灯油コンロ	ガスボンベ用バーナー	カセットコンロ	カセットコンロ用ガスボンベ	カセットコンロ用ガスボンベ	ガスボンベ	電子レンジ
総合隊	1					3	9				4		1	6	29	4			2							1		
第一隊	1				1					10																		
第二隊	1					2	16	1	1	1	1	2	1	6	16	1	0	2		1			1	30	1	1	1	
第三隊	1					1	9	1	1	3	2	1	1	2	2	1	2						1	10		1	3	
第四隊	1					2	9	1	1	1	1	1	1	2	9	1	1						1	3		1	1	
第五隊	1					2	20	2	2	2	2	1	2	2	2	0	2	0					2	20		1	1	
小計	6	1	1	1	7	63	63	3	6	17	6	4	6	9	29	4	17	1	1	1	1	6	63	1	3	9		
第一隊	1					3	38	4	4	6	2	3	2	13	38	7	6	2	2			2	10		1	1		
第二隊	1					1	8	1	1	1	1	1	1	1	2	0	1	2				2	10		1	1		
第三隊	1					1	10	1	1	1	1	1	1	1	6	1	4											
第四隊	1					1	23	0	1	2	1	2	1	2	7	2						0	10			10		
第五隊	1					1	17	2	1	1	1	1	1	0	20	1	1	1	1	1	1	2	1	16	2	1	3	
小計	0	1	1	1	1	21	21	1	1	1	1	2	1	3	10	3	1	1	1	1	0	10	36	14	2	16		
大隊合計	2	11	2	1	19	230	106	12	14	30	12	14	14	41	141	19	30	0	4	4	10	14	96	16	9	21		
第一隊																												
第二隊																												
第三隊																												
第四隊																												
第五隊																												
特別要機出隊合計	0	5	0	0	0	5	75	3	5	7	4	4	4	7	35	1	11	1	0	0	2	13	0	2	4			

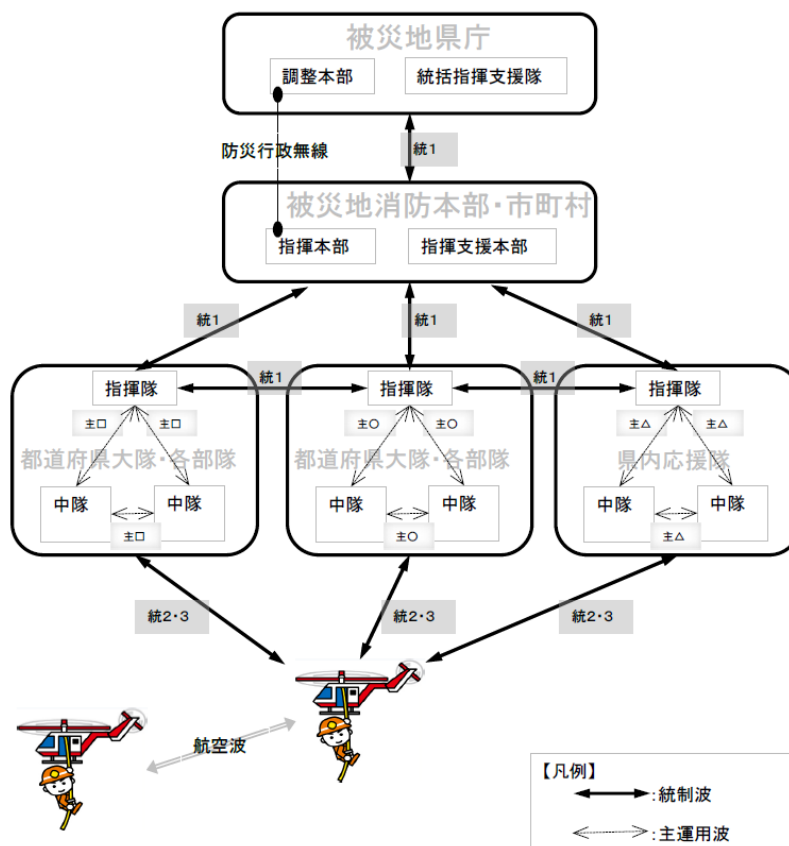
山口県大隊無線通信運用体制

山口県大隊無線通信運用体制

対象範囲	使用無線チャンネル	備考
調整本部 指揮本部 指揮支援本部 応援都道府県大隊本部 応援都道府県各部隊の指揮隊	統制波1	【無線統制】指揮支援部隊長 ※指揮支援部隊長は、被災地が複数に及び、指揮系統を複数に分離する必要がある場合は、統制波2又は統制波3のいずれかから使用波を指定する。
応援都道府県各隊間	主運用波3	【無線統制】都道府県大隊長、都道府県各部隊の指揮隊長 ※同一の主運用波を使用する応援都道府県大隊・各部隊が近接して活動し、無線が輻射している場合は、指揮支援本部長に使用波の調整を依頼する。
各隊員相互	署活動用無線	応援都道府県は、移動範囲を全国としている場合のみ使用可。

※ 通信は、必要最小限度にとどめるものとする。

無線運用イメージ図



山口県大隊の出動対象都道府県等一覧

地震時等の出動等に係る取決め

地震災害時に出動等の対象となる事象(アクションプラン適用災害は除く。)

災害発生都道府県	隊種別	災害種別						
		地震		地震		大津波警報		
		最大震度7 複数県 1県	最大震度6強 (東京都特別区6弱) 複数県 1県	最大震度6弱 (政令市等5強) 複数県 1県				
島根県、広島県、福岡県 (山口県大隊が第1次出動都道府県大隊となる対象の都道府県)	統合機動部隊	迅速出動 ※1		迅速出動 ※1	(準備)		(準備)	
	大隊			(準備)				
鳥取県、岡山県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県 (山口県大隊が出動準備都道府県大隊となる対象の都道府県)	統合機動部隊	迅速出動 ※1	(準備)	迅速出動 ※1	(準備)	(準備)		(準備)
	大隊			(準備)				

※1 地震の震央が海域の場合は、迅速出動は行わず出動準備を行う。

<参考>表の見方(地震災害時に出動等の対象となる事象)

- 地震時の「災害発生都道府県」は、震央が陸域の場合は震央管轄都道府県、震央が海域の場合は最大震度都道府県で読む。
- 地震時の「複数県・1県」の判断は、震度6弱(政令市等については震度5強)以上を観測した都道府県の数で行う。
- (例) A県が第1次出動都道府県大隊となる対象の都道府県、B県が出動準備都道府県大隊となる対象の都道府県の場合。
 - (1) A県で震度7、B県で震度5強(B県内の政令市:震度5強)を観測 → 最大震度7・複数県 の上段(第1次出動都道府県大隊)の欄を確認する。
 - (2) B県で震度7、A県で震度6強を観測 → 最大震度7・複数県 の下段(出動準備都道府県大隊)の欄を確認する。

アクションプラン適用時における応援先都県

アクションプランの種別	応援編成の区分	応援先都県	集結場所	広域進出拠点	進出拠点
<東海地震> ・発生した地震の震央地名が、東海地震の想定震源域の地名のいずれかに該当し、発生した地震により、強化地域8都県中2都県以上について、震度6強(政令指定都市については震度6弱)以上が観測された場合又は大津波警報が発表された場合 ・東海地震の被害と同程度の被害が見込まれ、又は本アクションプランに基づき緊急消防援助隊を運用することにより、迅速かつ的確な対応が可能であると長官が判断した場合	第三次応援	被害の状況等を踏まえ、消防庁が決定	山陽自動車道 富島SA		※消防庁が消防応援活動調整本部と調整の上、決定する。
<首都直下地震> ・東京23区の区域において震度6強以上が観測された場合 ・首都直下地震の被害と同程度の被害が見込まれ、又は本アクションプランに基づき緊急消防援助隊を運用することにより、迅速かつ的確な対応が可能であると長官が判断した場合	即時応援	神奈川県	山陽自動車道 富島SA		東名高速道路 海老名SA
<南海トラフ地震> ・発生した地震の震央地名が、南海トラフ地震の想定震源層域と重なる地名のいずれかに該当し、発生した地震により中部地方、近畿地方及び四国・九州地方の3地域のいずれにおいても、震度6強以上が観測された場合又は大津波警報が発表された場合 ・発生した地震の震央地名が、南海トラフ地震の想定震源層域と重なる地名のいずれかに該当し、発生した地震がマグニチュード8.0以上の場合 ・本アクションプランに基づき緊急消防援助隊を運用することにより、迅速かつ的確な対応が可能であると長官が判断した場合	被害確認後	長官が指示	関門自動車道 壇之浦PA	関門自動車道 壇之浦PA	※消防庁が消防応援活動調整本部と調整の上、決定する。

■ 3-6-9 山口県緊急消防援助隊受援計画

山口県緊急消防援助隊受援計画

第1項 総則

1 (目的)

この計画は、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱（平成27年消防広第74号。以下「要請要綱」という。）第40条の規定に基づき、緊急消防援助隊の応援を受ける場合の受援体制について必要な事項を定め、緊急消防援助隊が円滑に活動できる体制の確保を図ることを目的とする。

2 (用語の定義)

- (1) 代表消防機関は、下関市消防局とする。
- (2) 代表消防機関代行は、周南市消防本部とする。
- (3) 前項までに定めるもののほか、用語については別表第1のとおりとする。

3 (連絡体制)

- (1) 緊急消防援助隊の受援に係る関係機関の連絡先は、別表第2のとおりとする。
- (2) 連絡方法は、原則として有線電話又はFAX（これと併せて電子メールによっても可能とする。）によるものとする。ただし、有線断絶時には防災行政無線、主運用波、電子メール等を活用するものとし、電子メールを使用したときは携帯電話等で連絡するものとする。

第2項 応援等の要請

4 (応援等要請の手続き)

緊急消防援助隊の応援等要請及び当該要請に係る手続は、別図第1のとおり行うものとする。

5 (知事による緊急消防援助隊の応援等の要請)

- (1) 山口県知事（以下「知事」という。）は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の状況及び山口県内の消防力を考慮して、緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であると判断した場合は、長官に対して緊急消防援助隊の応援等の要請を電話により直ちに行うものとし、次に掲げる事項が明らかになり次第電話により報告するものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による報告は、これらを把握した段階でFAXにより速やかに行うものとする（要請要綱別記様式1-1）。

ア 災害の概況

イ 出動が必要な区域や活動内容

ウ その他緊急消防援助隊の活動のために必要な事項

- (2) 知事は、災害による死者数その他の詳細な災害の状況が迅速に判断できない場合であっても、甚大な被害に拡大することが見込まれ、緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であると判断したときは、長官に対して緊急消防援助隊の応援等の要請を行うものとする。
- (3) 知事は、被災地の市町長から応援等要請の連絡がなくとも、山口県内で広域な被害が発生している状況下など、緊急消防援助隊の出動が必要と判断した場合は、長官に対して応援等の要請を行うものとする。なお、この判断に当たって、必要に応じて、代表消防機関の意見を聴くものとする。
- (4) 知事は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づく自衛隊の災害派遣要請を行う場合又は緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であるか否かの判断に迷う場合は、長官に対して、被害状況や消防活動の状況等を連絡し、対応について協議するものとする。

- (5) 知事は、被災地の市町長から、定期的に災害の状況やその他緊急消防援助隊の活動のために必要な事項について情報収集を行い、長官に対して報告するものとする。特に、被災地及びその周辺地域に原子力施設、石油コンビナートその他の緊急消防援助隊の活動に重大な支障を生ずるおそれのある施設が存在するときは、当該施設における災害の状況及び緊急消防援助隊の活動上必要な事項について情報収集を行い、長官に対して報告するものとする。
- (6) 知事は、緊急消防援助隊の応援等要請を行った場合は、その旨を代表消防機関の長（代表消防機関が被災している場合は、代表消防機関代行の長）及び被災地の市町長に対して通知するものとする。

6（応援等要請のための市町長等の連絡）

- (1) 被災地の市町長は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の状況並びに当該被災地の市町及び山口県の消防力を考慮して、緊急消防援助隊の応援等が必要であると判断した場合は、知事に対して、当該応援が必要である旨を直ちに電話により連絡するものとし、第5第1項各号に掲げる事項が明らかになり次第電話により連絡するものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による連絡は、これらを把握した段階でFAXにより速やかに行うものとする（要請要綱別記様式1-2）。
- (2) 被災地の市町長は、前項に規定する連絡を行った場合において、特に必要があると認めるときは、その旨及び当該市町の災害の状況を長官に直ちに電話により連絡するものとする。
- (3) 被災地の市町長は、知事に対して第1項の連絡ができない場合には、その旨を長官に直ちに電話により連絡するものとし、第5第1項各号に掲げる事項が明らかになり次第電話により連絡するものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による連絡は、これらを把握した段階でFAXにより速やかに行うものとする（要請要綱別記様式1-2）。
- (4) 被災地の市町長は、原子力施設、石油コンビナートその他の緊急消防援助隊の活動に重大な支障を生ずるおそれのある施設が存在するときは、前3項の連絡と併せて報告するものとする。

7（緊急消防援助隊の応援等決定通知等）

- (1) 知事は、長官から要請要綱別記様式3-2により応援等決定通知を受けた場合は、その旨を代表消防機関の長（代表消防機関が被災している場合は、代表消防機関代行の長）及び被災地の市町長に対して通知するものとする。
- なお、被災地が複数に及び、出動の求め又は指示を行う段階において、応援先の市町が指定されていない場合、知事は、その後判明した被害状況を踏まえ、長官と応援先市町を調整するものとする。
- (2) 県は、消防庁から要請要綱別記様式3-3により出動隊数通知を受けた場合は、その旨を被災地の市町に対して通知するものとする。

8（迅速出動等適用時の対応）

- (1) 被災地の市町長は、要請要綱第5条に規定する緊急消防援助隊の出動準備又は要請要綱第30条に規定する緊急消防援助隊の迅速出動が適用となる次に掲げる事象が山口県内で発生した場合は、直ちに被害状況の収集、緊急消防援助隊の応援が必要な地域等の確認を行い、知事に対して報告するものとする。
- ア 最大震度6弱以上の地震が発生した場合
- イ 大津波警報が発表された場合
- ウ 噴火警報（居住区域）が発表された場合
- (2) 知事は、要請要綱第5条に規定する緊急消防援助隊の出動準備又は要請要綱第30条に規定する緊急消防援助隊の迅速出動が適用となる前項各号に掲げる事象が山口県内で発生

した場合は、早期に山口県内の被害状況、緊急消防援助隊の応援が必要な地域等について取りまとめ、長官に対して報告するものとする。

- (3) 知事は、被害状況等により、緊急消防援助隊の応援が必要ではないと判断した場合は、速やかに長官に対して報告するものとする。

第3項 受援体制

9 (消防応援活動調整本部の設置)

- (1) 知事は、被災地での緊急消防援助隊等の迅速かつ的確な活動等に資するため、法第44条の規定に基づき緊急消防援助隊が出動し、かつ、被災地が複数の場合は、調整本部を設置するものとする。なお、被災地が一の場合であっても、警察、自衛隊、海上保安庁、DMAT等の関係機関との調整等の必要性を踏まえ、知事が必要と認める場合は、調整本部と同様の組織を設置するものとする。

- (2) 調整本部（調整本部と同様の組織を含む。以下同じ。）は、山口県庁舎2階山口県災害対策本部に近接した場所に設置するものとする。

- (3) 調整本部の本部長（以下「調整本部長」という。）は、知事（又は知事の委任を受けた者）をもって充てるものとする。

- (4) 調整本部の副本部長は、消防保安課長及び山口県に出動した指揮支援部隊長をもって充てるものとする。

- (5) 調整本部の本部員は、次に掲げるとおりとする。

なお、被害状況により調整本部に参集することができない場合は、電話等により調整本部と連絡をとり合うなど、適宜対応するものとする。

ア 消防保安課の職員

イ 代表消防機関又は代表消防機関代行の職員

ウ 被災地を管轄する消防本部の職員

エ 消防防災航空隊の職員

- (6) 山口県事務決裁規程（昭和44年山口県訓令第4号）第15条の規定に基づき、次に掲げる事務は総務部長が専決するものとし、その他の緊急消防援助隊に係る知事の権限に属する事務は、消防保安課長が専決するものとする。

ア 消防庁長官又は市町長への応援の要請等（法第44条第1項及び第3項関係）

イ 緊急消防援助隊に対する指示（法第44条の3第1項関係）

- (7) 調整本部は、「山口県消防応援活動調整本部」と呼称するものとする。

- (8) 知事は、調整本部を設置した場合は、設置日時、設置場所、本部員、連絡先等について長官に対して速やかに連絡するものとする。

- (9) 調整本部は、山口県災害対策本部及び政府現地対策本部で決められた方針の下で、次に掲げる事務を行うものとする。

ア 被災状況、山口県が行う災害対策等の各種情報の集約及び整理に関すること。

イ 被災地消防本部、消防団、山口県内消防応援隊及び緊急消防援助隊の活動調整に関すること。

ウ 緊急消防援助隊の部隊移動に関すること。

エ 自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関との連絡調整に関すること。

オ 山口県内で活動する緊急消防援助隊の安全管理体制に関すること。

カ 山口県災害対策本部に設置された航空運用調整班との連絡調整に関すること。

キ 山口県災害対策本部に設置された災害医療本部等との連絡調整に関すること。

ク その他必要な事項に関すること。

- (10) 山口県は、別表第3に定める資機材等を整備しておくものとする。

- (11) 調整本部は、受援の判断及び受援体制の整理のため様式1、様式2、様式3及び様式4を活用し、運用するものとする。

(12) 調整本部長は、法第 44 条の 2 第 8 項の規定に基づき、国の職員その他の者を調整本部の会議へ出席させる必要があると認め、その要請を行った場合は、消防庁に対して連絡するものとする。

(13) 調整本部は、被害状況、活動状況その他必要な事項について、適宜、消防庁に対して連絡するものとする。

(14) 調整本部は、消防庁と調整の上、指揮支援部隊長を受入れるヘリコプター離着陸場や当該離着陸場から調整本部までの移動手段の確保等を行うものとする。

(15) 調整本部は、指揮支援部隊長が調整本部に到着後、速やかに被害状況、被災地消防本部及び消防団の活動状況、山口県内消防応援隊の編成状況及び活動状況等を報告するものとする。

(16) 調整本部は、被災地消防本部が設置した指揮本部から、緊急消防援助隊の受入れ体制が整わないとの連絡があった場合は、代表消防機関とその任務に係る調整を行うものとする。

10 (指揮本部の設置)

(1) 被災地消防本部は、緊急消防援助隊の出動が決定した場合は、被災地での緊急消防援助隊の迅速かつ的確な活動等に資するため、指揮本部を設置するものとする。

(2) 指揮本部は、被災地における消防の指揮に関するもののほか、次に掲げる事務を行うものとする。

ア 被害状況（ライフラインの状況、道路の通行可否を含む。）の収集に関すること。

イ 被害状況並びに被災地消防本部及び消防団の活動に係る記録に関すること。

ウ 緊急消防援助隊の受援体制の確立及び受援活動の実施に関すること。

エ その他緊急消防援助隊の受援に必要な事項に関すること。

(3) 指揮本部は、指揮支援部隊長より指揮支援本部を設置するとの連絡を受けた場合、指揮支援部隊長に指揮支援本部を設置する場所、受入れ担当者等を報告するとともに、調整本部と調整の上、指揮支援隊を受入れるヘリコプター離着陸場所や当該離着陸場から指揮支援本部までの移動手段の確保等を行うものとする。

(4) 指揮本部は、指揮支援本部長が指揮支援本部に到着後、速やかに被害状況、被災地消防本部及び消防団の活動状況、山口県内消防応援隊の編成状況及び活動状況等を報告するものとする。

(5) 指揮本部は、緊急消防援助隊の受入れ体制が整わないと判断する場合は、山口県及び代表消防機関に遅滞なくその任務に係る調整を求めるものとする。

(6) 指揮本部は、被害が発生している構成市町の災害対策本部に職員を派遣し、連絡体制の構築を図るものとする。

11 (進出拠点)

(1) 調整本部は、緊急消防援助隊の進出拠点について消防庁及び被災地消防本部と協議するものとする。

ア 陸上隊の進出拠点及び担当消防本部は、別表第 4 のとおりとする。

イ 水上小隊の進出拠点及び担当消防本部は、調整本部と消防庁で協議する。

(2) 調整本部は、消防庁において決定された進出拠点について、被災地消防本部及び進出拠点担当消防本部に対して連絡するものとする。

(3) 被災地消防本部又は進出拠点担当消防本部は、進出拠点に連絡員等を派遣するものとする。

(4) 連絡員等は、到着した都道府県大隊、統合機動部隊、エネルギー・産業基盤災害即応部隊、NBC 災害即応部隊、土砂・風水害機動支援部隊（以下、「応援都道府県大隊等」という。）の隊名及び規模について確認し、調整本部に連絡するとともに、応援都道府県大隊

等の長に対して応援先市町、任務、道路の通行障害等について情報提供を行い、併せて活動場所及び宿営場所までの経路を示すものとする。

12 (活動拠点ヘリベース)

航空隊の活動拠点ヘリベースは、別表第5のとおりとする。

13 (宿営場所)

- (1) 調整本部は、災害の状況、緊急消防援助隊の規模等を考慮し、別表第6のうちから宿営場所の選定について、消防庁及び被災地消防本部と協議するものとする。協議に当たっては、状況に応じ、被災地の近隣市町に設置することも考慮するものとする。
- (2) 調整本部は、消防庁において決定された宿営場所について、被災地消防本部及び宿営場所担当消防本部に対して連絡するものとする。
- (3) 被災地消防本部又は宿営場所担当消防本部は、宿営場所の施設管理者と調整するとともに、緊急消防援助隊の受入れのための人員を必要に応じて派遣するものとする。

第4項 指揮体制及び通信運用体制

14 (指揮体制等)

- (1) 調整本部長は、調整本部の事務を総括するものとする。
- (2) 指揮支援部隊長は、山口県内で活動する指揮支援部隊を統括し、山口県災害対策本部長又は調整本部長を補佐し、及びその指揮の下で、緊急消防援助隊の活動を管理するものとする。
- (3) 指揮者は、指揮支援本部長の補佐を受け、被災地における陸上（水上を含む。以下同じ。）に係る緊急消防援助隊の活動を指揮するものとする。
- (4) 指揮支援隊長は、指揮支援本部長として、指揮者を補佐し、及びその指揮の下で、被災地における陸上に係る緊急消防援助隊の活動の管理を行うものとする。
- (5) 航空指揮支援隊長は、ヘリベース指揮者を補佐し、及びその指揮の下で、被災地における航空に係る緊急消防援助隊の活動の管理を行うものとする。
- (6) 統合機動部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該統合機動部隊の活動の指揮を行うものとする。
- (7) エネルギー・産業基盤災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該エネルギー・産業基盤災害即応部隊の活動の指揮を行うものとする。
- (8) N B C災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該N B C災害即応部隊の活動の指揮を行うものとする。
- (9) 土砂・風水害機動支援部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該土砂・風水害機動支援部隊の活動の指揮を行うものとする。
- (10) 都道府県大隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該都道府県大隊の活動の指揮を行うものとする。
- (11) 緊急消防援助隊の連絡体制は、要請要綱別記様式7のとおりとする。

15 (通信運用体制)

- (1) 山口県内の無線通信運用体制は、別表第7のとおりとする。
- (2) 消防救急デジタル無線の共通波の設備整備状況は、別表第8のとおりとする。

第5項 消防応援活動の調整等

16 (任務付与)

- (1) 指揮者は、次に掲げる事項について到着した応援都道府県大隊等の長に対して情報提供を行うとともに、任務付与するものとする。

ア 被害状況

- イ 活動方針
- ウ 活動地域及び任務
- エ 安全管理に関する体制
- オ 使用無線系統
- カ 地理及び水利の状況
- キ 燃料補給場所
- ク その他活動上必要な事項

17（関係機関との活動調整）

知事は、災害対策本部等において、自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関間における情報共有及び活動調整等を行うため、必要に応じて活動調整会議を開催するものとする。

18（資機材の貸出し及び地図の配付）

- (1) 指揮本部は、応援都道府県大隊等に対してスピンドルドライバー及びその他活動上必要な資機材を可能な範囲で貸し出すものとする。
- (2) 指揮本部は、応援都道府県大隊等に対して、広域地図及び住宅地図等を配付するものとする。

19（ヘリコプター離着陸場所）

ヘリコプター離着陸場所は、別表第9のとおりとする。

20（燃料補給場所）

- (1) 調整本部は、燃料の補給場所について統括指揮支援隊又は指揮支援隊を通じて、応援都道府県大隊等へ連絡するものとする。
- (2) 陸上隊の燃料補給場所は、別表第10のとおりとする。
- (3) 航空小隊の燃料補給場所は、別表第11のとおりとする。
- (4) 水上小隊の燃料補給場所は、調整本部から指示する。

21（燃料調達要請）

- (1) 調整本部長は、燃料の調達が必要と判断した場合は、山口県災害対策本部と協議し、災害時における燃料等の供給に関する協定に基づき要請するものとする。
- (2) 災害時における燃料等の供給に関する協定を締結している団体は、別表第12のとおりとする。

22（重機派遣要請）

- (1) 調整本部長は、重機保有団体の協力が必要と判断した場合は、山口県災害対策本部と協議し、災害時における重機派遣に関する協定に基づき要請するものとする。
- (2) 災害時における重機派遣に関する協定を締結している団体は、別表第13のとおりとする。
- (3) 調整本部長は、必要に応じ、重機等を保有する土砂・風水害機動支援部隊の応援要請又は増隊要請を行うものとする。

23（物資等調達要請）

- (1) 調整本部長は、食糧及び仮設トイレ等の調達が必要と判断した場合は、山口県災害対策本部と協議し、災害時における物資調達に関する協定に基づき要請するものとする。
- (2) 災害時における物資調達に関する協定を締結している団体は、別表第14のとおりとする。

24（増隊要請）

知事は、緊急消防援助隊の活動状況を踏まえ、人員又は装備等の観点から緊急消防援助隊を増隊する必要があると判断した場合には、長官に増隊の要請を行うものとする。

25（部隊移動）

緊急消防援助隊の部隊移動に関する手続は、別図第2又は別図第3のとおり行うものとする。

する。

26（長官の求め又は指示による部隊移動）

- (1) 知事は、長官から要請要綱別記様式 6-1 により意見を求められた場合は、被災地の市町長に対して意見を求めるものとする。
- (2) 被災地の市町長は、前項の規定に基づく意見を求められた場合は、知事に対して要請要綱別記様式 6-2 により回答するものとする。
- (3) 知事は、被災地の市町長の意見を付して、長官に対して要請要綱別記様式 6-2 により回答するものとする。
- (4) 知事は、長官から要請要綱別記様式 6-4 により連絡を受けた場合は、被災地の市町長に対して連絡するものとする。
- (5) 知事は、長官から要請要綱別記様式 6-5 により山口県への部隊移動の求め又は指示を行った旨の連絡を受けた場合は、部隊移動先の市町長に対して連絡するものとする。

27（知事による部隊移動）

- (1) 知事は、部隊の移動先、規模及び必要性を明示して、調整本部に対して部隊移動に関する意見を求めるものとする。
- (2) 調整本部は、前項の規定に基づく意見を求められた場合は、被災地の市町長の意見を把握するよう努めるとともに、山口県内の消防の応援等の状況を総合的に勘案して、知事に対して部隊移動に関する意見を回答するものとする。
- (3) 知事は、調整本部の意見を踏まえ、指揮支援本部長を経由して応援都道府県大隊等の長に対し、要請要綱別記様式 6-6 により指示を行うものとする。
- (4) 知事は、部隊移動の指示を行った場合は、部隊移動先の市町長に対して要請要綱別記様式 6-7 により通知するものとする。
- (5) 知事は、部隊移動の指示を行った場合は、長官に対して速やかに要請要綱別記様式 6-8 により通知するものとする。
- (6) 調整本部は、部隊移動の指示内容について、適切に記録しておくものとする。

28（部隊移動に係る連絡）

調整本部は、部隊移動を行う場合は、山口県災害対策本部に対して部隊規模を連絡し、道路啓開、先導等の所要の措置を要請するものとする。

29（活動中止の判断）

- (1) 指揮者は、当該消防本部管内で活動する緊急消防援助隊に一体的に活動中止の判断基準を定めることが適当と判断した場合は、別紙 1-1 を参考に活動中止の判断基準を作成することができるものとする。
なお、指揮本部及び指揮支援本部は、自衛隊、警察等の他機関と活動中止基準の統一を図るものとする。
- (2) 調整本部は、山口県内で活動する緊急消防援助隊に一体的に二次災害の危険が高まっている場合等においては、該当市町村の指揮者と別紙 1-2 により活動中止について調整するものとする。活動の再開についても同様とする。
なお、調整本部は、自衛隊、警察等の他機関と活動中止基準の統一を図るものとする。

第 6 項 応援等の引揚げの決定

30（活動終了及び引揚げの決定）

- (1) 被災地の市町長は、指揮支援本部長からの活動報告、現地合同調整所における調整結果等を統合的に勘案し、緊急消防援助隊の活動終了を判断するものとし、知事へ直ちに電話によりその旨を連絡するものとする。
- (2) 前項の連絡を受けた知事は、政府現地対策本部等と調整の上、緊急消防援助隊の引揚げを決定する。この場合において、長官、被災地の市町長及び指揮支援部隊長に対して直

ちに電話によりその旨を通知するものとし、書面による通知をFAXにより速やかに行うものとする。(要請要綱別記様式4-1)

- (3) 知事は、緊急消防援助隊の活動終了に伴い調整本部を廃止した場合は、長官に対して、速やかにその旨を報告するものとする。

第7項 その他

31 (情報共有)

- (1) 調整本部、指揮支援本部及び指揮本部は、緊急消防援助隊動態情報システム、支援情報共有ツール、ヘリコプター動態管理システム等を積極的に活用し、緊急消防援助隊等との情報共有に努めるものとする。特に、緊急消防援助隊動態情報システム及び支援情報共有ツールを活用し、被害状況や活動状況を撮影した動画及び静止画の共有に努めるものとする。
- (2) 被害状況は、地上からの情報収集のほか、消防防災ヘリコプター及びドローン等を有効に活用し、上空からも積極的に情報収集を行い、情報共有に努めるものとする。

32 (災害時の体制整備)

知事、各市町長及び各消防本部の消防長は、関係機関と連携し、災害時における重機派遣に関する協力体制、燃料等の供給体制及び物資等の調達体制を構築し、災害時の体制整備に努めるものとする。

33 (都道府県の受援計画の変更)

- (1) 知事は、受援計画の変更にあたっては、代表消防機関の長と調整を行うとともに各消防本部の消防長の意見を集約するものとする。
- (2) 知事は、受援計画の変更にあたっては、地域防災計画の内容と整合を図るものとする。
- (3) 知事は、受援計画を変更した場合は、長官に対して当該計画を報告するとともに、山口県に対応する第一次出動都道府県大隊及び出動準備都道府県大隊の都道府県の知事並びに山口県に対応する統括指揮支援隊及び指揮支援隊の属する消防本部の長に対して変更した旨を連絡するものとする。

34 (消防本部の受援計画の策定)

- (1) 各消防本部の消防長は、緊急消防援助隊の受入れが円滑に行われるように、緊急消防援助隊受援計画を策定するものとする。
- (2) 各消防本部の消防長は、受援計画の策定及び変更にあたっては、山口県が策定する受援計画及び地域防災計画の内容と整合を図るものとする。
- (3) 各消防本部の消防長は、当該計画を策定又は変更した場合は、知事に対して報告するものとする。

35 (航空隊の受援計画)

航空隊の受援計画については、本計画に定める事項の他、山口県緊急消防援助隊航空部隊及び航空指揮支援隊受援計画に定めるものとする。

36 (地理情報)

各消防本部は、緊急消防援助隊の活動が円滑に行われるように、次に掲げる事項を記した地図を作成しておくものとする。

- ア 広域地図
 - イ 住宅地図
 - ウ ヘリコプターの離着陸場所位置図
 - エ 燃料補給場所位置図
 - オ 消防水利位置図
 - カ 物資等の調達可能場所位置図
- (7) 救急搬送医療機関位置図

37（都道府県の訓練）

山口県は、原則年1回、山口県防災訓練、緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練等において、関係機関と合同で調整本部の設置運営訓練を行うなど、緊急消防援助隊の受援体制の強化を図るものとする。

附 則

- 1 この計画は、平成26年2月21日から施行する。
- 2 山口県広域消防応援・受援基本計画（平成22年4月1日改訂）は廃止する。

附 則

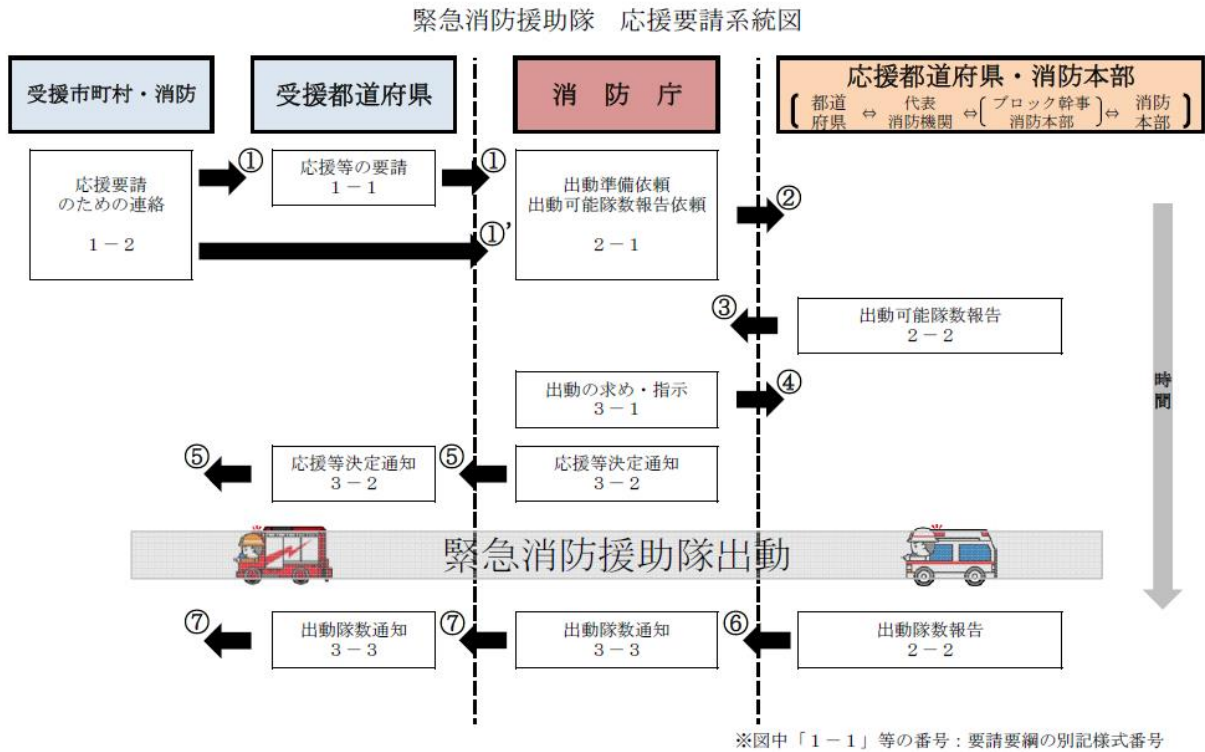
この計画は、平成29年4月1日から施行する。

この計画は、平成30年4月20日から施行する。

この計画は、令和3年6月10日から施行する。

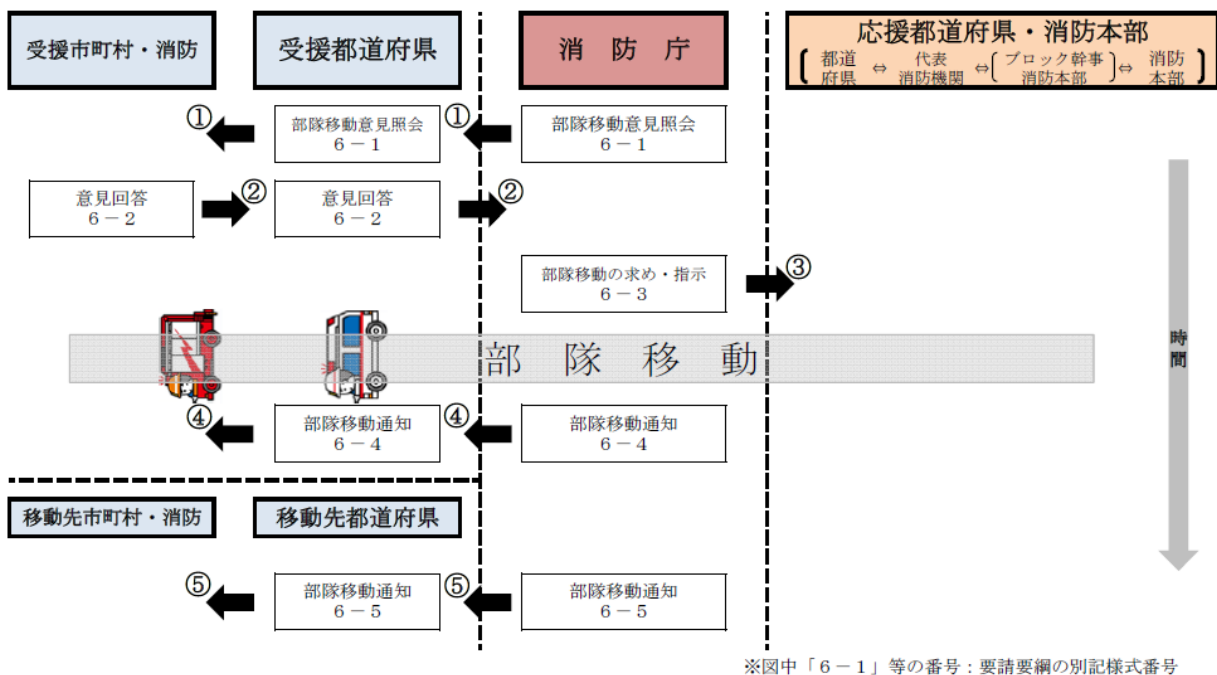
■ 3-6-10 緊援隊受援様式

○ 応援要請系統図



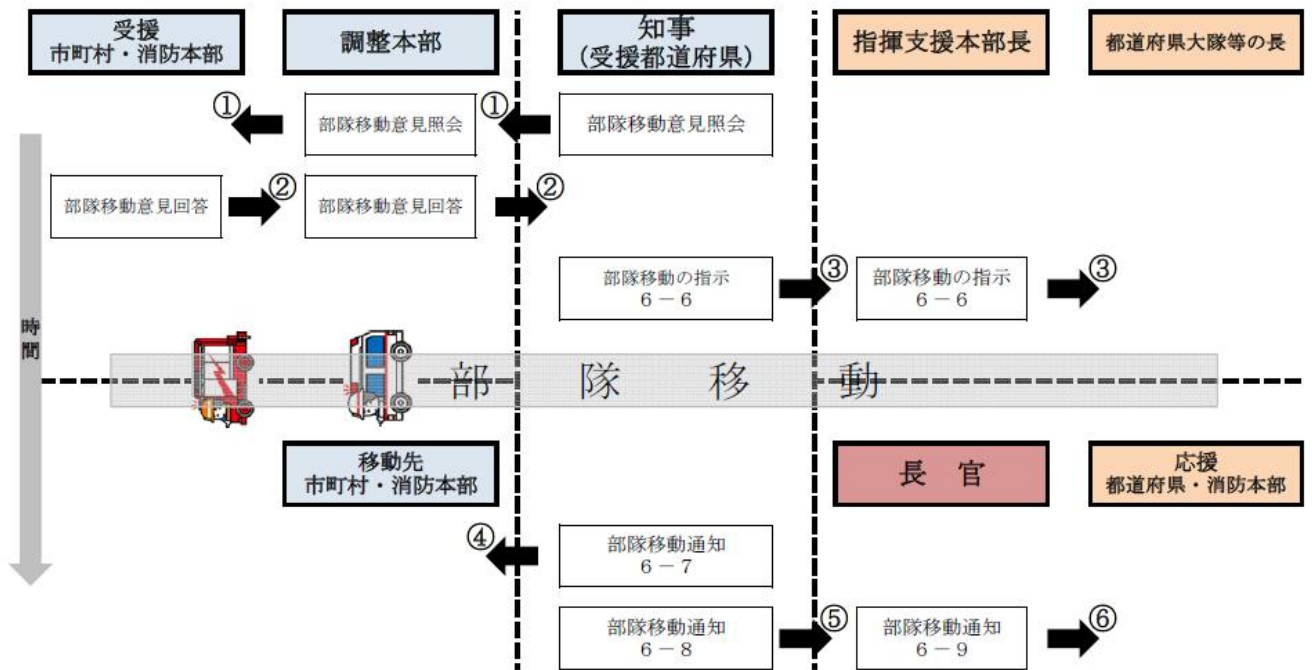
○ 長官による部隊移動の求め又は指示

緊急消防援助隊 部隊移動系統図（長官による部隊移動の求め又は指示） ※都道府県を越える部隊移動



○受援都道府県知事による部隊移動の指示

緊急消防援助隊 部隊移動系統図（受援都道府県知事による部隊移動の指示） ※都道府県内の部隊移動



※図中「6-6」等の番号：要請要綱の別記様式番号

【山口県及び山口県内市町の災害対策本部】

令和5年7月1日現在

名称及び 設置所在地	連絡先	NTT回線		地域衛星ネットワーク		消防防災無線	
		電話	F A X	電話 ()は県内間の み可能	F A X ()は県内間の み可能	電話	F A X
山口県災害対策本部	防災危機管理課	083-933-2452	083-933-2479	035-201-2452 (7-2452)	035-201-2479 (7-2479)	35-72360	35-868
下関市災害対策本部	防災危機管理課	083-231-9333	083-231-9966	035-401-2172 (10-401-3)	(19-401)		
宇部市災害対策本部	防災危機管理課	0836-34-8139	0836-29-4266	035-402 (10-402-3)	(19-402)		
山口市災害対策本部	防災危機管理課	083-934-2723	083-934-2958	035-403-2212 (10-403-3)	(19-403)		
萩市災害対策本部	防災危機管理課	0838-25-1067	0838-21-3501	035-404-431 (10-404-3)	(19-404)		
防府市災害対策本部	防災危機管理課	0835-25-2115	0835-23-2136	035-405-682 (10-405-3)	(19-405)		
下松市災害対策本部	防災危機管理課	0833-45-1832	0833-44-2459	035-406-321 (10-406-3)	(19-406)		
岩国市災害対策本部	危機管理課	0827-29-5119	0827-24-4213	035-407-2502 (10-407-3)	(19-407)		
光市災害対策本部	防災危機管理課	0833-72-1403	0833-72-1731	035-408 (10-408-3)	(19-408)		
長門市災害対策本部	防災危機管理課	0837-23-1111	0837-23-1233	035-409-322 (10-409-3)	(19-409)		
柳井市災害対策本部	危機管理課	0820-22-2111	0820-23-4595	035-410-431 (10-410-3)	(19-410)		
美祢市災害対策本部	総務課	0837-52-1110	0837-53-1959	035-411 (10-411-3)	(19-411)		
周南市災害対策本部	防災危機管理課	0834-22-8208	0834-22-8806	035-412-208 (10-412-3)	035-412-806 (19-412)		
山陽小野田市災害対策本部	総務課	0836-82-1122	0836-83-2604	035-413-112 (10-413-3)	035-413-594 (19-413)		
周防大島町災害対策本部	総務課	0820-74-1000	0820-74-1016	035-414-105 (10-414-3)	(19-414)		
和木町災害対策本部	企画総務課	0827-52-2136	0827-52-5313	035-415-307 (10-415-3)	(19-415)		
上関町災害対策本部	総務課	0820-62-0311	0820-62-1600	035-416 (10-416-3)	(19-416)		
田布施町災害対策本部	総務課	0820-52-5802	0820-53-0140	035-417 (10-417-3)	(19-417)		
平生町災害対策本部	総務課	0820-56-7111	0820-56-3864	035-418 (10-418-3)	(19-418)		
阿武町災害対策本部	総務課	08388-2-3110	08388-2-2090	035-419 (10-419-3)	(19-419)		

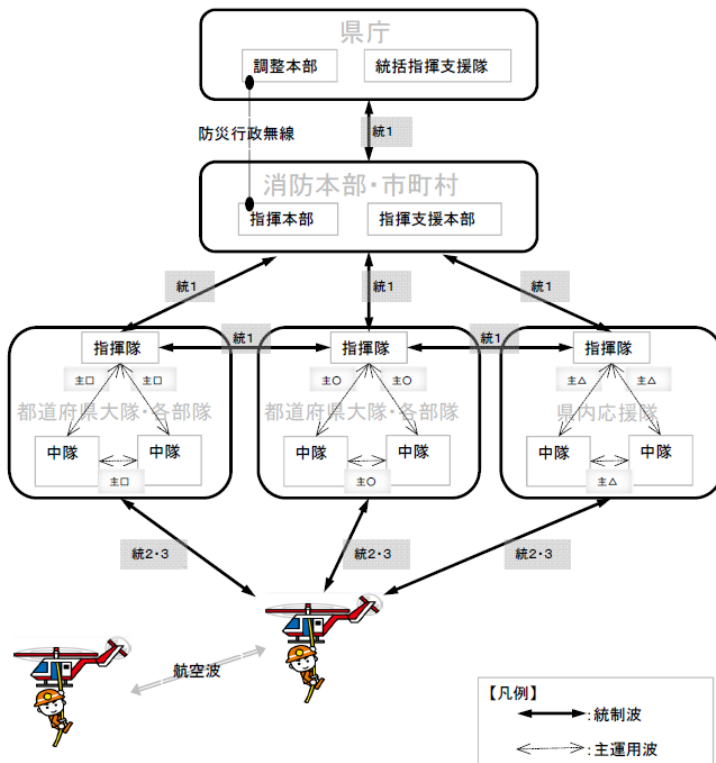
注) 表頭「地域衛星ネットワーク」欄の()は、防災行政無線(地上系)。

山口県内の無線通信運用体制

対象範囲	使用無線チャンネル等	備考
調整本部 市町村災害対策本部 指揮本部	県防災行政無線	
調整本部 指揮本部 指揮支援本部 緊急消防援助隊拡大隊本部 緊急消防援助隊各部隊の指揮隊	統制波 1	【無線統制】指揮支援部隊長 ※指揮支援部隊長は、被災地が複数に及び、指揮系統を複数に分離する必要がある場合は、統制波 2 又は統制波 3 のいずれかから使用波を指示する。
山口県内応援隊各隊間	主運用波 3	【無線統制】県内応援隊の代表者 ※同一の主運用波を使用する緊急消防援助隊各大隊・各部隊が近接して活動し、無線が輻輳している場合は、指揮支援本部長に使用波の調整を依頼する。
緊急消防援助隊各隊間	主運用波 ※各都道府県ごとに指定された主運用波	【無線統制】都道府県大隊長、都道府県各部隊の指揮隊長 ※同一の主運用波を使用する緊急消防援助隊拡大隊・各部隊が近接して活動し、無線が輻輳している場合は、指揮支援本部長に使用波の調整を依頼する。
各隊員相互	署活動用無線	緊急消防援助隊は、移動範囲を全国としている場合のみ使用可。

※通信は、必要最小限にとどめるものとする。

○無線運用イメージ図



燃料等の供給に関する協定締結団体

No.	協定の名称	協定先の団体
1	災害時における石油類燃料の確保及び徒歩帰宅者等支援に関する協定	山口県石油商業組合

重機派遣に関する協定締結団体

No.	協定の名称	協定先の団体
1	大規模災害時における応急対策業務に関する協定	(一社)山口県建設業協会
2	災害時における応急対策業務に関する協定	(一社)全国クレーン建設業協会山口支部

物資調達に関する協定締結団体

No.	協定の名称	協定先の団体
1	災害救助に必要な物資の調達に関する協定書	山口農協直販(株) 山口県パン工業協同組合 山口県乳業協同組合 生活協同組合コープやまぐち (株)下関大丸 マックスバリュ西日本(株) (株)丸久 (公財)山口県学校給食会 (株)セブン-イレブン・ジャパン (株)ローソン (株)イズミ (株)ナフコ (株)ジュンテンドー NPO法人コメリ災害対策センター (株)ファミリーマート (株)フジ 大塚製薬(株)広島支店 イオンリテール(株)中四国カンパニー (株)伊藤園 日本果実工業(株) 錦町農産加工(株)
2	災害時における仮設トイレの供給に関する協定	山口県衛生仮設資材事業協同組合
3	災害発生時等の物資等の緊急・救援輸送に関する協定書	(一社)山口県トラック協会

■ 3-6-11 山口県緊急消防援助隊(航空部隊)受援計画

山口県緊急消防援助隊(航空部隊)受援計画

第1章 基本事項

1 目的

この計画は、山口県内の市町において、地震、水火災等による大規模な災害又は特殊な災害が発生し、消防組織法(昭和22法律第226号)第44条の規定に基づく緊急消防援助隊の応援を受ける場合において、緊急消防援助隊航空部隊(以下「緊援隊航空部隊」という。)が円滑に活動できる体制の確保等を図るため、緊急消防援助隊運用要綱(平成16年3月26日付け消防震第19号)第25条に基づく山口県広域消防応援・受援基本計画に定めるもののほか、航空部隊の受援について必要な事項を定めるものとする。

2 用語の定義

この計画において、使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) ヘリベース(HB)

災害の終始を通じて、緊援隊航空部隊のヘリコプター運用に関する指揮(指示・任務付与)を実施し、かつ駐機、整備、給油、装備及び宿泊(近隣宿泊を含む)が可能な拠点及び航空部隊の進出拠点(集結場所)をいう。

通常は、空港、ヘリポートなどに設置し、状況により公園、河川敷等の野外に設置することもある。

(2) フォワードベース(FB)

被災地近傍の飛行場外離着陸場等で、ヘリベースに都度帰投することなく航空活動を安全かつ効率的に継続することを目的として設置する離着陸、給油、人員の乗降機、装備・物資等の積み降ろしが可能な拠点をいう。被災地近傍において、航空活動を安全かつ効率的に行うことを目的として設置する補給点・給油点などに使用する臨時離着陸場を対象とする。

(3) ランディングポイント(LP)

上記(1)(2)以外で、救助者や緊急物資の陸上部隊への引継ぎなど、災害救助活動のための離着陸を行う地点をいう。

なお、離着陸に係る法的な位置付けは次のとおりとする。

ア 航空法第79条ただし書きの規定に基づき、離着陸について国土交通大臣の許可を受けた地点

イ 災害救助活動上の必要性からパイロットの判断に基づき離着陸を行う地点(航空法第81条の2の規定により、同法第79条による離着陸場所の制限を受けない)

(4) 消防応援活動調整本部

被災地の応援等のため山口県及び山口県の区域内の市町が実施する措置の総合調整を円滑に実施するため、消防組織法第44条の2の規定に基づき山口県知事が設置するものをいう。

(5) 航空運用調整班

山口県に集結した各機関のヘリコプターの迅速な運用と円滑な調整を図るため、山口県災害対策本部に設置されるものであり、各機関の航空担当者が活動エリアや任務の調整を行う。

(6) 航空隊後方支援隊員

緊援隊航空部隊への気象情報や飛行・離着陸障害情報の提供、食料や燃料の補給等、被災地のヘリベース等において、緊援隊航空部隊の後方支援及び運航支援を行う航空隊員及び消防職

員をいう。

(7) ヘリベース指揮者

ヘリベースにおける緊援隊航空部隊のヘリコプター運用に関する指揮(指示・任務付与)を行う者をいい、原則として山口県消防防災航空隊長又は副隊長がその任に当たるものとする。

3 緊援隊航空部隊の活動分類

この計画において、緊援隊航空部隊の活動分類については、次のとおりとする。

- (1) 情報収集活動
- (2) 消火活動
- (3) 救急活動
- (4) 救助活動
- (5) 緊急人員(部隊)輸送
- (6) 緊急物資輸送
- (7) その他(ヘリベースの後方支援活動、SCU支援活動、避難誘導、広報等)

第2章 事前計画

1 緊急消防援助隊航空部隊に係る参集基準

(1) 山口県消防防災航空隊の参集基準

山口県消防防災航空隊の参集基準は、次表のとおりとする。

なお、本県消防防災ヘリコプターの運航受託者に対しては、これに即した参集体制を整えるよう要請するものとする。

【山口県内(地震・津波)】

最大震度	昼間	夜間
震度5弱以上 又は津波(大津波)警報	全員参集(8人)	
震度4	通常体制(4~6人)	宇部市(航空隊基地所在地) 震度4の場合のみ週休者以外 参集(4~6人)

(2) 山口県へ出動する緊援隊航空部隊の参集基準

山口県へ出動する緊援隊航空部隊の参集基準は、次表のとおりとする。

【山口県外(地震・津波・火山)】

対象災害	昼間・夜間共通	対象都道府県
震度6弱以上 (政令指定都市は震度5強以上) 又は津波警報(大津波)	全員参集 (8人)	(第一次出動都道府県・市) 島根県、岡山県、岡山市、広島県、 広島市、愛媛県、北九州市、福岡市 (出動準備都道府県・市) 東京、大阪市、兵庫県、 神戸市、鳥取県、徳島県、香川県、 高知県、長崎県、熊本県、大分県、 宮崎県、鹿児島県
火山の噴火災害		※緊急消防援助隊航空部隊の応援

		出動の可能性がある21都道府県
--	--	-----------------

2 ヘリベースの決定

山口県におけるヘリベースは、原則として山口宇部空港とする。(最大受入機体数は9機)

また、山口宇部空港ヘリベース等基本情報(資料1)については、緊援隊航空部隊として登録されている航空隊へ事前に情報提供するものとする。

なお、山口宇部空港が使用できない場合及び山口宇部空港から被災地が遠隔地である場合は、消防応援活動調整本部が、被災市町等及びヘリベース指揮者と協議の上、決定する。

3 航空隊後方支援態勢の確立

ヘリベース指揮者は、緊援隊航空部隊の後方支援及び運用支援を行うため、必要と認めるときは、航空隊後方支援隊員の招集を消防応援活動調整本部に依頼し、航空隊後方支援態勢を確立するものとする。

航空隊後方支援態勢の確保に関し、必要な事項については別に定める。

4 ヘリベース(山口宇部空港)への受入体制

山口県消防防災航空センター所長は、緊援隊航空部隊の応援要請を行った場合(「大規模地震における緊急消防援助隊の迅速出動に関する実施要綱」(平成20年7月1日付け消防応第104号。))に基づく迅速出動に該当する震度(津波警報等の発表も含む)が山口県で確認された場合を含む。(以下「応援要請後」という。)は、山口宇部空港事務所長に対し、緊援隊航空部隊の受入れについて、次のとおり要請するものとする。

(1) 日中における受入れ

山口宇部空港内に緊援隊航空部隊が駐機できるよう山口宇部空港事務所長にAエプロン(6番スポット)の駐機スポットの拡大を依頼する。

(2) 夜間における受入れ

夜間においては4(1)に加え、夜間照明の点灯、リモートコントロール等を依頼する。

5 燃料補給体制の確保

(1) 燃料補給体制

燃料補給基地は、原則として山口宇部空港とし、消防応援活動調整本部は航空機燃料取扱業者(資料1:燃料関係参照)に対し、緊援隊航空部隊の活動に必要な燃料補給を依頼する。

また、ヘリベースが山口宇部空港以外に設置された場合及びフォワードベースが設置された場合の燃料補給については、ヘリベース指揮者が消防応援活動調整本部及び航空運用調整班と協議の上、燃料補給方法を決定する。

(2) 夜間における燃料補給体制

消防応援活動調整本部は、夜間における燃料補給体制を確保するため、航空機燃料取扱業者に山口宇部空港における夜間給油を依頼する。

6 食料等の備蓄計画等

(1) 山口県消防防災航空隊は、緊援隊航空部隊等に対する食料を確保するため、ヘリベースにおいて駐機可能機体数に応じて、隊員数を参考に最低限必要な食料及び飲料水等を備蓄するよう努めるものとする。

(2) 緊援隊航空部隊の駐機可能機体数に応じて、宿泊場所について事前に把握し、周知する。

7 緊援隊航空部隊等との情報連絡

応援要請後における消防庁、緊援隊航空部隊等との情報連絡については、次のとおりとする。

(1) 緊援隊航空部隊等への情報提供

ヘリベース指揮者は、消防応援活動調整本部及び航空運用調整班と調整の上、ヘリベース状況等の情報を様式1「受援航空隊情報提供FAX」により、緊援隊航空部隊及び総務省消防庁災害対策本部広域応援班航空担当(以下「消防庁航空担当」という。)に対し、速やかに情報提供するものとする。

(2) 緊援隊航空部隊からの情報収集

ヘリベース指揮者は、緊援隊航空部隊の機体、出動人員及び人員構成等の情報を様式2「緊急消防援助隊航空部隊情報提供FAX」により、緊援隊航空部隊及び消防庁航空担当から速やかに収集するものとする。

(3) 緊援隊航空部隊等の連絡先

緊援隊航空部隊等の連絡先については、資料2のとおりとする。

(4) 情報連絡方法

原則として防災行政無線、有線(携帯)電話、有線ファックス及び電子メールによるものとするが、有線途絶等の場合は、イリジウム衛星携帯電話等の衛星携帯電話を活用するものとする。

8 山口県消防防災航空隊員の消防応援活動調整本部への派遣

山口県消防防災航空隊は、応援要請後、消防応援活動調整本部の本部員として航空隊員(隊長又は副隊長)を派遣するものとする。

消防応援活動調整本部に派遣された航空隊員は緊急消防援助隊指揮支援部隊(以下「指揮支援部隊」という。)や航空運用調整班、消火、救助活動等を行う航空部隊・陸上部隊等との連絡調整に当たる。

なお、消防応援活動調整本部に派遣された航空隊員は、災害の規模等により航空運用調整班と兼務する。

9 山口県消防防災航空隊員の航空運用調整班への派遣

山口県災害対策本部内に航空運用調整班が設置された場合、航空隊員(隊長又は副隊長)を派遣する。

10 指揮支援部隊長等の受入体制

(1) 指揮支援部隊長及び消防庁職員等の受入れについては、消防応援活動調整本部とヘリベース指揮者で調整の上、次のとおり行うものとする。

なお、被災状況により、受入れ困難な状況が確認されたときは、速やかに消防庁航空担当に連絡する。

① 日中における離着陸場所は、原則として維新百年記念公園ラグビー・サッカー場とし、離着陸時の安全管理及び県庁(消防応援活動調整本部)への移動車両の調達については消防応援活動調整本部が行うものとする。

② 夜間及び維新百年記念公園ラグビー・サッカー場が使用できない場合の離着陸場所は山口宇部空港とし、県庁(消防応援活動調整本部)への移動車両の調達については消防応援活動調整本部が行うものとする。

(2) 指揮支援隊長の受入れについては、消防応援活動調整本部とヘリベース指揮者との間で調整の上、次のとおり行うものとする。

- ① 離着陸場所は、原則として終日山口宇部空港とし、その後、空路又は陸路で被災市町(被災地管轄消防本部(局)等)へ移動する。
- ② 山口宇部空港から空路で被災市町(被災地管轄消防本部(局)庁舎等)へ移動する場合の離着陸場所については、消防応援活動調整本部とヘリベース指揮者で調整の上、選定する。
- ③ 山口宇部空港から陸路で被災市町(被災地管轄消防本部(局)庁舎等)へ移動する場合の車両の調達については、消防応援活動調整本部が被災市町(被災地管轄消防本部(局)等)と調整し、調達する。

11 フォワードベースの設定

- (1) 消防応援活動調整本部及びヘリベース指揮者は、被災地がヘリベースから遠隔地である等、緊援隊航空部隊の活動上必要と認める場合は、フォワードベースを設定するものとする。
- (2) 消防応援活動調整本部及びヘリベース指揮者はフォワードベースの設定に当たり、被災地管轄消防本部(局)、フォワードベース(飛行場外離着陸場)管理者等と使用の可否について協議し、被災地管轄消防本部(局)に連絡するものとする。

12 フォワードベースの安全管理体制等

- (1) 航空隊員、航空隊後方支援隊員、被災地消防本部職員等による安全管理体制を確保する。
- (2) ヘリベース指揮者は、フォワードベースの運用を行う上で必要がある場合は、航空隊員(緊援隊航空部隊の航空隊員を含む。)を派遣するものとする。
- (3) 消防応援活動調整本部は被災地管轄消防本部(局)等に対し、フォワードベースの運営補助を依頼するものとする。
- (4) ヘリベースの指揮者は、フォワードベースにおける「危険物の仮貯蔵・仮取扱」の承認がなされたことを確認の上、資料1の燃料関係の航空機燃料取扱業者にドラム燃料の搬送を依頼する。

13 ランディングポイントの設定

- (1) 消防応援活動調整本部及びヘリベース指揮者は、任務、被災状況により、緊援隊航空部隊の活動上必要と認める場合は、資料3の「ランディングポイント候補地一覧」中からランディングポイントを設定するものとする。

なお、ヘリベース指揮者は、災害救助活動上の必要性からパイロットの現地視認による判断に基づき、必要に応じてランディングポイントを設定することができるものとする。

- (2) 消防応援活動調整本部及びヘリベース指揮者はランディングポイントの設定に当たり、航空運用調整班、被災地管轄消防本部(局)等と協議するものとする。

14 災害拠点病院付近のヘリコプター離着陸場所の設定

消防応援活動調整本部及びヘリベース指揮者は、ヘリコプターにより傷病者を災害拠点病院へ搬送する場合の離着陸場所について、資料3及び資料4を参考に設定するものとし、設定に当たっては、航空運用調整班及び離着陸場所管轄消防本部(局)又は院内ヘリポートを有する病院等施設管理者、DMAT等と協議するものとする。

遠距離SCU(広域搬送拠点)に多数の傷病者を搬送するなど、ヘリコプターの離着陸スペースが複数必要となる場合は、消防応援活動調整本部、航空運用調整班、被災地管轄消防本部(局)及びフォワードベース管理者及びDMAT等医療班と協議の上、設定するものとする。

第3章 発災段階

第1節 指揮体制及び通信運用

1 要請から出動までの体系

応援活動に従事する緊援隊航空部隊の要請から出動までの系統図は、資料5「要請から出動までの系統図」のとおりとする。

2 航空機の無線運用体制

緊援隊航空部隊活動時の無線運用を円滑に行うため、県内における無線種別及び無線運用体制については、次の(1)から(4)及び資料6「無線運用図」のとおりとし、運用に当たっては消防応援活動調整本部と調整する。

なお、被災地が複数の都道府県にわたり、各々の都道府県において緊援隊航空部隊が活動する場合にあっては、各々の都道府県の消防応援活動調整本部間において、使用する全国共通波等について調整を行うものとする。

また、調整結果については、ヘリベース指揮者に連絡するものとする。

(1) 初動時の進出及び情報収集段階等での無線周波数

- ア 消防波 全国共通波
- イ 航空波 航空機相互間の通信周波数
災害時の飛行援助通信周波数

(2) 救助救急活動等開始以後の無線周波数

- ア 消防波全国共通波1～3ch指定する周波数(ch)
- イ 航空波航空機相互間の通信周波数
災害時の飛行援助通信周波数

消防波等の切り替えは、ヘリベース指揮者と消防応援活動調整本部(指揮支援部隊長)が調整の上、緊援隊航空部隊に連絡するものとする。

(3) 山口宇部空港情報圏内及び管制区内

- ア 宇部レディオ
- イ 小月タワー
- ウ 防府タワー
- エ 岩国タワー

(4) その他

- 防災相互波

3 ヘリコプターテレビ電送システム運用体制

緊援隊航空部隊が搭載するヘリコプターテレビ電送システム(以下「ヘリテレ」という。)の設定について被災地付近のフォワードベース等に可搬型受信装置を設定し、その場所から通信衛星(スーパーバード)を経由し県庁に配信するものとし、受信、運用体制については、次のとおりとする。

(1) 山口県庁統制局

山口県庁統制局は、山口県防災危機管理課に設置するものとし、ヘリテレ受信操作及び監視、映像配信の管理、映像・音声電波受信に係る連絡用無線の運用等を行う。ただし、映像配信の活用管理は山口県災害対策本部及び消防応援活動調整本部の指示によりこれを行うものとする。

(2) 15GHz帯の使用周波数の設定(画)

15GHz帯消防指定4波のうち、山口県庁統制局が指定する場合を除き、山口県主運用波を

使用するものとする。

(3) 400MHz z 帯の使用周波数の設定(音)

連絡用無線に係る400MHz z 帯消防指定4波のうち、山口県庁統制局が指定する場合を除き、山口県主運用波を使用するものとする。

(4) 被災地付近への可搬型受信局の設置

山口県が借用している可搬型受信装置の運用について、防災危機管理課通信管理班によりフォワードベース等に設置するものとし、上記(2)(3)のほか、次のとおりとする。(サービスエリア：受信局へは指向性電波10～15km、ヘリテレへは無指向性10～15km)

なお、陸路等での搬送が長時間要する場合や搬送が困難な場合は、消防応援活動調整本部と協議の上、航空機等の活用を図る。

(5) ヘリテレ連絡用無線(400MHz z 帯)呼出し名称

ア 山口県庁受信基地局

イ 可搬型受信局

(6) 山口県情報スーパーネットワークによる配信

緊急消防援助隊の活動に必要な被害情報等の映像を受信した場合は、総務省消防庁、被災地市町村(消防本部)に対して、積極的に通信衛星(スーパーバード)を経由して配信するものとする。

4 衛星携帯電話の運用

航空波、消防波等の無線不感地域においては、必要に応じて衛星携帯電話を活用するものとする。

ただし、その運用については、消防応援活動調整本部、ヘリベース指揮者と協議の上、決定するものとする。

第2節 緊急消防援助隊航空部隊の運用等

1 ヘリベースにおける班構成及び各班の任務

ヘリベースにおける班構成及び各班の任務については、資料7のとおりとする。

2 緊援隊航空部隊の運用及び支援(資料8参照)

(1) ヘリベースの配置

ヘリベース(山口宇部空港)の配置図は、資料9のとおりとする。

(2) フォワードベース運用本部の設置

ヘリベース指揮者はフォワードベースを設定した場合において、フォワードベース運用本部を設置する。

また、フォワードベース運用本部は、航空機の安全管理体制及び地上隊との効率的な連携活動を確保するため、次の任務を行うものとする。

ア 離着陸スペースの設定

イ 無線設備の設定

ウ 衛星携帯電話等の設定

エ 傷病者等の搬送、救急車収容等の地上隊との連携体制の確保

オ 物資搬送、地上隊員搭乗等における地上隊との連携体制の確保

カ ドラム缶燃料の貯蔵、取扱いに係る安全管理体制の確保

(3) フォワードベースの設置例については、資料10を参照。

(4) ヘリコプター交錯防止の措置等(フライトルールの設定)

航空運用調整班及びヘリベース指揮者は、ヘリコプターの安全運航を確保するために関係機関と連携を密にするとともに、必要に応じ次の事項について調整を図る。

ア 活動空域名の設定

限られた活動空域に多数機が投入される場合は、関係機関と調整の上、その空域に活動空域名を付し、進出する航空機は無線によりフォワードベース運用本部活動各機に周知する。

イ 出場ルート・帰投ルート設定

活動空域への飛行ルートが限定される場合は、関係機関と調整の上、目標物を定め左側飛行を原則とし高度差を設けることとする。

3 緊援隊航空部隊への活動要請等

(1) 緊援隊航空部隊の受付

緊援隊航空部隊がヘリベースに到着した後、緊援隊航空部隊受入一覧表(様式3)により受付を行うものとする。

(2) 緊援隊航空部隊への活動要請

ア 消防応援活動調整本部は、ヘリベース指揮者に事案受付・活動指示及び結果報告書(様式4)によりヘリコプターの活動要請を行う。ヘリベース指揮者は緊援隊航空部隊の出動の可否を確認し、消防応援活動調整本部(又は航空運用調整班)に回答する。

イ ヘリベース指揮者は、緊援隊航空部隊の出動が可能と確認した場合は、事案受付・活動指示書及び結果報告書(様式4)により、緊援隊航空部隊に事案に対する任務を付与し、消防応援活動調整本部及び航空運用調整班に情報提供する。

また、ヘリベース指揮者は、事案管理一覧表(様式5)により、事案に対する任務付与状況を管理する。

ウ 任務付与に当たっては、活動場所周辺の案内図(活動場所の緯度・経度記載)、活動場所付近の地図(送電線等の障害情報記載)及びランディングポイントの地図(要図を含む)等を添付し、行うものとする。

(3) 緊援隊航空部隊の活動報告

ア ヘリベース指揮者は、緊援隊航空部隊の事案に対する任務が完了した時は、事案受付・活動指示書及び結果報告書(様式4)の提出を求める。

イ ヘリベース指揮者は、緊援隊航空部隊の活動状況を日毎に活動日誌(様式6)によりとりまとめるとともに、活動日誌を消防応援活動調整本部、航空運用調整班及び消防庁航空担当に報告する。

(4) 緊援隊航空部隊の活動終了及び引揚げ

緊援隊航空部隊の活動終了及び引揚げは、ヘリベース指揮者の意見を踏まえ、消防応援活動調整本部及び航空運用調整班が協議調整し、災害対策本部長(知事)の指示により決定し、指揮支援部隊長からヘリベース指揮者を通して緊援隊航空部隊に対し通知するものとする。

また、消防応援活動調整本部は、消防庁航空担当に緊援隊航空部隊の活動終了及び引揚げの報告を行う。

4 航空情報(ノータム)の発出要請

ヘリベース指揮者は、多数の航空機の飛行により必要があると判断した場合には、管轄する国土交通省空港事務所及び航空運用調整班等と調整し、国土交通省航空局管制保安部運用課に航空情報の発出を要請する。

また、救助検索活動上、飛行制限空域を設定する必要がある場合は、国土交通省航空局管制保安部運用課に航空情報の発出を要請し、サイレントタイムを確保する。

5 緊援隊航空部隊の受援対応訓練の実施

ヘリベース指揮者は、緊援隊航空部隊の受援時において迅速かつ円滑な対応を図るため、防災訓練等の機会を捉え、本航空部隊受援計画を踏まえた受援に関するヘリベース等の運用に関するシミュレーション訓練等を定期的の実施するものとする。

■ 3-6-12 山口県及び市町相互間の災害時応援協定担当課一覧

	部（局）	課（室）	班（係等）	電話	ファクシミリ	備考
総合窓口	総務部	防災危機管理課	-	25-2115	23-2136	
職員派遣	総務部	人事課	人事研修係	25-2123	25-2997	
食料、飲料水及び生活必需品の提供	総務部	行政管理課	-	25-2503	23-2231	食料
	健康福祉部	社会福祉課	社会係	25-2349	25-2549	生活必需品
	上下水道局	総務課	企画係	25-2409	25-2269	飲料水
避難所及び収容施設並びに住宅の提供	総務部	防災危機管理課	-	25-2115	23-2136	避難所
	土木都市建設部	建築課	住宅係	25-2178	25-8863	市営住宅
医療及び防疫に必要な資機材及び物資の提供	健康福祉部	健康増進課	予防係	24-2161	25-4963	医療
	生活環境部	くらし環境課	環境衛生係	25-2172	25-2369	防疫
遺体の火葬のための施設の提供	生活環境部	くらし環境課	環境衛生係	25-2172	25-2369	
ごみ及びし尿の処理のための装備及び施設の提供	生活環境部	クリーンセンター	-	22-4742	24-4389	
災害応急措置に必要な車両等及び資機材の提供	総務部	行政管理課	-	25-2503	23-2231	車両
	土木都市建設部	河川港湾課	維持管理係	25-2431	25-5899	水防資機材

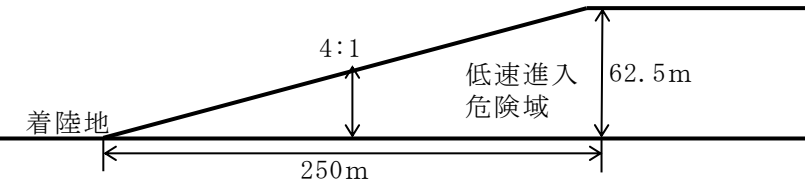
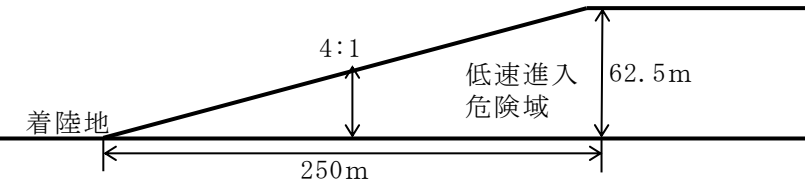
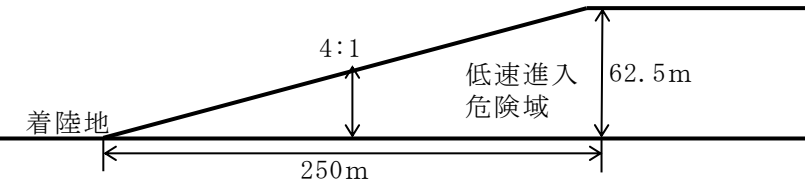
● 救急・救助

■ 3-7-1 各機関における救急・救助活動

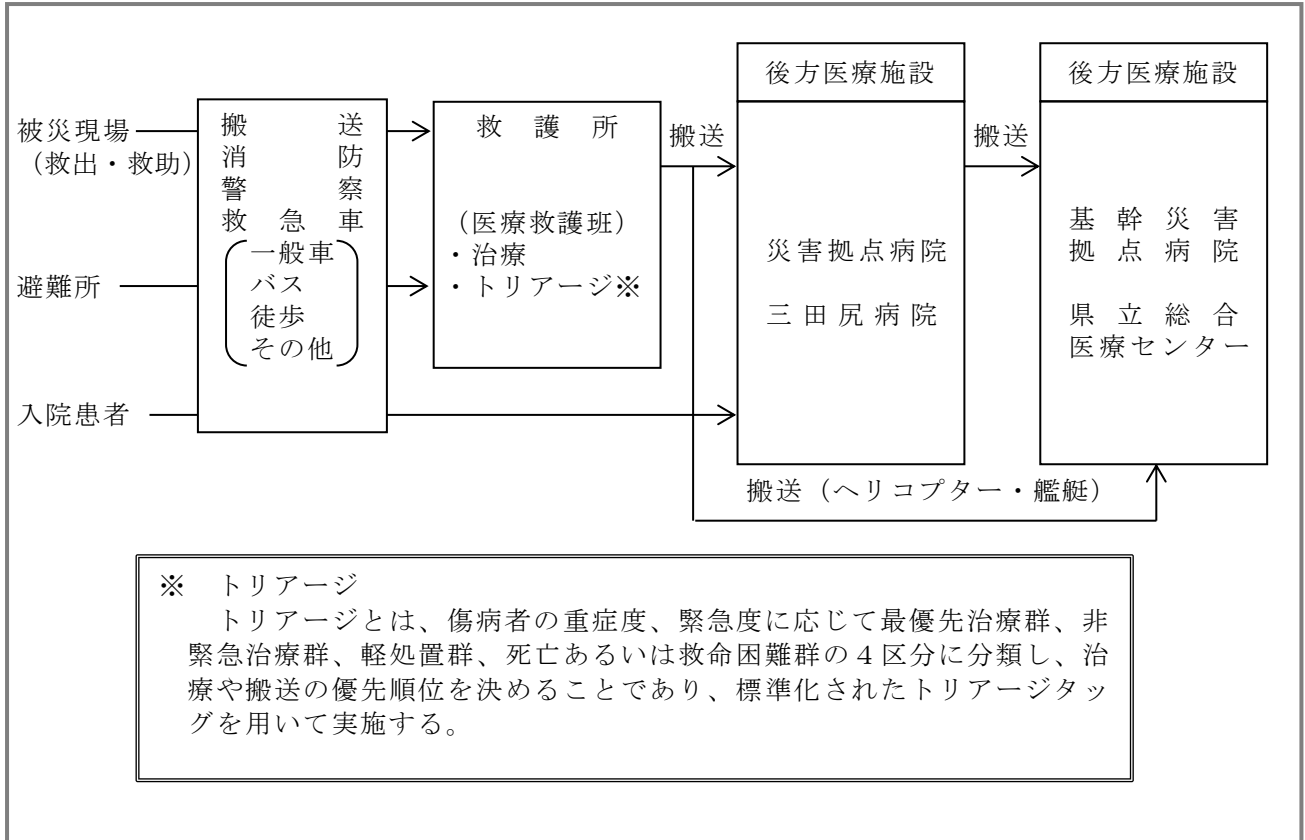
機関名	活 動 内 容
防府市 (消防本部) (消防団) (防災危機管理課)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 救助・救急活動は、消防機関が行い、災害に対応した救助・救急資機材を活用して組織的な人命救助・救急活動を実施する。 ◆ 救助・救急の必要な現場へは、救命効果を確保するため、努めて救急隊と他の隊（救助隊等）が連携して出動する。 ◆ 救助・救急活動に必要な人員、資機材等が不足する場合は、直ちに、近隣市町に対し必要な応援要請を行うとともに、県に対して、消防防災ヘリコプター、自衛隊の派遣、緊急消防援助隊の応援要請を行い、救助活動に必要な体制を確保する。救助活動に必要な重機等の資機材が不足する場合は、関係事業者の協力を仰ぎ迅速に調達をする。 ◆ 警察、医療機関、県等と積極的に連携し、負傷者の救出・救助に万全を期する。 ◆ 救急活動に当たっては、あらかじめ定めた救護所又は必要に応じ災害現場付近に設置した救護所で、医療関係機関、消防団員、ボランティア等と連携し、負傷者の救護に当たる。 ◆ 負傷者の搬送は、救命処置を必要とする重傷者を最優先とし、関係機関と連携し、後方医療機関へ搬送する。
県 (防災危機管理課) (消防保安課) (厚政課)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 消防、警察、自衛隊、海上保安庁、DMAT等の救助・救急機関が災害現場において、情報を共有し一元的に活動できるよう、各部隊の現場責任者や県災害対策本部からの派遣職員で構成する「現地活動連絡本部」を設置する。 ◆ 「現地活動連絡本部」における関係機関による連携活動は、「救助・救急機関連携マニュアル」を指針とする。 ◆ 市（消防）が実施する救助・救急活動が、迅速円滑に行われるよう関係機関との連絡調整に当たる。 ◆ 被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、自衛隊、国の各機関、近隣県に派遣又は応援要請を行う。 ◆ 災害救助法が適用された場合、市が実施する救出・救助活動が円滑に行われるよう支援する。 ◆ 自衛隊、国に対し必要な派遣要請を行う。
防府警察署	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 別に定める計画に基づき、救出・救助活動を実施する。 ◆ 県、市（消防本部・消防団）、自衛隊、日本赤十字社山口県支部等と積極的に連携し、負傷者の救出・救助に万全を期する、行方不明者の捜索に当たる。 ◆ 関係機関と協力して、行方不明者の捜索に当たる。
徳山海上保安部	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 船舶の海難、人身事故等が発生したときは、速やかに船艇、航空機又は特殊救難隊等によりその捜索救助を行う。 ◆ 船舶火災又は海上火災が発生したときは、速やかに巡視船艇、特殊救難隊又は機動防除隊によりその消火活動を行うとともに、必要に応じて地方公共団体に協力を要請する。 ◆ 危険物が流出したときは、その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じて火災、爆発及びガス中毒の発生防止、航泊禁止措置又は避難勧告を行う。 ◆ 傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送については、必要に応じ又は要請に基づき、迅速かつ積極的に実施するものとする。特に機動力のある航空機及び大量輸送が可能な船艇を必要に応じて使い分け、有効に活用するものとする。 ◆ 海上における災害の規模及び収集した情報から判断し、自衛隊の派遣要請が必要である場合には、管区海上保安本部長を通じて、直ちに派遣の要請を行うものとする。 ◆ 関係機関及び市の要請に基づき、海上における災害応急対策の実施に支障

	を来たさない範囲において、陸上における救助・救急活動等について支援する。
自衛隊	◆ 県知事等からの要請を受け、消防機関、警察、医療機関と連携し、負傷者の救助・救出、行方不明者の搜索に当たる。

■ 3-7-2 離島患者救急搬送の概要

自衛隊の災害派遣の手続き	<ol style="list-style-type: none"> 1 市長は、救急患者を緊急に本土に搬送する必要があると認めた場合で、かつ、消防防災ヘリコプター及びドクターヘリによる運航ができない場合、知事に対し電話等で災害派遣発生情報の記載事項により、自衛隊の災害派遣要請を行う。 2 知事は、市長から前項の要請があった場合、やむを得ないと認めたときは、災害派遣発生情報の記載事項により、電話等で自衛隊に対し、災害派遣要請を行う。 						
自衛隊航空機の出動要件	<ol style="list-style-type: none"> 1 消防防災ヘリコプター及びドクターヘリが運航できない場合であること。 2 自衛隊の航空救難態勢に支障を来さない範囲であること。 3 荒天のため、定期船等が出動できず、その他、搬送手段がない場合であること。 4 原則として、日出から日没までの間であること。 						
ヘリポートの整備及び管理	<p>市長は、ヘリポートの整備（照明装置も含む。）及び管理を行うものとする。</p> <table border="1" data-bbox="386 712 1396 1440"> <tr> <td data-bbox="386 712 582 965">1 ヘリポートの整備</td> <td data-bbox="588 712 1396 965"> <ol style="list-style-type: none"> (1) 定期的な清掃（着陸時におけるごみ等の巻き上げ防止）特に、ビニール袋、発泡スチロールに留意すること。 (2) グランド等（コンクリート以外）の場合は、着陸前半径50m内に水を散水する。（着陸時における砂、土、小石等の巻き上げ防止） (3) 夜間照明施設の設置（患者等の夜間輸送に備える。） (4) 吹流しの設置（着陸時の風の方向、強さの判断のため。） </td> </tr> <tr> <td data-bbox="386 974 582 1111">2 ヘリポート周辺の整備</td> <td data-bbox="588 974 1396 1111"> <ol style="list-style-type: none"> (1) 着陸進入コース周辺の障害物の除去（樹木、広告掲示物等の高さ5m以上の物） (2) 海岸近くの場合は、進入コースから漁船等を退去させる。（進入コース：着陸地から直径200m以内） </td> </tr> <tr> <td data-bbox="386 1120 582 1440">3 進入時の障害物除去</td> <td data-bbox="588 1120 1396 1440"> <p>救難用ヘリコプターが着陸進入に関して、着陸地の設置時、250m以内に高さ62.5m以上の障害物がないように考慮する必要がある。（下図参照）</p>  <p>The diagram illustrates a 4:1 slope for a landing area. The horizontal distance from the landing site to the start of the low-speed approach danger zone is 250m. The vertical height of the danger zone is 62.5m. The slope is labeled 4:1.</p> </td> </tr> </table>	1 ヘリポートの整備	<ol style="list-style-type: none"> (1) 定期的な清掃（着陸時におけるごみ等の巻き上げ防止）特に、ビニール袋、発泡スチロールに留意すること。 (2) グランド等（コンクリート以外）の場合は、着陸前半径50m内に水を散水する。（着陸時における砂、土、小石等の巻き上げ防止） (3) 夜間照明施設の設置（患者等の夜間輸送に備える。） (4) 吹流しの設置（着陸時の風の方向、強さの判断のため。） 	2 ヘリポート周辺の整備	<ol style="list-style-type: none"> (1) 着陸進入コース周辺の障害物の除去（樹木、広告掲示物等の高さ5m以上の物） (2) 海岸近くの場合は、進入コースから漁船等を退去させる。（進入コース：着陸地から直径200m以内） 	3 進入時の障害物除去	<p>救難用ヘリコプターが着陸進入に関して、着陸地の設置時、250m以内に高さ62.5m以上の障害物がないように考慮する必要がある。（下図参照）</p>  <p>The diagram illustrates a 4:1 slope for a landing area. The horizontal distance from the landing site to the start of the low-speed approach danger zone is 250m. The vertical height of the danger zone is 62.5m. The slope is labeled 4:1.</p>
1 ヘリポートの整備	<ol style="list-style-type: none"> (1) 定期的な清掃（着陸時におけるごみ等の巻き上げ防止）特に、ビニール袋、発泡スチロールに留意すること。 (2) グランド等（コンクリート以外）の場合は、着陸前半径50m内に水を散水する。（着陸時における砂、土、小石等の巻き上げ防止） (3) 夜間照明施設の設置（患者等の夜間輸送に備える。） (4) 吹流しの設置（着陸時の風の方向、強さの判断のため。） 						
2 ヘリポート周辺の整備	<ol style="list-style-type: none"> (1) 着陸進入コース周辺の障害物の除去（樹木、広告掲示物等の高さ5m以上の物） (2) 海岸近くの場合は、進入コースから漁船等を退去させる。（進入コース：着陸地から直径200m以内） 						
3 進入時の障害物除去	<p>救難用ヘリコプターが着陸進入に関して、着陸地の設置時、250m以内に高さ62.5m以上の障害物がないように考慮する必要がある。（下図参照）</p>  <p>The diagram illustrates a 4:1 slope for a landing area. The horizontal distance from the landing site to the start of the low-speed approach danger zone is 250m. The vertical height of the danger zone is 62.5m. The slope is labeled 4:1.</p>						
航空機搭乗医師等の確保	<p>市長は、救急重症患者を航空機により搬送依頼する場合、必ず医師（必要がある場合は、看護師も含む。）を確保しなければならない。</p>						
搭乗者の国内旅行傷害保険	<p>市長は、航空機に搭乗する医師、看護師及び患者に対して、国内旅行傷害保険を掛けなければならない。</p>						
航空機に搭載する医療機器等の整備	<p>知事は、航空機に搭載する医療機器等を整備し、必要に応じ寄託契約を締結するものとする。</p>						
搬送の手続き及び報告	<p>搬送の手続きは、資料編3-6-3「県消防防災ヘリコプターの応援要請図」の別表に定める順に従って行うものとし、市長は、事後速やかに防災危機管理課に災害派遣発生情報を提出するものとする。</p>						

■ 3-7-3 各機関における主な医療活動



機関名	活 動 内 容
市	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 医療救護所の指定及び整備をするとともに市民へ周知する。 ◆ 防府医師会に要請し、市内医療機関による医療救護班を編成する。 ◆ 県と連携してDMAT及びJMATやまぐちの要請を行う。 ◆ 市の能力のみでは十分でないと判断した場合は、山口健康福祉センター所長に応援要請を行う。 この場合、次の事項を示した文書により要請をする（緊急時要請は電話・口頭により事後速やかに文書を送付する。）。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療救護班の派遣場所及び派遣期間 ・ 必要とする医療活動の内容（内科、外科、産婦人科等の別）及び必要資機材（医師会と連携をとりながら行う。） ・ 応援必要班数 ・ 現地への進入経路、交通状況 ・ その他参考となる事項 ◆ 緊急を要する場合は、隣接の市等に応援の要請を行い、事後山口健康福祉センターにその状況を報告する。 この場合の要請内容は、上記に掲げる事項とする。
県	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 必要に応じ災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンを招集する。また、DMATを出動させる場合は、災害救助部内にDMAT県調整本部を設置する。 ◆ 山口健康福祉センター所長は、市からの要請を受けた場合、直ちに災害救助部医務班に報告するとともに、地域災害医療コーディネーターの助言を参考にしつつ、管内の市又は医療機関による応援措置について調整・指示を行う。 ◆ 医務班は、山口健康福祉センター所長から医療救護についての応援要請に係る連絡を受けた場合は、県災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンの助言を参考にしつつ、次の機関に対し、医療救護班の派遣等の応援要請を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方独立行政法人山口県立病院機構 ・ 日本赤十字社山口県支部 ・ 独立行政法人国立病院機構 ・ 独立行政法人地域医療機能推進機構 ・ 山口大学医学部 ・ 災害拠点病院、DMAT指定病院 ・ 市 町立病院設置市町 ・ 県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会 ◆ 知事、市町長から県医師会長等に応援要請する場合は、上記市町からの応援要請に掲げる内容を示した文書により要請する（緊急時は電話、口頭により、事後速やかに文書を送付する。）。 ◆ 災害救助部長は、県の能力では十分でないと認めるときは、厚生労働省や、中国・四国・九州各県相互応援協定等の協定に基づき、近隣県に応援を要請するとともに、活動に必要な現地の体制を整備する。 その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周期リエゾンは、県に対し適宜助言を行う。 ◆ 必要に応じ、災対法第71条、救助法第7条に基づき、医療救護に必要な者（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師及び看護師）に対し従事命令を発する。 ◆ 救助を行ううえで特に必要があると認めるときは、救助法第9条に基づき、知事は病院、診療所の管理ができることから、災害の状況、救助活動の状況等により、当該医療機関の代表者と協議する。 ◆ 医療機関へのライフラインの復旧、水の供給の確保が優先的に行われるよう関係者へ要請する。
日本赤十字社 山口支部	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 県からの派遣要請、又は自らその必要を認めるときは、医療救護班（災害派遣医療チーム(DMAT)を含む。)を出動させる。 ◆ 救助法が適用された場合は、県と締結している「災害救助又はその実施に関する業務委託契約」に基づき、医療救護を行う。
医師会等	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 人命尊重の観点から、県（災害救助部長）から「集団発生傷病者救急医療対策に関する協定」に基づく医療救護班やJMATやまぐちの派遣要請があったとき又は自らの判断により、医療救護班（JMATやまぐちを含む。）を編成し、直ちに派遣させるものとする。

■ 3-7-4 後方医療に関する主な医療活動

市	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 後方医療機関への傷病者の搬送について、必要に応じ、県に輸送手段の優先的確保を要請する。
県（医務班）	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 2次医療圏ごとに災害拠点病院を定め、救護所で救急処置された傷病者のうち、入院し本格的治療を要する者について、必要な医療救護活動を行う。 ◆ 基幹災害拠点病院を定め、救護所又は災害拠点病院で治療された傷病者のうち、特殊な治療を必要とする者、また、高度な救命処置を必要とする者について必要な医療救護活動を行う。 ◆ 現場救護班及び避難所救護センターと後方医療機関との間の連絡調整及び情報提供を実施する。
災害拠点病院及び基幹災害拠点病院	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 災害時の後方医療機関として迅速かつ的確な医療処置を実施するために、防災能力の向上を図る。また、担当者の訓練、医薬品、医療資機材の確保をしておくものとする。
医療機関	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 負傷者等に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため、相互に密接な情報交換を図り、必要に応じ、他の医療機関等に協力を求めるよう努めるものとする。
山口大学医学部附属病院	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 基幹災害拠点病院とともに、災害拠点病院等で治療された傷病者のうち、特殊な治療を必要とする者、また、高度な救命措置を必要とする者について、必要な医療救護を行う。

●医療・保健

■ 3-8-1 人工透析患者・難病患者への対応

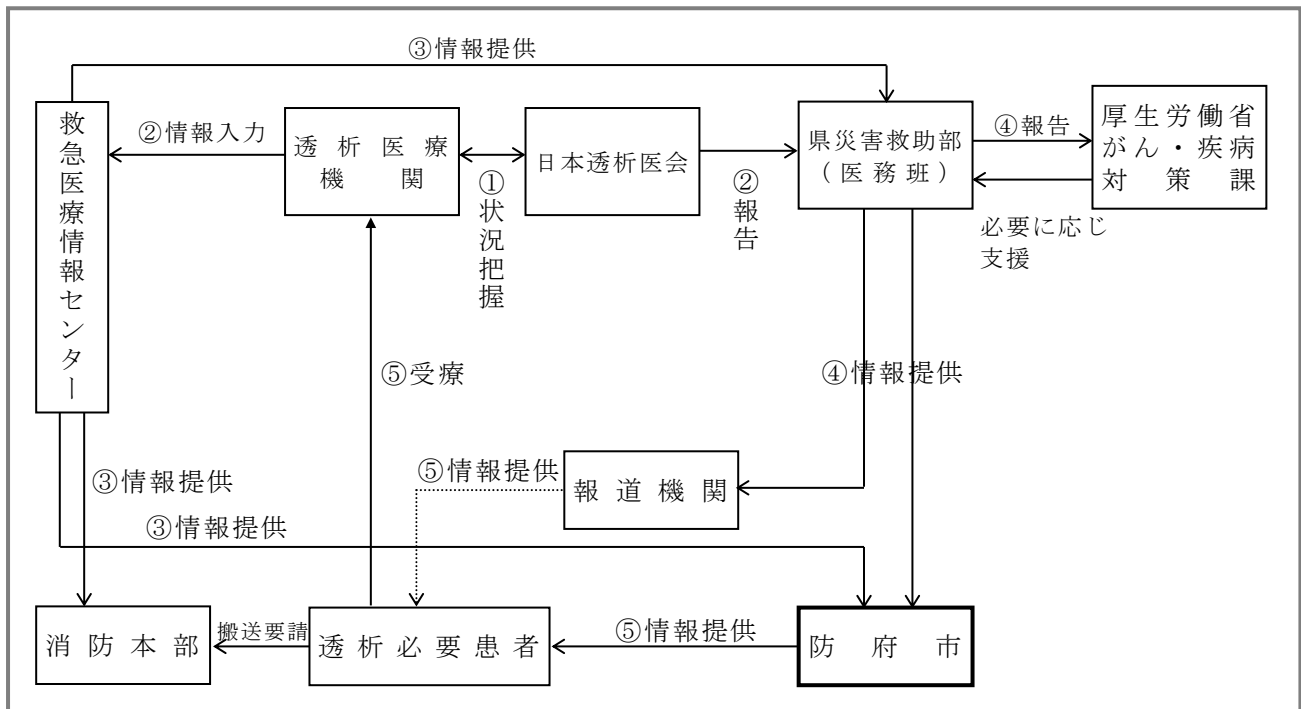
1 人工透析

人工透析については、慢性的患者及び災害によって生じるクラッシュ・シンドロームによる急性患者に対して実施することが必要となる。

このため、次の方法により人工透析医療の確保を図る。

- ◆ 発災時には、日本透析医会が、被災地及び近隣における人工透析患者の受療状況及び透析医療機関の稼働状況を把握し、県（災害救助部）へ伝達する。
- ◆ 救急医療情報センターは、透析医療機関の稼働状況を県、市及び消防本部に提供する。
- ◆ これらの情報をもとに、県（医務班）及び市（健康福祉部救護班）は、広報紙、報道機関等を通じて、透析患者や患者団体等への確かな情報を提供し、診療の確保を図る。
- ◆ 処置に必要な水及び医薬品の確保については、必要な情報を日本透析医会が県に提供するとともに、必要な措置を要請する。
- ◆ 県（医務班）は、直ちに関係機関に連絡し、必要な措置を講じるものとする。

【災害時の人工透析患者への対応図】

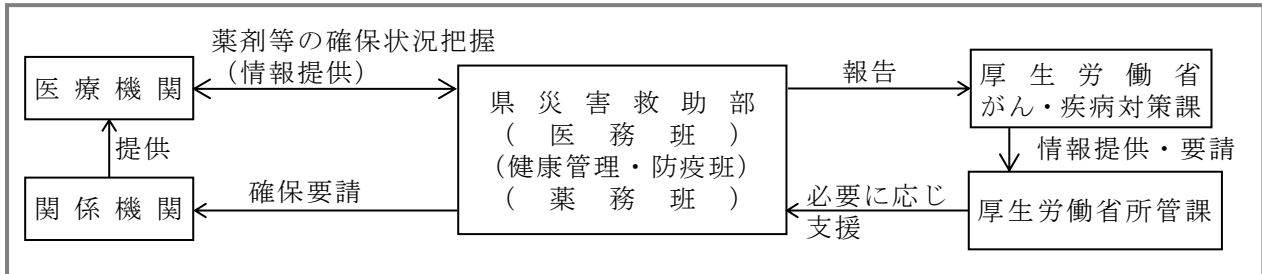


2 難病

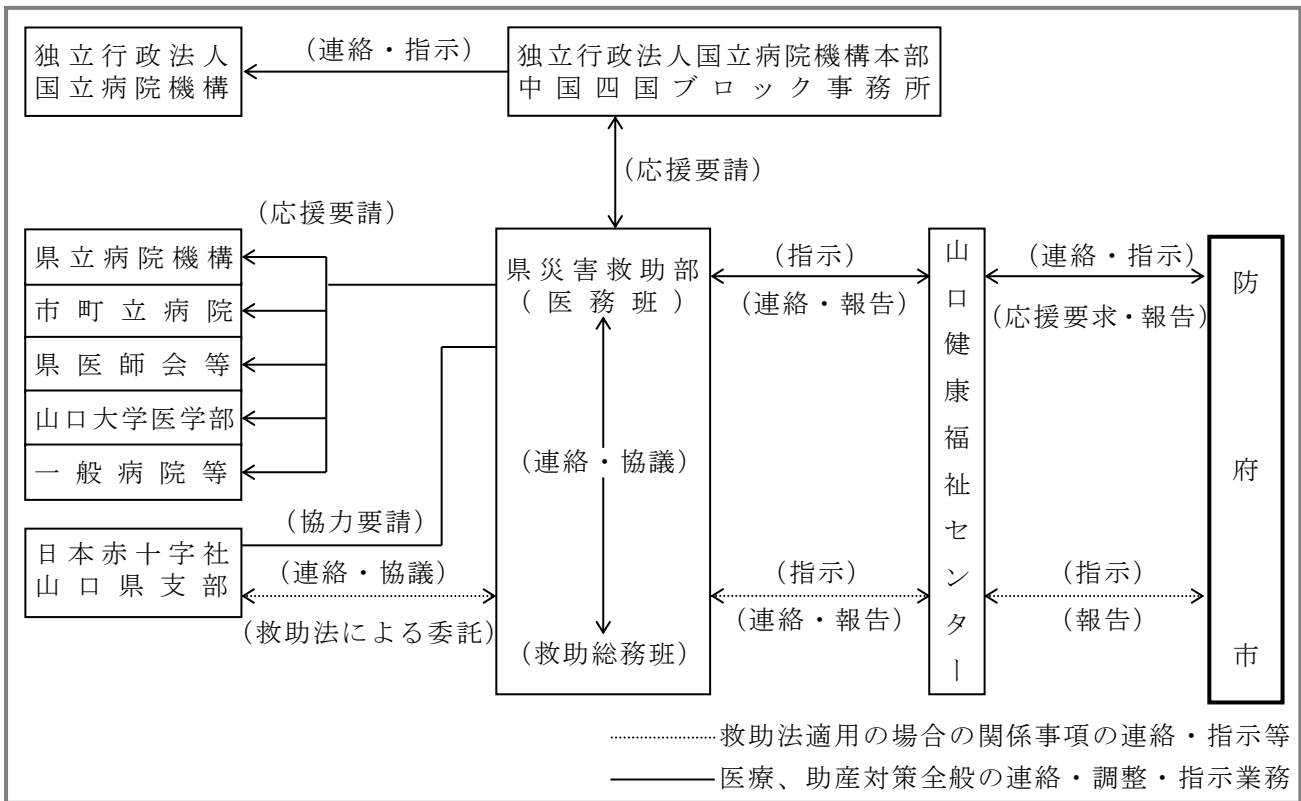
県は、難病患者等の医療に必要な医薬品等を確保するため、次の対策を講じる。

- ◆ 医療機関、県、国と一体となった情報収集及び連絡体制を確立する。
- ◆ 難病治療に必要な医療機器及び医薬品（例ALS等の在宅人工呼吸器、酸素、クローン病の成分栄養、膠原病のステロイド系薬品等）の把握に努め、薬品の確保を図る。

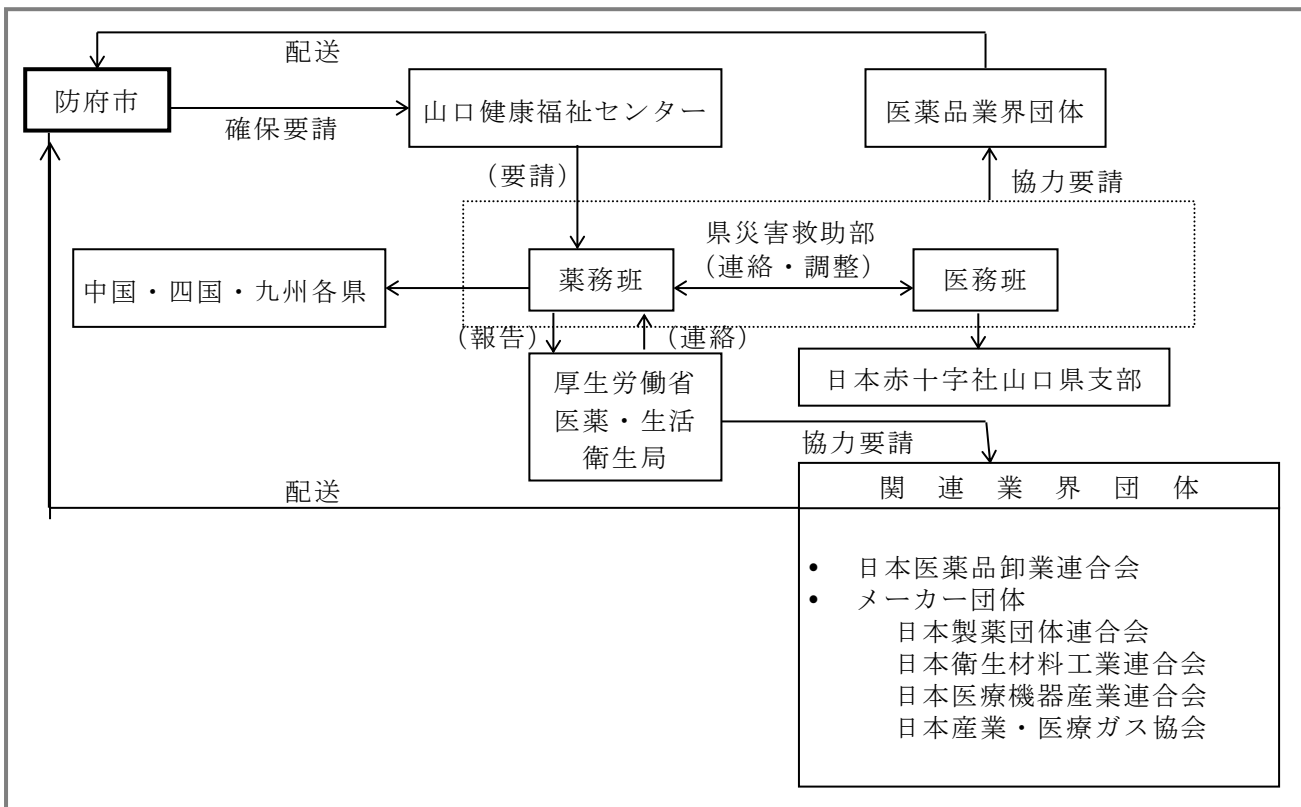
【災害時の難病患者への対応図】



■ 3-8-2 災害救助法適用の場合の医療・助産体制の運用図

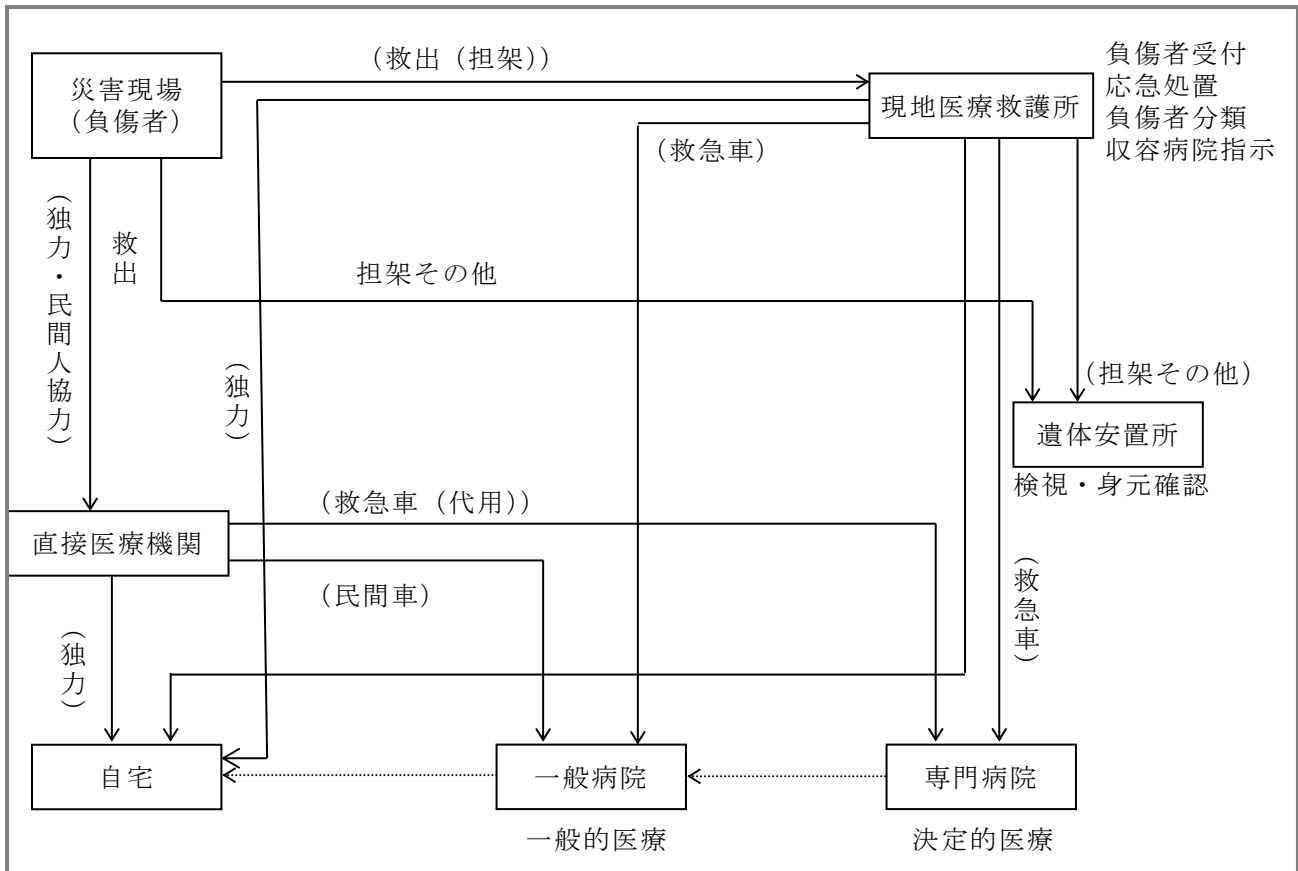


■ 3-8-3 医薬品・医療資器材の補給体制図



■ 3-8-4 集団発生傷病者救急医療活動の概要

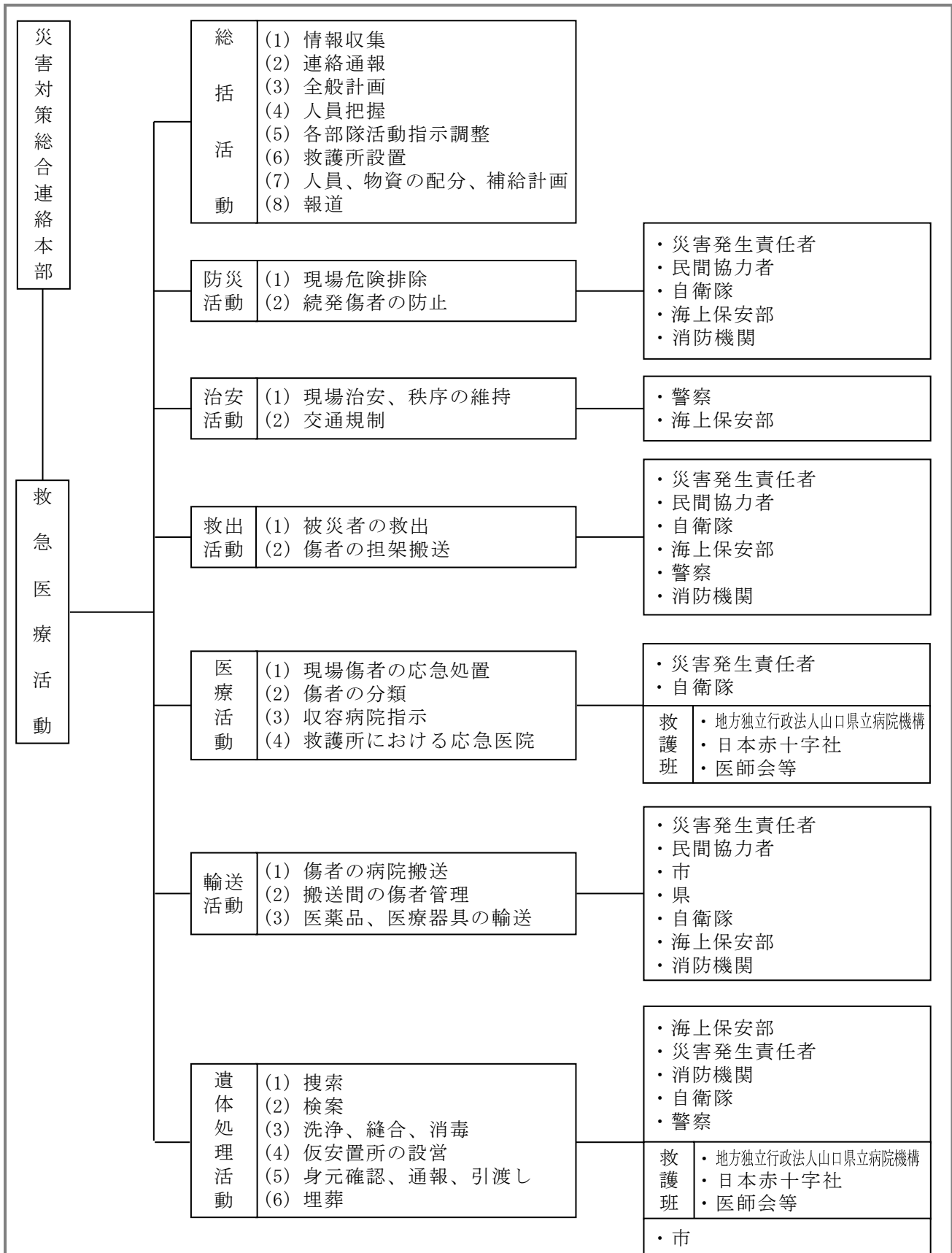
1 集団発生傷病者救急医療活動の概要



2 集団発生傷病者救急医療活動における各機関の措置

災害発生責任者の措置 災対法第7条	災害発生責任者（企業体等）は、災害が発生したことを知ったときは、直ちに消防及び警察機関並びに状況に応じて、海上保安部又は空港事務所に通報するとともに、自力による救急医療活動を実施し、必要に応じて関係機関に協力を要請するものとする。
消防、警察機関及び海上保安部又は空港事務所の措置	消防、警察機関及び海上保安部又は空港事務所の長は、災害の当事者又は発見者等からの通報その他により本対策による措置が必要と認めるときは、直ちに市長及び知事に通報するとともにその事態に応じて救出、救護、輸送、警備、緊急輸送路の確保、交通規制、続発死傷者の防止等に必要な部隊を出動させるほか適切な措置を講じるものとする。
市の措置 災対法第62条等	市長は、前項の通報を受けたとき又はその他の方法で災害の発生を知ったときは、直ちに県及び日本赤十字社山口県支部並びに防府医師会その他の関係機関に通報するとともに、必要に応じて医療救護班に出動を命じ、防府医師会長又は日本赤十字社山口県支部長その他の関係機関に出動を要請し、知事、他の市町長等に応援を求めるほか、必要な措置を講じるものとする。 なお、市長は、適切な救急医療活動ができるよう平素から関係機関と緊密な連絡を図り、現場活動上必要な事項について協議するとともにあらかじめ次の事項について整備しておくものとする。 (1) 災害発生時における通信連絡方法 (2) 現場活動部隊、医療救護班の編成 (3) 病院等医療機関の収容能力及び受入体制の確認 (4) 救急医療薬品、医療器具、救出資機材の調達計画、輸送方法 (5) その他必要な事項
県の措置 災対法第70条等	知事は、災害の状況等から市のみでは、適切な措置を実施することが困難と認めるとき又は市長から応援の要請があったときは、必要に応じて地方独立行政法人山口県立病院機構、自衛隊及び日本赤十字社山口県支部救護班の派遣を要請し、県医師会に出動を要請し、他の市町長に応援を指示し、その他の関係機関に応援を要求するほか、連絡調整その他必要な措置を講じるものとする。
日本赤十字社山口県支部の措置 日本赤十字社法第27条第2項、第28条及び第33条	日本赤十字社山口県支部長は、知事等から派遣の要請があったとき又は自らその必要を認めるときは、救護班の派遣に必要な措置を講じるものとする。
医師会等の措置	県及び防府医師会等は、知事又は市長からの出動の要請があったとき又は自らその必要を認めるときは、直ちに管下の医師及び看護師その他の医療関係者（以下「医師等」という。）に対して出動を指示し、連絡調整その他の措置を講じるものとする。
自衛隊の措置 自衛隊法第83条	自衛隊の部隊又は機関の長は、知事、海上保安庁長官、管区海上保安本部長又は空港事務所長（国機関）から派遣の要請があったとき、又は自らその必要を認めるときは、救出・救護に必要な部隊の派遣に必要な措置を講じるものとする。
その他の協力 災対法第65条、 災害救助法第7条、第8条 及び第9条、 消防法第29条第5項、 警察官職務執行法第4条第1項、 海上保安庁法第16条	その他の関係機関、団体、企業及び市民は、知事、市長、消防職員、警察官及び海上保安官の求めに応じて救急医療活動に協力するものとする。

3 集団発生傷病者救急医療活動の災害現場における救急医療活動



救急医療活動の関係機関の長は、あらかじめ救急医療活動に出動できる部隊の編成、資機材の確保又は所在の確認、医療施設の収容能力の把握、関係機関との連絡調整、通報、連絡方法の検討等に努めるとともに、随時関係機関が合同して又は単独で訓練を実施するものとする。

費用の負担区分

実費弁償等の負担区分	<p>災害に出動した医師等に対する実費弁償及び損害賠償は、次の区分により負担する。なお、特別の事情がある場合は、関係機関（者）が相互に協議の上、定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 市が対策を実施する責務を有する災害で、以下の2項目以外の場合は市 ◆ 災害救助法が適用された災害の場合は、その適用の範囲内において県（県が支弁し国が負担） ◆ 企業体等の責に帰すべき原因による災害の場合は、企業主又は災害発生責任者
実費弁償	<p>知事又は市長の要請に基づいて出動した医師等に対する手当は、災害救助法施行令第5条の規定に基づき知事が認めた額（災害救助法施行細則第13条）とする。</p> <p>医師等が救急医療活動のため使用した薬剤、治療材料及び医療器具等の消耗については、その実費を時価で弁償する。</p>
損害賠償	<p>知事又は市長の要請に基づいて出動した医師等が、救急医療活動に従事したため死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は廃疾となったときは、災害救助法施行令中扶助に係る規定の例により、補償する。</p> <p>知事又は市長の要請に基づいて出動した医師等に係る物件が、そのために損害を受けたときは、その程度に応じてこれを補償する。</p>

4 救急医療活動報告書の提出

医師会長等は、知事又は市長の要請により医師等を出動させ救急医療活動を実施したときは、事後速やかに以下に掲げる内容を示した報告書を知事又は市長に提出する。

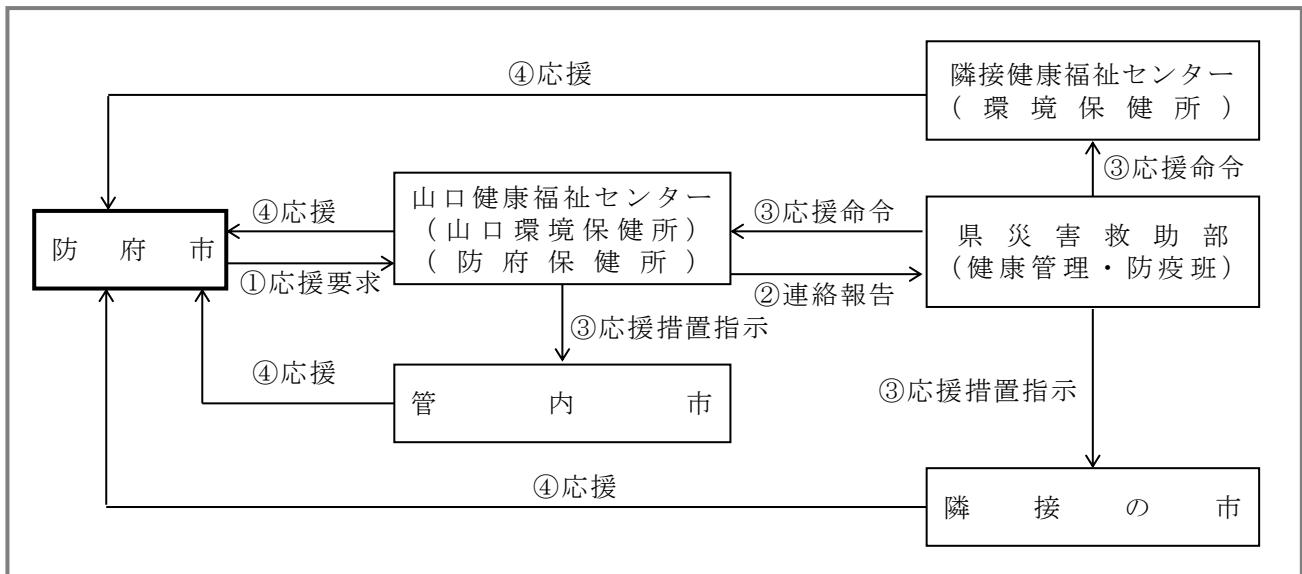
- | |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ◆ 出動場所 ◆ 出動者の種別及び人員（出動者の出動時間及び期間別に記載） ◆ 受診者数（重傷、軽傷、死亡別） ◆ 使用した薬剤、治療材料、医療器具等の消耗破損等の数量及び金額 ◆ 損害補償を受けるべき者及び物件の程度 ◆ 救急医療活動の概要 ◆ その他必要な事項 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

■ 3-8-5 県による健康管理活動の概要

健康管理班の編成	1 班当たりの構成基準は、保健師・栄養士を中心とし、状況に応じて医師・看護職員等を編入する。
健康管理班の業務内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難所等における保健指導（健康・栄養相談、健康教育等）及び家庭訪問指導 2 要配慮者（高齢者、障害者、難病患者、妊婦、乳幼児等）に対する保健指導 3 メンタルヘルスケアの実施 4 避難所における食事、共同調理、炊き出し等の指導助言 5 避難者（避難所外含む）に対する肺血栓塞栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）、熱中症の予防対策 6 関係機関との連絡調整
災害救助部長の活動内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 市から健康管理班の派遣要請があった場合又は健康管理の必要を認めた場合は、直轄健康管理班を派遣する。 2 必要と認めるときは、県看護協会に対し、看護職員の派遣を要請する。 3 県だけでは十分な対応ができないと認めるときは、厚生労働省健康局長に対し、健康管理班の派遣を要請する。 4 県の能力では対処できないと認めるときは、中国・四国・九州各県との相互応援協定に基づき、近隣県に応援を要請するとともに、活動に必要な現地の体制を整備する。
山口健康福祉センター等の活動内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 市から要請を受けた場合、直ちに、健康管理・防疫班に報告するとともに、管内市による応援措置について調整指示を行う。 2 被災者等及び救護活動 に従事している者のPTSD（心的外傷後ストレス障害）等の精神的不安に対応するため、災害時地域精神保健医療活動ガイドライン（厚生労働省作成）に沿って、精神科医等との連携によりメンタルヘルスケアを実施し、精神保健福祉センターは、山口健康福祉センターの活動を支援する。
健康管理・防疫班の活動内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 山口健康福祉センター所長から健康管理についての応援要請に係る連絡を受けた場合は、直ちに、次の措置をとる。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 区域外の健康福祉センター（環境保健所）等で編成する県直轄健康管理班の派遣 (2) 区域外の市町に対する応援の指示又は応援の調整 2 市が被災者等の健康管理のための実施計画を策定する場合、必要に応じ計画策定に協力する。

■ 3-8-6 県の防疫措置

【対策体系】



1 防疫組織

災害救助部健康管理・防疫班及び山口健康福祉センターに防疫活動を統括する医師1名を置くとともに、防疫班及び検病調査班を設置する。

防疫班及び検病調査班の編成は、次の基準とし、状況に応じて医師等を編入する等弾力的な班編成とする。

防 疫 班	衛生技術者1名・事務職員1名・作業員1名
検病調査班	保健師又は看護師2名

2 措置事項

市に対する指導	山口健康福祉センター所長は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「法」という。）第27条、第28条及び第29条により災害の状況に応じて職員を現地に派遣し、市が実施する防疫活動等の必要な措置を指導する。
応援の措置	<p>(1) 災害救助部長は、市から防疫班及び検病調査班の応援要請があった場合又は防疫措置の必要を認めた場合は、直轄防疫班及び検病調査班を派遣する。</p> <p>(2) 山口健康福祉センター所長は、市から要請を受けた場合、直ちに、健康管理・防疫班に報告するとともに、管内市による応援措置について、調整指示を行う。</p> <p>(3) 健康管理・防疫班は、山口健康福祉センター所長から防疫措置についての応援要請に係る連絡を受けた場合は、直ちに次の措置をとる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 区域外健康福祉センター（環境保健所）等で編成する県直轄防疫班及び検病調査班の派遣 区域外の市町に対する応援の指示又は応援の調整 <p>(4) 山口健康福祉センター所長の指揮のもとに、それぞれ次の業務実施基準に従い、迅速かつ的確に行うものとする。</p>

	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="408 150 520 510">防疫班</td> <td data-bbox="520 150 1377 510"> <ol style="list-style-type: none"> 1 浸水家屋、下水その他不潔場所の消毒を実施する。 2 避難場所の便所その他不潔場所の消毒を実施する。 3 井戸の消毒を実施する。 4 感染症患者の住居の消毒を実施する。 5 ねずみ族、昆虫等の駆除について地域、期間を定めて実施する。 6 生活用水の停止期間中、生活用水の供給の指示を市町に対して行う。 7 被災地域の清掃を実施する。 8 感染症発生予防の広報（ポスターの掲示・チラシの配布・広報車の活用により行う。） </td> </tr> <tr> <td data-bbox="408 510 520 936">検病調査班</td> <td data-bbox="520 510 1377 936"> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害状況により、被災地の検病検査を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 滞水地域……週1回以上 ・ 避難所等……状況に応じた適切な回数 2 検病調査の状況等により、被災地の全井戸について細菌検査を実施し、その結果に基づき、使用の禁止又は許可をする。 3 一類及び二類感染症患者に対し、入院の勧告をする。 4 健康診断を実施する。 5 就業制限を実施する。 6 災害の状況及び感染症発生状況により、種類、対象、期間を定めて予防接種を実施する。 </td> </tr> </table>	防疫班	<ol style="list-style-type: none"> 1 浸水家屋、下水その他不潔場所の消毒を実施する。 2 避難場所の便所その他不潔場所の消毒を実施する。 3 井戸の消毒を実施する。 4 感染症患者の住居の消毒を実施する。 5 ねずみ族、昆虫等の駆除について地域、期間を定めて実施する。 6 生活用水の停止期間中、生活用水の供給の指示を市町に対して行う。 7 被災地域の清掃を実施する。 8 感染症発生予防の広報（ポスターの掲示・チラシの配布・広報車の活用により行う。） 	検病調査班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害状況により、被災地の検病検査を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 滞水地域……週1回以上 ・ 避難所等……状況に応じた適切な回数 2 検病調査の状況等により、被災地の全井戸について細菌検査を実施し、その結果に基づき、使用の禁止又は許可をする。 3 一類及び二類感染症患者に対し、入院の勧告をする。 4 健康診断を実施する。 5 就業制限を実施する。 6 災害の状況及び感染症発生状況により、種類、対象、期間を定めて予防接種を実施する。
防疫班	<ol style="list-style-type: none"> 1 浸水家屋、下水その他不潔場所の消毒を実施する。 2 避難場所の便所その他不潔場所の消毒を実施する。 3 井戸の消毒を実施する。 4 感染症患者の住居の消毒を実施する。 5 ねずみ族、昆虫等の駆除について地域、期間を定めて実施する。 6 生活用水の停止期間中、生活用水の供給の指示を市町に対して行う。 7 被災地域の清掃を実施する。 8 感染症発生予防の広報（ポスターの掲示・チラシの配布・広報車の活用により行う。） 				
検病調査班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害状況により、被災地の検病検査を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 滞水地域……週1回以上 ・ 避難所等……状況に応じた適切な回数 2 検病調査の状況等により、被災地の全井戸について細菌検査を実施し、その結果に基づき、使用の禁止又は許可をする。 3 一類及び二類感染症患者に対し、入院の勧告をする。 4 健康診断を実施する。 5 就業制限を実施する。 6 災害の状況及び感染症発生状況により、種類、対象、期間を定めて予防接種を実施する。 				
市に対する指示及び命令	<p>(1) 法に基づく指示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 感染症の病原体に汚染された場所の消毒に関する指示（法第27条第2項） ・ ねずみ族、昆虫等の駆除に関する指示（法第28条第2項） ・ 物件に係る措置に関する指示（法第29条第2項） ・ 生活用水の供給の指示（法第31条第2項） <p>(2) 予防接種法に基づく実施又は指示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 臨時予防接種に関する実施又は指示（法第6条） 				
代執行	<p>市における被害が甚大であるため又は市の機能が著しく阻害されているため、知事の指示、命令により市長が行うべき業務が実施できないか、実施しても不十分であると認めるときは、知事は、代執行を行うものとする。</p>				
健康診断の実施	<p>検病調査の結果、法第17条の規定により必要に応じて医師会と連携し健康診断を実施する。</p>				

3 記録の整備

災害による防疫活動を実施した場合は、次の書類を整備保管するものとする。

- ◆ 被害対応状況等報告書（日報）
- ◆ 山口健康福祉センター防疫活動報告書（日報）、防府市防疫活動報告書（日報）
- ◆ 防疫活動状況報告書及び関係書類
- ◆ 各種防疫措置の指示及び命令に関する書類
- ◆ 防疫作業日誌

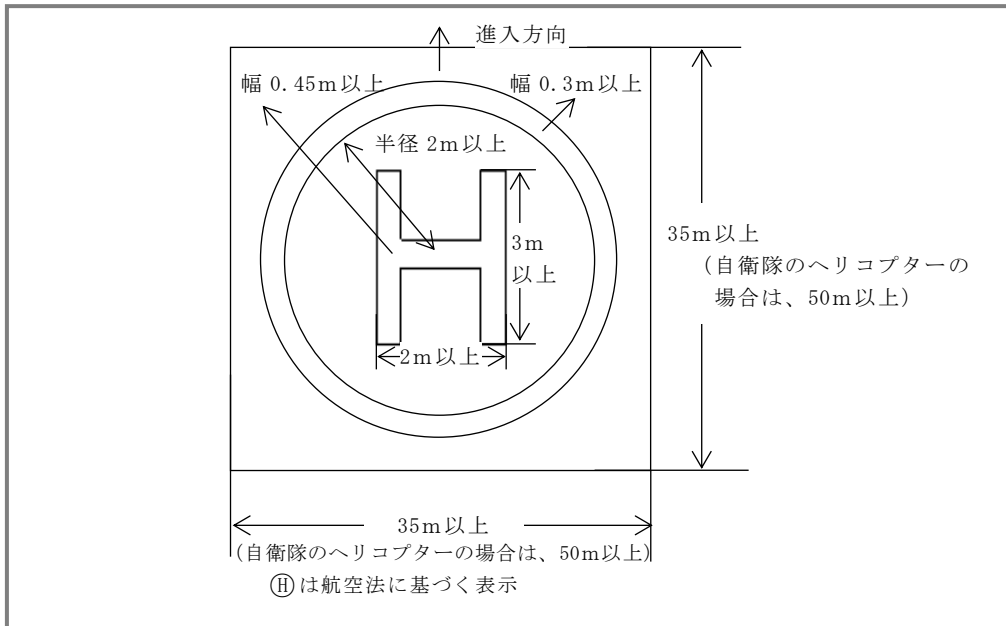
● 輸送

■ 3-9-1 臨時ヘリポートの設置概要

1 ヘリポートの表示

ヘリコプターによる救援を要請した者は、ヘリコプターの着陸地点に次の標識を掲げるものとする。

【ヘリポートの標識】



2 標示方法

表示場所の区分	具 体 的 事 項
地面の堅い所	石灰（その他白い粉末）等で、規定どおり標識図を表示する。 (注) ヘリコプターが着陸する場合、風圧が強いため、吹き飛ばされやすいもの（布類等）は使用しない。
積雪のある所	周囲が雪の場合は、色彩ペイント等を使って標識図を表示する。 (注) 原則として雪の積もっているところへの着陸は困難である。このため、ヘリコプターが着陸するのに必要な最低面積（33m×33m）の雪を取り除き周囲を踏み固める（自衛隊のヘリコプターの場合は、50m×50m）。
風向認識の表示	ポール等に紅白（紅白がない場合は識別し易い色）の吹流しを掲揚する。 (注) ポール等（3m以上）の位置は、ヘリポートの地点に建てる。この場合、離発着の障害とならない地点を選定する。

■ 3-9-2 交通規制の実施区分

実施者	規制種別	規制理由等	規制対象	根拠法令
公安委員会	通行の禁止 又は制限	県内又は隣接県、近接県に災害が発生し、又は発生しようとする場合において、災害応急対策を的確かつ円滑に行うため必要があるとき	緊急通行車両 以外の車両	災対法 第76条第1項
		県内の道路に、災害による道路の損壊等危険な状態が発生した場合において、その危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るために必要があるとき	歩行者 車両等	道路交通法 第4条第1項
警察署長	同上	上記の場合において、他の警察署の所管区域に及ばないもので、期間が1か月を超えないものについて実施するとき	同上	道路交通法 第5条第1項
警察官	同上	災害発生時等において交通の危険を防止するため、緊急措置として、必要があると認めたとき	同上	道路交通法 第6条第4項
道路管理者	同上	道路の破損、決壊その他の事由により、交通が危険であると認めるとき	同上	道路法 第46条第1項

■ 3-9-3 災対法における現場措置

災対法に基づいて、警察官、自衛官及び消防吏員は、通行の禁止又は制限に係る区域若しくは区間において、次の措置を行うことができる。

区 分	項 目	内 容	根 拠 条 文
警 察 官	応急対策の障害となる車両及び物件の移動等の措置命令	車両その他の物件が、緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、その管理者等に対し、道路外への移動等の必要な措置をとることを命じることができる。	災対法第76条の3第1項
	命令措置をとらないとき、又は命令の相手方が現場にいない場合の措置	上記措置を命ぜられた者が措置をとらないとき、又は命令の相手方が現場にいないとき、自らその措置を行うことができる。	災対法第76条の3第2項
	移動措置に係る車両その他の物件の破損行為	上記措置をとるため止むを得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる。この場合通常生ずべき損失の補償を行うことになる。	災対法第76条の3第2項
自 衛 官 消 防 吏 員	警察官がその現場にいない場合の措置	それぞれの緊急通行車両の通行を確保するため、上記警察官の権限を行使することができる。	災対法第76条の3第3項、第4項
	命令、措置を行った場合の管轄警察署長への通知	<ol style="list-style-type: none"> 1 命令に係る通知 命令を実施した場所を管轄する警察署長に直接又は管轄する県警察本部交通部交通規制課を経由して、様式により、行うものとする。 2 措置に係る通知 措置をとった都度、措置を行った場所を管轄する警察署長に直接又は管轄する県警察本部交通部交通規制課を経由して、様式により行うものとする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 措置を行った場合、措置に係る物件の占有者、所有者又は管理者の住所又は氏名を知ることができないときは、その理由及び措置に係る物件の詳細な状況を通知書に記載するものとする。 (2) 破損行為を行った場合は、原則として、破損前後の写真を撮影するとともに、損害見積りを添付の上、通知の際送付するものとする。 	災対法第76条の3第6項

■ 3-9-4 災害時における車両運転者の義務

項 目	内 容	根 拠 条 文
移動措置の義務	通行禁止等が行われたときは、速やかに、車両を指定区域の道路外に、また、指定道路の区域外に移動しなければならない。	災対法第76条の2第1項、第2項
移動困難な場合の退避義務	移動困難な場合は、できる限り道路左側に添う等、緊急通行車両の通行の妨害とならないような方法で駐車しなければならない。	災対法第76条の2第1項、第2項
移動等の命令に対する受認義務	警察官の移動又は駐車命令に従わなければならない。	災対法第76条の2第4項

■ 3-9-5 災害救助法に基づく輸送の対象範囲

救助法による実施の範囲	被災者の避難	◆ 市長、警察官等避難指示者の指示に基づき、長距離避難等を行う場合の輸送
	医療及び助産	◆ 重症患者で救護班で処理できない場合等の病院又は産院への輸送 ◆ 救護班が仮設する診療所等への入院又は通院のための輸送 ◆ 救護班の人員輸送
	被災者の救出	◆ 救出された被災者の輸送及び救出のための必要な人員、資材等の輸送
	飲料水供給	◆ 飲料水の輸送及び確保のために必要な人員、ろ水器その他の機械器具、資材等の輸送
	救済用物資輸送	◆ 被災者に支給する被服、寝具、その他の生活必需品、炊出用食料、薪炭、学用品、医薬品、衛生材料及び義援物資等の輸送
	遺体の捜索	◆ 遺体処理のための救護班員等の人員の輸送及び遺体の処置のための衛生材料の輸送 ◆ 遺体を移動させるための遺体の輸送及びこれに伴う必要な人員の輸送
	輸送の特例	◆ 応急救助のため、輸送として上記以外の措置を必要とするときは、知事は、内閣総理大臣に対して特別基準の協議を行う。
実施期間	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 災害救助法による各救助の実施期間中とする。 ◆ 各種目ごとの救助の期間が内閣総理大臣の同意により延長（特別基準）されたときは、その救助に伴う輸送の期間も自動的に延長させるものとする。 	
費用の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 輸送業者における輸送又は車両、船舶の借上のための費用は、山口県の地域における慣行料金（国土交通省認可料金以内）によるものとする。 ◆ 輸送実費の範囲は、運送費（運賃）、借上料、燃料費、消耗器材費及び修繕料とする。 ◆ 輸送業者以外の者の所有する車両、船舶の借上に伴う費用（借上料）は、輸送業者に支払う料金の額以内で、各実施機関が、車両等の所有者と協議して定めるものとする。 ◆ 官公署及び公共的団体（農業協同組合、漁業協同組合、森林組合等）の所有する車両、船舶を借上げる場合は、原則として使用貸借によるものとし、特に定めがない限り無償とする（燃料費、運転者付きの場合の運賃、修繕料の負担程度とする。）。 	

■ 3-9-6 市保有車両一覧

令和5年7月1日現在

車両の種類 所属課	乗用車 ライトバン	マイクロ バス	トラック				4WD			軽四	特種車				特殊車	合計	広報可 能車両
			大型	準中型	普通	軽	準中型	普通	軽		中型	準中型	普通	軽			
行政 管理 課	20	2		2		1			6	42		1				74	10
地 域 振 興 課										2						2	
くらし環境課										1						1	
クリーンセンター				6	1	7			1	5	1	23			3	47	
社会福祉課										4						4	
子育て支援課										3						3	
健康増進課	1									8						9	1
高齢福祉課										13						13	
農林水産振興課	1								2	2						5	1
農林漁港整備課									4							4	
競 輪 局									1	1						2	
建 築 課	1								1	1						3	
開発建築指導課									1							1	
道 路 課	2			1					4	1		2	1	1		12	1
河川港湾課	1									3						4	
都市計画課							1									1	
都市計画課 (花木センター)				1	1	1						1				4	
教育委員会 総務課		1							1							2	
学校教育課						1										1	
文化振興課															1	1	
上下水道局	5				3					14		2	2			26	17
合 計	31	3	0	10	5	10	1	0	21	100	1	29	3	1	4	219	30

■ 3-9-7 防長交通株式会社所有バスの配置状況

令和5年7月1日現在

営業所名	所 在 地	車 両 台 数		
		乗合	貸切	計
防府営業所 22-3765	防府市国衙一丁目1-15	27	6	33

■ 3-9-8 日本通運株式会社所有貨物自動車の配置状況

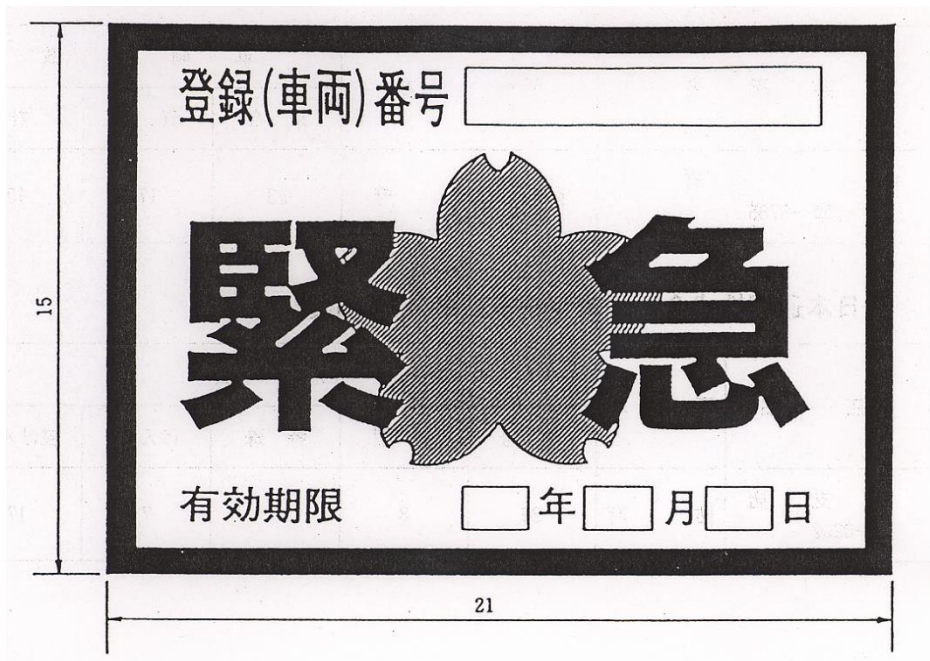
令和5年7月1日現在

支 店 名	所 在 地	車 両 台 数			
		普 通	小 型	けん引	被けん引
防府支店 21-0202	防府市駅南町9-39	32	4	0	0

■ 3-9-9 緊急通行車両確認申請の対象となる車両により輸送する対象

第1段階	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 救急・救助活動、医療活動の従事者、医薬品、透析用水等人命救助に要する人員、物資 ◆ 消防・水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資 ◆ 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等、初動の応急対策に必要な要員・物資等 ◆ 後方医療機関へ搬送する負傷者等 ◆ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資 ◆ 災害応急対策用車両
第2段階	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 第1段階の続行 ◆ 食料、水等生命の維持に必要な物資 ◆ 傷病者及び被災者の被災地以外への輸送 ◆ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資 ◆ 応急復旧対策用車両
第3段階	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 第2段階の続行 ◆ 災害復旧に必要な人員及び物資 ◆ 生活必需品

■ 3-9-10 緊急通行車両確認標章



- 備考
- 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
 - 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
 - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

■ 3-9-11 緊急通行車両確認証明書

第 号		年 月 日	
緊急通行車両確認証明書			
		知 事 ㊟	
		公安委員会 ㊟	
番号標に表示されている番号			
車両の用途 (緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名)			
使用者	住 所	() 局 番	
	氏 名		
通 行 日 時			
通 行 経 路		出 発 地	目 的 地
備 考			

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

● 避難指示等

■ 3-10-1 避難の指示権者及び時期

指示権者		関係法令	対象となる災害の内容 (要件・時期)	指示又は 指示の対象	指示又は 指示の内容	取るべき 措置
市長 (委任を受けた職員又は 消防職員)		災対法 第60条 第1項	全災害 ・災害が発生し、又は発生のおそれがある場合 ・人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき	必要と認める地域の必要と認める居住者等	立退きの指示 立退き先の指示	県知事に報告 (窓口防災危機管理課)
		災対法 第60条 第3項	・災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことにより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるとき		緊急安全確保措置の指示	
知事 (委任を受けた職員)		災対法 第60条 第6項	全災害 ・災害が発生した場合において、当該災害により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合	同上	同上	事務代行の公示
警察官		災対法 第61条 警察官職務執行法 第4条	全災害 ・市長が避難のための立退き又は緊急安全確保措置を指示することができないと認めるとき又は市長から要求があったとき ・重大な被害が切迫したと認めるとき、又は急を要する場合において危害を受けるおそれのある場合	同上	立退き又は緊急安全確保措置の指示 警告を発すること必要な限度で避難の指示(特に急を要する場合)	災対法第61条による場合は、市長に通知(市長は知事に報告)
海上保安官		災対法 第61条 海上保安庁法 第18条	全災害 ・市長が避難のための立退き又は緊急安全確保措置を指示することができないと認めるとき又は市長から要求があったとき ・天災事変等危険な事態がある場合であって、人の生命身体に危険が及び、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれがあり、かつ急を要するとき	必要と認める地域の必要と認める居住者等 船舶、船舶の乗組員、旅客その他船内にある者	立退き又は緊急安全確保措置の指示 船舶の進行、停止、指定場所への移動乗組員、旅客等の下船、下船の禁止その他必要な措置	同上
自衛官		自衛隊法 第94条	全災害 ・災害により危険な事態が生じた場合	同上	避難について必要な措置(警察官がその場にいなくても限り災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官に限る)	警察官職務執行法第4条の規定の準用
知事 (その命を受けた県職員)		地すべり等防止法 第25条	地すべりによる災害 ・著しい危険が切迫していると認められるとき	必要と認める区域内の居住者	立退くべきことを指示	その区域を管轄する警察署長に報告
知事 (その命を受けた県職員) 水防管理者		水防法 第29条	洪水、津波又は高潮による災害 ・洪水、津波又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき	必要と認める区域内の居住者、滞り者、その他の者	同上	同上 (水防管理者による場合のみ)

■ 3-10-2 避難指示等に必要事項と伝達手段

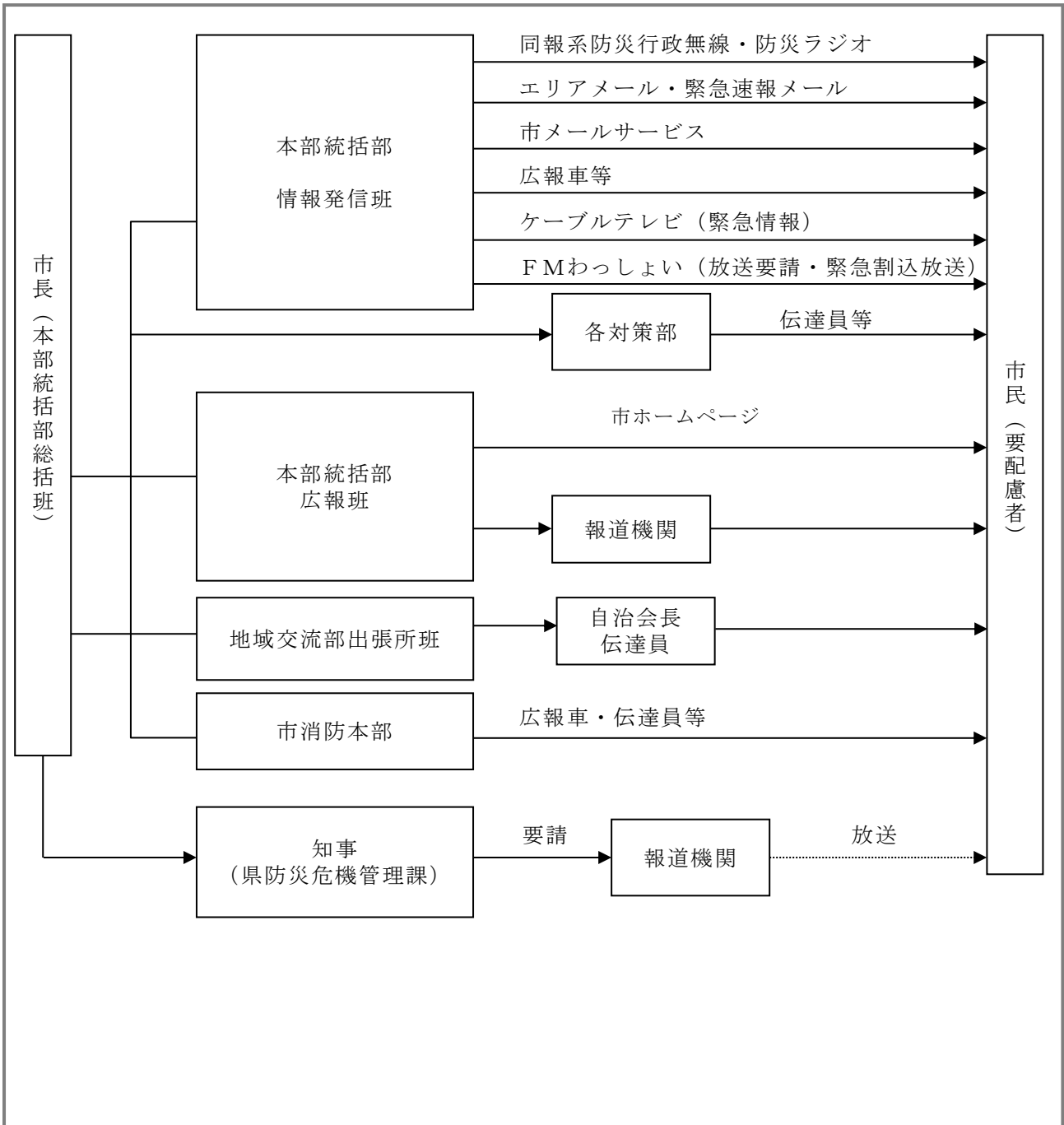
【避難指示等に必要事項】

避難指示等の発令者	◆ 市長又は委任を受けた職員
避難を要する理由	◆ 災害の状況、市民に迫っている危険の内容
対象地区等の範囲	◆ 避難の種別ごとに、市内の町丁目単位等 ◆ 対象となる世帯数、人数
避難開始の時期	◆ 避難指示等が伝達されたとき ◆ 報道機関を通じて、避難指示を知ったとき ◆ 災害の拡大などにより、身の危険を感じたとき
避難先	◆ 最寄りの避難場所等（地区ごとの指定緊急避難場所等） ◆ 屋内の上階層への安全確保
避難の経路	◆ 避難先までの危険箇所の周知、比較的安全なルート
避難の方法	◆ 原則は徒歩。（要配慮者等については車での避難も想定）
誘導者	◆ 自主防災組織リーダー又は自治会等の役員など ◆ 隣近所や地区単位など、まとまった避難とする
避難時の服装、携帯品	◆ 帽子、ヘルメット、雨合羽、防寒用具、懐中電灯の携行など ◆ 非常持出し品は食料・飲料水・医薬品、着替え、貴重品等、最低限に
避難準備事項	◆ 電気ブレーカーを切り、戸締りをする ◆ 水害の場合は、家財道具を高い場所へ移動させる ◆ 要配慮者の避難に係る時間を考慮し、早めの避難を検討する

【避難指示等の伝達手段の例】

信号による伝達	◆ サイレン等の利用
無線、電話、メール及び放送等による伝達	◆ 同報系防災行政無線、電話、FAX、市メールサービス、エリアメール・緊急速報メール、防災ラジオ等 ◆ テレビ（ケーブルテレビ含む）及びラジオ（協力依頼体制の確立も含む） ◆ インターネットサービス（一斉配信システムやSNSサービスなど）
広報車、伝達員による直接伝達	◆ 災害時における通信途絶を想定し、地区ごとの連絡責任者を定めておくなど、伝達員による伝達体系を整備しておく。

■ 3-10-3 避難指示等の伝達系統図



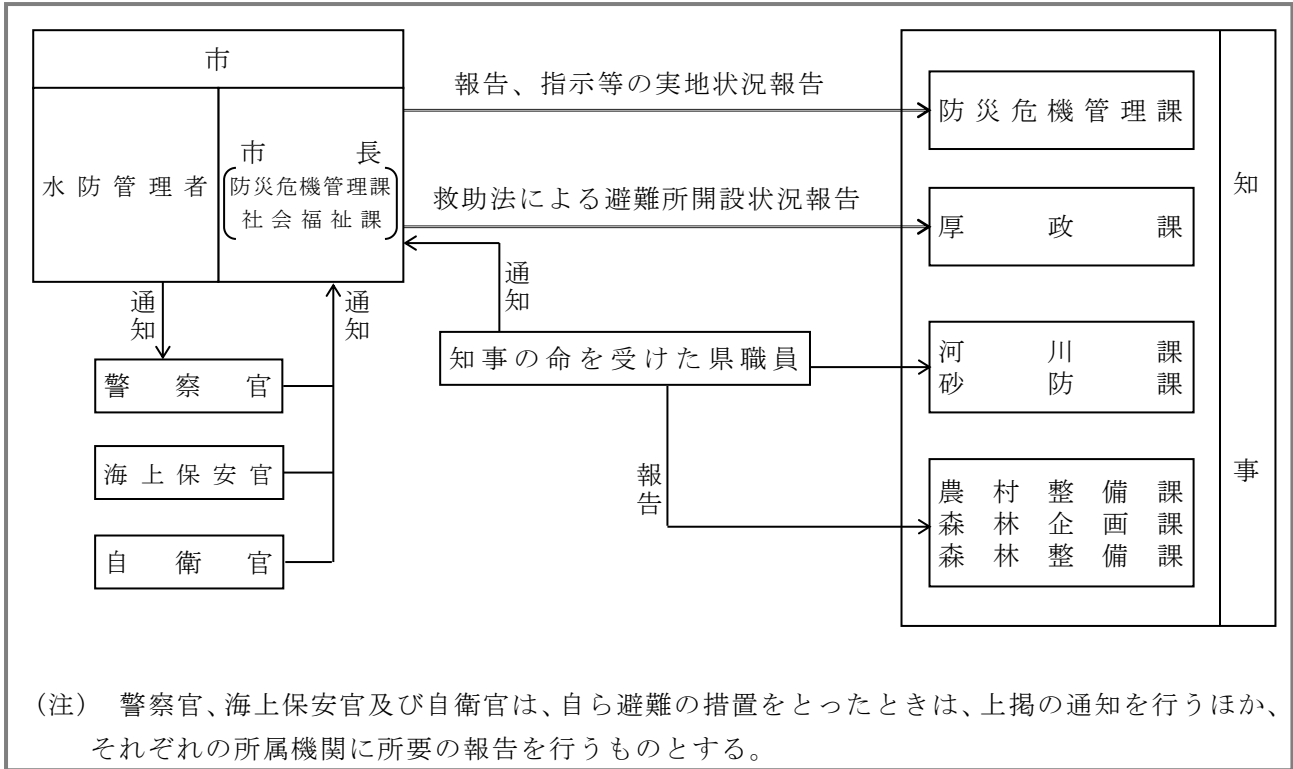
上記の伝達系統によるほか、防府警察署にも協力を要請する。

同報系防災行政無線を使用した避難情報のサイレン吹鳴等は下記の内容で放送する。

吹鳴場所	サイレン信号等
屋外スピーカー (市内60か所)	① $\frac{10 \text{ 秒}}{\text{休止 1 秒}}$ $\frac{10 \text{ 秒}}{\text{休止 1 秒}}$ $\frac{10 \text{ 秒}}{\text{休止 1 秒}}$ $\frac{10 \text{ 秒}}{\text{休止 1 秒}}$ $\frac{10 \text{ 秒}}{\text{休止 1 秒}}$
	② ①のサイレン吹鳴後、避難情報内容の放送

被災時における最も確実な伝達方法は、伝達員によるものであることから、伝達員による伝達方法をとる場合には、あらかじめ定められた地区分担により、伝達の徹底を図るものとする。

■ 3-10-4 避難の措置に関する通知・報告の処理体系



●警戒区域の設定

■ 3-11-1 警戒区域の設定権者及びその内容

設定権者	内 容	根拠法令
本部長（市長）	<p>災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入を制限、若しくは禁止し、又は当該区域から退去を命ずることができる。</p> <p>なお、災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、知事が市長に代わって警戒区域を設定する。</p>	<p>災対法 第 63 条 第 73 条</p>
水防団長、水防団員又は消防機関に属する者	<p>水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域から退去を命ずることができる。</p>	<p>水防法 第 21 条</p>
消防吏員 又は消防団員	<p>火災の現場においては、消防吏員又は消防団員は、消防警戒区域を設定して、総務省令で定める以外の者に対してその区域からの退去を命じ、又はその区域への出入りを禁止若しくは制限することができる。</p>	<p>消防法 第 28 条</p>
警察官 又は海上保安官	<p>市長若しくはその委任を受けた市長の職権を行う市職員及び水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、この職権を行うことができる。なお、災対法第 63 条の職権を行使した場合実施後直ちにその旨を市長等に通知しなければならない。</p>	<p>災対法 第 63 条 水防法 第 21 条</p>
災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	<p>危険な事態が生じかつ、市長若しくは市長の権限を行うことができる者がその場にいないとき、この職権を行うことができる。なお、災対法第 63 条の職権を行使した場合実施後直ちにその旨を市長等に通知しなければならない。</p>	<p>災対法 第 63 条</p>
消防長 又は消防署長	<p>ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるときは、消防長又は消防署長は、火災警戒区域を設定して、その区域内における火気の使用を禁止し、又は総務省令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、若しくはその区域への出入りを禁止し、若しくは制限することができる。</p>	<p>消防法 第 23 条の 2</p>

■ 3-11-2 警戒区域の設定権者区分

設定権者	災害の種類	内容（要件）	根拠法
市長	災害全般	災害が発生し、又は災害が発生しようとしている場合で人の生命又は身体に対する危険を防止するために、特に必要があると認めるとき。	災対法第63条
警察官 海上保安官	災害全般	同上の場合において、市長又はその委任を受けた市の職員が現場にいないとき、若しくはこれらの者から要求があったとき。	〃
自衛官	災害全般	災害派遣を命ぜられ、同上の場合において警察官及び海上保安官がその場にいない場合に限り。	〃 (自衛隊法第94条)
消防吏員又は 消防団員	水災を除く 災害全般	災害の現場において、人の生命又は身体に対する危険の防止と円滑な消防活動の遂行や、火災原因等の調査を行うために設定する。	消防法第28条
水防団長 水防団員又は 消防機関に属 する者	洪水	水防上緊急の必要がある場所において設定する。	水防法第21条

※ 警戒区域の設定が、避難の指示（災対法第60条）と異なる点は、第1に、避難の指示が对人的にとられて指示を受ける者の保護を目的としているのに対し、警戒区域の設定権は、地域的にとられて、立入り制限、禁止、退去命令により、その地域の居住者等の保護を図ろうとするものである。

第2に、警戒区域の設定権は、災害がより急迫している場合に行使する。

第3に、警戒区域設定権に基づく禁止、制限又は退去命令については、その履行を担保するために、その違反について罰金又は拘留の罰則が科せられる（同法第116条第2項）ことになっており、避難の指示については罰則がない。

市長の警戒区域設定権は、地方自治法第153条第1項に基づいて市の職員に委任することができる。

■ 3-11-3 警戒区域の表示及び事故防止例

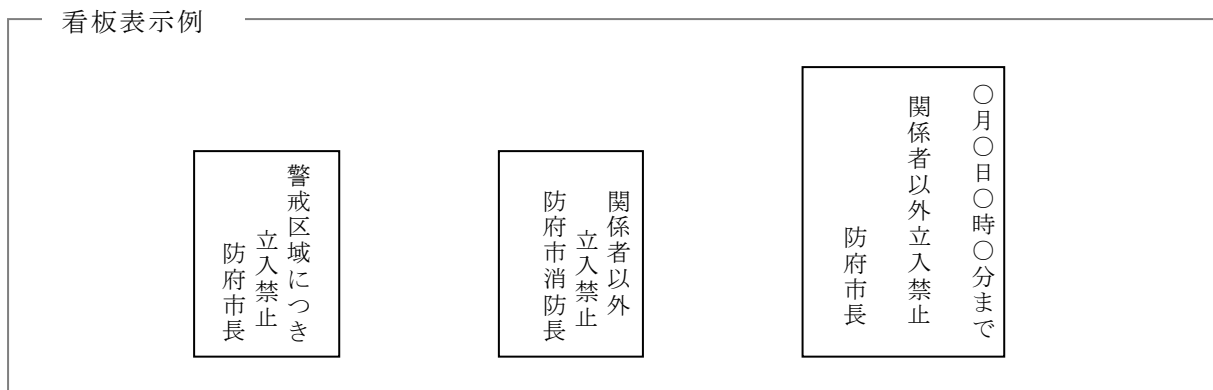
警戒区域の表示要領

警戒区域を定めた場合は、掲示板、ロープ、赤色灯、赤旗等を活用して地域を明示する。

表示板による表示の場合は、立入禁止の旨と、実施責任者（市長又はその権限を委任された者等）を明記する。また、必要に応じて区域設定理由、内容範囲、機関等を付加する。

警戒区域の表示における適切な表示及び住民等への周知（広報）について、だれがどのような形で実施するのか定めておく。

また、発生し、又は発生のおそれが危惧される災害の種別、地域、規模、被害等の要因を総合的に判断して、設定の時期、範囲、任務分担等についてあらかじめ定めておく。



警戒区域の事故防止

- ◆ 関係者以外の立入の警戒と事故防止のため所要の警戒員の配置
- ◆ 必要資機材の携行（メガホン、笛、ロープ、照明、赤色灯等）
- ◆ 付近住民に対する広報活動

● 避難場所等

■ 3-12-1 避難場所等開設時の対応

<p>管理責任者、連絡員の決定</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 管理責任者を任命し、円滑な管理運営を図る観点から連絡員を配置する。 ◆ 避難者の自活能力を高める観点等から、避難者の中から協力者を選任する。 ◆ 屋外の指定緊急避難場所には、管理者を常設せず、必要に応じて指名する。
<p>避難者名簿の作成</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 管理責任者は、負傷者、要配慮者等に留意しながら、避難者の確認を行い、避難者名簿を作成し、安否情報、物資の配分等に活用する。 ◆ 市は、避難者情報の早期把握に努める。
<p>避難場所等の開設の周知</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 付近住民に対して避難場所等の開設を周知する。 ◆ 関係機関（山口健康福祉センター、防府警察署、防府市消防本部等）へ連絡する。 ◆ 施設専用の避難所を開設した場合には、依頼のあった避難元施設に、開設について確実に伝達するとともに、必要に応じ、避難元施設と避難先施設との調整を行う。
<p>相談窓口の設置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 必要に応じ、情報提供に必要な窓口を避難場所等内に設ける。 ◆ 被災者相談窓口は、総務班が中心となって管理し、関係部署・機関から必要な職員の派遣を求めて、尋ね人、生活相談の処理、避難後の家族の合流、避難場所等から他の場所への移動（親戚、知人宅への移動）の把握、流言（デマ）による動揺を防ぐための正しい情報の伝達等、各種の民生安定の対策を実施する。

■ 3-12-2 避難場所等の運営時の留意事項

運営体制	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 地域団体等の参画や施設管理者との連携等により避難所運営組織を設置し、自主的な運営体制になるよう支援する。 ◆ 運営組織のリーダー等には男女双方を配置するなど男女共同参画を推進する。 ◆ 避難所運営組織に、避難所運営マニュアルに規定された必要な班を設ける。 	
運営上の留意事項	衛生環境の維持	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 常に良好な衛生状態を保つよう努め、健康状態を把握する。 ◆ 必要に応じ救護所等を設ける。 ◆ 照明、換気等の生活環境を整備する。 ◆ 仮設トイレは、生活環境部環境班が調達する。 ◆ 避難場所等で発生した可燃ごみ、資源ごみ及び不燃ごみについては、生活環境部環境班が回収を行う。
	情報等の提供	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 避難所運営組織内に、情報提供等の役割を位置づけ、整備する。 ◆ 長期避難生活となることも想定し、必要な生活関連物資の配布や保健医療サービスの提供、情報提供等生活関連の整備に配慮する。
	要配慮者対応	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 居住空間をトイレや救護スペースに近い場所にするなど、レイアウトに配慮する。 ◆ 冷暖房や換気等の空調管理ができる場所を優先的に使用できるようにする。 ◆ 健康状態の把握、情報提供等には十分配慮する。 ◆ 福祉施設等への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ計画的に行う。 ◆ 要配慮者の障害の状態や心身の健康状態を考慮し、一般の避難所での生活が困難と判断した場合で、専門施設への入所に至らない者については、必要性の高い者から優先的に福祉避難所へ移送する。
	男女のニーズへの配慮	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 男女双方の視点に立った運営を心がける。 ◆ 特に授乳スペースや男女別の更衣室、トイレ、休養スペース等、男女のニーズの違い等に配慮する。 ◆ ダンボールや間仕切用パーティション等によりプライバシーの確保に努める。
	防犯対策	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 避難場所等及び避難後の留守宅等の治安維持及び不安の解消については、警察、自主防犯組織、地域住民等による巡視、警ら等を実施し、地域の防犯に努める。
物資拠点としての対応	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 水、食料、毛布、医薬品、生活必需品やテレビ、ラジオ等、必要な設備・備品を確保する。 ◆ 食品の必要量を避難者名簿等により把握し、公共施設の調理施設や仮設炊事場等を利用した炊き出し、食品流通業者による搬入等の手配を適切に行う。特にミルクを必要とする乳幼児の数、食事に配慮を要する要配慮者の数についても把握する。 ◆ その他、在宅避難者（下欄参照）への物資配付も想定し、周辺地域への物資流通の中継拠点としての対応にも努める。 ◆ （物資の需要供給の把握、調達及び仕分け・輸送については、共通編第3編第10章「食料・飲料水及び生活必需品等の供給」を準用する。） 	
地域の防災拠点としての対応	<ul style="list-style-type: none"> ◆ やむを得ない理由により避難所に滞在することができない被災者（在宅避難者等）に対し、必要な生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供、情報の提供その他これらの者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努める。 ◆ 一人暮らしの高齢者、要介護者や障害者（児）のいる家庭など、継続した見守りが必要な在宅避難者に対しては、関係機関等と連携・協力し、状況把握に努める。 	

■ 3-12-3 他地区への移送に関する措置

<p>市の措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 市長は、市の区域の避難場所等に被災者を収容できないときは、県内の他の市町あるいは近隣県等における広域一時滞在について県に要請する。 ◆ 広域一時滞在を要請したときは、所属職員の中から避難管理者を定め、移送先市町に派遣するとともに、移送に当たっての引率者を定め、引率させる。 ◆ 県から被災者の受け入れを指示された市町は、直ちに、避難所を開設し、受入れ体制を整備する。 ◆ 移送された被災者の避難所の運営は本市が行い、受入れ自治体は避難場所等の運営に協力する。 ◆ 避難場所等での生活が極めて困難な要配慮者については、あらかじめ協力・連携体制を確保している公的宿泊施設や公的住宅、社会福祉施設等への一時的な収容・移送など、必要な配慮を行う。
<p>県（国）の措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 市から被災者の移送の要請があった場合は、県（災害救助部救助総務班）は、県及び市町相互間の応援協定に基づき他市町に、又都道府県間の相互応援協定に基づき近隣県等に照会するなどして、被災者の移送先を決定する。 ◆ 市の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、市からの要請を待ついとまがないときは、市の要請を待たないで広域一時滞在のための協議を行う。 ◆ 市及び県が被災により当該協議を行うことができない場合には、国が代行する。 ◆ 知事は、移送先が決定したら、直ちに、移送先の市町長に対して避難所の開設を指示要請し、被災者の受入れ体制を整備させる。 ◆ 被災者の避難、収容状況等にかんがみ、県の区域外への広域的な避難、収容が必要であると判断した場合には、必要に応じて非常災害対策本部等を通じ、又は避難関係省庁（警察庁、防衛省、厚生労働省、国土交通省、消防庁）に広域避難収容に関する支援を要請する。

■ 3-12-4 他の被災自治体からの被災者受入れ措置

被災地からの情報収集及び連絡体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 広域避難者の受入れが想定される場合、被災地や県との連携を図り、避難者数や避難者住所等の情報収集に努める。その際、必要に応じて職員を派遣するなどの連携強化を図る。 ◆ 県から被災住民の受入れを指示された場合は、直ちに、避難場所等を開設し、受入体制を整備する。
収容可能な避難施設の把握開設	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 必要に応じて、市営住宅の空室状況等を確認し、広域避難者の入居を検討する。 ◆ 県から被災住民受入れを指示された場合は、直ちに、避難場所等を開設し、受入体制を整備する。 ◆ 避難場所等での生活が極めて困難な要配慮者については、あらかじめ協力・連携体制を確保している公的宿泊施設や公的住宅、社会福祉施設等への一時的な収容・移送など、必要な配慮を行う。 ◆ 移送された被災住民の避難場所等の運営は、移送要請をした市町が行い、被災住民を受入れた場合は、避難場所等の運営に協力する。
応急仮設住宅等の提供	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 広域避難者の健全な住生活環境の確保のため、必要に応じて、市営住宅を応急仮設住宅等として提供するものとする。 ◆ 提供に当たっては、要配慮者の優先的入居などに配慮する。
被災児童生徒等の受入れ	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 広域避難の児童生徒等の市内保育所・小中学校への通所・通学等が必要となる場合、児童生徒等及びその保護者の意向を確認し、被災地と調整し、転入所・学や学校への一時受入れなどの対応を実施する。
県との協力	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 県と、広域避難者の受入れに係る情報共有に努めるとともに、協力して広域避難者への支援に当たる。
避難者への被災地等からの情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 被災地等から提供を受けた広域避難者の生活関連支援情報等について、広域避難者へ随時提供する。
避難所の閉鎖	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 県及び被災地等からの要請に基づき、避難所の閉鎖を行う。

■ 3-12-5 避難場所等の運営時における要配慮者への留意事項

要配慮者用スペースの確保	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 要配慮者の保護又は情報の伝達が迅速に行われるようにするため、避難場所等の管理責任者は開設の際に、まず要配慮者用スペースを確保する。
避難場所等における安否確認等	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 避難場所等を設置した場合、管理責任者は避難者名簿台帳の作成に当たり、負傷者、衰弱した高齢者、障害者、妊産婦、遺児等の把握に努める。 ◆ 避難行動要支援者名簿、在宅福祉サービス利用者、ひとり暮らし・寝たきり高齢者、障害者等の名簿を活用するなどして、安否確認を行う。 ◆ 外部からの問合せに対する情報の開示に配慮する。
要配慮者対応の相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 要配慮者のニーズを的確に把握し、迅速に必要な対策を講じるため、手話通訳者、要約筆記者、ホームヘルパー、介護支援専門員、カウンセラー等を配置し、要配慮者対応の相談窓口を設置する。
生活環境への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 要配慮者が行動しやすい位置や必要なスペースの確保、障害者用仮設トイレの設置など、良好な生活環境の確保や精神的なケア等も含め、健康状態の把握に十分配慮する。 ◆ 女性や子育て家庭のニーズを踏まえた避難場所等の運営など、要配慮者や女性の視点等に配慮する。
情報の伝達	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 情報把握の困難な高齢者、障害者等（特にひとり暮らし高齢者、視覚・聴覚障害者）に的確な情報が伝わるよう、伝達手段の確保に配慮する。
物資、食料の供給	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 生活必需品である水、食料、毛布、医薬品等のほか、ほ乳びん、粉ミルク、紙おむつなどの育児用品、車椅子の確保等にも配慮する。 ◆ ボランティアなどの協力を得ながら、高齢者、乳幼児、病弱者等へ配慮した適温食の確保、食事の介助、生活物資の供給等の支援を行う。 ◆ 食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保に努めるものとする。

●要配慮者関係

■ 3-13-1 要配慮者への福祉サービス（概要）

要配慮者の把握等	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 発災後直ちに福祉関係職員、ホームヘルパーを中心としたパトロールチームを編成し、介護等の必要な高齢者、障害者、家庭での保育や養育の困難となった児童等の実態把握調査を行う。 ◆ 定期的な巡回活動によりニーズ把握や生活情報の提供、生活相談の受付等を行う。 ◆ 社会福祉協議会が福祉の輪づくり運動を活用して行う要配慮者支援システムによる訪問、話し相手、通院介助、外出の付き添い活動等との連携を図る。
福祉サービスの提供	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 介護の必要な高齢者、障害者について、特別養護老人ホーム、障害者施設への緊急一時入所など、手続きの弾力的な運用による柔軟な対応を行う。 ◆ 県と連携し、家庭での保育や養育が困難になった児童について、親族による受入の可能性を探るとともに、保育所や養護施設等への緊急受入での一時預かりを行う（児童養護施設や里親等への一時保護委託等は県が行う。）。 ◆ 関係団体等の協力を得ながら、仮設住宅や居宅で生活している高齢者、障害者等へのホームヘルプサービス、デイサービスなど、ニーズを踏まえた在宅福祉サービスを緊急に整備する。
情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 災害に関する情報や、医療、生活関連情報等が、高齢者、障害者等に的確に伝わるよう、市メールサービス、同報系防災行政無線、防災ラジオ、掲示板、パソコン、ファクシミリ等の活用、報道機関との協力による新聞、ラジオ、文字放送、手話付きテレビ放送等の利用など、情報伝達手段を確保する。 ◆ 視聴覚障害者について、手話・点字通訳者、要約筆者等の確保に配慮する。
生活資金等の貸付	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 県及び社会福祉協議会による生活福祉資金、母子・父子・寡婦福祉資金等の貸付支援措置を行う。

■ 3-13-2 社会福祉施設における主な災害対応

入所者等の安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 社会福祉施設の管理者は、あらかじめマニュアルに定めた避難誘導方法に従い、入所者を安全スペース等へ迅速・的確に退避させるとともに、入所者、職員等の安全を確認し、負傷者がある場合は、症状・負傷の程度に応じた応急手当又は必要に応じ医療機関への移送等を行う。 ◆ 発災後は直ちに火元の点検、初期消火活動を実施し、二次災害の原因となるガス漏れ、漏電、ボイラーの破損等及び給水、供电、給食等の施設設備の安全を確認する。 ◆ 市は、ライフラインの復旧について優先的な対応が行われるよう事業者へ要請するとともに、復旧までの間、水、食料等の生活必需品の確保に努める。
要配慮者の受入れ	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 被災地の社会福祉施設は、市から要配慮者の受入れの要請を受けた場合には、入所者の処遇の継続を確保した後、可能な限り余裕スペースなどを活用して、マンパワーの状況等を勘案しながら、介護等の必要な高齢者、障害者等の緊急一時受入れを行う。 ◆ 被災地の社会福祉施設は、不足する生活必需品、マンパワー等については、その不足量を把握し、相互支援関係にある近隣施設又は県・市町に対し、支援を要請する。 ◆ 市は、これら社会福祉施設の対応を支援する。 ◆ 被災地以外の地域の施設は、県又は市の要請に基づき、入所者の処遇に支障をきたさない範囲内で、要配慮者の受入れに協力する。

●食料・飲料水・生活必需品等

■ 3-14-1 食料・飲料水・生活必需品等の担当部署

1 需要供給の把握

救 助 項 目				支援物資
対象	食 料	生活必需品等	飲 料 水	
①	本部統括部 総務班	本部統括部 総務班	上下水道対策部	健康福祉部救助班
②	健康福祉部救助班	健康福祉部救助班	/	
③	文化スポーツ観光交流部 観光班	文化スポーツ観光交流部 観光班		
④	消防対策部消防総務班			
対象 内容	①避難場所等 ②在宅避難者・一時縁故先等避難者 ③旅行者 ④救助活動に従事する者		①給水機能 停止地区	/

2 調達

救 助 項 目				支援物資
対象	食 料	生活必需品等	飲 料 水	
①	本部統括部 総務班	健康福祉部救助班	上下水道対策部	健康福祉部救助班
②			/	
③				
④				
特記 事項	効率的な調達が行えるよう、各班相互に連携・協力し調達を行う。 ※応急用米穀等、県への要請が必要な場合は、産業振興部農林水産班により申請を行う。		/	/
対象 内容	上記1と同様			

3 仕分け・輸送

支援物資	救 助 項 目		
	食 料	生活必需品等	飲 料 水
健康福祉部救助班	生活環境部物資輸送班 ※救助活動に従事する者への 輸送は消防対策部が行う。		上下水道対策部
効率的な輸送が行えるよう、各班相互に連携・協力するとともに、またボランティア等の活用を考慮した輸送を行う。			

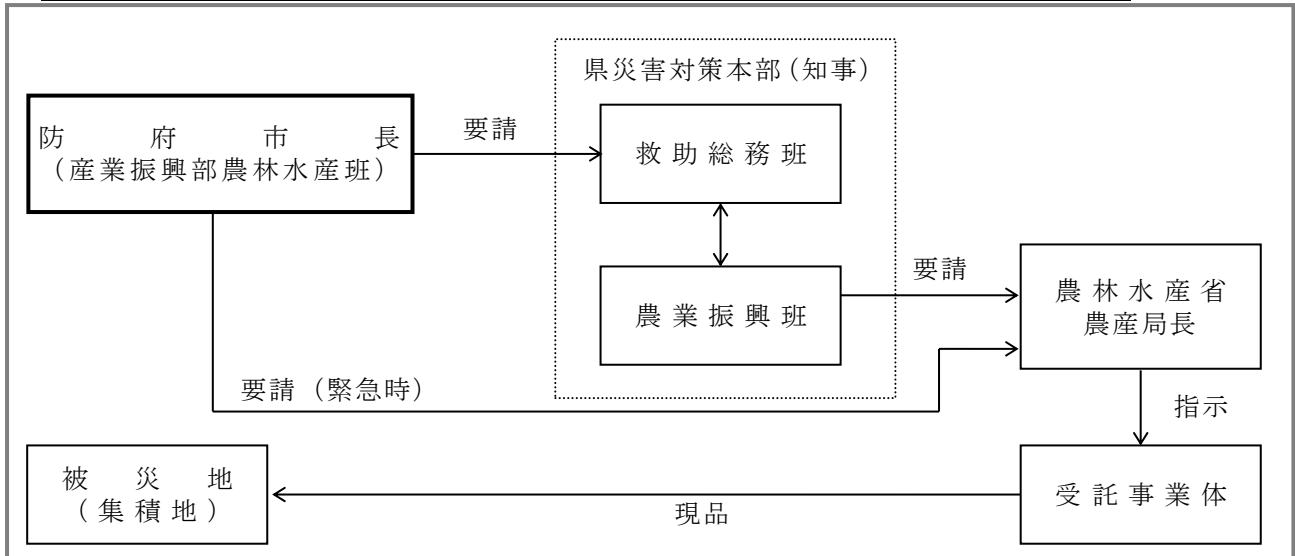
■ 3-14-2 食料の調達・輸送・配布時の留意事項

食料の調達	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 協定業者等から調達する。 ◆ 流通状況に応じ、その他の業者（市内優先）からも調達する。 ◆ 文教対策部と調整の上、学校給食業務に支障のない範囲で市給食センター等を利用する。 ◆ 市において食料の調達が困難な場合は、産業振興部農林水産班へ応急用米穀等の調達を依頼し、炊き出し等に備える。この場合、産業振興部農林水産班は、応急用米穀等の供給需要をとりまとめ知事に要請する。
食料の輸送方法	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 調達した食料は、指定の集積地に集め、生活環境部物資輸送班を中心とする職員、健康福祉部救助班、ボランティア等により仕分けの後、各避難場所等へ輸送する。輸送車両の手配は、総務部総務班が行う。 ◆ 発災からできるだけ早期に、輸送業者への委託等により直接避難場所等へ必要数を配送できるように努める。
集積地	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 集積地は、原則として、「防府市公設青果物地方卸売市場」とするが、状況に応じ市役所又は交通・連絡に便利な避難場所等として使用されない比較的被害の少ない地域の公共施設等を指定する。 (共通編第3編第7章「緊急輸送」 参照)
食料の配布	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 調達した食料は、避難場所等収容者、自主防災組織（自治会等）の協力を得て、避難者等へ配布する。 ◆ 要配慮者への給与には、情報の伝達、受け渡し等に特に配慮する。 ◆ 在宅避難者等避難場所等以外への避難者にも配慮する。

■ 3-14-3 県による食料の供給

<p>米穀の供給 (「米穀の買入れ、販売等に関する基本要領」による措置)</p>	<p>救助法が適用された場合の災害時の応急用米穀の供給については、農林水産省農産局長が定める「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」により、知事が政府所有米穀を直接買受けて実施し、又はこれを救助事務を委任した市に引渡し、市長が供給の実施に当たるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 救助法が適用され、通常の供給方法では米穀の供給ができない場合においては、市（産業振興部農林水産班）は、県（救助総務班）に災害救助用米穀の供給を要請する。 2 知事は、被災地の場所、状況等を考慮の上、農林水産省農産局長に必要量の災害救助用米穀の供給を要請する。 3 農林水産省農産局長は、契約の締結を受けて受託事業体に対して、知事又は知事が指定する者（原則として被災市長とする。）に必要な災害救助用米穀を引き渡すよう指示する。 4 知事又は知事の指定する者は、指示された受託事業体において災害救助用米穀の引渡しを受け、直接又は市を通じ、その供給を行う。 5 市長は、交通・通信の途絶のため、上記の手続きをとることができない場合であって、緊急の引渡しを必要とするときは、農林水産省農産局長に直接その引渡しを要請することができる。
<p>副食等の供給</p>	<p>県は、次の食料について市（総務班等）から要請を受けたとき、又は県が必要と認めるときは、あらかじめ締結した協定等に基づき、関係団体、民間企業等に対して、必要量の出荷要請等を行い、市への供給措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パン、おにぎり、弁当、即席めん、育児用調整粉乳、缶詰、レトルト食品、野菜、食肉・鶏卵、魚介類、農産物加工品、海産物加工品、食物アレルギー対応食品等
<p>食料の輸送</p>	<p>県が調達した食料については、実施機関である市が、直接引き取ることを原則とし、県は、被災状況、輸送距離等から自ら輸送することが適当と認めるときは、市が指定する集積地までの輸送を行う。</p> <p>知事は、県有車両等での輸送が困難となった場合、又は車両等による輸送が困難な地域への緊急輸送の必要が生じた場合は、自衛隊、海上保安部・署に対し、緊急輸送の要請を行うものとする。</p>

■ 3-14-4 災害救助法が適用された場合の災害救助用米穀の供給経路図



■ 3-14-5 災害救助法に基づく食料の供給に関する対象範囲

<p>応急用食料の供給対象者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 避難所に収容された者。 ◆ 住家の被害が全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水等であって、炊事のできない者。 ◆ 旅館の宿泊人、一般家庭の来訪客等で、当該災害に遭遇した者については、市において炊き出しの対象とすることができる。
<p>実施期間</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 災害発生の日から7日以内。 ただし、大規模災害が発生し、この基準期間内で給与を打ち切ることが困難な場合は、内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長することができる。
<p>費用の範囲</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 救助法に基づく、炊き出しその他の食品の給与に関する経費は県が負担する。 ただし、市において、定められた基準以外のことを行った場合は、その基準以外の分の費用については、全て市が負担することとなる。 ◆ 炊き出しその他による食料の給与を実施するため支出できる費用は、主食費、副食費及び燃料費、のほか、機械、器具及び備品等の使用謝金又は借上費、消耗器材費、その他の雑費を含む。

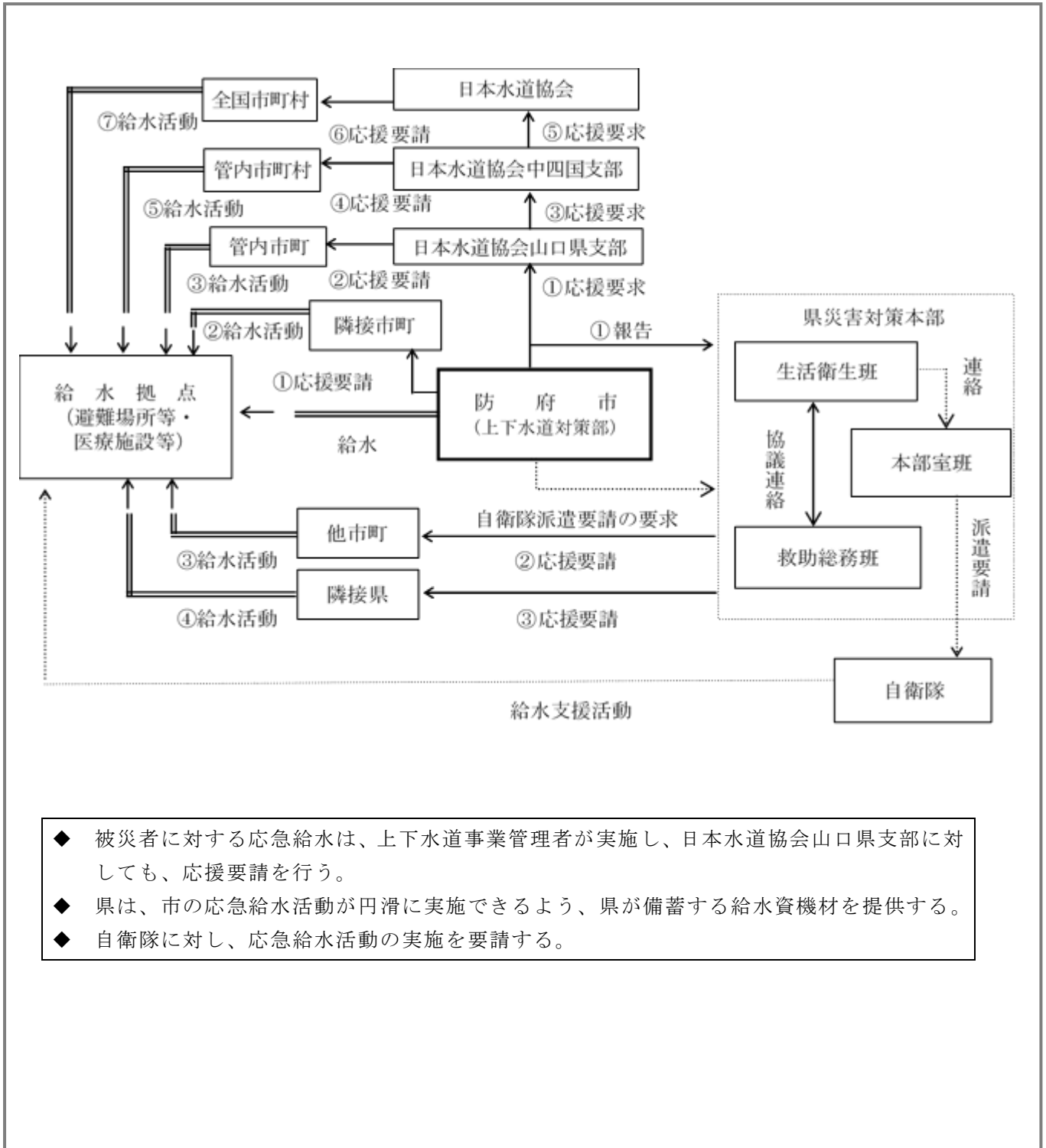
■ 3-14-6 炊き出しの実施に関する留意事項

- ◆ 給食可能設備を有する施設について、文教対策部の協力を得て、速やかに炊き出しを実施する。
- ◆ 上記の施設が使用できない場合は、避難所内又はその近くの適当な場所で実施する。適当な場所がない場合は、飲食店、旅館等を使用することも認められる。この場合、炊き出しの実施は、原則として配給対象者、自主防災組織(自治会)等が中心となっていく。
- ◆ 地域団体、日赤奉仕団、一般ボランティアの協力で、被災地域の円滑な炊き出しの実施を図る。
- ◆ ガスの供給が停止した場合は、一般社団法人山口県LPガス協会防府徳地支部にLPガス及びガス器具の供給要請を検討し、状況により調達を行う。
- ◆ 自衛隊等の協力を得て、移動炊飯器による野外炊飯の実施を考慮する。

■ 3-14-7 応急給水基準

給 水 条 件	給 水 基 準 量 (1人1日当り)	備 考
救助法による飲料水の供給	3リットル	飲料水のみ
給水は困難であるが、搬送による給水ができる場合	14リットル	上記用途+雑用水(洗面、食器洗い)
給水できる状態であるが、現地で雑用水が確保できない場合	21リットル	上記用途+洗濯用水
上記の場合で比較的長期にわたるときは必要の都度	35リットル	上記用途+入浴用

■ 3-14-8 応急給水活動系統図



- ◆ 被災者に対する応急給水は、上下水道事業管理者が実施し、日本水道協会山口県支部に対しても、応援要請を行う。
- ◆ 県は、市の応急給水活動が円滑に実施できるよう、県が備蓄する給水資機材を提供する。
- ◆ 自衛隊に対し、応急給水活動の実施を要請する。

■ 3-14-9 災害救助法に基づく飲料水の供給に関する対象範囲

飲料水の供給対象者	◆ 災害の発生により、現に飲料水を得ることができない者
給水量の基準	◆ 1人1日最大おおむね3リットル ※ 法の趣旨から飲料水以外の水の供給は、認められないものであること。
実施期間	◆ 災害発生の日から7日以内。 ただし、災害が大規模で、この基準期間内に打ち切ることが困難な場合は、内閣総理大臣の同意を得て必要最小限の期間を延長することができる。
飲料水供給の方法	◆ 災害のため、飲料に適する水がない場合に実施されるものであること。 ◆ 飲料水の供給という中には、ろ水器等による浄水の供給及び飲用水中に直接投入する浄水剤の配布も含まれるものであること。
費用の範囲	◆ 飲料水の供給に必要な経費は、県が負担するものであること。 ただし、知事が定める基準以外のことを市が行った場合は、その基準以外の分についての費用は、全て市の負担になるものであること。 <ul style="list-style-type: none"> • 水の購入費 • 給水又は浄水に必要な機器の借上費、修繕費及び燃料費 • 浄水用の薬品及び資材費 • 供給確保のための水源の開発、天然水等の送水管に係る経費は、対象とならない。

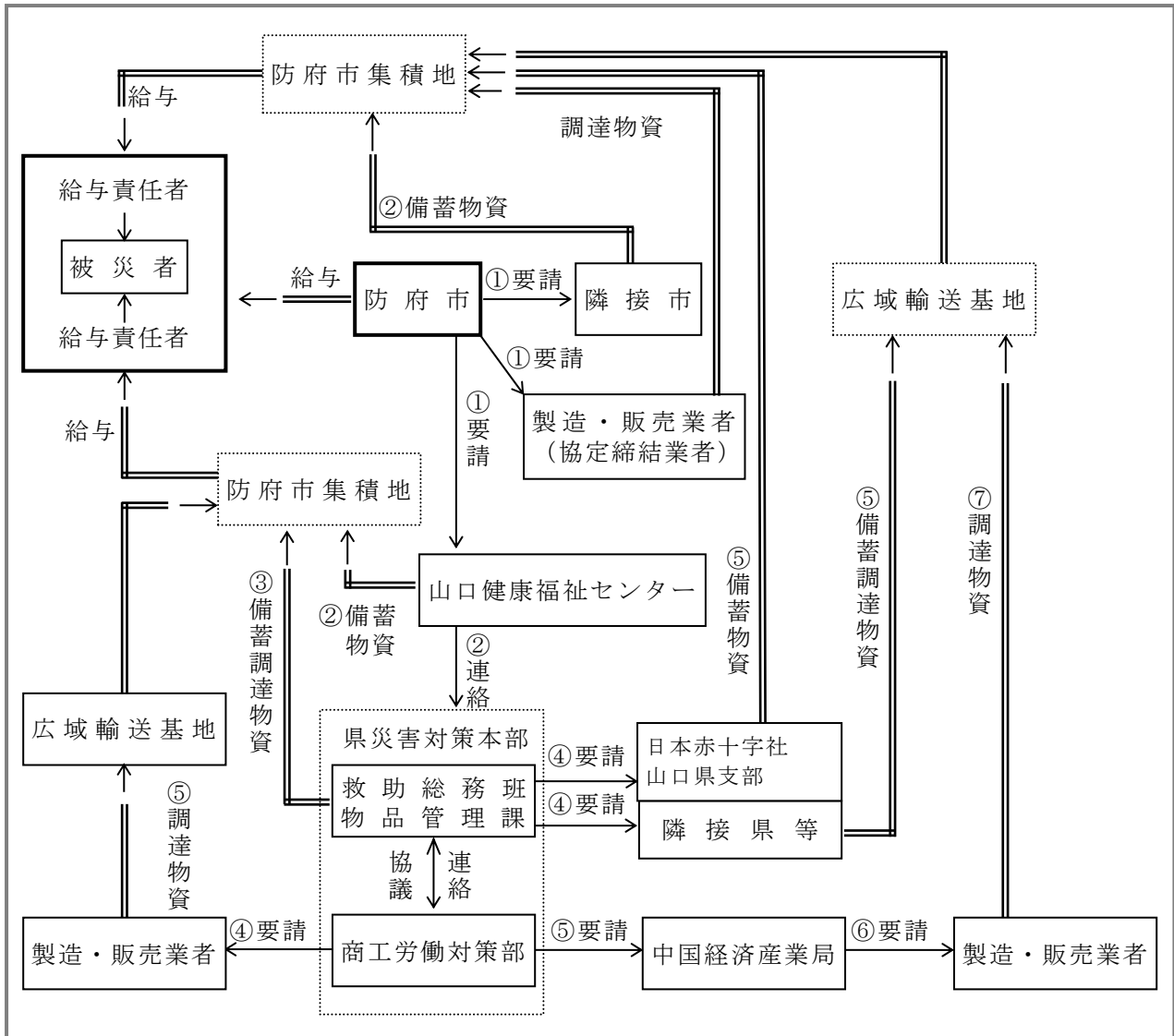
■ 3-14-10 生活必需品の供給方針

供給方針	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 災害発生当初から日にちの経過とともに、被災者のニーズが変化していくため、ニーズの把握と適切な生活必需品の給(貸)与に努める。 ◆ 傷病者及び女性用品や要配慮者に必要な生活必需品の需要把握、情報の伝達、受け渡し等に特に配慮する。 ◆ 市において、給(貸)与の実施が困難な場合は、市長は知事(厚政課・山口健康福祉センター)に応援を要請する。 ◆ 被災者の備蓄品をできる限り利用してもらうよう周知を図る。 																		
生活必需品	<p>被服、寝具その他生活必需品の品目は、原則として以下の8品目に限られるが、個々の品目については、例示した品目以外のものも考えられるため、これらに限定するものではない。これらの品目以外の物品の要望について、被災者の健康上必要と判断したものについては、緊急生活物資として調達する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">品目</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>寝 具</td> <td>就寝に必要なタオルケット・毛布・布団等(季節を考慮すること)</td> </tr> <tr> <td>外 衣</td> <td>洋服・作業衣・子ども服</td> </tr> <tr> <td>肌 着</td> <td>シャツ・パンツ等の下着類</td> </tr> <tr> <td>身 回 品</td> <td>タオル・手ぬぐい・靴下・サンダル・傘等の類</td> </tr> <tr> <td>炊事道具</td> <td>炊飯器・鍋・包丁・ガス器具等の類</td> </tr> <tr> <td>食 器</td> <td>茶碗・皿・箸等の類</td> </tr> <tr> <td>日 用 品</td> <td>石けん・ちり紙・歯ブラシ・歯磨き粉・上敷ゴザ等の類</td> </tr> <tr> <td>光熱材料</td> <td>マッチ・プロパンガス・ローソク等の類</td> </tr> </tbody> </table>	品目	内 容	寝 具	就寝に必要なタオルケット・毛布・布団等(季節を考慮すること)	外 衣	洋服・作業衣・子ども服	肌 着	シャツ・パンツ等の下着類	身 回 品	タオル・手ぬぐい・靴下・サンダル・傘等の類	炊事道具	炊飯器・鍋・包丁・ガス器具等の類	食 器	茶碗・皿・箸等の類	日 用 品	石けん・ちり紙・歯ブラシ・歯磨き粉・上敷ゴザ等の類	光熱材料	マッチ・プロパンガス・ローソク等の類
品目	内 容																		
寝 具	就寝に必要なタオルケット・毛布・布団等(季節を考慮すること)																		
外 衣	洋服・作業衣・子ども服																		
肌 着	シャツ・パンツ等の下着類																		
身 回 品	タオル・手ぬぐい・靴下・サンダル・傘等の類																		
炊事道具	炊飯器・鍋・包丁・ガス器具等の類																		
食 器	茶碗・皿・箸等の類																		
日 用 品	石けん・ちり紙・歯ブラシ・歯磨き粉・上敷ゴザ等の類																		
光熱材料	マッチ・プロパンガス・ローソク等の類																		

■ 3-14-11 生活必需品の調達・輸送・配布時の留意事項

<p>生活必需品の調達</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 協定業者等から調達する。 ◆ 流通状況に応じ、その他の業者（市内優先）からも調達する。 ◆ 市において生活必需品の調達及び供給が困難な場合は、県に対し確保を要請する。
<p>生活必需品の輸送方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 集積する物資には、調達分、他県・他市町、一般人等からの応援分があり、被災者に対して迅速、円滑な供給を実施するには、これらの物資を計画的に集積する。 ◆ 市は、調達した生活必需品等は、指定の集積所に集め、健康福祉部救助班を中心とする職員、生活環境部物資輸送班、ボランティア等により仕分けの後、各避難所等へ輸送する。輸送車両の手配は、総務部総務班が行う。 ◆ 原則として県本部（救助総務班・物品管理班）が輸送を行うが、市が輸送能力を有しかつ緊急に配分を要する事情がある場合、市が輸送を担当することもある。
<p>集積地</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 集積地は、原則として、防府市公設青果物地方卸売市場とするが、民間倉庫等の活用や、状況に応じ市役所若しくは交通・連絡に便利な避難場所等として使用されない比較的被害の少ない地域の公共施設等を指定する（共通編第3編第7章「緊急輸送」を参照のこと。）。 ◆ 市は、指定した集積地を県に連絡する。
<p>生活必需品の配布</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 市長は、全壊（焼）、流失世帯と半壊（焼）、床上浸水世帯について、それぞれ世帯の構成員数に応じて、実情に即した割当てを行う。 ◆ 備蓄物資を配分する場合におけるその価格の見積もり方は、時価評価による。 ◆ 被災者に対する物資の直接支給の配分は、市長が実施する。 ◆ 調達した生活必需品は、避難場所等収容者、自主防災組織（自治会等）の協力を得て、避難者等へ配布する。 ◆ 要配慮者への給与には、情報の伝達、受け渡し等に特に配慮する。 ◆ 在宅避難者等避難場所等以外への避難者にも配慮する。

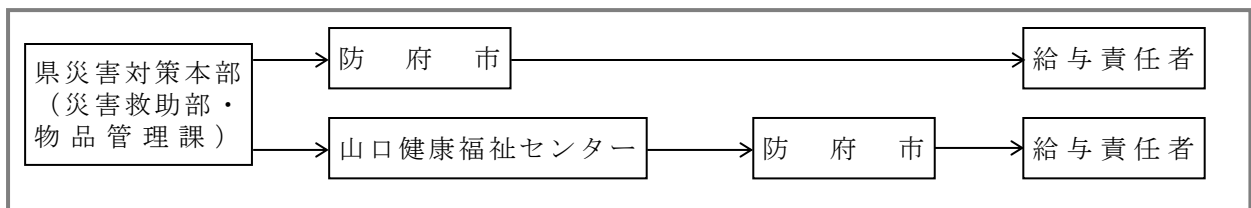
■ 3-14-12 生活必需品等の調達・供給経路図



■ 3-14-13 県による救助物資の送達

- ◆ 県厚政課（山口健康福祉センター）は、市が指定する集積地に、備蓄物資・業者調達物資を直接又は借上げた車両等により輸送する。
 - ◆ 他県等からの応援物資等は、「広域輸送基地」で引継ぎ、山口健康福祉センターが、ボランティア等民間人の協力を得て、市指定場所に輸送する。
- ※ 県は、他県等からの応援物資の受入れのための広域輸送基地として、陸上6か所（航空機離発着可能）、海上10か所を確保している。

なお、原則として県本部（救助総務班・物品管理班）が実施するが、市が輸送能力を有し、かつ緊急に配分を要する事情があるときは、市が輸送を担当することもありうる。



■ 3-14-14 災害救助法に基づく生活必需品の供給に関する対象範囲

生活必需品の供給対象者	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 災害により、住家に被害を受けた者等であること。 この場合の住家被害の程度は、全焼、全壊、流失、半焼、半壊及び床上浸水である。 ◆ 被服、寝具、その他生活上必要な最小限度の家財を喪失又は損傷した者であること。 ◆ 被服、寝具、その他生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者であること。
物資の購入計画	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 物資の購入については、市（健康福祉部救助班）からの「世帯構成員別被害状況報告」に基づき、県が購入計画を樹立する。 ◆ この場合、災害発生による混乱のため、正確な被害状況を入手できず、一方において、緊急に物資の手配をする必要があるときは、市の平均世帯構成員により算出して、購入計画を作成し、事後修正する方法をとるものとする。
実施期間	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 災害発生の日から10日以内に対象世帯に対する物資の給（貸）与を完了する。ただし、この期間内で給（貸）与を打ち切ることが困難な場合には、内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長することができる。
物資の確保及び購入の措置	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 市から応援要請があった場合の県の物資の購入については、緊急確保の必要性から、山口県物品規則別表第2の調達除外物品（災害用物品）として県本部（救助総務班）が行う。 ◆ 物資の確保について、県本部（商工総務班）が協力する。 ◆ 現地において調達可能な物資については、山口健康福祉センター所長及び市長において措置する。
費用の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 給与又は貸与のため支出できる費用の限度額は、被害の程度、季節、1世帯の人数により基準が決められている。ただし、この基準による救助が困難な場合には、費用の限度額の変更について市（社会福祉課）と県（厚政課）で協議を行い、県を通じて内閣総理大臣の同意を求める。

●防災物資・施設・資機材

■ 3-15-1 上水道の現況

令和4年度

給水人口	普及率	配水能力	1日最大配水量	1日平均配水量	年間総配水量
105,032人	92.4%	60,500m ³	37,674m ³	34,456m ³	12,576,375m ³

■ 3-15-2 防疫体制及び防疫用器材等の保有状況

令和5年7月1日現在

防疫班員	防疫作業従事者の確保			防疫用機械器具（保有分）															
	市	県（※）	計	四兼機	三兼機	二兼機	自動噴霧	手動噴霧	ダフトイナグ	スフイオン	動力散粉	手動散粉	電気煙霧	ろ水器	軽自動車	自動車	放送設備移動	ラジオ	
5	8	4	12			12	1	2											

※ 状況に応じ山口健康福祉センターに応援を要請

■ 3-15-3 防疫薬剤の仕様及び方法（参考）

使用薬剤及び方法（参考）

防疫箇所	使用薬剤等
井戸水	水質検査で使用可能となるまで使用しない。やむを得ず使用する場合は、汲み取った水を煮沸するか、次亜塩素酸ナトリウムを規定の量加える。
浸水家屋内	水洗又は水拭き後、規定の濃度に希釈した逆性石けんの噴霧又は浸した布で清拭（せいしき）する。
乾燥しにくい床下	規定の濃度に希釈したクレゾール石けん液を噴霧又は散布する。
汚水が付着した壁面	水洗後、規定の濃度に希釈した逆性石けん又はクレゾール石けん液を浸した布で清拭（せいしき）する。 なお、水洗、日光消毒で十分と思われる箇所は、薬剤による消毒は必ずしも必要はない。
汚物の堆積した場所	できるだけ汚物を除去した後、必要によりねずみ族、昆虫等の駆除等のため、殺そ剤・殺虫剤を散布する。

■ 3-15-4 清掃施設・機材等の状況

令和5年7月1日現在

区分			数	1日処理能力
処理施設	可燃ごみ	可燃ごみ処理施設	1	150t
		バイオガス化施設	1	34.4t
	し尿	し尿処理施設	1	165kl
	不燃ごみ 粗大ごみ	リサイクル施設	1	23t

区分	車種	積載量		台数	定員	備考
収集用車両	回転板式塵芥車	2	t	16	3	
		3.3	t	1	3	
	圧縮式塵芥車	2	t	4	3	
	荷箱2分割式塵芥車	2	t	3	3	
	小型ダンプ	2	t	1	3	
	小型トラック 垂直ゲート付き	1.5	t	1	3	
		2	t	5	3	
	軽四ダンプ	350	kg	7	2	
	小計			38		
処理用車両	フォークリフト	0.94	t	1	1	
	ブルドーザー			1	1	最終処分場
	パワーショベル	0.7	m ³	1	1	最終処分場
		小計			3	
管理用車両	軽四貨物車	250	kg	6	4	
		小計			6	
	合計			47		

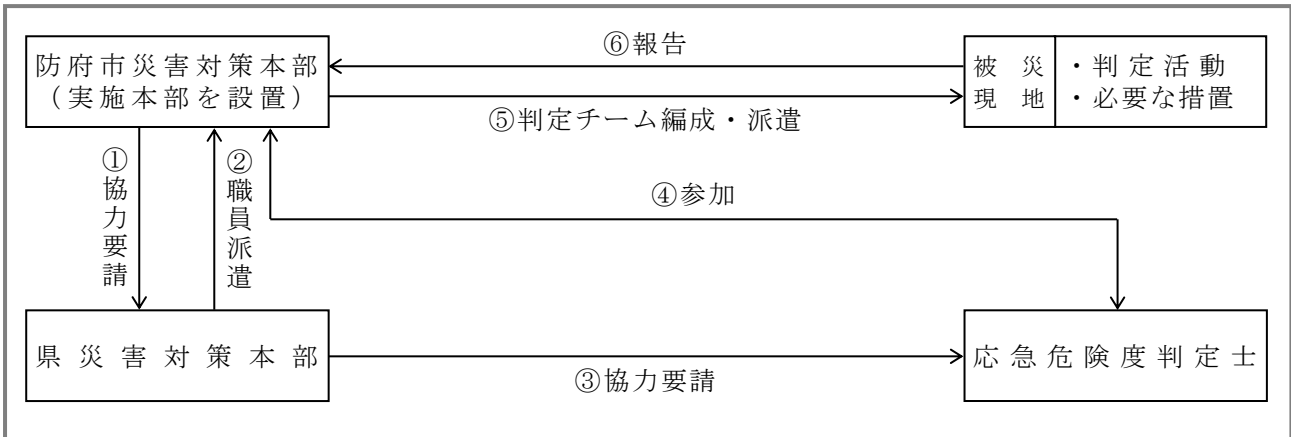
■ 3-15-5 公共下水道現況一覽

令和4年度

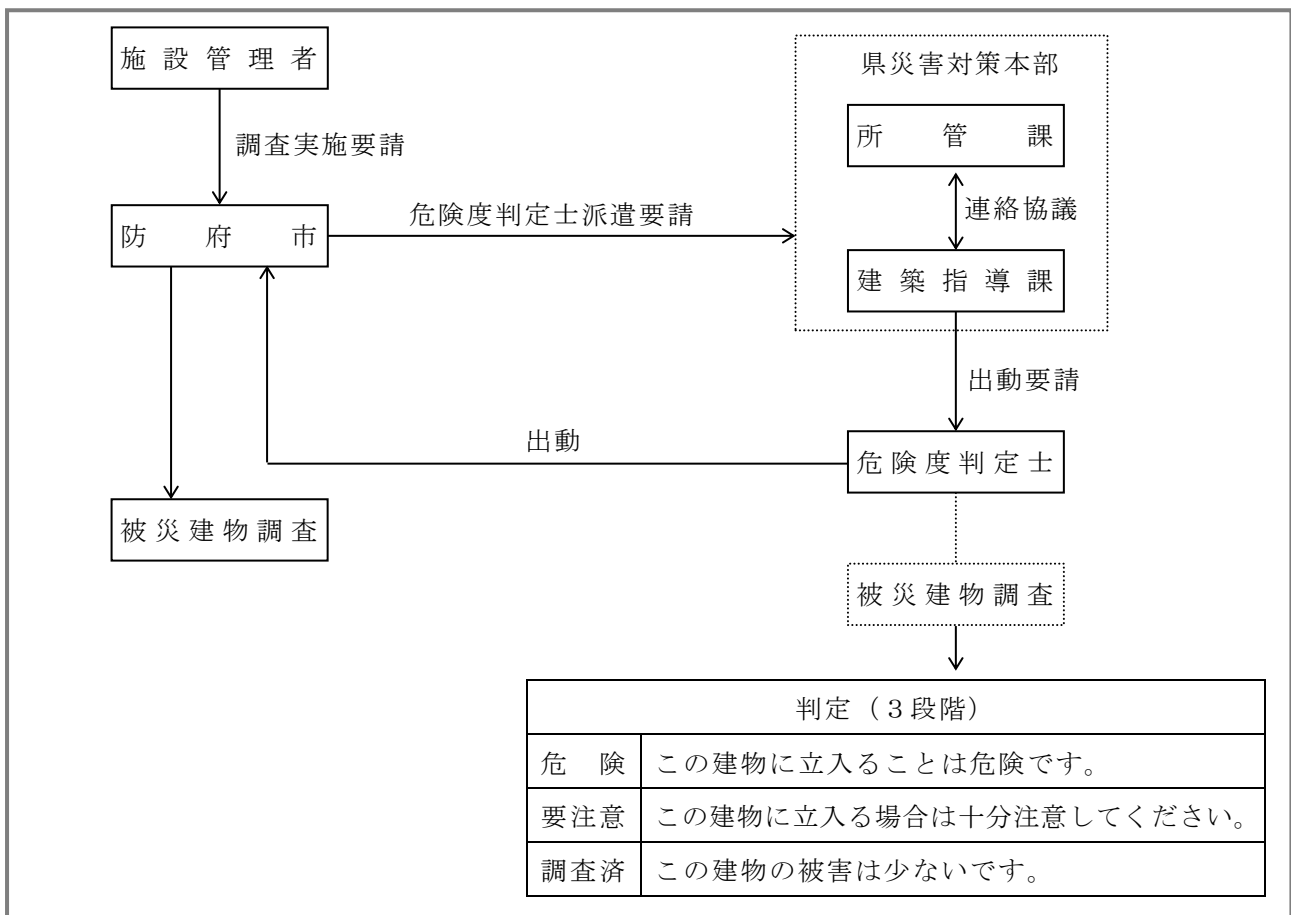
区 分	全 体 計 画	事 業 計 画	現 況
処理区域面積 (ha)	2, 6 5 1	2, 4 0 7. 4	2, 1 3 4. 1 6
処理区域内人口 (人)	8 1, 7 9 8	8 5, 5 0 5	8 0, 9 4 0
処理水量1日平均 (m ³)	2 9, 7 5 3	3 1, 0 6 9	3 1, 3 6 0
処理水量1日最大 (m ³)	3 5, 8 8 8	3 7, 4 8 2	3 8, 1 2 7

●建物の応急復旧

■ 3-16-1 応急危険度判定活動体系図



■ 3-16-2 被災建築物応急危険度判定の流れ

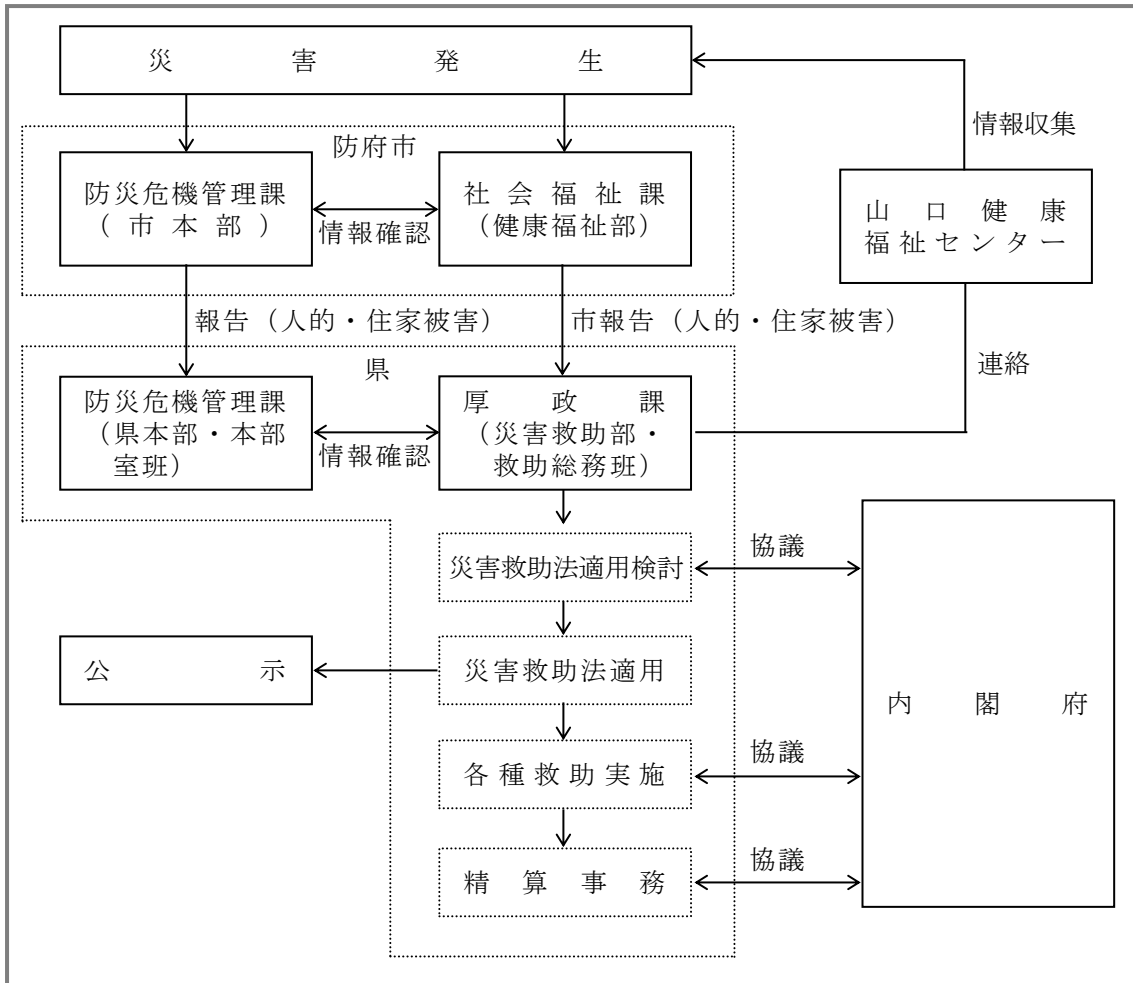


■ 3-16-3 災害救助法に基づく応急仮設住宅の建設に関する対象範囲

<p>救助法による実施の範囲</p>	<p>応急仮設住宅に收容する被災者の条件</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 住家が全焼、全壊又は流出した者で、現に居住する住家がない者等 ◆ 自らの資力をもってしては、住宅を確保することができない者 これについては、具体的にはその判定が困難な場合が多いものと予想されるが、これらの者を例示すれば、次のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の被保護者及び要保護者 ・ 特定の資産がない失業者 ・ 特定の資産がない未亡人及び母子世帯 ・ 特定の資産がない高齢者、病弱者及び障害者 ・ 特定の資産がない小企業者 ・ 上記に準ずる経済的弱者等 ◆ 災害時に、現実に市に居住していること（被災地における住民登録の有無は問わない。）。
	<p>建設する建物の構造等条件</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定する。 ◆ 規格 1 戸当たり平均 29.7 m²（9 坪）を基準とする。 ◆ 構造は、1 戸建、長屋建、アパート式のいずれか適当な構造とする。 ◆ 入居予定者の状況によって、高齢者・障害者向けの仕様にも配慮する。 ◆ 同一敷地内又は隣接する地域内におおむね 50 戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置することができる。（50 戸未満であっても小規模な施設を設置できる）（規模、費用は別に定めるところによる） ◆ 高齢者、障害者等、日常の生活上特別な配慮を要する者を数人以上收容する福祉仮設住宅を設置することができる。 ◆ 供与期間は建設工事完成日から 2 か年以内
<p>建設期間</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 災害発生の日から 20 日以内に着工する。 ◆ 災害の状況により、20 日以内に着工できないときは、知事は、内閣総理大臣に特別基準（着工の延長）の協議を行う。 	
<p>費用の範囲</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 限度額 1 戸当たり 6,775,000 円以内 	

●災害救助法、罹災証明等被害認定関連

■ 3-17-1 災害救助法事務処理系統図



■ 3-17-2 災害救助法適用事務の実施区分

救 助 実 施 内 容	実 施 機 関			
	市	県	警察	海上保安部
1 避難所の設置	○			
2 応急仮設住宅の供与 (1) 建設 (2) 入居予定者の選考、敷地の選定	○	○		
3 炊き出しその他による食品の給与	○			
4 飲料水の供給	○			
5 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	○			
6 医療及び助産	○	○		
7 被災者の救出	○		○	○
8 被災した住宅の応急修理	○			
9 生業に必要な資金の貸与		○		
10 学用品の給与	○	○		
11 埋葬	○			
12 遺体の捜索	○		○	○
13 遺体の処理	○		○	○
14 障害物（土石、竹木等）の除去	○	○		

■ 3-17-3 災害救助法の適用基準

次の1～4のいずれかに該当する災害に適用される。

- 1 防府市の区域内において、100以上の世帯の住家が滅失したこと。
- 2 山口県の区域内において、1,500以上の世帯の住家が滅失した場合であって、防府市において50以上の世帯の住家が滅失したこと。
- 3 山口県の区域内において、7,000以上の世帯の住家が滅失したこと又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと。

<内閣府令で定める特別の事情>

・被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

- 4 多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当すること。

<内閣府令で定める基準（次の①～②のいずれかに該当するもの）>

①災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。

②被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

- 5 災害が発生するおそれがある場合において、災害対策基本法に規定する特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部が設置され、当該本部の所管区域が告示されたときは、県知事は、当該所管区域内の市町の区域内において当該災害により被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とする者に対しても、救助を行うことができる

備考

※ 住家滅失世帯基準数は、災害救助法施行令第1条各号に定められた基準を用い、最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口により判断する。

※ 住家滅失世帯数は、全壊・全焼・流失の世帯を基準（1世帯）とし、半壊・半焼は2分の1世帯、床上浸水は3分の1世帯とみなして換算する。

■ 3-17-4 災害救助法の適用手続きに係る事務処理事項

報告	<p>1 市長</p> <p>(1) 市長は、防府市の区域の被害が適用基準に達した場合又は達する見込みのあるときは、直ちにその旨を知事（厚政課）に報告する。</p> <p>(2) 適用基準に達する見込みがない地域であっても、他の地域との関連で救助を実施しなければならない場合もあるので、災害の状況に応じて被害報告を行うものとする。</p> <p>(3) 報告内容被災総数・人的被害・住家の被害及び非住家の被害</p> <p>(4) 報告系統 資料編 3-17-1 「災害救助法事務処理系統図」による。</p> <p>(5) 報告主任の設置</p> <p>2 県知事</p> <p>(1) 災害報告主任の設置（厚政課）</p> <p>(2) 内閣府に対する情報提供事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害の発生日時及び場所 ・ 災害の原因及び被害の概況 ・ 被害状況調 ・ 既にとった措置及びとろうとする措置 ・ 救助法適用の有無 ・ 適用した場合は、市町別適用地域名 ・ 適用見込みの場合は、その旨及び市町名 ・ 救助費概算額及びそれに対する予算措置 ・ その他必要な事項 <p>(3) 情報提供の区分及び時期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発生情報 —— 災害発生直後 ・ 中間情報 —— 応急救助の措置が完了するまでの間逐次 ・ 確定情報 —— 被害状況が確定し、応急救助の措置が完了した後直ちに
適用の公告	救助法を適用したときは、知事は速やかに公告するものとする。

■ 3-17-5 災害救助法による救助の程度・方法及び期間早見表

令和5年4月1日現在

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置 (法第4条第1項)	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日につき 340円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から 7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は、別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。(ホテル・旅館の利用額は@7,000円(食費込・税込)/泊・人以内とするがこれにより難しい場合は内閣府と事前に調整を行うこと。)
避難所の設置 (法第4条第2項)	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日につき 340円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間(災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第2条第2項に定める救助を終了する旨を告示した日までの期間)	1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 限度額 1戸当たり（設置の場合） 6,775,000円以内（解体・撤去の場合） 当該地域における実費相当額	災害発生の日から 20日以内	1 費用のは、設置のための原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として6,775,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等におおむね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。（50戸未満であっても小規模な施設を設置できる） 3 高齢者等の要配慮者等を数人以上避難させる「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間 2年以内
		○賃貸型応急住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 当該地域における実費相当額	災害発生の日から速やかに借上、提供	1 供与期間 2年以内 2 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約締結に不可欠な費用
炊き出しその他のによる食品の給与	1 避難所に避難している者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,230円以内	災害発生の日から 7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。（1食は1/3日）
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること）	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 7日以内	輸送費、人件費は、別途計上
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し使用することができない状態となり、直ちに日常生活を営むことが困難となった者	1 夏季（4月～9月）、冬季（10月～3月）の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 別表金額の範囲内	災害発生の日から 10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること
医 療	医療の途を失った者（応急的処置）	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者…協定料金の額以内	災害発生の日から 14日以内	患者等の移送費は、別途計上

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から 7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「遺体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上
被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊（焼）し、若しくは、これらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難と認められる程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1 世帯当たり 1 大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 706,000円以内 2 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 343,000円以内	災害発生の日から 3か月以内 （災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6か月以内）	
学用品の給与	住家の全壊（焼）、流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、使用することが出来ない状態となり、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 4,800円 中学校生徒 5,100円 高等学校生徒等 5,600円	災害発生の日から （教科書） 1か月以内 （文房具及び通学用品） 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人（12歳以上） 219,100円以内 小人（12歳未満） 175,200円以内	災害発生の日から 10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
遺体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
遺体の処理	災害の際死亡した者について、遺体に関する処理（埋葬を除く）をする者	（洗浄、消毒等） 1体当たり 3,500円以内 （一時保存） 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当たり 5,500円以内 （検案）救護班以外は慣行料金	災害発生の日から 10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 遺体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市内において障害物の除去を行った 1世帯当たりの平均額 138,700円以内	災害発生の日から 10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費 （法第4条第1項）	1 被災者の避難の支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 遺体の捜索 6 遺体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費 （法第4条第2項）	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれの段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等（法第3条に規定する都道府県知事等をいう。）の総括する都道府県等（法第17条第1号に規定する都道府県等をいう。）の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める。	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合は、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

別表

区 分	季節	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増す ごとに加算
全壊（焼） 流失	夏	19,200	24,600	36,500	43,600	55,200	8,000
	冬	31,800	41,100	57,200	66,900	84,300	11,600
半壊（焼） 床上浸水	夏	6,300	8,400	12,600	15,400	19,400	2,700
	冬	10,100	13,200	18,800	22,300	28,100	3,700

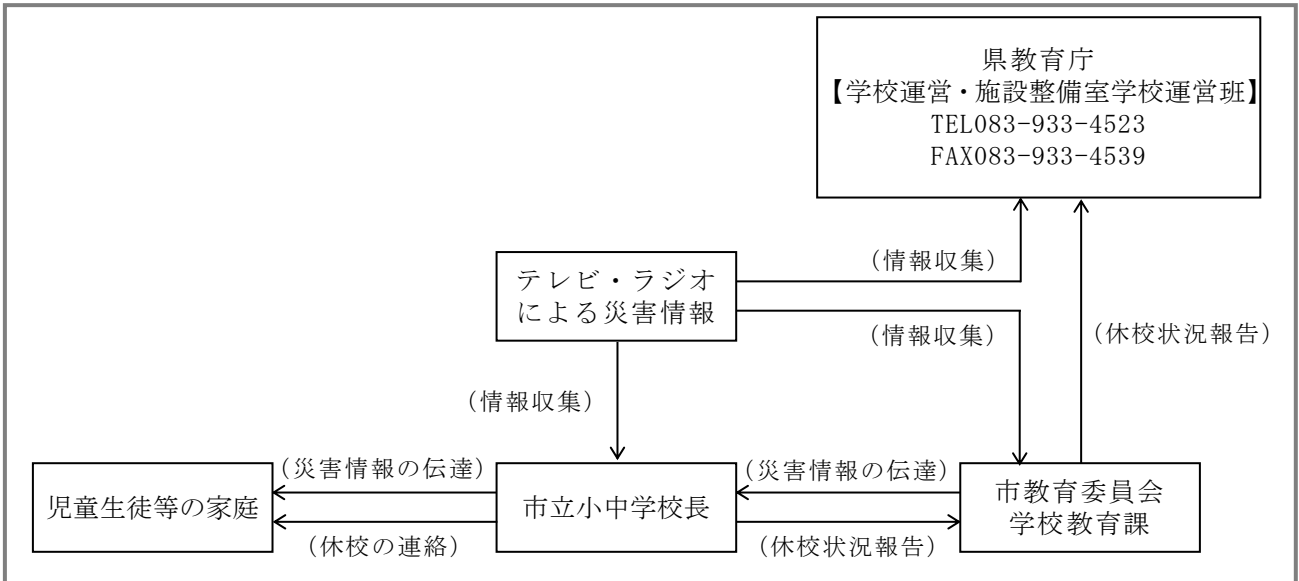
■ 3-17-6 救助の種類別業務実施区分の基準

救助の種類	該当地域防災計画編	主な担当部局名
救助の総括	共通編第3編第13章第1節 「災害救助法の適用」	社会福祉課
被害状況等の調査・報告	共通編第3編第2章第3節 「災害情報・被害情報の収集・伝達」	防災危機管理課、社会福祉課、 課税課ほか関係各課
避難所の設置	共通編第3編第8章第4節 「避難場所等の設置・運営」	行政管理課、防災危機管理課
応急仮設住宅の供与	共通編第3編第12章第2節 「応急仮設住宅の供与」	建設上の措置、対象者及び入居予定者 の選定－県又は建築課 対象者、敷地の選定－社会福祉課
被災住宅の応急修理	共通編第3編第12章第3節 「被災住宅の応急修理」	建築課、開発建築指導課
炊き出しその他による 食料の給与	共通編第3編第10章第1節 「食料の供給」	行政管理課、防災危機管理課
飲料水の給与	共通編第3編第10章第2節 「応急給水活動」	上下水道局
被服、寝具その他生活 必需品の給与又は貸与	共通編第3編第10章第3節 「生活必需品等の供給」	確保措置及び輸送－県 調査、割当、配分－社会福祉課
学用品の給与	共通編第3編第14章第1節 「応急教育対策」	教育委員会
医療及び助産	共通編第3編第6章第1節 「医療救護活動」	健康増進課、県、日本赤十字社県支部
被災者の救出	共通編第3編第5章第2節 「救急・救助活動」	防災危機管理課、健康増進課、消防本部
行方不明者の搜索	共通編第3編第18章第1節 「行方不明者の搜索」	防府警察署、消防本部、社会福祉課
遺体の処理、埋火葬	共通編第3編第18章第2節 「遺体の処理」	社会福祉課、市民課、生活安全課
障害物の除去	共通編第3編第19章第3節 「障害物除去」	道路課、河川港湾課、都市計画課、 農林漁港整備課、上下水道局
輸送車両の確保	共通編第3編第7章第4節 「輸送手段の確保」	行政管理課
賃金職員の雇い上げ	共通編第3編第13章第1節第1項4 「救助法による賃金職員等の雇い上げ」	社会福祉課、県

● 文教対策

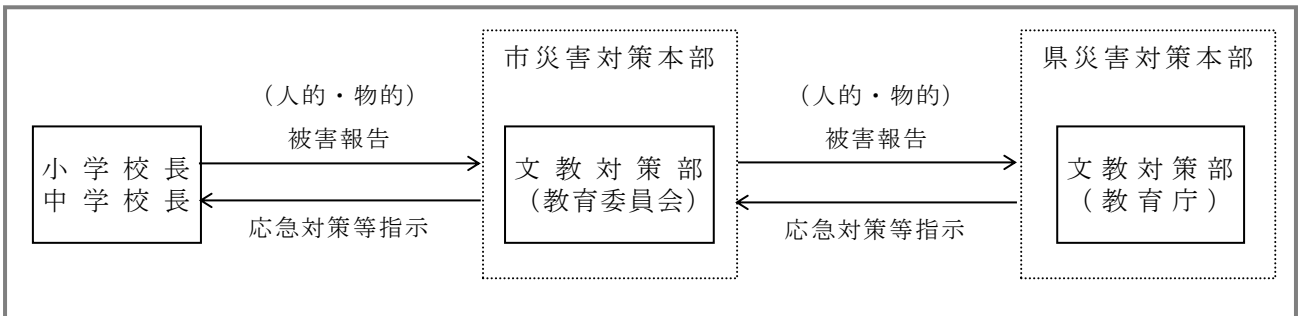
■ 3-18-1 学校における情報収集及び伝達系統

【公立小・中学校】



■ 3-18-2 文教対策実施系統図

【市立学校関係】

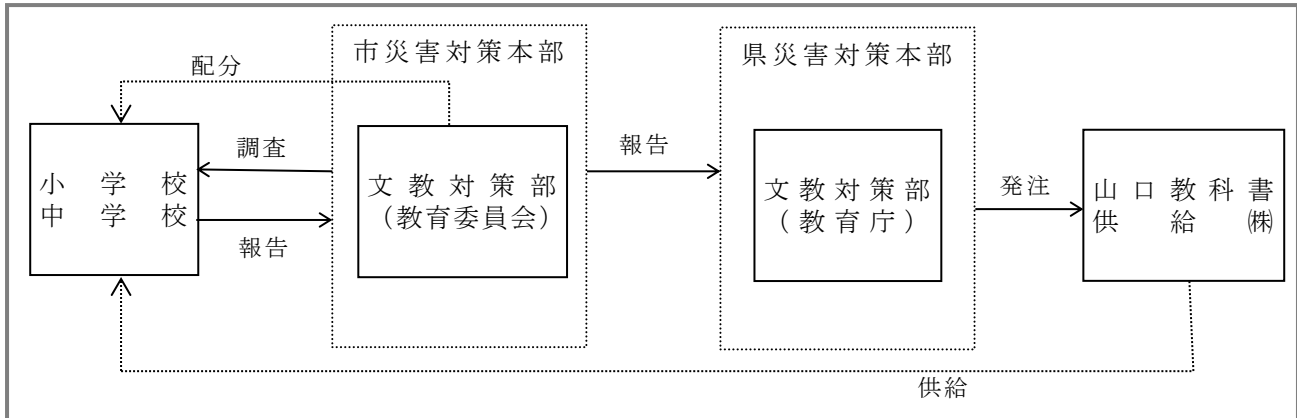


■ 3-18-3 文教対策被害報告の内容

【被害報告の内容】

被害報告の種別	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 災害速報 ◆ 公立学校人的被害に関する報告 ◆ 公立学校物的被害に関する報告（施設、教科書等） ◆ 学校給食関係被災状況調査報告 ◆ 教職員住宅被害報告
報告者、報告系統	資料編 3-18-2 「文教対策実施系統図」によるものとする。
学校施設の被害判定基準	「公立学校施設災害復旧費国庫負担金関係法令運用細目」によるものであること。

■ 3-18-4 教科書の供給あっせん系統図



■ 3-18-5 災害救助法に基づく学用品の供給に関する対象範囲

救助法による実施の範囲	給与対象	◆ 住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊及び床上浸水により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒
給与の時期		◆ 教科書・教材：災害発生の日から1か月以内 ◆ 文房具及び学用品：災害発生の日から15日以内
給与する学用品等		次に掲げる品目の範囲内で現物を給与する。 ◆ 教科書及び教材 ・ 「教科書の発行に関する臨時措置法」第2条に規定する教科書 ・ 教科書以外の教材で、教育委員会に届出又は承認を受けて使用しているもの ◆ 文房具 ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷、定規等 ◆ 通学用品 運動具、雨傘、カバン、雨靴等

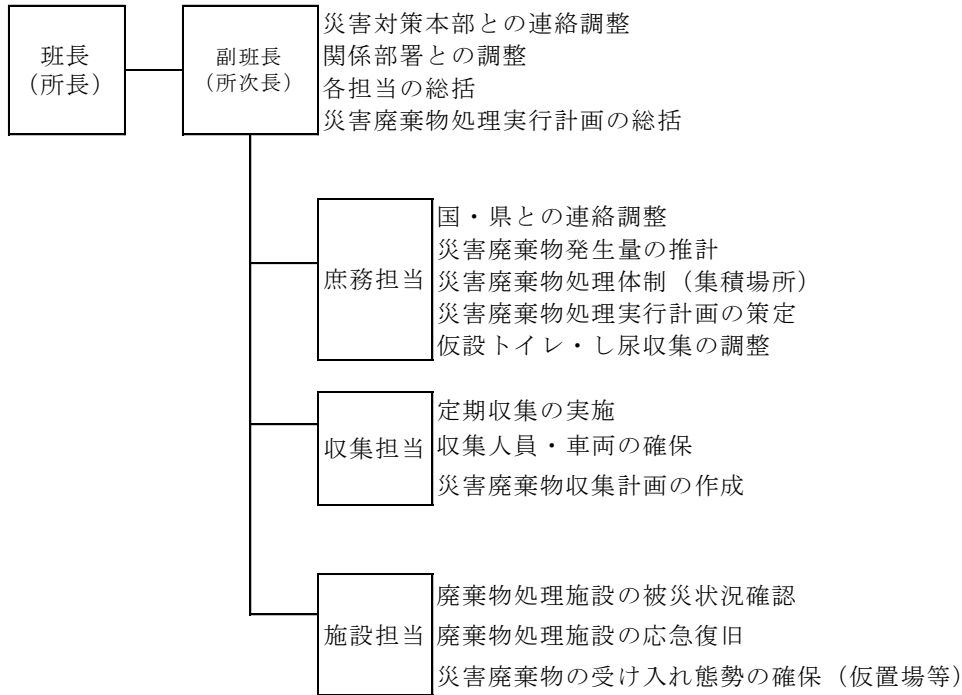
■ 3-18-6 学校等の施設の応急復旧及び施設機能の確保基準

学校施設の応急復旧	<ol style="list-style-type: none"> 1 施設の安全点検と危険箇所の表示 2 応急復旧計画の樹立等の措置 3 応急復旧のための設備及び資材の確保措置 4 被害状況の詳細な記録（写真等） 5 現地指導員の派遣
学校施設の被害に応じた施設確保の基準	<ol style="list-style-type: none"> 1 応急的な修理で使用できる場合 当該施設の応急復旧により使用する。 2 学校施設の一部が使用できない場合 特別教室、体育館等を利用する。 3 校舎の大部分が使用できない程度の場合 公民館等公共施設の利用又は被災を受けていない隣接学校の施設設備等を利用する。 4 特定の地区が全体的に被害を受けた場合 避難先の最寄りの学校、被災を免れた公民館等公共的施設を利用する。なお、利用すべき施設、設備がない場合は、応急仮校舎の建設を要請する。

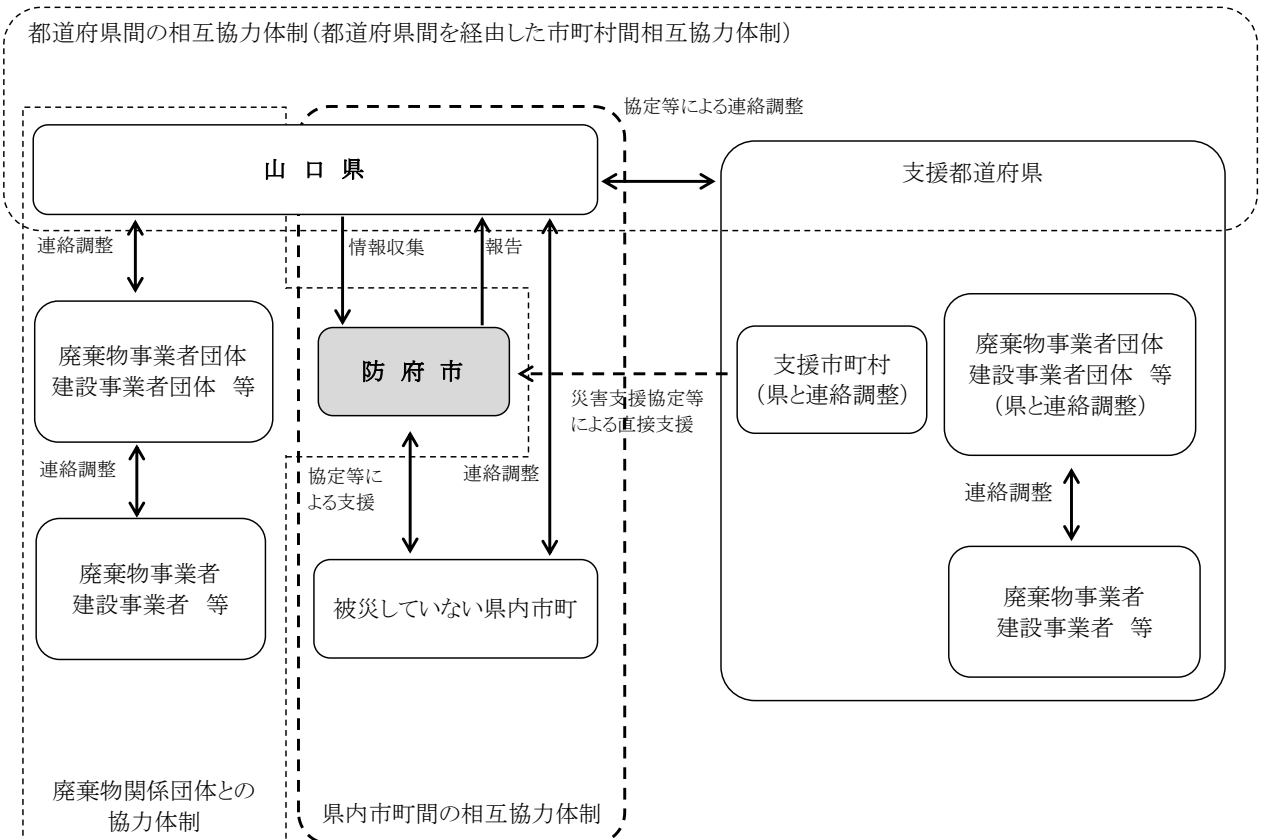
● 廃棄物処理

■ 3-19-1 災害廃棄物処理体制の概要

1 本市における処理体制



2 広域的な相互協力体制



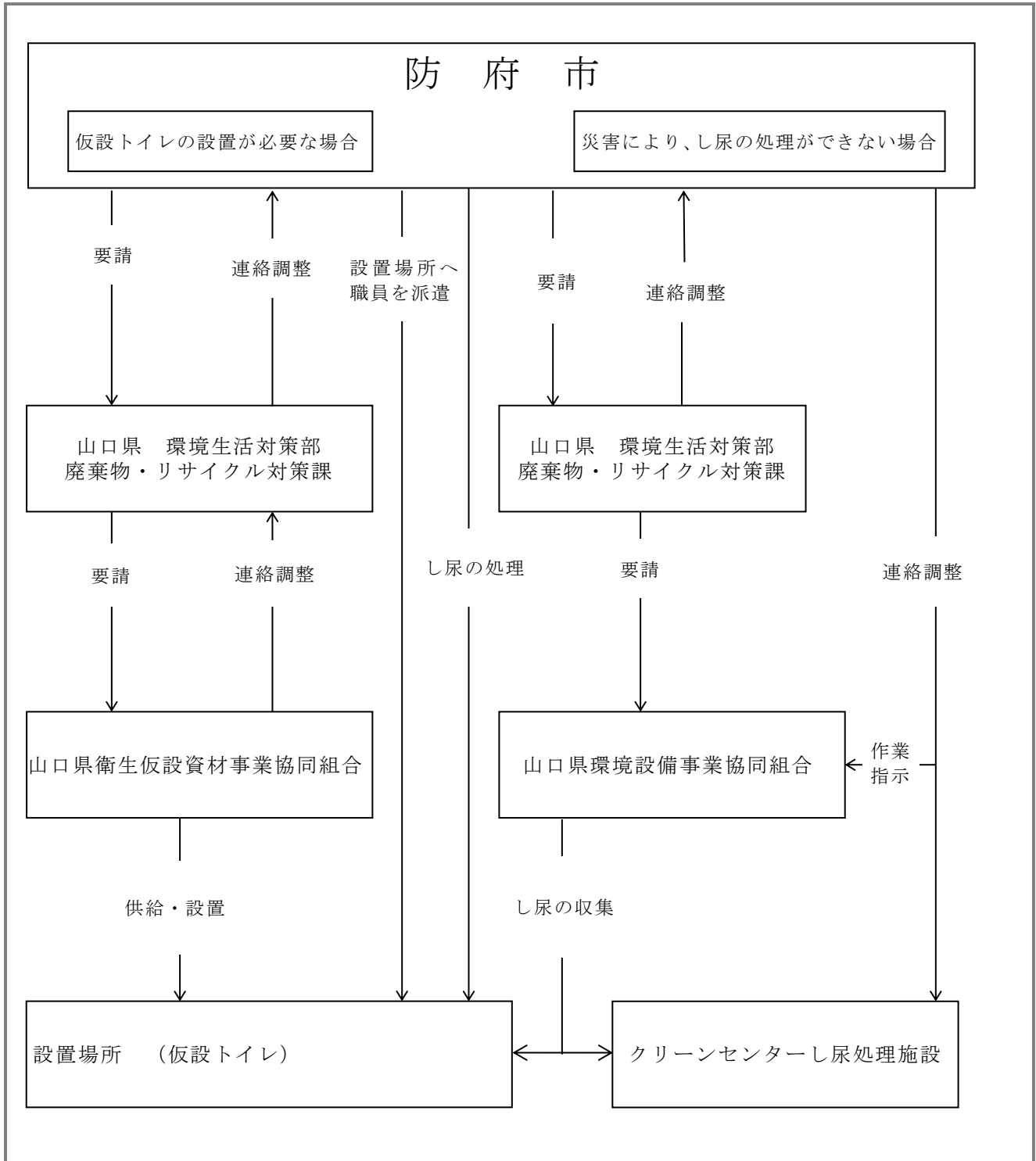
■ 3-19-2 災害廃棄物発生量パラメータ一覧

項目	計算式、パラメータ等
災害廃棄物発生量	被害を受けた建物の総床面積×床面積あたりの廃棄物重量 = (全壊・焼失棟数) × 1棟あたり床面積×床面積あたりの震災廃棄物発生量
1棟あたり平均床面積	木造：118 m ² /棟、非木造：329 m ² /棟
「全壊」による床面積あたりの廃棄物発生量	木造：0.6 t/m ² 、非木造：1.0 t/m ²
「焼失」による床面積あたりの廃棄物発生量	火災による焼失：0.23 t/m ²
「半壊」による1棟あたり廃棄物発生量	23 t/棟
「床上浸水」による1棟あたり廃棄物発生量	4.60 t/棟
「床下浸水」による1棟あたり廃棄物発生量	0.62 t/棟
津波浸水ごみの1棟あたり廃棄物発生量	116 t/棟

■ 3-19-3 避難所から発生する生活ごみ量算出式

項目	計算式、パラメータ等
避難所から発生する生活ごみ量	災害時における避難者数×1人1日平均排出量

■ 3-19-4 し尿処理体制の概要



■ 3-19-5 し尿収集必要量パラメータ一覧

項目	計算式、パラメータ等
し尿収集必要量	災害時におけるし尿収集必要人数×1人1日平均排出量 = (仮設トイレ必要人数+非水洗化区域し尿収集人口) × 1人1日平均排出量
仮設トイレ必要人数	避難者数+断水による仮設トイレ必要人数
断水による 仮設トイレ必要人数	{水洗化人口-避難者数×(水洗化人口/総人口)} × 断水率×1/2
非水洗化区域し尿収集人口	し尿収集人口-避難者数×(し尿収集人口/総人口)
1人1日平均排出量	し尿収集量/し尿収集人口

■ 3-19-6 仮設トイレの必要基数

項目	計算式、パラメータ等
仮設トイレ必要基数	仮設トイレ必要人数/仮設トイレ設置目安
仮設トイレ設置目安	仮設トイレの容量/し尿の1人1日平均排出量/収集頻度
仮設トイレの容量	400ℓとする
収集頻度	3日/回

■ 3-19-7 道路関係障害物の除去の概要

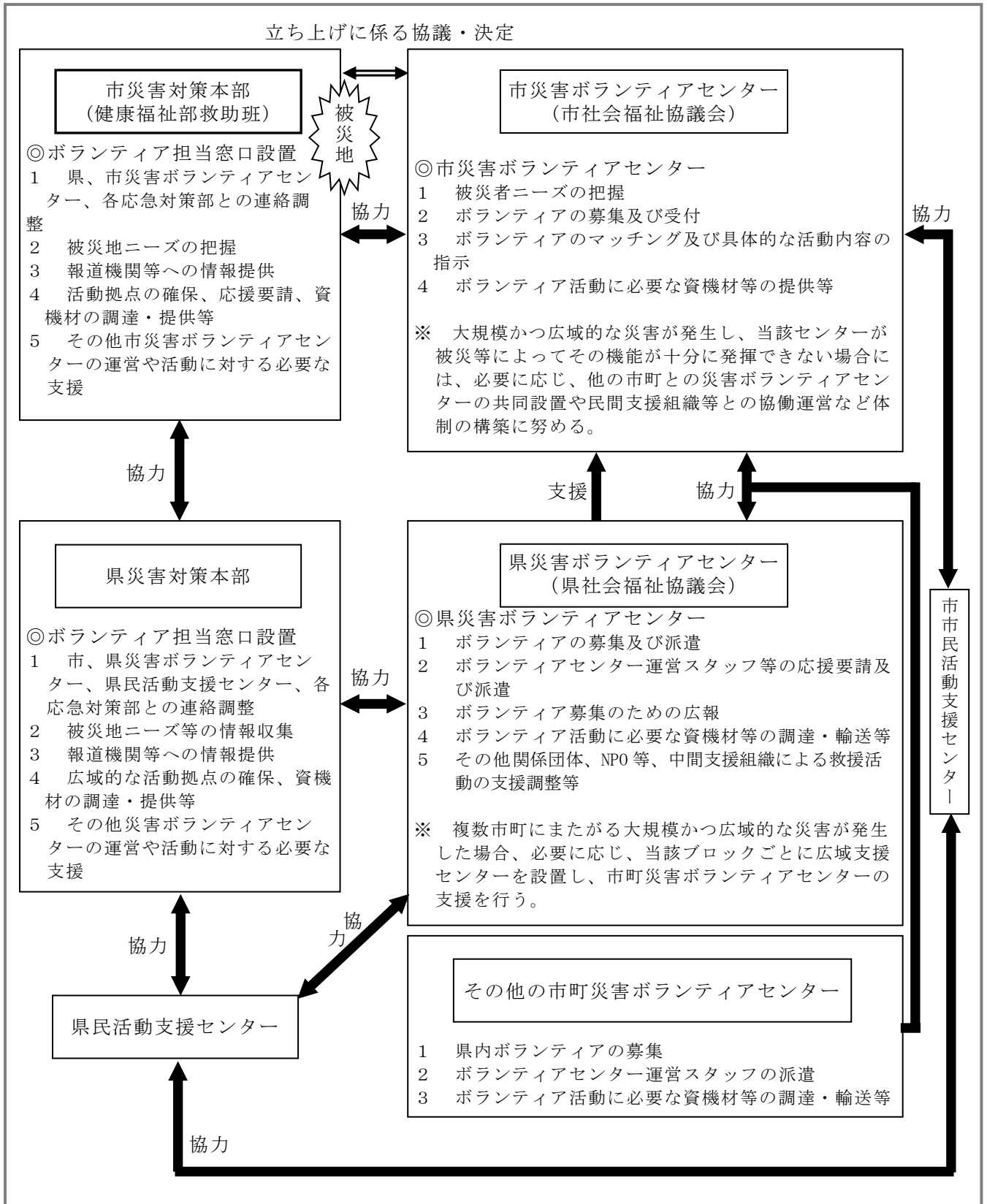
機関名	対策
市	道路上の障害物の状況を調査し、速やかに県土木建築対策部に報告するとともに、所管する道路上の障害物を除去する。また、関係機関と連絡をとり、相互協力するものとする。
県 (土木建築対策部)	出先機関、市、関係機関からの状況報告に基づき、国土交通省に報告するとともに、総合的除去対策を立て、必要な指導及び調整を行うとともに、所管の道路上の障害物を除去する。
防府警察署	交通確保の観点から、交通の妨害となっている障害物の除去について道路管理者及び関係機関に連絡して、復旧の促進に協力するものとする。
国土交通省 中国地方整備局	所管する道路について県、市、関係機関等からの情報あるいは自らの調査に基づき、障害物を除去する。
西日本高速道路株式会社	所管する道路について県、市、関係機関等からの情報あるいは自らの調査に基づき、障害物を除去する。

■ 3-19-8 河川・港湾・漁港関係障害物除去の概要

機 関 名	対 策
市	<p>所管する施設に関わる障害物を除去する。 一次対策としては、物資輸送、配送等の拠点として活用する施設等について障害物を除去する。</p>
県 (土木建築対策部、 農林水産対策部)	<p>所管する施設に関わる障害物を除去する。 一次対策としては、物資輸送、配送等の拠点として活用する施設等について障害物を除去する。 早急に除去することが困難な場合は、障害物に標識を付して、徳山海上保安部に連絡するなどの措置をとる。</p>
国 土 交 通 省 中 国 地 方 整 備 局	<p>所管する河川について、県・市・関係機関等からの情報あるいは自らの調査に基づき障害物を除去する。</p>
徳 山 海 上 保 安 部	<p>海難船舶又は漂流物、その他の物件により、船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれのあるときは、関係機関に通報し、速やかに航行警報等必要な応急措置を講じる。併せて、船舶所有者等に対し、これらの除去、その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告する。</p>

● ボランティア活動

■ 3-20-1 ボランティア活動の実施系統



■ 3-20-2 災害ボランティアセンターの活動内容

災害ボランティアセンターは、市社会福祉協議会が各種団体、個人等の協力を得て、ボランティアの募集、受入れ及び作業配分の全般に関する活動を行う。

また、市はボランティア活動が円滑に行われるよう必要な支援を行う。災害ボランティアセンターにおける主な活動内容は以下のとおり。

災害ボランティアセンターの主な活動
◆ 市及び県社会福祉協議会、民間ボランティア団体等との連絡調整
◆ 各関係機関、報道機関等に対する情報提供、広報
◆ ボランティアの受入（登録、名簿作成、腕章、登録証明書発行等）
◆ ボランティア活動保険の加入事務
◆ ボランティア活動の環境整備（資機材調達等）
◆ 被災状況等の情報収集及び提供、被災者のニーズの把握
◆ ボランティア登録者への活動要請
◆ ボランティア活動の企画・実施等の調整
◆ 一般ボランティア・専門ボランティアの振り分け
◆ ボランティア活動状況の把握、記録管理

● 復旧対策

■ 3-21-1 主な応急復旧措置【道路・橋りょう・トンネル】

【災害時の応急措置】

実施機関名		応急措置									
県	土木建築部	1 道路、橋りょうの被害状況を速やかに把握し、警察と協力して交通規制を行い、被災地域における発災直後の交通混乱を回避する。 2 まず、緊急輸送路線の確保に全力をあげ、必要な措置を講じる。 3 次に二次災害の発生のおそれのある箇所への応急措置及び所管する他の道路の啓開や障害物を除去する。									
	農林水産部	1 応急活動等を実施する上で比較的緊急度の高い都市部周辺の施設について、迅速な被害状況及び応急措置状況の把握に努める。 2 市が応急措置を実施する上で必要な技術的援助（職員の派遣を含む。）及び各種の総合調整を行う。 3 所管する道路及び橋りょうの被害状況を把握する。 4 海上輸送基地に指定された施設周辺の所管する道路、橋りょうの被災箇所の応急措置及び障害物の除去を実施する。									
	警察	1 発災直後の交通の混乱を防止するとともに、車両の安全を確保するため、速やかな情報収集活動を実施する。 2 各道路管理者と協議又は自らの判断で、必要に応じ被災地域一帯を対象に、あるいは指定された緊急輸送路線確保のための交通規制を実施する。 3 必要がある場合は、他県の公安委員会に交通規制を要請する。 4 危険物の流出が認められた場合、直ちに防除活動を行うとともに、避難誘導活動を行うものとする。 5 災害発生後直ちに、被災現場及び周辺地域並びにその他の地域において、交通安全施設の緊急点検を実施するなど必要な措置を講ずる。									
市 (土木都市建設部) (産業振興部)	1 道路、橋りょうの被害状況を速やかに把握し、警察と協力して交通規制を行い、被災地域における発災直後の交通混乱を回避する。 2 まず、緊急輸送道路の確保に全力をあげ、必要な処置を講じる。 3 次に二次災害の発生のおそれのある箇所への応急処置及び所管する他の道路の啓開や障害物の除去を行う。 4 港湾、漁港関連道路及び橋りょうの被害状況を把握する。										
中国地方整備局 (山口河川国道事務所)	1 所管する道路、橋りょう及びトンネルの被害状況を速やかに把握する。 2 県防災計画に指定されている緊急輸送路の交通の確保に全力をあげ、被災箇所の応急復旧、障害物の除去に努める。										
西日本高速 道路株式会社 (周南高速道路事務所)	1 災害発生後速やかに警察と協力して、交通規制を実施する。 2 県防災計画に緊急輸送路として指定されている路線を優先して被害状況の把握に努めるとともに、被災箇所の応急措置、障害物の除去に努める。 3 パトロールカー及び情報板、看板等により、また、報道機関（ラジオ）の協力を得て適時適切な道路情報を提供し、通行車両の安全確保に努める。 4 地震発生時における交通規制の基準は、おおむね次により行う。										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>道路構造等</th> <th>指標</th> <th>速度規制協議</th> <th>通行止</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般的な構造を有する区間</td> <td>計測震度（震度階級）</td> <td>4.0以上5.0未満 (震度4以上)</td> <td>5.0以上 (震度5強以上)</td> </tr> </tbody> </table>	道路構造等	指標	速度規制協議	通行止	一般的な構造を有する区間	計測震度（震度階級）	4.0以上5.0未満 (震度4以上)	5.0以上 (震度5強以上)	5 災害発生時の通報体制 県災对本部に情報連絡を行う必要がある場合は、「全面通行止め、市民に重大な被害を与える事故の発生」とする。 災对本部が設置されていない場合は、防災危機管理課へ連絡する。	
道路構造等	指標	速度規制協議	通行止								
一般的な構造を有する区間	計測震度（震度階級）	4.0以上5.0未満 (震度4以上)	5.0以上 (震度5強以上)								

【応急復旧対策】

実施機関名	応急復旧対策
県 (土木建築部) (農林水産部)	1 応急復旧作業は、建設業界に委託して実施し、緊急輸送路の道路啓開を最優先に行う。 2 その後、一般道路のうち、応急復旧活動、市民生活に必要となる道路で、二次災害を誘引する被災箇所（陥没、決壊等）の応急復旧工事を実施する。 3 応急工事は、被害の状況に応じて必要な仮工事を実施する。 4 上下水道、電気、ガス、電話線等道路占用施設の被害が併せ発生した場合は、当該施設の管理者と相互に連絡し、適切な応急措置を講じるものとする。 緊急時で、そのいとまがないときは、直ちに応急措置を講じるが、事後関係者に連絡するものとする。
市 (土木都市建設部) (産業振興部)	県が実施する応急復旧対策に準じ、必要な対策を実施する。
中国地方整備局 (山口河川国道事務所)	被害を受けた道路について、緊急輸送道路その他の道路の順に応急復旧工事を行い道路機能の確保に努める。
西日本高速道路株式会社 (周南高速道路事務所)	速やかな交通の確保及び被害の拡大防止の観点から、応急復旧を実施するものとし、通行止めを実施している場合は、少なくとも上下1車線の走行が可能な状態になるよう復旧させるものとする。

■ 3-21-2 主な応急復旧措置【河川・ため池・内水排水施設】

実施機関名	応急復旧対策
<p>県 (土木建築部) (農林水産部)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害が発生した場合、直ちに所管する河川、ダム、下水、ため池等の管理施設の被災点検を実施する。 2 市が応急措置を実施するうえで必要な技術的援助（職員の派遣を含む。）及び各種の総合調整を行う。 3 所管する被災施設の応急復旧工事を実施する。 堤防、護岸の応急措置としては、通常本工事より規模の小さい仮の構造物を迅速に設置し、水の流出入を止める工事を行うが、実施する工法等については、地形等を勘察し適切な工法によるものとする。 4 排水施設の被害を取りまとめるほか、移動排水ポンプを確保し、市へ派遣する。 5 特に、住民の安全確保の観点から、緊急に応急復旧を実施する必要がある対象としては、おおむね次のとおり。 (1) 堤防の破堤、護岸、天然河岸の決壊、ダムの損壊等で放置すれば住民の生命財産に重大な影響を与えるおそれのあるもの。 (2) 河川が埋まり流水の疎通を著しく阻害するもの。 (3) 護岸、床止、水門、樋門、樋管若しくは天然護岸の全壊又は決壊で、これを放置すれば著しい被害を生じるおそれがあるもの。 6 流域下水道の下水ポンプ等排水施設に被害を受けた場合は、特に汚水の氾濫による被害防止に重点を置き、速やかに施設の応急復旧に努める。
<p>市 (土木都市建設部) (産業振興部) (上下水道局)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 水防活動と並行して市が管理する施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視する。 2 被害箇所については、直ちに県に報告するとともに、必要な応急措置を講じるものとする。 3 排水機場施設に被害が生じた場合は、直ちに県に報告し、移動排水ポンプの派遣を求めるなどして内水による浸水被害の拡大を防止する。 4 下水ポンプ場等の排水施設に被害を受けた場合は、特に汚水の氾濫による被害防止に重点を置き、速やかに施設の応急復旧に努める。
<p>中国地方整備局 (山口河川国道事務所)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害が発生した場合、直ちに所管する河川・ダムの管理施設及び付属設備の点検を実施する。 2 堤防・護岸等への被害が発生した場合には、特に氾濫水による被害の拡大防止に重点を置き、速やかに応急復旧に努める。

■ 3-21-3 主な応急復旧措置【港湾・漁港施設】

実施機関名	応急措置・応急復旧対策
<p>県 (土木建築部) (農林水産部)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 港湾施設 陸海から、港湾施設の被災の調査点検を行い、被害状況を把握し、関係機関（徳山海上保安部・船舶輸送関係業者等）に連絡するとともに、県（港湾課）に報告する。 2 漁港施設 漁業協同組合等の協力を得て、陸海から被害状況の点検を実施する。 3 海上輸送基地として指定された港湾・漁港については、機能の確保が早期に図られるよう応急復旧工事に着手する。 4 港湾・漁港に係る応急工事 <ol style="list-style-type: none"> (1) 後背地に対する防護 高潮、高波、地震、津波による防潮堤の破堤又は決壊のおそれがある場合には、補強工事を行い、破堤又は決壊した場合は、潮止工事、拡大防止応急工事を施工する。 (2) 航路、泊地の防護 土砂、がれき等の流入により航路、泊地が埋そくし使用不能となった場合は、応急措置として浚渫を行う。 (3) けい留施設 岸壁、荷揚げ場等の決壊に対する応急措置は、決壊部分の応急補強工事を行い、破壊拡大を防止する。
<p>市 (産業振興部)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 漁港施設 漁業協同組合等の協力を得て、陸海から被害状況の点検を実施する。 2 海上輸送基地として指定された漁港については、機能の確保が早期に図られるよう応急復旧工事に着手する。 3 漁港に係る応急工事 <ol style="list-style-type: none"> (1) 後背地に対する防護 高潮、高波、地震、津波による防潮堤の破堤又は決壊のおそれがある場合には、補強工事を行い、破堤又は決壊した場合は、潮止工事、拡大防止応急工事を施工する。 (2) 航路、泊地の防護 土砂、がれき等の流入により航路、泊地が埋そくし使用不能となった場合は、応急措置として浚渫を行う。 (3) けい留施設 物揚場等の決壊に対する応急措置は、決壊部分の応急補強工事を行い、破壊拡大を防止する。
<p>徳山海上保安部</p>	<p>災害発生と同時に海上船舶交通の安全確保のため、次の応急措置を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 被災区域の交通規制の実施 2 被災区域内の交通整理 3 航路障害物の除去 4 その他の防災上の措置 <ol style="list-style-type: none"> (1) 気象情報の収集伝達 (2) 船舶在泊状況の把握 (3) 港内巡回による避難の勧告、避泊地への誘導等の臨船指導 (4) 危険物荷役の中止勧告 (5) 港内整理及び避泊錨地の推薦 (6) 必要に応じ、けい留施設の使用制限又は禁止 (7) 必要に応じ、移動命令及び航行制限 (8) 乗組員不在船舶に対する保安要員の配置指導並びに在泊船舶全般に対する荒天準備の指導 (9) 海上における流出油等の防除 (10) 船舶火災、海上火災の消火活動 (11) 必要に応じ、自衛隊の災害派遣の要請

■ 3-21-4 主な応急復旧措置【海岸保全施設】

実施機関名	応急復旧対策
<p>県 (土木建築部) (農林水産部)</p>	<p>1 気象情報（暴風、高潮）等により、災害発生のおそれが事前に予想されるときは、水門、樋門の閉鎖等必要な措置を行う。</p> <p>2 管理する施設が暴風、高潮等により被害を受けたときは、被害状況を速やかに調査し、応急復旧工事を実施する。特に、住民の安全確保上緊急に復旧を行う必要のある対象は、次のとおりである。</p> <p>(1) 堤防</p> <p>(2) 護岸、胸壁、水門・排水機場の全壊又は決壊で、これを放置すれば著しい被害を生じるおそれがあるもの。</p>
<p>市 (土木都市建設部) (産業振興部)</p>	<p>県が実施する応急措置に準じて必要な対策を実施する。</p>

■ 3-21-5 主な応急復旧措置【砂防設備・地すべり防止施設・急傾斜地崩壊防止施設】

実施機関名	応急復旧対策
<p>県 (土木建築部) (農林水産部)</p>	<p>砂防設備、地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設が災害により被害を受けた場合は、住民の生活に特に大きな支障を及ぼすため、被害状況を速やかに調査し、二次災害から住民を守るため、必要な措置を講じるとともに、応急復旧対策を実施する。</p> <p>1 砂防設備</p> <p>(1) 砂防えん堤 砂防えん堤が決壊した場合は、仮土留や仮水路の設置、土石の排除等、通水断面確保のための応急対策工事を実施する。 また、状況に応じて、市や住民に対して警戒避難情報を提供するため、雨量計や土石流センサーを設置する。</p> <p>(2) 溪流保全工 溪流保全工が決壊した場合は、大型土のうを設置する等により応急対策工事を実施する。</p> <p>2 地すべり防止施設 地すべりが発生した変状範囲の確認、移動量、変位量等の計測を行うとともに、地表水排除工、排土工、押え盛土等の応急対策工事を行う。</p> <p>3 急傾斜地崩壊防止施設 崩壊土砂が流出するのを防止するための防護柵の設置や崩壊斜面への雨水浸入対策等の応急対策工事を行う。</p>
<p>市 (土木都市建設部)</p>	<p>県が実施する復旧対策に準じ必要な対策を実施する。</p>

■ 3-21-6 主な応急復旧措置【治山・林道施設】

実施機関名	応急復旧対策
<p>県 (農林水産部)</p> <p>市 (産業振興部)</p>	<p>1 治山施設 えん堤、谷止、床固、防潮堤及び護岸又は山腹工事、地すべり防止工事等について、その被害状況を調査するとともに、必要な応急対策を実施する。</p> <p>2 林道施設 (1) 林道は、地域によっては生活道路となっていることから、被害状況の早期把握に努める。 (2) 応急復旧は、次のような状況にあるとき実施する。 ア 林道沿線住民の生計の維持に支障を及ぼすと判断されるとき。 イ 復旧資材、農産物（生鮮食料の搬出）及び林産物の搬出に著しい影響がある場合。 ウ 孤立地帯の迂回路等として活用する必要がある場合。</p>

■ 3-21-7 主な応急復旧措置【中国電力ネットワーク】

【防災体制の発令・解除の考え方】

区 分	発令の考え方	解除の考え方
警戒体制 (災害準備対策室)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 山口県内のネットワークセンター担当区域に一定の被害が予測される場合 ◆ 山口県内のネットワークセンター担当区域に内被害が発生し、応急対応を実施する必要がある場合 	○ 応急対応をする必要がなくなり、かつ山口県内のネットワークセンター担当区域で新たに被害が発生する恐れがなくなった場合
非常体制 (災害対策室)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 山口県内のネットワークセンター担当区域内に大規模な被害が発生し、応急対応を実施する必要がある場合 	○ 山口県内のネットワークセンター担当区域で新たに被害が発生する恐れがなくなり、かつ大規模な応急対応をする必要がなくなった場合
特別非常体制 (特別災害対策室)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 山口県内のネットワークセンター担当区域に甚大な被害が発生し、復旧に相当の時間を要するなど社会的影響が非常に大きい場合 	○ 山口県内のネットワークセンター担当区域で新たに甚大な被害が発生する恐れがなくなり、かつ非常に大きい社会的影響がなくなった場合

〈防災体制の自動発令〉

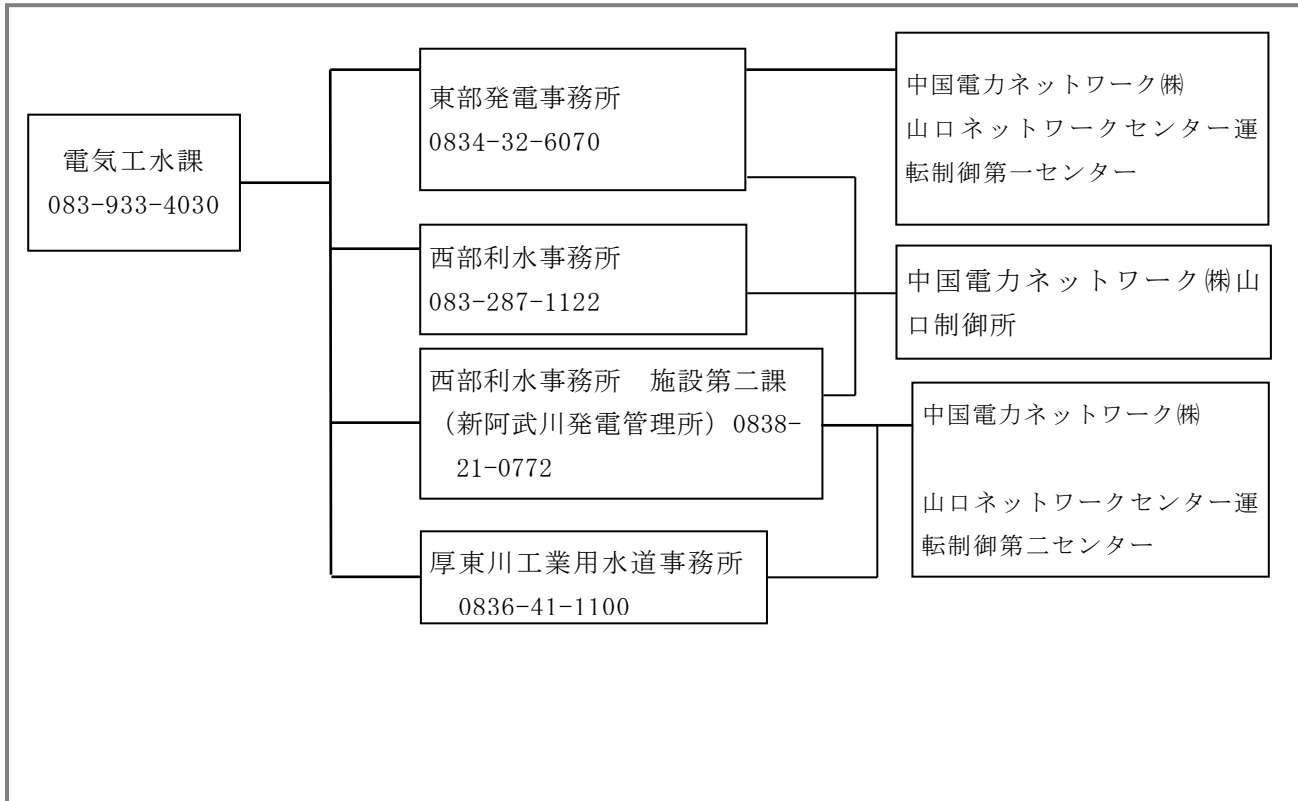
- (1) 山口県内のネットワークセンター担当区域において、震度6弱以上の地震が発生した場合は、防災体制の発令・解除の定めにかかわらず、特別非常体制を自動発令する。
- (2) 自動発令は山口ネットワークセンター所長が発令したものとみなす。
- (3) 自動発令した特別非常体制の伝達および解除については、防災体制の発令・解除に定めるところによる。

■ 3-21-8 主な応急復旧措置【県営電力施設】

【県営電力施設及び電力の供給先】

電力施設	供給先
佐波川発電所	中国電力ネットワーク(株)中山変電所に供給

【県営電力施設に関する情報伝達系統図】



■ 3-21-9 主な応急復旧措置【ガス事業者（旧一般ガス事業者）】

【活動体制】

実施機関名	活動体制
山口合同ガス株式会社	<p>本社及び各地区に非常災害対策本部を設置し、全社的な応急活動体制をとる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 非常災害対策組織及び系統 2 本社対策本部活動組織及び各担当の業務分担 3 地区対策本部活動組織及び各担当の業務分担 4 非常災害時の連絡体制 5 非常時における特別出勤（動員）連絡 6 地区（支店）間相互の応援体制

【主な応急対応措置】

対策事項	実施する活動
1 災害時における初動措置	<ol style="list-style-type: none"> (1) 県、市防災関係機関及び社内事業所等から被害情報等の情報収集 (2) 供給設備等の点検 (3) 工場、整圧器における送出入量の調整又は停止 (4) 被害状況に応じたガス導管網のブロックごとの遮断及び減圧措置 (5) その他状況に応じた措置
2 応急措置	<ol style="list-style-type: none"> (1) 本社、各地区対策本部の指示に基づき、各事業所等は有機的に連携を図り、設備の応急復旧措置に当たる。 (2) 設備の点検を行い、機能及び安全性を確認する。 (3) 工場の製造設備が被災の場合は、ガスホルダーにより供給する。 (4) 供給設備及び導管が被災し、被災状況が緊急対応能力を超えるおそれがある場合は、該当地域の供給を停止する。 (5) ガス貯蔵施設が被災した場合は、直ちに付近住民の避難措置が必要かどうかの判断を行い、市、県、消防、警察等に連絡をとるとともに、必要に応じて避難誘導を行う。
3 復旧対策	<p>ガス設備の被災に係る保安、応急工事の施工等応急対策の実施の基準は、ガス事業法関係法令の保安基準に基づいて実施するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) ガス設備の復旧活動 <ul style="list-style-type: none"> ガスの供給を停止した場合の復旧作業については、二次災害の発生防止を第一として、復旧作業を進める。 ア 工場における復旧作業 イ 整圧器における復旧作業 ウ 高圧・中圧導管の復旧作業 エ 低圧導管と需要家設備の復旧作業 (2) 供給再開時における事故発生防止措置 <ul style="list-style-type: none"> ガスを停止した場合特に問題となるのは、ガス供給再開時における取扱いである。操作手順を誤ると思わぬ二次災害に結びつくため、特に慎重な対応のもと実施する。 ア 工場 <ul style="list-style-type: none"> ガス事業関係法令の保安基準等に基づく作業手順により、各設備の点検を実施し、必要に応じて補修を行い、各設備の安全性を確認の上、製造・供給を開始する。 イ 供給施設

対 策 事 項	実 施 す る 活 動
	<p>二次災害を防止するための点検措置を実施する。</p> <p>ウ 需要家施設 各需要家の内管検査及びガスメーターの個別点検試験を実施し、ガスの燃焼状態を確認したのち使用を再開する。</p>
<p>4 供給を停止した場合の需要家への周知措置</p>	<p>(1) ラジオ、テレビ、広報車等を通じ、以下の内容について周知する。 ア ガスの供給を停止したこと。(停止地区をわかりやすく) イ ガス栓、器具栓、メーターガス栓を閉めておくこと。 ウ ガス事業者が安全を確認するまでガスを使わないこと。</p> <p>(2) 市等関係機関へガスの供給を停止したことを伝えるとともに、広報活動への協力を要請する。</p> <p>(3) 供給継続地区へのガス安全使用についての注意喚起の実施。</p>
<p>5 資機材の調達・応援体制</p>	<p>(1) 資機材の調達 復旧用資機材の確保については、在庫、予備品等を把握し、不足する資機材は、次のいずれかにより確保する。 ア 取引先、メーカー等からの調達 イ 各事業所間の流用 ウ 他ガス事業者からの融通</p> <p>(2) 応援体制 「地震・洪水等非常事態における救援措置要領」に基づき、洪水発生時、救援要請時に、迅速かつ的確に中国部会を通じて日本ガス協会に連絡を行う。</p>

■ 3-21-10 主な応急復旧措置【水道施設】

【応急対策】

対策項目	措置内容
1 災害復旧用資機材の整備	<p>(1) 復旧に必要な管・弁類等の材料については、日常から在庫数量を把握するとともに、整理をしておく。</p> <p>(2) 不足する場合は、取扱店、他の市町等から調達することになるため、あらかじめ日本水道協会山口県支部と協議するなどして迅速な確保が図られるようにしておくものとする。</p>
2 施設の点検	<p>災害発生後は、速やかに水道施設を点検し、被害状況を把握する。</p> <p>(1) 水源施設及び工事現場等を点検し、被害状況を把握する。</p> <p>(2) 管路等については、巡回点検を実施し、水圧状況や漏水、道路陥没等の有無及び被害の程度のほか、地上構造物の被害状況等の把握に努める。</p> <p>(3) 次の管路等については、優先して点検を行う。</p> <p>ア 主要送水管路</p> <p>イ 医療救護施設、避難所及びこれに至る管路</p> <p>ウ 都市機能を維持するための重要施設である発電所、変電所等に至る管路</p> <p>エ 河川、鉄道等の横断箇所</p>
3 応急措置	<p>被害箇所の本復旧までの間、被害が拡大するおそれがある場合及び二次災害のおそれがある場合には、速やかに応急措置を実施する。</p> <p>(1) 水源地 施設にき裂、崩壊等の被害が生じた場合は、必要に応じて取水・導水の停止又は減量を行う。</p> <p>(2) 送水・配水管</p> <p>ア 漏水等により道路等に陥没が発生し、道路交通上危険な箇所は、断水措置を講じた後、保安柵等による危険防止措置を実施する。 この場合、道路管理者、警察に、直ちに通報連絡を行い、救助活動等への支障とならないように努める。</p> <p>イ 管路の被害による断水区域を最小限に止めるため、速やかに配水調整を行う。</p>

【復旧対策】

対 策 項 目	措 置 内 容
1 水源地の復旧活動	<p>水源地の機能に重要な影響を及ぼすものについては、速やかに復旧を行う。</p>
2 管路の復旧計画	<p>災害発生時において円滑迅速な復旧が実施できるよう、あらかじめ復旧の順位等を定め、以下により実施するものとする。</p> <p>(1) 復旧に当たっては、随時配水系統等の切替え等を行いながら、被害の程度及び復旧の難易度、被害箇所の重要度、水源地・給水所の運用状況等考慮して、復旧効果が最もあがる管路から順次行う。</p> <p>(2) 資機材の調達、復旧体制及び復旧の緊急度等を勘案し、必要に応じて仮配管、仮復旧を実施する。</p> <p>(3) 送水・配水管路における復旧の優先順位</p> <p>ア 第一次指定路線 送水管及び主要配水幹線として指定した給水上重要な管路</p> <p>イ 第二次指定路線 重要配水管線として指定した第一次指定路線に準ずる管路及び給水拠点へ至る管路</p> <p>(4) 給水装置の復旧活動</p> <p>ア 送水管の復旧及び通水と平行して実施する。</p> <p>イ 需要家の給水装置の復旧は、緊急度の高い医療施設、人工透析治療施設等を優先して行う。</p>
3 広報活動	<p>(1) 災害時における市民の不安を沈静させる意味からも水道事業の果たす役割の大きいことに鑑み、被害状況、応急給水、復旧予定等について適時的確な広報を実施する。</p> <p>(2) 広報活動は、広報車、ラジオ及び新聞等の報道機関を併用して実施する。</p> <p>(3) 活動体制を確立し（責任者を定めるなど）、万全を期すものとする。</p>

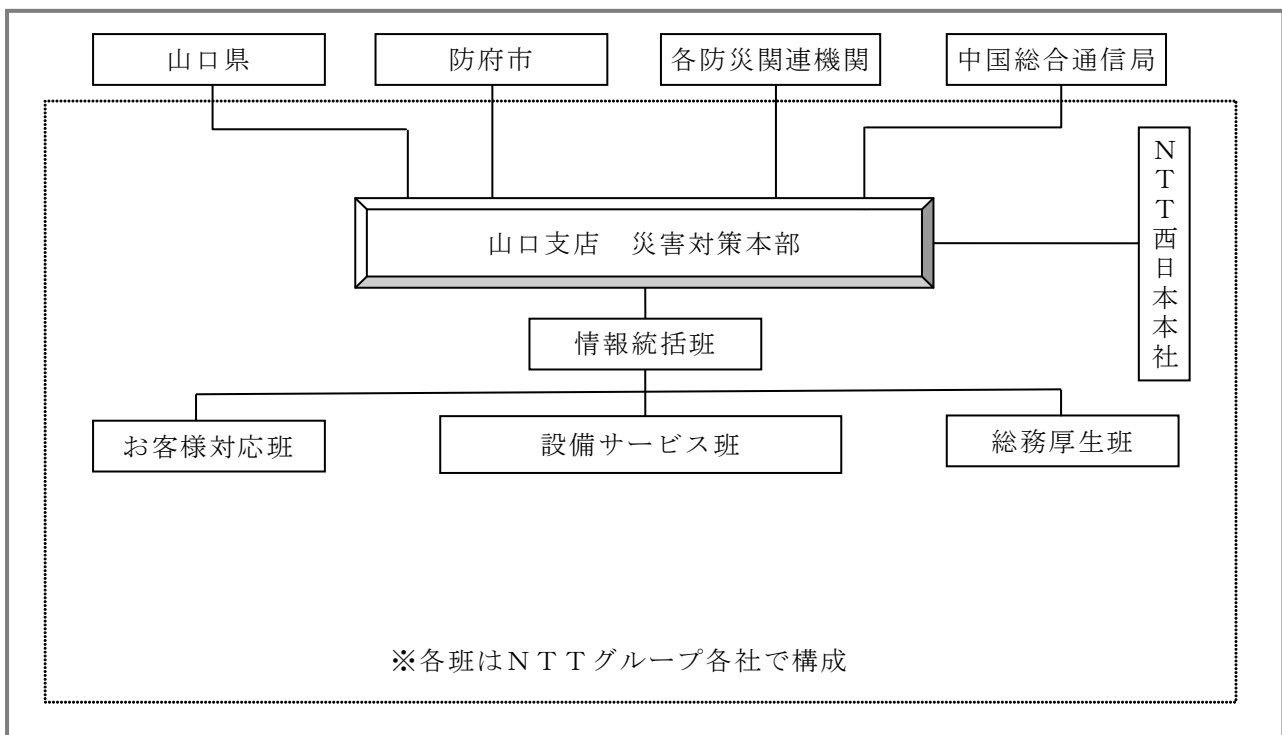
■ 3-21-11 主な応急復旧措置【電気通信設備】

【活動体制】

実施機関名	活動体制
西日本電信電話株式会社	災害が発生した場合には、西日本電信電話株式会社山口支店が行う電気通信設備等災害応急対策及び災害復旧については、別に定める「西日本電信電話株式会社災害等対策規定」及び同実施細則に基づき、必要な措置を講じる。

1 災害情報連絡体制の確立

(1) 災害対策組織設置連絡図及び災害発生時の連絡系統図



(2) 災害情報の収集伝達概要

災害状況等の報告経路	山口支店災害対策組織は、各事業所の災害対策組織からの報告を取りまとめ、速やかにNTT西日本災害対策組織に連絡する。	
災害対策情報の伝達	山口支店は、各事業所からの速報を一元的に収集し、的確な災害対策を実施するため、必要な事項を指示又は通知するとともに、災害指定の要否についても検討する。	
災害対策情報の広報及び報告	県（災害対策本部又は防災危機管理課）への報告は、情報統括班（本部を設置していない場合は災害対策室）が行う。	
	報道機関への情報提供等外部機関に対する周知については、総務厚生班（本部を設置していない場合は総務担当）が行う。	
	県へ伝達を要する場合	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 重大な被害（通信不通区間を生じたとき）が発生した場合 ◆ 気象警報発表中における一般電話のり障状況等
	伝達様式	省略
災害速報	災害速報と災害概況	災害が発生した場合、まず第1報として災害発生速報（日時、場所及び判明模様）を報告し、一般社会的被害状況並びに救助法の発動状況等については、判明しだい災害概況を取りまとめ、報告する。
	報告様式	省略
	報告の期間	災害が発生した時点から、応急復旧を完了し、再発のおそれがおぼなくなるまで行うものとする。
	速報の経路	災害速報経路図による。
災害対策組織設置報告	災害対策組織を設置した場合は、その日時並びに情報連絡責任者正、副各1名及び担当者名を関係事業所に報告又は連絡するものとする。 連絡系統は、災害対策組織設置連絡図による。	
社内外への災害情報の周知	社内	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 支店内は、店内放送により災害情報を周知する。 ◆ 事業所に対しては、適時管内の被害状況を周知する。
	社外	◆ 総務厚生班から災害情報を提供する。

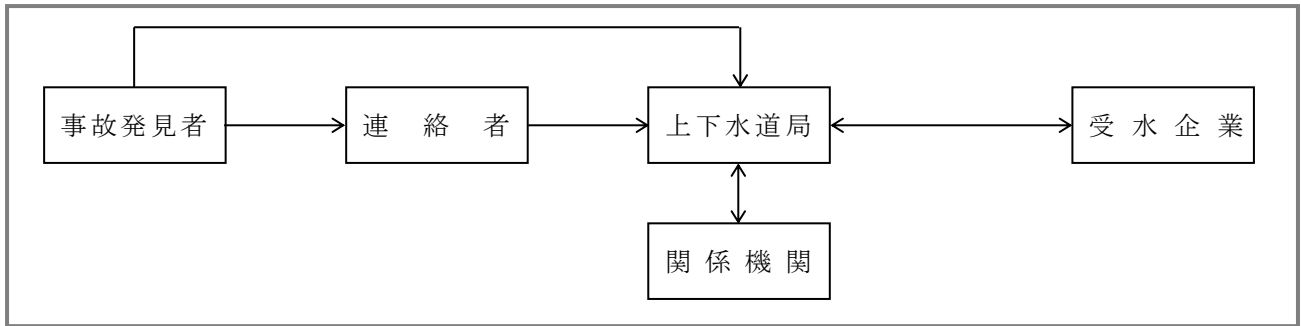
2 応急対策

災害対策機器の配備	非常用可搬形収容装置類	災害により、山口支店の交換設備等が被災したときに運搬し、電話やインターネットサービスを提供します。
	無線装置	通信途絶のおそれがある地域へ衛星無線（ポータブル衛星）及び可搬無線機を配備している。
	移動電源車	災害時の長時間停電に対して通信用電源を確保するため、移動電源車を主要事業所に配備している。
	応急復旧ケーブル	応急復旧用として各種のケーブルを保持している。
特設公衆電話の設置と緊急・非常扱い電報の受け付け	特設公衆電話の開設	救助法が適用された場合（救助法の発動が確実と思われる場合を含む）や事変その他の非常事態が発生した場合には開設される救助活動拠点、避難所、救護所等に特設公衆電話を設置する。
	緊急・非常扱い電報の受け付け	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 非常扱いの電報又は緊急扱いの電報は受付電話番号115番で受け付ける。その際発信人はその旨を電報サービス取り扱所に申し出るものとする。 ◆ 緊急扱いの電報・非常扱いの電報は、他の電報に先立って伝送及び配達を行う。
電気通信設備の点検	<p>災害が発生した場合又は発生のおそれがある場合には、次の設備、機材の点検等を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 電気通信設備の巡回、点検及び防護 ◆ 災害対策用機器及び車両の点検、整備 ◆ 応急対策及び復旧に必要な資材、物資の点検及び確認、輸送手段の確認と手配 	
応急措置	<p>災害により通信施設が被災又は異常輻輳等により、通信の疎通が困難あるいは途絶した場合には最低限の通信を確保するため、次のような応急措置を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 臨時回線の作成 ◆ 中継順路の変更 ◆ 規制等による疎通確保 ◆ 災害用伝言ダイヤル（171）及び災害用伝言板(web171)の運用 ◆ 特設公衆電話の設置 ◆ その他必要な措置 	

3 復旧対策

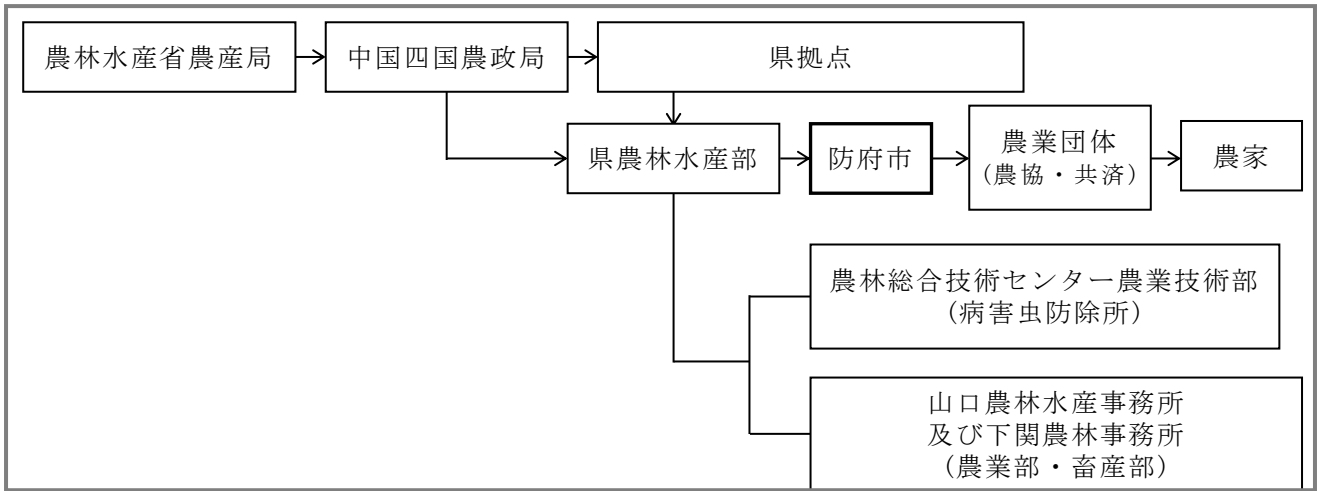
復旧対策	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 被災した電気通信設備等の復旧は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。被災地域、被災施設の状況等を勘案しながら次の工事を実施する。 ◆ 必要と認めるときは、災害復旧に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員・資材及び輸送の手当を行う。 ◆ 復旧に当たっては、行政機関、ライフライン事業者と連携し、早期に努める。 	
災害復旧工事の計画	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 応急復旧工事 ◆ 現状復旧工事 ◆ 本復旧工事 	
復旧の順位等	地震災害等により被災した電気通信設備の復旧については、あらかじめ順位等を定め、計画的に実施する。	

■ 3-21-12 工業用水道施設の連絡体制図



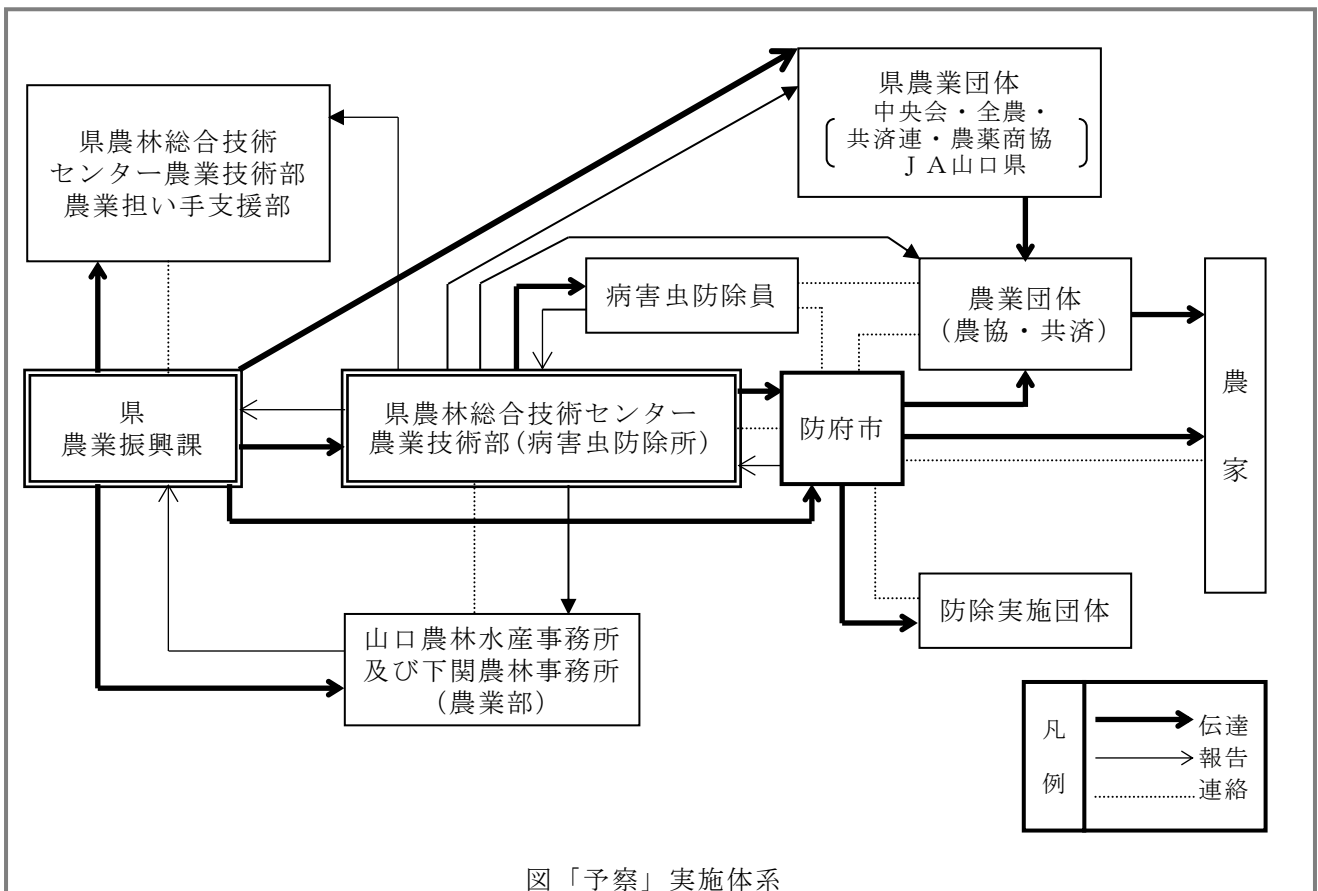
● 農林業災害対策

■ 3-22-1 農産物対策全般の実施系統



図「農産物対策全般」実施系統

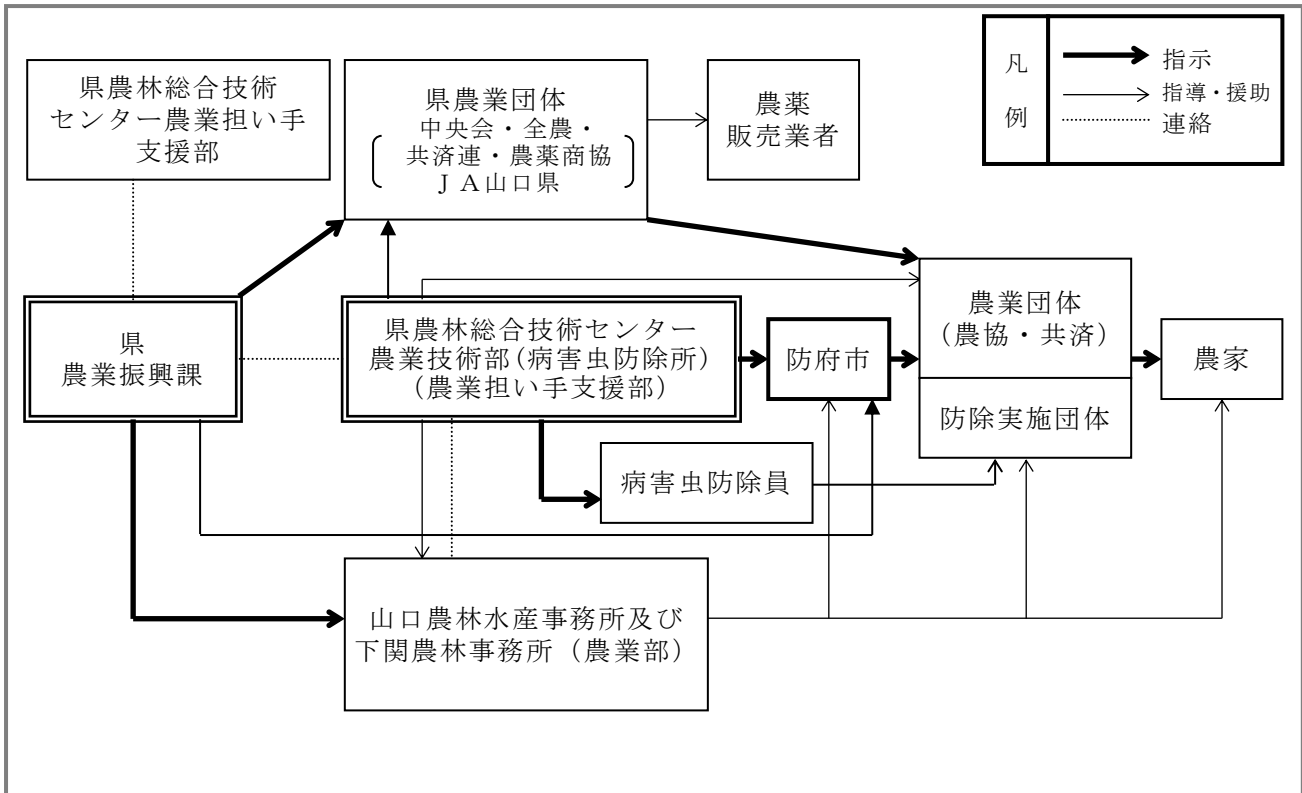
■ 3-22-2 予察の実施体系



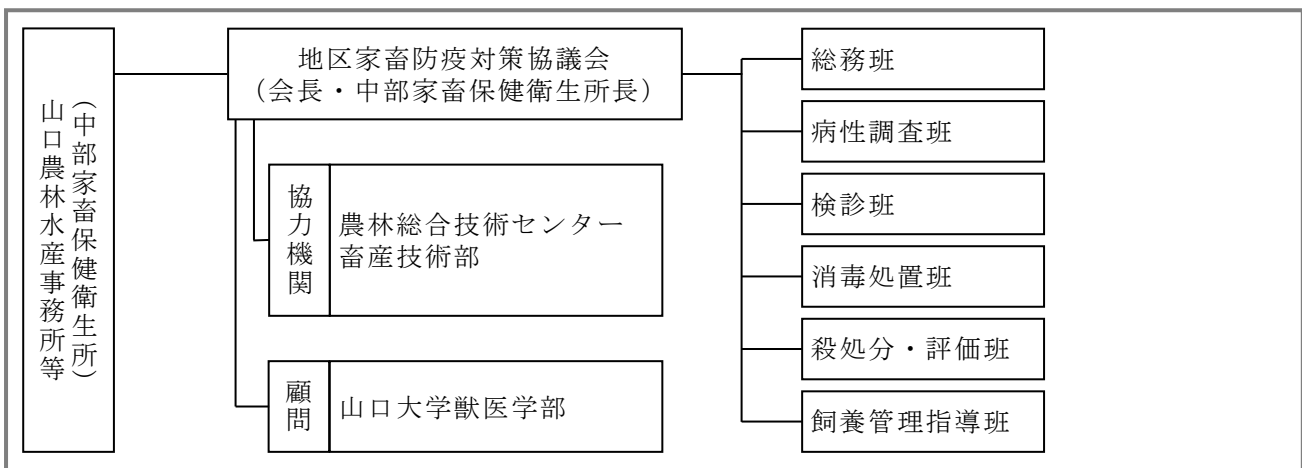
図「予察」実施体系

■ 3-22-3 病虫害防除対策実施体系

病虫害発生時の防除対策実施体系は次のとおりとする。



■ 3-22-4 地区家畜防疫対策協議会活動組織



第4 復旧・復興計画

●金融・貸付等

■ 4-1-1 生活相談等受付の措置概要

機 関 名	措 置 事 項																																						
県 (総合企画部)	<p>1 各種相談体制の確立 災害が発生した場合、応急対策実施と同時進行の形で、総合企画部を中心に、生活情報等の提供及び各種の相談体制の確立を図る。</p> <p>2 被害相談室の設置 被害復旧対策本部設置時に、相談、苦情等のたらい回しの防止及び各部が実施している応急対策等に係る情報を住民へ効果的に提供するとともに、情報提供・相談業務の一元化を図るため、総合企画部内に被害相談室を設置することができる。</p> <p>(1) 配備課 県民等からの被害相談の窓口として、次の各課は職員を被害相談室に配置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 総合企画部広報広聴課 環境生活部県民生活課 知事が指名する課 <p>(2) 関係課 県民等からの被害相談に対応するため、下表に掲げる各課は職員を課内に配置する。 なお、関係課については被害状況等を考慮し、知事の判断により追加等を行うものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部 局</th> <th>課 名</th> <th>班 名</th> <th>主 な 相 談 業 務 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務部</td> <td>税務課</td> <td>各担当班</td> <td>税に関すること</td> </tr> <tr> <td>環境生活部</td> <td>生活衛生課</td> <td>指導班</td> <td>日本政策金融公庫災害復旧貸付</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">健康福祉部</td> <td rowspan="2">厚政課</td> <td>総務管理班</td> <td>災害援護資金の貸付</td> </tr> <tr> <td>地域保健福祉班</td> <td>被災者生活再建支援制度 生活福祉資金の貸付</td> </tr> <tr> <td>こども家庭課</td> <td>青少年・家庭福祉班</td> <td>母子・父子・寡婦福祉資金の貸付</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">産業労働部</td> <td>経営金融課</td> <td>金融支援班</td> <td>中小企業に対する災害貸付</td> </tr> <tr> <td>労働政策課</td> <td>労働福祉班</td> <td>勤労者向け生活資金貸付</td> </tr> <tr> <td>農林水産部</td> <td>ぶちうまやまぐち推進課</td> <td>市場・金融班</td> <td>農林漁業制度資金の貸付</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">土木建築部</td> <td rowspan="2">住宅課</td> <td>民間住宅支援班</td> <td>災害復興住宅融資制度（独立行政法人住宅金融支援機構）</td> </tr> <tr> <td>県営住宅管理班</td> <td>被災者に対する県営住宅の提供</td> </tr> </tbody> </table>	部 局	課 名	班 名	主 な 相 談 業 務 内 容	総務部	税務課	各担当班	税に関すること	環境生活部	生活衛生課	指導班	日本政策金融公庫災害復旧貸付	健康福祉部	厚政課	総務管理班	災害援護資金の貸付	地域保健福祉班	被災者生活再建支援制度 生活福祉資金の貸付	こども家庭課	青少年・家庭福祉班	母子・父子・寡婦福祉資金の貸付	産業労働部	経営金融課	金融支援班	中小企業に対する災害貸付	労働政策課	労働福祉班	勤労者向け生活資金貸付	農林水産部	ぶちうまやまぐち推進課	市場・金融班	農林漁業制度資金の貸付	土木建築部	住宅課	民間住宅支援班	災害復興住宅融資制度（独立行政法人住宅金融支援機構）	県営住宅管理班	被災者に対する県営住宅の提供
	部 局	課 名	班 名	主 な 相 談 業 務 内 容																																			
	総務部	税務課	各担当班	税に関すること																																			
	環境生活部	生活衛生課	指導班	日本政策金融公庫災害復旧貸付																																			
	健康福祉部	厚政課	総務管理班	災害援護資金の貸付																																			
			地域保健福祉班	被災者生活再建支援制度 生活福祉資金の貸付																																			
		こども家庭課	青少年・家庭福祉班	母子・父子・寡婦福祉資金の貸付																																			
	産業労働部	経営金融課	金融支援班	中小企業に対する災害貸付																																			
		労働政策課	労働福祉班	勤労者向け生活資金貸付																																			
	農林水産部	ぶちうまやまぐち推進課	市場・金融班	農林漁業制度資金の貸付																																			
土木建築部	住宅課	民間住宅支援班	災害復興住宅融資制度（独立行政法人住宅金融支援機構）																																				
		県営住宅管理班	被災者に対する県営住宅の提供																																				
	<p>3 発災初期の混乱が終息したとき、被災現地では地方県民相談室を窓口として、避難所等を巡回し又は避難所等に臨時相談所を設置し、被災者援護に係る相談、要望、苦情等を聴取し、関係対策部に速やかに連絡する。 この場合の臨時相談所等の規模及び構成員は、災害の規模や現地の状況等を検討して、知事が決定する。</p> <p>(1) 大規模かつ広域にわたる災害の場合は、本部から職員を派遣し対応する。</p> <p>(2) 市、防災関係機関と連携を密にし、相談体制の確立を図る。</p> <p>4 通訳ボランティア等の協力を得て、外国人住民に対する相談体制を確立する。</p>																																						
防府市	<p>1 市は、被災者のための相談窓口を庁舎、出張所、避難所等に設置し、苦情又は要望事項等を聴取し、その解決を図る。特に、庁舎では総合相談窓口を設置し、保健、福祉、法律、建築、税等の専門家による相談体制を確保するものとする。</p> <p>2 解決困難なものについては、その内容を関係機関に連絡するなどして速やかな対応を講じるものとする。</p> <p>3 県、関係防災機関と連携を密にし、相談内容への対応の充実に努める。</p>																																						
防府警察署	警察本部及び警察署、交番等若しくは現地の必要な場所に、臨時相談所あるいは案内所等を設置して、安否確認、治安等警察関係の相談に当たる。																																						
指定公共機関 指定地方行政 機関	支店、営業所若しくは現地等の必要な場所に臨時相談所あるいは案内所等を設置し、所管業務の相談に当たる。																																						

■ 4-1-2 住宅資金の概要

	融資・資金名	内容	
住宅金融支援機構が行う災害関連融資	災害復興住宅融資	地震、暴風雨等の災害により住宅が滅失又は損傷した場合には、必要な資金の融資を受けることができる。 市は、融資が円滑に行われるよう、借入手続きの指導、罹災証明書の発行を早期に実施して、災害復興住宅資金の借入の促進を図るものとする。	
	災害予防関連融資	地すべり等関連住宅融資	地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第24条第1項の規定による関連事業計画又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第26条第1項の規定による知事の勧告に基づいて、地すべり等による被害を被るおそれのある者が、家屋の建設若しくは移転又は土地若しくは借地権を取得しようとするとき貸付けられる。
	宅地防災工事資金融資	宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第16条第2項、第17条第1項、第2項、第21条第2項、第22条第1項、第2項、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第9条第3項、第10条第1項、第2項又は建築基準法第10条第1項、第3項による勧告又は命令を受けた者が、当該勧告又は命令に係る擁壁、排水施設の設置、のり面保護等の防災工事を行うときに貸付けられる。	
その他の災害関連住宅資金	生活福祉資金の福祉資金（福祉費）	低所得者世帯、障害者世帯又は高齢者世帯が、住宅の増改築、補修及び公営住宅の譲り受けに必要なとする経費については、生活福祉資金の福祉資金（福祉費）の貸付けを受けることができる。 災害により特に必要な場合は、貸付限度額据置期間等について優遇措置が講じられる。	
	母子・父子・寡婦福祉資金の住宅資金	資金貸付けの対象者が、災害による被害を受けたときは、福祉資金住宅資金の貸付けに際して、限度額、据置期間の延長、支払い猶予等の優遇措置が講じられる。	

■ 4-1-3 各機関の租税の納期限の延長・徴収の猶予及び減免の措置

実施機関	租税の納期限の延長、徴収の猶予及び減免の取扱い
税務署	国税に関する法律に基づく全ての申告、申請、請求、届出、その他の書類の提出、納付又は徴収に関する期限の延長及び納税の猶予、所得税の減免、給与所得者等の源泉所得税の徴収猶予
県 (税務課) (市町課) (県税事務所)	被災した納税者又は特別徴収義務者に対して、地方税法（昭和25年法律第226号）及び山口県税賦課徴収条例等に基づき、納期限の延長、徴収の猶予及び減免について、それぞれの事態に対応して適時、適切な措置を講じる。 また、市においても適切な対応がなされるよう助言するものとする。
防府市	市が賦課する税目に関して、地方税法及び防府市税条例等に基づき、納期限の延長、徴収の猶予及び減免について、それぞれの事態に対応して適時、適切な措置を講じる。

※ 地方税の減免基準については、自治省から各都道府県知事あてに「災害被害者に対する地方税の減免措置等について」が出されており、この通達の中で、主な税目ごとの減免基準が示されている。

■ 4-1-4 生活福祉資金貸付条件等一覧表

○生活福祉資金貸付条件等一覧

(平成30年8月)

資金の種類	貸付限度額	据置期間	償還期限	貸付利子	保証人	
総合支援資金	生活支援費 (二人以上) 月20万円以内 (単身) 月15万円以内 貸付期間： 原則として3月以内（条件を満たした場合は最長12月）	最終貸付日から6月以内	据置期間経過後10年以内	保証人あり： 無利子 保証人なし： 年1.5%	原則必要 保証人なしでも貸付可	
	住宅入居費	40万円以内				貸付日から6月以内
	一時生活再建費	60万円以内				
福祉資金	福祉費 580万円以内 ※資金の用途に応じて上限目安額を設定	貸付日から6月以内	据置期間経過後20年以内 ※資金の用途に応じて異なる	保証人あり： 無利子 保証人なし： 年1.5%	原則必要 保証人なしでも貸付可	
	緊急小口資金	10万円以内	貸付日から2月以内	据置期間経過後12月以内	無利子 不要	
教育支援資金	教育支援費 〈高校〉月3.5万円以内 〈高専〉月6万円以内 〈短大〉月6万円以内 〈大学〉月6.5万円以内	卒業後6月以内	据置期間経過後20年以内	無利子	不要 ※世帯内で連帯借受人が必要	
	就学支度費					50万円以内
不動産担保型生活資金	不動産担保型生活資金 ・土地の評価額の70%程度 ・月30万円以内 ・貸付期間 借受人の死亡時までの期間 又は貸付元利金が貸付限度額に達するまでの期間	契約終了後3月以内	据置期間終了時	年3%又は長期プライムレートのいずれか低い利率	要 ※推定相続人の中から選任	
	要保護世帯向け不動産担保型生活資金 ・土地及び建物の評価額の70%程度（集合住宅の場合は50%） ・生活扶助額の1.5倍以内 ・貸付期間 借受人の死亡時までの期間 又は貸付元利金が貸付限度額に達するまでの期間				不要	

※ 不動産担保型生活資金の貸付対象は、65才以上の世帯に限る。

※ 低所得世帯・障害者世帯・高齢者世帯に限る。

■ 4-1-5 母子父子寡婦福祉資金貸付金一覧表

種類	貸付対象及び資金内容	貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期限	利率
事業開始	<p>母子家庭の母 父子家庭の父</p> <p>事業を開始するのに必要な設備費、機械・材料等の購入費</p> <p>※事業の例…飲食業・理美容業・販売小売り業等</p> <p>母子・父子福祉団体</p> <p>寡婦</p> <p>母子・父子福祉団体については政令で定める事業</p>	<p>3,140,000円</p> <p>団体 4,710,000円</p>		1年	7年以内	<p>連帯保証人を立てる場合は無利子</p> <p>連帯保証人を立てない場合は、年1.0%</p>
事業継続	<p>母子家庭の母 父子家庭の父</p> <p>現在営んでいる事業を継続するために必要な商品・材料の購入費等運転資金</p> <p>※事業の例…飲食業・理美容業・販売小売り業等</p> <p>母子・父子福祉団体</p> <p>寡婦</p> <p>母子・父子福祉団体については政令で定める事業</p>	<p>1,570,000円</p> <p>団体 1,570,000円</p>		6か月	7年以内	<p>連帯保証人を立てる場合は無利子</p> <p>連帯保証人を立てない場合は、年1.0%</p>
修学資金	<p>母子家庭の母が扶養する児童・子</p> <p>父子家庭の父が扶養する児童・子</p> <p>父母のない児童</p> <p>寡婦が扶養する子</p> <p>高等学校、大学、大学院、短大、高等専門学校又は専修学校で修学するために必要な経費</p> <p>例) 授業料、書籍代、交通費等(生活費は含まれない)</p>	<p>高校、専修学校(高等課程)</p> <p>(自宅) 45,000円</p> <p>(自宅外) 52,500円</p> <p>大学</p> <p>(自宅) 108,500円</p> <p>(自宅外) 146,000円</p> <p>専修学校(一般課程)</p> <p>月額 51,000円</p> <p>(私立を例示)</p>	就学期間中	当該学校卒業後6か月	<p>原則10年以内</p> <p>専修学校(一般課程)5年以内</p>	無利子
技能習得	<p>母子家庭の母 父子家庭の父</p> <p>自ら事業を開始し、又は就職するために必要な授業料・材料費等</p> <p>※特別…自動車免許の取得に必要な資金</p> <p>※一括…知識技能の習得等のため各種学校や養成施設等に入学する場合の入学金など、入学に要する費用に必要な資金</p> <p>寡婦</p>	<p>月額 68,000円</p> <p>(特別 460,000円)</p> <p>(一括 816,000円)</p> <p>※一括…最大12月分相当額を初年度に貸付ける。</p>	習得する期間中5年を超えない範囲	知識技能習得後1年	原則10年以内	<p>連帯保証人を立てる場合は無利子</p> <p>連帯保証人を立てない場合は、年1.0%</p>
修業資金	<p>母子家庭の母が扶養する児童・子</p> <p>父子家庭の父が扶養する児童・子</p> <p>父母のない児童</p> <p>寡婦が扶養する子</p> <p>事業を開始し、又は就職するために必要な知識技能を習得するための経費</p> <p>※特別…自動車免許の取得に必要な資金就職を希望しており、業務に必要な場合又は自動車以外の通勤手段がない場合に限り)</p>	<p>月額 68,000円</p> <p>(特別 460,000円)</p> <p>※対象児童が修学期間中に18歳に達する日以後の最初の3月31日に達したことにより、児童扶養手当等の支給を受けることができなくなった場合、上記の額に児童扶養手当等相当額を加算する。</p>	習得する期間中5年を超えない範囲	知識技能習得後1年	原則10年以内	無利子

種類	貸付対象及び資金内容		貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期限	利率
就職 支度	母子家庭の母 又は児童 父子家庭の父 又は児童 父母のない児童 寡婦	就職するのに必要な経費 例) 被服、履物等の購入費 ※特別…自動車の購入に必要な資金	100,000円 (特別 330,000円) (自動車購入のみの場合 230,000円)		1年	6年以内	児童の就職に係る貸付の場合は無利子 連帯保証人を立てる場合は無利子 連帯保証人を立てない場合は、年1.0%
医療 介護	母子家庭の母 又は児童 父子家庭の父 又は児童 寡婦	医療・介護を受けるために必要となる経費 例) 医療保険の自己負担分、通院に要する交通費、医師が必要と認めた按摩・マッサージ等 ※当該医療・介護を受ける期間がおおむね1年以内の場合に限る	医療 340,000円 (特別 480,000円) 介護 500,000円 (特別…貸付申請者に所得税が課税されていない又は所得税が課税されていても申請時における経済的事情が所得税非課税の者と同等程度と認められる場合)		6か月	5年以内	連帯保証人を立てる場合は無利子 連帯保証人を立てない場合は、年1.0%
生活	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	①知識技能を習得している期間 ②医療・介護を受けている期間 ③生活安定貸付期間(配偶者のない女子・男子となって7年未満)の生活を維持するのに必要な経費	①の場合 月額105,000円 ②③の場合 月額141,000円 (生計中心者でない場合 月額 70,000円) ※③において、養育費取得に係る裁判等に要する費用を、12月分相当額を限度に貸し付けることができる。	①5年以内 ②1年以内 ③配偶者 のない女子・男子 となって7年未満 で252万円が限度	期間終了 後 6か月	①原則10年以内 ②5年以内 ③8年以内	連帯保証人を立てる場合は無利子 連帯保証人を立てない場合は、年1.0%
		失業貸付期間(離職し、就労の意思及び能力を有するにもかかわらず職業に就くことができない状態で離職した日の翌日から1年以内)の生活を維持するのに必要な経費	月額 105,000円 ※生計中心者でない場合 月額 70,000円	離職した日の翌日から1年以内	期間終了 後 6か月	5年以内	連帯保証人を立てる場合は無利子 連帯保証人を立てない場合は、年1.0%
住宅	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	住宅を建設し、購入し、補修し、保全し、改築し、又は増築するのに必要な資金	1,500,000円 ※災害等により特に必要と認められる場合 (特別 2,000,000円)		6か月	6年以内 特別 7年以内	連帯保証人を立てる場合は無利子 連帯保証人を立てない場合は、年1.0%
転宅	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	住宅を移転するために必要な経費	260,000円		6か月	3年以内	連帯保証人を立てる場合は無利子 連帯保証人を立てない場合は、年1.0%

種類	貸付対象及び資金内容		貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期限	利率
就学 支度	母子家庭の母、父子家庭の父が扶養する児童・子 父母のない児童 寡婦が扶養する子	入学又は修業施設へ入所するために必要な経費 例) 被服・履物等の購入費、入学金等	小学校 64,300円 中学校 81,000円 高校・専修学校(高等課程) 私立自宅外の場合 420,000円 大学・短大・高専・専修学校(専門課程) 私立自宅外の場合 590,000円 修業施設(高卒)自宅外 282,000円		当該学校卒業後 6か月	原則10年以内	無利子
結婚	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	母子家庭の母、父子家庭の父が扶養する児童・子 寡婦が扶養する子が婚姻するために必要な経費	300,000円		6か月	5年以内	連帯保証人を立てる場合は無利子 連帯保証人を立てない場合は、年1.0%

注) 償 還：年賦、半年賦、月賦いずれも可能で、繰上償還も可能

違約金：年賦、半年賦、月賦いずれの場合でも、その指定日に償還しなかったときは、その翌日から納入した当日までの日数を計算し、元利金につき年3%の違約金が徴収される。

■ 4-1-6 災害援護資金一覧表

貸付対象	根拠法令等	貸付区分及び貸付限度額	貸付条件
<p>救助法が適用された自然災害により、世帯主が負傷又は家財等に被害を受けた世帯で、その世帯の前年の所得が次の額未満の世帯に限る</p> <p>1人 220万円 2人 430万円 3人 620万円 4人 730万円 5人以上 730万円に世帯人員が1人増すごとに30万円を加算した額</p> <p>ただし住居が滅失した場合は1,270万円に緩和</p>	<p>1 災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）</p> <p>2 実施主体市（条例）</p> <p>3 経費負担国 2/3 県 1/3</p> <p>4 対象となる災害 山口県において救助法による救助が行われた災害</p>	<p>1 世帯主が重傷（療養に約1か月以上かかる負傷）を負った場合</p> <p>①家財・住家とも損害がない場合 150万円</p> <p>②家財の損害1/3以上 250万円</p> <p>③住家が半壊した場合 270万円（350万円）</p> <p>④住家が全壊した場合 350万円</p> <p>2 世帯主が1に該当する負傷を負わなかった場合</p> <p>①家財の損害1/3以上 150万円</p> <p>②住家が半壊した場合 170万円（250万円）</p> <p>③住家が全壊した場合（④の場合を除く） 250万円（350万円）</p> <p>④住家の全体が滅失若しくは流出した場合 350万円</p> <p>（ ）は、被災した住居を建て直す際にその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合</p>	<p>1 貸付申請時期 被害を受けた月の翌月から起算して3か月以内</p> <p>2 据置期間 3年（特別の事情がある場合5年）</p> <p>3 償還期間 10年（うち据置期間3年）（特例：据置期間5年、償還期間5年）</p> <p>4 償還方法 年賦、半年賦又は月賦</p> <p>5 貸付利率 保証人有 年0% 保証人無 年1.5%</p> <p>6 連帯保証人 各市町の条例による 保証人を付すか否かは借受人が選択できる。付す場合は、原則として本市に居住する者他適格要件有り。</p>

■ 4-1-7 災害弔慰金一覧表

種別	対象となる災害	根拠法令等	支給対象者	支給限度額	支給制限・方法等
災害弔慰金	1 一つの市町において、住居滅失世帯数が5以上である場合	1 災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）	死亡者の配偶者 〃 子 〃 父母 〃 孫 〃 祖父母 上記のいずれもが存しない場合において、死亡者と同居し又は生計を同じくしていた兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹	1 死亡者が、死 亡当時災害弔慰金を受ける遺族の生計を主として維持していた場合 500万円	1 支給の制限 (1)死亡（障害）が本人の故意又は重大な過失による (2) 次の規則等に基づき支給される賞じゅつ金又は特別賞じゅつ金が支給される場合
	2 山口県内において住居滅失世帯数が5以上の市町が3以上ある場合	2 実施主体市（条例）		2 その他の場合 250万円	
	3 山口県内において、救助法が適用された市町が、1以上ある場合	3 経費負担 国 1/2 県 1/4 市 1/4	対象の災害により負傷し又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む）次に掲げる程度の障害を有する住民 1 両目が失明した者 2 咀嚼及び言語の機能を廃した者 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する者 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する者 5 両上肢をひじ関節以上で失った者 6 両上肢の用を全廃した者 7 両下肢をひざ関節以上で失った者 8 両下肢の用を全廃した者 9 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められる者	1 障害を受けた者が、障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった当時、その世帯の生計を主として維持していた場合 250万円	①警察表彰規則 ②消防表彰規定 ③賞じゅつ金に関する訓令 (3) 条例に基づき市長が支給を不適當と認める場合
災害障害見舞金	4 救助法による救助が行われた市町をその区域に含む都道府県が2以上ある場合			2 その他の場合 125万円	2 支給の方法等 市が被害の状況、遺族の状況等必要な調査を行い支給する

■ 4-1-8 災害見舞金一覧表

県内において発生した災害に係る被災者等に対して「災害見舞金支給要綱」に基づき、見舞金を支給する。

【県（厚政課）】

対象となる事項	金額	
住家の全壊、全焼又は流出	1世帯につき	100,000円
住家の半壊又は半焼	1世帯につき	100,000円
死亡	死亡者1人につき	100,000円
重傷	重傷者1人につき	50,000円

また、市内において発生した災害に係る被災者等に対して「防府市災害見舞金等支給要綱」に基づき、見舞金等を支給する。

対象となる事項	金額	
災害死亡者	死亡者1人につき	50,000円
住家の全壊・全焼・流失	1世帯につき	100,000円
住家の半壊・半焼	1世帯につき	50,000円
床上浸水	1世帯につき	30,000円

■ 4-1-9 被災者生活再建支援法の概要

【県（厚政課）、市、被災者生活再建支援法人】

1 制度の概要

(1) 被災者生活再建支援法の目的

被災者生活再建支援法（以下「法」という。）は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金（以下「支援金」という。）を支給するための措置を定めることにより、その生活再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的としている。

(2) 被災者生活再建支援法の適用

県の地域において、法の対象となる自然災害が発生した場合、その旨を公示し、被災世帯から申請があったときは、対象となる被災世帯への支援金の支給手続きを実施する。

なお、被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金の支給の際は、配偶者からの暴力の被害者等が、世帯主である配偶者と別居し、住民票を有しないまま居住していた住宅が被災した場合においても、居住の事実が確認できれば同法上の被災世帯に該当することを踏まえ、適切に対応すること。

ア 法の対象となる自然災害

(ア) 法の対象となる自然災害

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象により生ずる被害。

(イ) 法の対象となる自然災害の程度

- a 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害（同条第2項のみなし規定により該当することとなるものを含む。）が発生した市町の区域に係る自然災害。
- b 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町の区域に係る自然災害。
- c 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県の区域に係る自然災害。
- d a又はbの市町を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町（人口10万未満に限る。）の区域に係る自然災害。
- e a～cの区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町の区域に係る自然災害。
- f a若しくはbの市町を含む都道府県又はcの都道府県が2以上ある場合で、5世帯（人口5万人未満の市町にあっては、2世帯）以上の住宅全壊被害が発生した市町（人口10万人未満に限る）の区域に係る自然災害。

2 被災者生活再建支援制度

(1) 支援金の支給対象となる被災世帯

ア 支援金の支給対象となる被災世帯

前述の1(2)ア(イ)a～fの自然災害により、

- ① 住宅が「全壊」した世帯
- ② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）
- ⑤ 半壊世帯のうち大規模半壊世帯に至らないが相当規模の補修を要する世帯（中規模半壊世帯）

イ 支援金の支給額

該当する世帯に支給される支給額は次表の2つの支援金の合計額となる。但し、世帯人数が1人の場合は、各該当欄の支給額の金額は3/4の額となる。

① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊 ((1)ア①に該当)	解体 ((1)ア②に該当)	長期避難 ((1)ア③に該当)	大規模半壊 ((1)ア④に該当)
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

* 「中規模半壊世帯」は支給なし

② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）
支給額	200万円	100万円	50万円

* 「中規模半壊世帯」は上記の1/2の額

* 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円（「中規模半壊世帯」は1/2の額）

3 支援金の支給申請等

(1) 申請期間

基礎支援金については災害発生日から起算して13月以内、加算支援金については災害発生日から起算して37月以内とする。

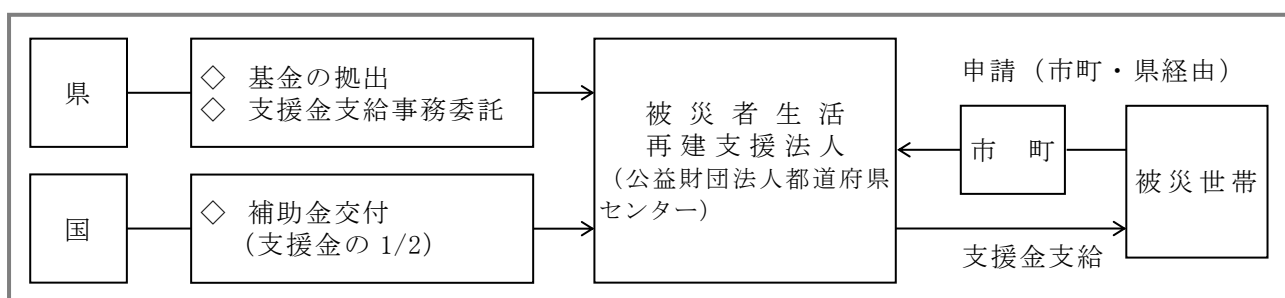
(2) 申請時の添付書類

ア 基礎支援金：罹災証明書、住民票 等

イ 加算支援金：契約書（住宅の購入、賃借等）等

(3) 支援金支給に係る手続き

被災者からの支援金支給申請に係る県、市町、被災者生活再建支援法人、国（内閣府）の事務等の概要は次に示すとおり。



4 山口県被災者生活再建支援金支給事業（県制度）

県内に被災者生活再建支援法が適用される市町が1以上ある自然災害において、被災者生活再建支援制度（国制度）の対象となる被害を受けながら、その自然災害が被災者生活再建支援法に定める規模に達しないため、国制度による支援を受けられない世帯に対して、国制度と同額（「中規模半壊世帯」を除く）の支援を行う（負担割合 県1/2、市1/2）。

■ 4-1-10 義援金品の受付・保管・配分に係る各機関の措置

1 義援金品の受付

機 関 名	措 置 内 容
県	<p>(1) 義援金品の受付のため、災害救助部は受付窓口を県庁内に開設する。</p> <p>(2) 県が直接受領した義援金品について、原則として受領書を発行しない。</p> <p>(3) 義援品の受入れについては、あらかじめ指定している緊急輸送拠点のうちから適当な箇所を選び、管理責任者を配置する。</p> <p>なお、義援金品の受付は、短期間のうちに正確かつ迅速に行う必要があることから、他の部からの応援を得て実施する。また、市町からの応援要請についても対処できる体制を確立する。</p>
市	<p>(1) 市は、義援金品の受付窓口を開設する。</p> <p>(2) 市が直接受領した義援金品について、寄託者に受領書を発行する。</p> <p>(3) 義援品の保管場所、集積場所を指定し、管理責任者を配置する。</p>
日本赤十字社 山口県支部等	<p>市民及び他の都道府県から日本赤十字社等に寄託された義援金について、市及び日本赤十字社山口県支部等において受け付ける。</p> <p>ただし、被災の状況により、前記の場所での受付が困難な場合には、他の場所で受け付けることがある。</p>

2 義援金品の保管

機 関 名	措 置 内 容
県	<p>(1) 義援金 災害救助部が受け付けた義援金については、日本赤十字社山口県支部等の口座に入金する。</p> <p>(2) 義援品 他県及び外国等からの義援品については、あらかじめ定めている緊急輸送拠点（広域輸送基地）のうちから最も被災地に近い箇所を保管場所として、市町に配分するまでの間一時保管する。</p> <p>ただし、災害の状況によっては、県出先機関の庁舎等に一時保管することもある。</p>
市	<p>(1) 義援金 義援金については、被災者に配分するまでの間、市長名義の普通預金口座を設け、払出しまでの間預金保管する。</p> <p>(2) 義援品 義援品は、市が直接受領したもの及び県が受入れ、配送されるものも併せて、あらかじめ定めている保管場所に保管する。</p> <p>ただし、災害の状況によっては、臨時に集積場所を定めて保管する。</p>
日本赤十字社 山口県支部等	<p>◆ 義援金 日本赤十字社山口県支部等が受け付けた義援金については、口座を開設し保管する。</p>

3 義援金品の配分

機 関 名	措 置 内 容
県	<p>(1) 災害が複数の市町にわたる場合において、県が受け付けた義援金品の被災市町への配分決定は、配分委員会等において行う。</p> <p>(2) 義援品は、必要車両を借り上げ、市町が指定する場所まで輸送し、市町に引き渡すものとする。</p>
市	<p>市長は、義援金品の配分を公平適切に行うため、配分委員会等の組織を設置し、同委員会で定める配分計画に基づき、配布するものとする。</p> <p>(1) 義援金</p> <p>ア 市に直接寄託された義援金及び県、日本赤十字社山口県支部等から送金を受けた義援金について、罹災証明書をもとに、被災者に直接又は指定の口座に送金するものとする。</p> <p>イ 罹災証明書は、義援金配布時の証明書として、また、他の生活再建に必要な融資等を受ける際にも必要となるものであることから、これの発行が迅速に行われるよう、必要な体制の確立及び手続の簡素化等の措置を講じるものとする。</p> <p>(2) 義援品</p> <p>ア 義援品の配布については、避難所、在宅における被災者等の実態をよく把握し、公平に物資が行きわたるよう配慮の上、配布する。</p> <p>イ 配布に当たっては、日赤奉仕団、ボランティア等の協力を得るものとする。</p>
日本赤十字社 山口県支部等	<p>(1) 日本赤十字社山口県支部等に寄託された義援金の市町への配分については、配分委員会において行う。</p> <p>ただし、災害が2県以上にわたる場合は、本社の指示に従う。</p> <p>(2) 義援金は、上記の決定に基づき、被災市町へ送金する。</p>

■ 4-1-11 災害復旧事業に関する国庫負担の関係法令及び地方債・交付税一覧

1 国庫負担又は補助

法律又は予算の範囲内において、国が全部又は一部を負担し又は補助して行われる災害復旧事業の関係法令等は、次のとおり。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業国庫負担法
- (2) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- (3) 公営住宅法
- (4) 土地区画整理法
- (5) 海岸法
- (6) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- (7) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (8) 予防接種法
- (9) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- (10) 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針及び都市災害復旧事業事務取扱方針
(昭和37年8月14日建設省都市局長通達)
- (11) 生活保護法
- (12) 児童福祉法
- (13) 身体障害者福祉法
- (14) 知的障害者福祉法
- (15) 売春防止法
- (16) 老人福祉法
- (17) 水道法
- (18) 上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱
- (19) 下水道法
- (20) 災害等廃棄物処理事業費国庫補助金交付要綱
- (21) 廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金交付要綱
- (22) と畜場等災害復旧費補助金交付要綱
- (23) 社会福祉施設災害復旧費国庫負担（補助）の協議について
(昭和59年9月7日厚生省社会局長・児童家庭局長通知)

2 地方債

災害復旧事業等の対象となる地方債は、次のとおり。

- (1) 補助災害復旧事業債
- (2) 直轄災害復旧事業債
- (3) 一般単独災害復旧事業債
- (4) 地方公営企業等災害復旧事業債
- (5) 火災復旧事業債
- (6) 小災害復旧事業債
- (7) 歳入欠かん等債

3 交付税

被災地方公共団体に対する地方交付税に係る措置としては、次の措置が考えられる。

- (1) 災害復旧事業の財源に充てた地方債の元利償還金の基準財政需要額への算入措置
- (2) 普通交付税の繰上交付措置
- (3) 特別交付税による措置

■ 4-1-12 激甚災害に対する特別な財政措置

1 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- (1) 公共土木施設災害復旧事業
- (2) 公共土木施設災害関連事業
- (3) 公立学校施設災害復旧事業
- (4) 公営住宅等災害復旧事業
- (5) 生活保護施設災害復旧事業
- (6) 児童福祉施設災害復旧事業
- (7) 老人福祉施設災害復旧事業
- (8) 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業
- (9) 障害者支援施設等災害復旧事業
- (10) 婦人保護施設災害復旧事業
- (11) 感染症指定医療機関等災害復旧事業
- (12) 感染症予防事業
- (13) 堆積土砂排除事業
 - ア 地方公共団体又はその機関が管理する公共施設に係る堆積土砂排除事業
 - イ 都市街区域内のその他の堆積土砂排除事業
- (14) 湛水排除事業

2 農林水産業に関する特別の助成

- (1) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- (2) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- (3) 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
- (4) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する特別措置の特例（天災融資法が発動された場合適用）
- (5) 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- (6) 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
- (7) 共同利用小型漁船の建造費の補助
- (8) 森林災害復旧事業に対する補助
- (9) 治山施設災害復旧事業に対する補助

3 中小企業に関する特別の助成

- (1) 中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)による災害関係保証の特例
- (2) 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

4 その他の特別の財政援助及び助成

- (1) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- (2) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- (3) 市町が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
- (4) 母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例
- (5) 水防資材費の補助の特例
- (6) 罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
- (7) 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
- (8) 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

● 条例等

■ 4-2-1 県災害見舞金支給要綱

1 目的

この要綱は、災害による罹災者等に対する災害見舞金（以下「見舞金」という）の支給について、必要な事項を定めるものとする。

2 定義

この要綱において「災害」とは、次に掲げることにより被害が生ずることをいう。

- (1) 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象
- (2) (1) 以外であつて大規模火災等知事が特に認める事象

3 見舞金の支給

県は、県内において発生した災害に係る次の罹災者等に対し、別表に定める額の見舞金を支給する。

- (1) 災害により住家が全壊、全焼又は流失した世帯に係る罹災者
- (2) 災害により住家が半壊、半焼した世帯に係る罹災者
- (3) 災害により死亡者が生じた場合、その遺族
- (4) 災害により負傷者（重傷）が生じた場合、本人
- (5) この要綱における、「世帯」、「住家」、「住家の被害程度」、「死亡」及び「重傷」の認定については、昭和43年6月14日付け結審第115号内閣総理大臣官房審議室長通達の統一基準によるものとする。

4 災害による死亡の推定

災害の際、現にその場にいた者につき、当該災害のおさまった後3か月間その生死がわからない場合には、この要綱の適用については、その者は、当該災害によって死亡したものと推定する。

5 支給の制限

見舞金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

- (1) 住家の全壊、全焼又は流失及び半壊又は半焼の場合
 - ア 罹災者が、被災家屋を河川敷、急傾斜地崩壊危険区域等に適法な手続を経ずに建築したものであるとき。
 - イ 罹災者が、被災家屋に不法に居住を開始したものであるとき。
 - ウ その他知事が見舞金の支給を適当でないと認めるとき。
- (2) 災害による死亡又は重傷の場合
 - ア 死亡者の遺族又は重傷者が、他の法令又はこれに準ずる規定により同趣旨の見舞金の支給を受けるとき。
 - イ 当該死亡又は重傷が、その者の故意又は重大な過失による場合であるとき。
 - ウ 災害に際し、市町長又はその他の権限のある者の避難の指示に従わなかったこと、その他の特別の事情があるため、知事が見舞金の支給を適当でないと認めるとき。

付 則

1 施行期日

この要綱は、昭和61年4月1日から施行する。

2 要綱の廃止

「災害り災者に対する見舞金支給要綱」（昭和58年10月18日付け社会第834号山口県民生部長通知）は廃止する。

3 経過措置

昭和61年3月31日までに発生した災害に係る見舞金の支給については、なお従前の例による。

付 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成17年9月6日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年3月20日から施行する。

別表

区 分	金 額
住家の全壊、全焼又は流失	1世帯につき 100,000円
住家の半壊又は半焼	1世帯につき 100,000円
死亡	死亡者1人につき 100,000円
重傷	重傷者1人につき 50,000円

(注) 5の(2)のアの「他の法令又はこれに準ずる規定により同趣旨の見舞金」とは、災害弔慰金等であり、県内の市町が独自に支給する見舞金は含まない。

■ 4-2-2 防府市災害見舞金等支給要綱

防府市災害見舞金等支給要綱

平成2年4月1日制定

(目的)

第1条 この要綱は、災害におけるり災者に対し、市が見舞金又は弔慰金（以下「災害見舞金等」という。）を支給することにより、り災者の援護を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における災害の定義は、別表第1のとおりとする。

(支給の対象)

第3条 市長は、市内に住所を有する者で市内において発生した災害に係るり災者のうち次の各号に掲げる世帯に対し、別表第2に規定する災害見舞金等を支給する。

- (1) 災害により住家が全焼又は全壊若しくは流失した世帯
- (2) 災害により住家が半焼又は半壊した世帯
- (3) 災害により住家が床上浸水した世帯
- (4) 災害により死亡者が生じた場合の遺族の世帯

(支給の制限)

第4条 災害見舞金等は、次の各号に該当する場合には支給しない。

- (1) 当該災害又は災害による死亡がその者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 当該災害が産業災害又は交通災害によって生じたものである場合
- (3) 他の法令その他これに準ずる規定により同趣旨の給付金が支給される場合
- (4) その他特別の事情があるため、市長が災害見舞金等の支給が適当でないと認めた場合

(支給の手続)

第5条 市長は、災害が発生したときは、速やかに被害の程度を確認し、り災者が第3条の支給対象に該当すると認めたときは災害見舞金等を支給する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年9月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年7月27日から施行する。ただし、改正後の別表第2の規定は、平成21年7月21日から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1

区 分	定 義
災 害	地震、風水害その他異常な自然現象及び火災による被害
住 家	現実に居住のため使用している建物をいう
世 帯	生計を同一にしている実際の生活単位をいう
遺 族	防府市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年防府市条例第45号）第4条の規定を準用する。
全焼・全壊・流失	住家が滅失したもので、具体的には、住家の損壊、焼失又は流失した部分の床面積が住家の延床面積の70%以上に達したもの
半焼・半壊	住家の損壊又は焼失した部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満に達したもの （全焼・半焼は原則として消防署の火災報告書の判定による）
床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないもの

別表第2

区 分	見舞金又は見舞品の額	弔 慰 金 の 額
災 害 死 亡 者		死亡者1人につき 50,000円
住家の全壊・全焼・流失	1世帯につき 100,000円	
住家の半壊・半焼	1世帯につき 50,000円	
床上浸水	1世帯につき 30,000円	

■ 4-2-3 激甚災害の指定基準

○激甚災害指定基準（昭和三十七年十二月七日中央防災会議決定）

改正	昭和	四十年	二月	十七日
	同	四十七年	八月	十一日
	同	五十六年	四月	十日
	同	五十六年	十月	十四日
	同	五十七年	九月	十日
	同	五十八年	七月	九日
	平成	十二年	三月	二十四日
	同	十二年	十月	三十一日
	同	十九年	二月	二十七日
	同	二十一年	三月	十日
	同	二十八年	二月	九日

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号。以下「法」という。）第二条の激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定は次の基準による。

- 1 法第二章（公共施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助）の措置を適用すべき激甚災害は、次のいずれかに該当する災害とする。
 - A 当該災害に係る公共施設災害復旧事業等（法第三条第一項第一号及び第三号から第十四号までに掲げる事業をいう。以下同じ。）の事業費の査定見込額が全国の都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入の総額のおおむね〇・五％をこえる災害
 - B 当該災害に係る公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額が全国の都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入の総額のおおむね〇・二％をこえる災害であり、かつ、次の要件のいずれかに該当するもの
 - （1）都道府県が負担する当該災害に係る公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額が当該都道府県の当該年度の標準税収入の二五％をこえる都道府県が一以上あること。
 - （2）一の都道府県の区域内の市町村がその費用を負担する当該災害に係る公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額の総額が、当該都道府県の区域内の全市町村の当該年度の標準税収入の総額の五％をこえる都道府県が一以上あること。
- 2 法第五条（農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置）の措置を適用すべき激甚災害は、次のいずれかに該当する災害とする。
 - A 当該災害に係る農地等の災害復旧事業（法第五条第一項に規定する農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業をいう。以下同じ。）の事業費の査定見込額が、当該年度の全国農業所得推定額のおおむね〇・五％をこえる災害
 - B 当該災害に係る農地等の災害復旧事業の事業費の査定見込額が当該年度の全国農業所得推定額のおおむね〇・一五％をこえる災害であり、かつ、一の都道府県の区域内における当該災害に係る農地等の災害復旧事業の事業費の査定見込額が当該都道府県の当該年度の農業所得推定額の四％をこえる都道府県又はその査定見込額がおおむね一〇億円をこえる都道府県が一以上あるもの
- 3 法第六条（農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例）の措置は、法第五条の措置又は農業被害見込額が当該年度の全国農業所得推定額のおおむね一・五％を超える災害により法第八条の措置が適用される激甚災害（当該災害に係る当該施設の被害見込額が五、〇〇〇万円以下と認められる場合を除く。）について適用する。

ただし、これに該当しない場合であっても、法第六条の措置（水産業共同利用施設に係るもの

に限る。)は、当該災害に係る漁業被害見込額が農業被害見込額を超え、かつ、次のいずれかに該当する激甚災害(当該災害に係る水産業共同利用施設の被害見込額が五、〇〇〇万円以下と認められる場合を除く。)について適用する。

(1) 当該災害に係る漁船等(漁船、漁具及び水産動植物の養殖施設をいう。)の被害見込額が当該年度の全国漁業所得推定額のおおむね〇・五%を超える災害

(2) 当該災害に係る漁業被害見込額が当該年度の全国漁業所得推定額のおおむね一・五%を超える災害により法第八条の措置が適用される災害

4 法第八条(天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例)の措置を適用すべき激甚災害は次のいずれかに該当する災害(当該災害の実態により、その必要性がないと認められるものを除く。)とする。ただし、高潮、津波等特殊な原因による激甚な災害であつて、その被害の態様から次の基準によりがたいと認められるものについては、災害の発生のつどその被害の実情に応じて個別に考慮するものとする。

A 当該災害に係る農業被害見込額が、当該年度の全国農業所得推定額のおおむね〇・五%をこえる災害

B 当該災害に係る農業被害見込額が当該年度の全国農業所得推定額のおおむね〇・一五%をこえる災害であり、かつ、一の都道府県の区域内における当該災害に係る特別被害農業者(天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法第二条第二項に規定する特別被害農業者をいう。)の数が当該都道府県の区域内における農業をおもな業務とする者のおおむね三%をこえる都道府県が一以上あるもの

5 法第十一条の二(森林災害復旧事業に対する補助)の措置を適用すべき激甚災害は、次のいずれかに該当する災害とする。

A 当該災害に係る林業被害見込額(樹木に係るものに限る。以下同じ。)が当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額のおおむね五%を超える災害

B 当該災害に係る林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額のおおむね一・五%を超える災害であり、かつ、一の都道府県の区域内における当該災害に係る林業被害見込額が当該都道府県の当該年度の生産林業所得(木材生産部門)推定額の六〇%を超える都道府県又はその林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額のおおむね一・〇%を超える都道府県が一以上あるもの

6 法第十二条(中小企業信用保険法による災害関係保証の特例)の措置を適用すべき激甚災害は次のいずれかに該当する災害とする。

A 当該災害に係る中小企業関係被害額が、当該年度の全国の中小企業所得推定額(第二次産業及び第三次産業国民所得に中小企業付加価値率及び中小企業販売率を乗じて推計した額。以下同じ。)のおおむね〇・二%を超える災害

B 当該災害に係る中小企業関係被害額が当該年度の全国の中小企業所得推定額のおおむね〇・〇六%を超える災害であり、かつ、一の都道府県の区域内の当該災害に係る中小企業関係被害額が当該年度の当該都道府県の中小企業所得推定額の二%を超える都道府県又はその中小企業関係被害額が一、四〇〇億円を超える都道府県が一以上あるもの

ただし、火災の場合又は法第十二条の適用の場合における中小企業関係被害額の全国の中小企業所得推定額に対する割合については、被害の実情に応じ特例的措置を講ずることがあるものとする。

7 法第十六条(公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助)、第十七条(私立学校施設災害復旧事業に対する補助)及び第十九条(市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例)の措置は法第二章の措置が適用される激甚災害について適用する。

ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合を除く。

- 8 法第二十二条（罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例）の措置を適用すべき激甚災害は次のいずれかに該当する災害とする。
- A 当該災害による住宅の滅失戸数が被災地全域でおおむね四、〇〇〇戸以上である災害
- B 次の要件のいずれかに該当する災害
- ただし火災の場合における被災地全域の滅失戸数については、被害実情に応じ特例的措置を講ずることがあるものとする。
- (1) 当該災害による住宅の滅失戸数が被災地全域でおおむね二、〇〇〇戸以上であり、かつ、一市町村の区域内で二〇〇戸以上又はその区域内の住宅戸数の一割以上である災害
- (2) 当該災害による住宅の滅失戸数が被災地全域でおおむね一、二〇〇戸以上であり、かつ、一市町村の区域内で四〇〇戸以上又はその区域内の住宅戸数の二割以上である災害
- 9 法第二十四条（小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等）の措置は、公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置にあつては法第二章の措置が適用される災害、農地及び農業用施設等小災害に係る措置にあつては法第五条の措置が適用される災害について適用する。
- 10 上記の措置以外の措置は、災害の発生のおよび被害の実情に応じて個別に考慮するものとする。

注 昭和四十年二月十七日改正の指定基準は、昭和三十九年九月の台風二十号による災害以後の災害に適用。昭和四十七年八月十一日改正の指定基準は、昭和四十七年六月六日以後に発生した災害について適用。昭和五十六年四月十日改正の指定基準は、昭和五十五年十二月一日以後に発生した災害について適用。昭和五十六年十月十四日改正の指定基準は、昭和五十六年八月二十一日以後に発生した災害について適用。昭和五十七年九月十日改正の指定基準は、昭和五十七年一月一日以後に発生した災害について適用。昭和五十八年七月九日改正の指定基準は、昭和五十八年五月二十六日以後に発生した災害について適用。平成十二年三月二十四日改正の指定基準は、平成十二年一月一日以後に発生した災害について適用。平成十二年十月三十一日改正の指定基準は、平成十二年九月八日以後に発生した災害について適用。平成十九年二月二十七日改正の指定基準は、平成十八年十月六日以後に発生した災害について適用。平成二十一年三月十日改正の指定基準は、平成二十年十月一日以後に発生した災害について適用。平成二十八年二月九日改正の指定基準は、平成二十七年四月一日以後に発生した災害に適用。

■ 4-2-4 局地激甚災害の指定基準

○局地激甚災害指定基準（昭和四十三年十一月二十二日中央防災会議決定）

改正 昭和四十六年十月 十一日
同 五十六年十月 十四日
同 五十八年六月 十一日
平成 十二年三月二十四日
同 十九年二月二十七日
同 十九年四月 十九日
同 二十年七月 三日
同 二十一年三月 十日
同 二十三年一月 十三日
同 二十八年二月 九日

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号。以下「法」という。）第二条の激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定は、激甚災害指定基準（昭和三十七年十二月七日中央防災会議決定）によるもののほか、次の基準による。

次のいずれかに該当する災害があるときは、当該災害が激甚災害指定基準（昭和三十七年十二月七日中央防災会議決定）に該当しない場合に限り、（１）に掲げる市町村における（１）に掲げる災害については、法第三条第一項各号に掲げる事業のうち、当該市町村が当該災害によりその費用を負担するもの及び法第四条第五項に規定する地方公共団体以外の者が設置した施設に係るものについて法第二章の措置並びに当該市町村が当該災害について発行を許可された公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る地方債について法第二十四条第一項、第三項及び第四項の措置、（２）に掲げる市町村の区域における（２）に掲げる災害については、法第五条、第六条及び第二十四条第二項から第四項までの措置（ただし書に掲げる災害については、法第六条の措置（水産業共同利用施設に係るものに限る。）、（３）に掲げる市町村の区域における（３）に掲げる災害については、法第十一条の二の措置、（４）に掲げる市町村の区域における（４）に掲げる災害については、法第十二条の措置をそれぞれ適用すべき激甚災害とする。

（１）次のいずれかに該当する災害

① 当該市町村がその費用を負担する当該災害に係る公共施設災害復旧事業等（法第三条第一項第一号及び第三号から第十四号までに掲げる事業をいう。以下同じ。）の査定事業費の額が次のいずれかに該当する市町村が一以上ある災害（該当する市町村ごとの当該査定事業費の額を合算した額がおおむね一億円未満のものを除く。）

（イ）当該市町村の当該年度の標準税収入の五〇％を超える市町村（当該査定事業費の額が一、〇〇〇万円未満のものを除く。）

（ロ）当該市町村の当該年度の標準税収入が五〇億円以下であり、かつ、当該査定事業費の額が二億五、〇〇〇万円を超える市町村にあつては、当該標準税収入の二〇％を超える市町村

（ハ）当該市町村の当該年度の標準税収入が五〇億円を超え、かつ、一〇〇億円以下の市町村にあつては、当該標準税収入の二〇％に当該標準税収入から五〇億円を控除した額の六〇％を加えた額を超える市町村

② ①の公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所の数がおおむね十未満のものを除く。）

（２）次のいずれかに該当する災害

① 当該市町村の区域内における当該災害に係る農地等の災害復旧事業（法第五条第一項に規定する農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業をいう。）に要する経費の額が当該市町村に係る当該年度の農業所得推定額の一〇%を超える市町村（当該経費の額が一、〇〇〇万円未満のものを除く。）が一以上ある災害（上記に該当する市町村ごとの当該経費の額を合算した額がおおむね五、〇〇〇万円未満である場合を除く。）

ただし、これに該当しない場合であっても、当該市町村の区域内における当該災害に係る漁業被害額が農業被害額を超え、かつ、当該市町村の区域内における当該災害に係る漁船等（漁船、漁具及び水産動植物の養殖施設をいう。）の被害額が当該市町村に係る当該年度の漁業所得推定額の一〇%を超える市町村（当該漁船等の被害額が一、〇〇〇万円未満のものを除く。）が一以上ある災害（上記に該当する市町村ごとの当該漁船等の被害額を合算した額がおおむね五、〇〇〇万円未満である場合を除く。）

② ①の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所の数がおおむね十未満のものを除く。）

(3) 当該市町村の区域内における当該災害に係る林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ。）が当該市町村に係る当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額の一・五倍を超え（当該林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね〇・〇五%未満のものを除く。）、かつ、大火による災害にあつては、その災害に係る要復旧見込面積がおおむね三〇〇haを超える市町村、その他の災害にあつては、その災害に係る要復旧見込面積が当該市町村の民有林面積（人工林に係るものに限る。）のおおむね二五%を超える市町村が一以上ある災害

(4) 当該市町村の区域内における当該災害に係る中小企業関係被害額が当該市町村に係る当該年度の中小企業所得推定額の一〇%を超える市町村（当該被害額が一、〇〇〇万円未満のものを除く。）が一以上ある災害。ただし、上記に該当する市町村ごとの当該被害額を合算した額がおおむね五、〇〇〇万円未満である場合を除く。

なお、この指定基準は、昭和四十三年一月一日以後に発生した災害について適用する。

注 昭和四十六年十月十一日改正の指定基準は、昭和四十六年一月一日以後に発生した災害について適用。昭和五十六年十月十四日改正の指定基準は、昭和五十六年八月二十一日以後に発生した災害について適用。昭和五十八年六月十一日改正の指定基準は、昭和五十八年四月二十七日以後に発生した災害について適用。平成十二年三月二十四日改正の指定基準は、平成十二年一月一日以後に発生した災害について適用。平成十九年二月二十七日改正の指定基準は、平成十八年十月六日以後に発生した災害について適用。平成十九年四月十九日改正の指定基準は、平成十九年三月二十五日以後に発生した災害について適用。平成二十年七月三日改正の指定基準は、平成二十年六月十四日以後に発生した災害について適用。平成二十一年三月十日改正の指定基準は、平成二十年十月一日以後に発生した災害について適用。平成二十三年一月十三日改正の指定基準は、平成二十二年一月一日以後に発生した災害について適用。平成二十八年二月九日改正の指定基準は、平成二十七年四月一日以降に発生した災害について適用。

● 復旧対策

■ 4-3-1 主な災害復旧事業一覧

公共土木施設災害復旧事業	その他の災害復旧事業
河川公共土木施設災害復旧事業	農林水産業施設災害復旧事業
海岸公共土木施設災害復旧事業	都市災害復旧事業
砂防設備公共土木施設災害復旧事業	水道施設災害復旧事業
林地荒廃防止施設公共土木施設災害復旧事業	社会福祉施設災害復旧事業
地すべり防止施設公共土木施設災害復旧事業	公立学校災害復旧事業
急傾斜地崩壊防止施設公共土木施設災害復旧事業	公営住宅災害復旧事業
道路公共土木施設災害復旧事業	公立医療施設災害復旧事業
港湾公共土木施設災害復旧事業	その他の災害復旧事業
漁港公共土木施設災害復旧事業	
下水道公共土木施設災害復旧事業	
公園公共土木施設災害復旧事業	

